

四街道市地域防災計画

令和5年度修正

四街道市防災会議

四街道市地域防災計画

総則編

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

総則編	1
第1節 計画の策定方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第3 計画の修正	1
第4 計画の構成	1
第5 計画の基本方針	2
第6 他の計画との関係	4
第7 計画の習熟	5
第2節 市及び防災関係機関等の役割分担	6
第1 防災関係機関の役割分担	6
第2 市民や事業所等の役割分担	13
第3節 市の概況	16
第1 四街道市の自然環境	16
第2 四街道市の社会環境	19
第4節 被害想定	24
第1 地震被害想定	24
第2 風水害等の災害特性	33

総則編

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、四街道市防災会議が作成する計画であって、四街道市（以下「市」という。）の地域に係る災害対策に関し、市と千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、市民、自主防災組織（区・自治会）、事業所、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）等が総力を結集して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

※四街道市防災会議条例	（資料集 資料1-1）
※四街道市防災会議運営要領	（資料集 資料1-2）
※四街道市防災会議委員一覧表	（資料集 資料1-3）

第2 計画の性格

- 1 この計画は、市の地域（以下「市域」という。）に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関等が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。
- 2 この計画は、市や防災関係機関等の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 この計画は、防災に関する科学的研究の成果並びに災害発生状況と災害対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市の防災会議において修正する。

第4 計画の構成

この計画は、計画全般にわたる理念・基本方針等を示す「総則編」、平常時から進める予防対策や災害時の受援体制整備、災害発生後の復旧対策を示した「共通編」、災害発生直後の市民・自主防災組織（区・自治会）、事業者、行政等が行う応急活動を災害の種類ごとに示した「災害応急対策編」の3編で構成する。

■四街道市地域防災計画の構成

編	章	内容
総則編	—	計画全般の理念・方針、市や防災関係機関等の役割、被害想定等の計画に関する基本的事項
共通編	災害予防計画	防災体制の整備、市民等の防災行動力の向上、市で進めるまちづくり、被害防止対策等、災害に備えて平常時に実施する予防計画
	受援計画	災害時の市外からの応援受入れに関する計画
	災害復旧・復興計画	災害後の迅速な現状復旧、中・長期的視点に立った復興等の基本的な方針を定めた計画
災害応急対策編	震災対策計画	地震災害時の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	風水害対策計画	風水害・土砂災害・雪害発生時又は発生前の組織体制、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等の応急対策計画
	火山噴火対策計画	火山噴火による降灰被害の応急対策計画
	大規模事故対策計画	市域で想定される大規模火災、危険物等事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故、大規模停電事故の応急対策等の計画

第5 計画の基本方針

地震や風水害等の「災害に強い安全なまちづくり」を目指すため、計画の基本方針を以下のように定める。

1 防災体制の強化

災害時に防災拠点、情報収集伝達手段、ライフライン等が被害を受けることにより、その後の被害が拡大し、被災者支援や復旧等が遅れるおそれがあることから、初動期から機能する防災体制が求められる。以上を踏まえ、市は、以下のとおり防災体制の強化を進めていく。

- ① 配備体制や役割分担の見直しによる災害対策本部の機能強化
- ② 防災関係機関等との連携強化と広域応援体制の拡充
- ③ 情報通信機能の強化と情報収集伝達体制の整備
- ④ 生活関連物資供給体制の整備
- ⑤ 応急医療体制の整備
- ⑥ 災害時の市民等への広報広聴体制の整備
- ⑦ 受援体制の整備
- ⑧ 防災拠点施設等の整備

2 防災行動力の向上

大規模災害に向けて対策を進めるために、公助による体制に加え、自助・共助の地域の防災行動力の向上が欠かせないことから、地域と連携し、以下のとおり防災行動力の向上に係る対策を進めていく。

- ① 市民の自助・共助についての意識の高揚
- ② 自主防災組織の育成及び事業所の防災体制の強化
- ③ 地域住民による指定避難所の運営組織の育成・強化
- ④ 防災士等地域防災リーダーの育成・強化
- ⑤ ボランティア活動との連携強化
- ⑥ 要配慮者（障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分に理解できない外国人等）に対する支援
- ⑦ 帰宅困難者に対する支援
- ⑧ 男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動への女性の積極的な参画の促進

3 災害に強いまちづくり

大規模災害に対し、市域全体の防災機能を向上することが求められることから、市は、以下のとおり災害に強いまちづくりを進めていく。

- ① 市街地の整備及び防災性の向上
- ② 建築物等の安全性（耐震・耐火等）の向上
- ③ 宅地等の安全化
- ④ 都市基盤施設対策の推進
- ⑤ 同様の被害を繰り返さない復興都市づくり

4 地震災害の防止に関する調査研究

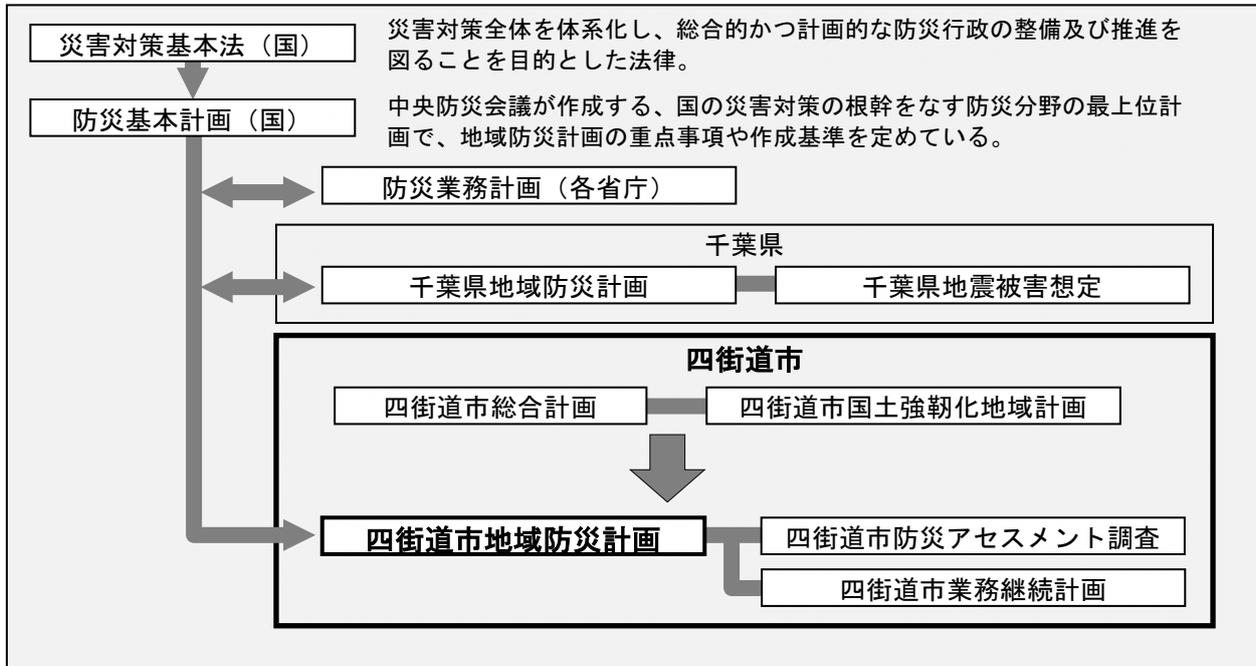
地震による被害は、想定される規模とともに市の社会条件と密接に関係することから、国や県の公表する被害想定や防災対策等について、市の地域・社会特性を反映した実践的な震災対策とするため、以下のとおり調査研究を進める。

- ① 過去の震災事例における教訓の収集と反映
- ② 防災先進自治体の各種防災施策の収集と反映
- ③ 国・県・大学等の防災研究機関、有識者等の研究成果の反映

第6 他の計画との関係

この計画は、市域に係る災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るものであり、指定地方行政機関が作成する防災業務計画や千葉県地域防災計画等の計画、並びに市が策定する総合計画、国土強靱化地域計画等との整合を図る。

■防災に係る法律と各種計画等の関係



1 四街道市総合計画との関係

現在運用されている四街道市総合計画（後期基本計画）は、令和元年度から令和5年度を計画期間として、6つの基本目標の一つに「安全・安心を実現するまち」を掲げ、災害や犯罪などの不安が少ない安全な環境で、だれもが安心して日常生活を送れるまちを目指している。「安全・安心を実現するまち」の基本目標達成のために5つの施策を掲げているが、うち下表に示す4つの施策が地域防災計画と関連している。この総合計画は、市のまちづくりのための最上位の計画であることから、地域防災計画は、これらの施策と整合を図る。

■地域防災計画に関連する施策・取組み（抜粋）

施策	取組み
危機管理体制の強化	防災対応力の向上、危機管理体制の充実
地域防災力の向上	防災意識の向上、地域と連携した防災対策の推進、多様性に配慮した災害応急対応、備蓄・物流体制の整備
防災都市基盤の強化	防災拠点等の整備、ライフラインの強化、建物の耐震化の推進、防災視点のまちづくりの推進
消防・救急の充実	消防・救急体制の充実、火災予防の推進、消防団の充実・強化

2 四街道市国土強靱化地域計画との関係

四街道市国土強靱化地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、市に起こり得る大規模な自然災害等のあらゆるリスクを想定し、最悪の事態に陥ることを避けるとともに、被災した場合であっても機能不全に陥ることなく、迅速な復旧・復興を可能とするためのまちづくりの方向性を示した計画である。また、計画は施設の整備や耐震化といったハード対策だけでなく、防災教育の充実や防災活動への支援などのソフト対策を市の状況等に合わせて組み合わせ、市が取り組むべき対策を幅広く位置付けている。

したがって、この計画は国土強靱化地域計画に示されたまちづくりの方向性と整合を図る。

第7 計画の習熟

市及び防災関係機関等は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上訓練や実践訓練等によって、この計画の習熟に努める。また市は、この計画の市民への周知を図るため、広報啓発活動に努める。

第2節 市及び防災関係機関等の役割分担

市及び防災関係機関等の処理すべき事務、又は業務の大綱は、概ね以下のとおりである。

第1 防災関係機関の役割分担

1 四街道市

市は防災に関する対策を確立し、災害に対処するが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として、災害救助にあたる。

機関の名称	事務又は業務の大綱
四街道市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 四街道市防災会議、四街道市災害対策本部（警戒本部を含む。）及び四街道市復旧・復興本部に関すること。 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3. 災害時における災害に関する被害の調査・報告、情報の収集及び広報に関すること。 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5. 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価安定に関すること。 7. 被災事業者に対する融資等の対策に関すること。 8. 被災市営施設の応急対策に関すること。 9. 災害時における文教対策に関すること。 10. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 11. 災害時における社会秩序の維持に関すること。 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13. 被災施設の復旧に関すること。 14. 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。 15. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。 16. 県を通じての自衛隊の派遣要請及び県への人的・物的支援要請に関すること。 17. 協定自治体、事業者等への人的・物的支援要請に関すること。 18. 県、指定公共機関等へのリエソンの派遣に関すること。
四街道市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災、防火についての市民啓発に関すること。 2. 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること。 3. 人命の救出、救助及び応急救護に関すること。 4. 消防、水防その他の応急措置に関すること。 5. 火災、水害等の情報の伝達に関すること。 6. 危険物等の安全確保のための指導に関すること。
四街道市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災、防火についての市民啓発に関すること。 2. 火災、水害等の予防警戒及び防御に関すること。 3. 地域住民の避難誘導、救助及び広報に関すること。

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。 4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8. 被災県営施設の応急対策に関すること。 9. 災害時における文教対策に関すること。 10. 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13. 被災施設の復旧に関すること。 14. 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示やあっせん等に関すること。 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16. 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17. 被災者の生活再建支援に関すること。 18. 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
印旛地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管の地域に係る災害予防・応急・復旧対策に関すること。
印旛土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県の所管に係る河川、道路、橋梁等の土木施設の保全並びに防災対策に関すること。
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療及び助産救護に関すること。 2. 清掃、防疫等の環境、保健衛生に関すること。 3. 医療施設の保全に関すること。
県警察 (四街道警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における治安の維持、警察通信、交通対策、避難者の誘導等に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。 5. 噴火警報等の伝達に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>関東財務局千葉財務事務所</p>	<p>1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事。</p> <p>2. 融資関係 (1)災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事。 (2)災害復旧事業費の融資（長期）に関する事。</p> <p>3. 国有財産関係 (1)地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (2)地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (3)地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事。 (4)災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事。 (5)県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事。 (6)県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事。</p> <p>4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1)災害関係の融資に関する事。 (2)預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事。 (3)手形交換、休日営業等に関する事。 (4)保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事。 (5)営業停止等における対応に関する事。</p>
<p>関東信越厚生局</p>	<p>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。 2. 関係職員の派遣に関する事。 3. 関係機関との連絡調整に関する事。</p>
<p>関東農政局</p>	<p>1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。 2. 応急用食料・物資の支援に関する事。 3. 食品の需要・価格動向の調査に関する事。 4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。 5. 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。 6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。 7. 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。 8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。 9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。 10. 被害農業者に対する金融対策に関する事。</p>
<p>関東運輸局</p>	<p>1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2. 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2. 気象、地象（土砂崩れ、地震動等）、水象（洪水、氾濫等）の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。 2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更や無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5. 電気通信事業者や放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給に関する事。 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3. 被災中小企業の振興に関する事。
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 (2) 通信施設等の整備に関する事。 (3) 公共施設等の整備に関する事。 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事。 (6) 豪雪害の予防に関する事。 2. 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力、予警報の伝達等に関する事。 (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。 (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。 (7) 災害時相互協力に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3. 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。
成田空港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。こと。 2. 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。こと。 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。こと。
関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。こと。 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。こと。 3. 地殻変動の監視に関する事。こと。
北関東防衛局	1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。こと。 2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。こと。
関東地方環境事務所	1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。こと。 2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関する事。こと。 3. 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集や提供、汚染等の除去への支援に関する事。こと。 4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。こと。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	1. 災害派遣の準備 (1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。こと。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。こと。 (3) 防災資材の整備及び点検に関する事。こと。 (4) 千葉県地域防災計画、四街道市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。こと。 (5) 災害派遣が予測される場合の市への連絡員の派遣に関する事。こと。 2. 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。こと。 (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付や譲与等に関する事。こと。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	1. 災害時における郵政事業運営の確保 2. 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 (3)被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 (4)被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事 (5)被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事 3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 4. 災害時における市域の被災状況等の情報収集及び市の広報支援に関する事
東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コム ユニケーションズ(株) KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1. 電気通信施設の整備に関する事 2. 災害時等における通信サービスの提供に関する事 3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社 千葉県支部	1. 医療救護に関する事 2. こころのケアに関する事 3. 救援物資の備蓄及び配分に関する事 4. 血液製剤の供給に関する事 5. 義援金の受付及び配分に関する事 6. その他応急対応に必要な業務に関する事
日本放送協会 千葉放送局	1. 市民(県民)に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事 2. 市民(県民)に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事 4. 被災者の受信対策に関する事
東日本高速道路(株)	1. 東日本高速道路の保全に関する事 2. 東日本高速道路の災害復旧に関する事 3. 災害時における緊急交通路の確保に関する事
成田国際空港(株)	1. 災害時における空港の運用に関する事 2. 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関する事 3. 帰宅困難者対策に関する事
東日本旅客鉄道(株)	1. 鉄道施設の保全に関する事 2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事 3. 帰宅困難者対策に関する事
日本貨物鉄道(株)	1. 災害時における鉄道車両等による救援物資輸送の協力に関する事

総則編

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	1. ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 2. ガスの供給に関すること。
日本通運(株)	1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	1. 災害時における物資の輸送に関すること。
東京電力 パワーグリッド(株)	1. 災害時における電力供給に関すること。 2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。 3. 停電時の情報提供に関すること。 4. 市へのリエゾンの派遣に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること。 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
一般社団法人 千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
公益社団法人 千葉県看護協会	1. 医療救護活動に関すること。 2. 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。
印旛沼土地改良区	1. 用排水施設の整備と管理に関すること。 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
印旛利根川 水防事務組合	1. 水防施設資材の整備に関すること。 2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。 3. 水防活動に関すること。
公益社団法人千葉県 LPガス協会	1. LPガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	1. 市民（県民）に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2. 市民（県民）に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
一般社団法人千葉県 トラック協会	1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送の協力に関すること。
一般社団法人千葉県 バス協会	1. 災害時における旅客自動車（バス）による避難者の輸送の協力に関すること。

第2 市民や事業所等の役割分担

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、初動期に対応できる能力には限界がある。そこで、市民、事業所等は災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき、以下に示す役割を担うことが求められる。

1 市民の果たすべき役割

「自らの命は自ら守る」という「自助」の視点に立って、災害に対する正しい知識を習得し、自宅の耐震化や食料等の備蓄に努める等、市民自ら災害への備えをすることが必要である。

災害発生後は「自助」から「共助」へつないでいくことが重要であるため、災害発生後もできるだけ地域に踏みとどまり、近隣の人と協力し合いながら消火活動や救助活動を行う。そのためにも、平常時から区・自治会など地域コミュニティの活動に参加・協力することが重要であり、地域との関わりをもつよう努める。

2 自主防災組織の果たすべき役割

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の視点に立って、区・自治会のもとで自主防災組織を結成し、防災に関する正しい知識・技術の習得や消火、救助活動等に必要な資機材等の整備、実践的な訓練を行うとともに、消防団や民生委員・児童委員等地域の組織・関係者、消防・警察等の行政の防災関係機関と連携しながら、地域に根ざした防災体制の確立を図る。この際、地域の指定避難所の開設・運営を積極的に担い、公助を補う。

また、自主防災組織の強化を図るうえでは、地域で活躍する防災リーダーの役割が重要であることから、防災リーダーの育成に努める。

3 事業所の果たすべき役割

事業所は、業務継続計画を策定し、災害時における業務の継続を図るとともに、消防法に基づく防火防災管理体制を強化する等、災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。

また、事業所内の従業員や利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

4 公共的団体・その他防災上重要な施設の管理者の果たすべき役割

機関の名称	各機関の役割
印旛市郡医師会 (四街道市医師会)	1. 医療及び助産活動に関すること。 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
印旛郡市歯科医師会 (四街道市歯科医師会)	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
印旛郡市薬剤師会 (四街道市薬剤師会)	1. 医薬品の調達、供給に関すること。 2. 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること。
病院等経営者	1. 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2. 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。 3. 災害時における入院、来院者等の保護及び誘導に関すること。 4. 災害時における病人等の受入れ及び保護に関すること。

機関の名称	各機関の役割
千葉みらい 農業協同組合 (四街道支店)	1. 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3. 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 5. 農産物の需給調整に関する事。
四街道市商工会 その他商工関係団体 市内大規模商業施設	1. 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2. 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3. 救助物資、復旧資材の確保、斡旋、輸送等についての協力に関する事。
四街道市金融懇談会	1. 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
四街道市 社会福祉協議会	1. 要配慮者の支援に関する事。 2. 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。
社会福祉施設管理者	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2. 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事。 3. 災害時における応急対応計画の確立及び実施に関する事。 4. 被災施設の災害復旧に関する事。
学校法人	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2. 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事。 3. 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事。 4. 被災施設の災害復旧に関する事。
四街道市土木協力会	1. 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事。 2. 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。 3. 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。 4. その他災害時における建設活動の協力に関する事。 5. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市指定 管工事業協同組合	1. 災害時における水道の復旧活動の協力に関する事。 2. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市電設協力会	1. 災害時における電気施設の復旧活動の協力に関する事。 2. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
千葉県建築士会 印旛支部 千葉県建築士事務所 協会	1. 被災建築物に対する危険度(居住継続の可否等の判断)の判定等の調査の協力に関する事。 2. 応急仮設住宅の建設、被災建築物の応急修理の協力に関する事。 3. その他災害時における建設活動の協力に関する事。 4. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
(株)広域高速ネット 二九六	1. 市民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事。 2. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
千葉内陸バス(株)	1. 災害時における人員、物資等の輸送のための車両の供給に関する事。
千葉県石油商業組合	1. 災害時における高圧ガス、石油等の貯蔵及び輸送の保全に関する事。 2. 災害時における高圧ガス、石油等の供給に関する事。 3. 被災施設の応急処理と復旧に関する事。 4. 加盟各事業者との連絡調整に関する事。
四街道市 危険物安全協会	1. 危険物の安全管理の徹底及び危険物施設の整備に関する事。

機関の名称	各機関の役割
四街道市 赤十字奉仕団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話等の協力に関する事。 2. その他災害応急対策についての協力に関する事。
四街道市 区・自治会 (自主防災組織)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織の設置と自主防災活動の実施に関する事。 2. 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 3. 指定避難所の開設・運営に関する事。 4. 在宅避難者の安否確認に関する事。 5. 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分、指定避難所内の世話業務等の協力に関する事。 6. 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
四街道市防犯協会 四街道市交通安全協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関する事。 2. 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関する事。 3. その他災害応急対策の業務の協力に関する事。

第3節 市の概況

第1 四街道市の自然環境

1 位置と地勢

市は、千葉県の北部に位置し、南西は千葉市、北東は佐倉市にそれぞれ隣接する東西約7km、南北9km、総面積34.52km²の区域である。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れている。また、市中央部を流れる小名木雨水幹線によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっている。

■市の位置及び面積

面積		34.52km ²	
広ぼう		東西7km、南北9km	
周囲長		48.4km	
代表点 の位置	市役所	140度10分05秒E	35度40分11秒N
	東端(成山)	140度12分53秒E	35度39分47秒N
	西端(鹿放ヶ丘)	140度08分11秒E	35度40分14秒N
	南端(吉岡)	140度11分23秒E	35度37分32秒N
	北端(亀崎)	140度12分18秒E	35度42分27秒N

2 地質

市の地質は、中期更新統の下総層群を構成する成田層群上部及び関東ローム層、沖積層である。下総層群は標高22m～39mの台地を形成し、下総台地と呼ばれている。成田層群上部は、内湾浅海の堆積層を示し、砂を主とした砂泥層で砂層の間には数層の粘土層を挟む。薄層であるが関東ローム層と合わせて地震動をやや増幅させる地層である。

関東ローム層は、市の標高22m～39mの台地上に分布し、立川ローム層及び武蔵野ローム層の新規ローム層、下末吉ローム層からなる。台地上の地表面はわずかな段差やうねりがあり、雨水等により侵食が進んでいる。ローム層は一般に茶褐色を呈する火山灰であり、上部の乾燥した部分にはクラックが入り、急崖をなす箇所では崩壊をおこしやすい。

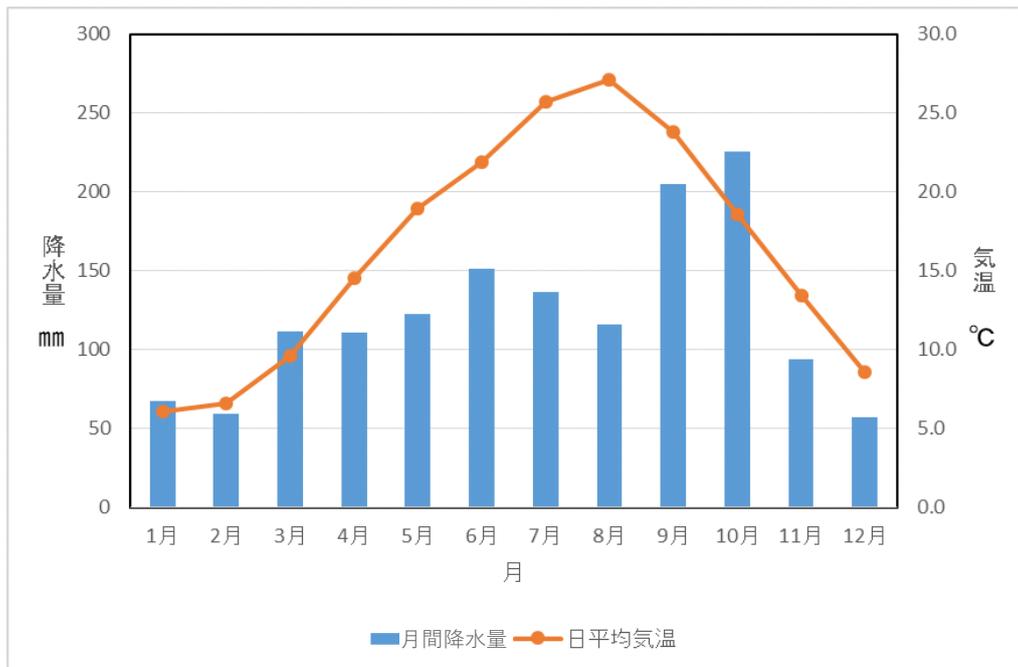
沖積層は上手操川、小名木雨水幹線、鹿島川、勝田川等の台地を開析する河川等の谷底に分布している。主として砂、腐植土、粘土、砂より構成される未固結堆積層である。

3 気象

(1) 平年値

市最寄りの千葉特別地域気象観測所の気象観測データによると、日平均気温の平年値（1991～2020年の平均値）は、最低が1月の6.1℃、最高が8月の27.1℃となっている。月間降水量の平年値は、台風や秋雨の影響で10月が平均225.7mmと最も多く、12月に平均56.8mmと最も少ない。

■日平均気温と降水量の平年値



■千葉特別地域気象観測所の平年値（1991～2020年）

月	項目 月間降水量 (mm)	平均気温(°C)			平均風速 (m/s)
		日平均	日最高	日最低	
1月	67.5	6.1	10.1	2.4	3.7
2月	59.1	6.6	10.7	2.8	4.0
3月	111.3	9.6	13.8	5.7	4.2
4月	110.4	14.5	18.7	10.6	4.5
5月	122.3	18.9	23.0	15.4	4.4
6月	150.9	21.9	25.6	19.0	3.9
7月	136.5	25.7	29.4	23.0	4.3
8月	115.7	27.1	31.0	24.3	4.2
9月	204.7	23.8	27.5	21.0	3.9
10月	225.7	18.6	22.3	15.6	3.5
11月	94.1	13.4	17.3	9.9	3.3
12月	56.8	8.6	12.5	4.9	3.5
年間	1454.7	16.2	20.2	12.9	3.9

資料)「気象庁ホームページ」(2022年7月時点)

(2) 上位の観測値

千葉特別地域気象観測所において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次表のとおりである。

降水量のうち日降水量の最大値は、平成8年(1996年)9月22日に台風第17号により記録した259.5mmで、平年値で最も多い10月の月降水量(225.7mm)を上回っている。1時間降水量の最大値は、昭和50年(1975年)10月5日に台風第13号により記録した71.0mmである。また、年降水量の最大値は1991年の1910.5mm、最小値は1978年の808mmで、2倍以上の差がある。

気温については、日最高気温は平成27年(2015年)8月7日に記録した38.5℃、日最低気温は昭和42年(1967年)2月13日に記録した-5.2℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速は令和元年(2019年)9月9日に台風第15号(令和元年房総半島台風)により記録した南東の風35.9m/sで、日最大瞬間風向・風速も同日に記録した南東の風57.5m/sである。

また、年降水量、日最高気温の上位の値の出現年に着目すると、年降水量は上位2位から5位までが、日最高気温は上位5位すべてが2000年以降の出現となっており、近年の降水量の増加傾向、気温の上昇傾向がうかがえる。

■千葉特別地域気象観測所における観測史上1～5位の値(年間を通じての値)

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量(mm)		259.5 (1996/9/22)	238.0 (2013/10/16)	185.0 (2001/10/10)	183.0 (1986/8/4)	181.5 (2019/10/25)	1966/4 2022/7
日最大10分間降水量(mm)		28.0 (2009/8/9)	26.0 (1986/9/9)	24.5 (2021/8/23)	20.5 (1990/9/13)	20.5 (1982/6/20)	1966/4 2022/7
日最大1時間降水量(mm)		71.0 (1975/10/5)	70.0 (1986/9/9)	68.0 (2010/9/8)	61.5 (2013/10/16)	57.5 (1999/8/20)	1966/4 2022/7
年降水量の多い方から(mm)		1,910.5 (1991)	1,834.5 (2021)	1,791.5 (2020)	1,726.0 (2006)	1,697.0 (2019)	1966年 2022年
年降水量の少ない方から(mm)		808.0 (1978)	855.0 (1984)	939.5 (1997)	991.0 (1970)	1,067.5 (1973)	1966年 2022年
日最高気温の高い方から(℃)		38.5 (2015/8/7)	38.4 (2013/8/11)	37.8 (2004/7/20)	37.8 (2001/7/24)	37.7 (2016/8/9)	1966/4 2022/7
日最低気温の低い方から(℃)		-5.2 (1967/2/13)	-5.1 (1970/1/17)	-5.1 (1968/2/13)	-5.0 (1976/1/22)	-4.9 (1981/1/13)	1966/4 2022/7
日最大風向・風速(m/s)		南東 35.9 (2019/9/9)	南南西 32.9 (1985/7/1)	南南西 28.1 (1967/4/4)	西南西 26.3 (2002/10/1)	南南西 26.2 (1985/8/31)	1966/4 2022/7
日最大瞬間風向・風速(m/s)		南東 57.5 (2019/9/9)	南 48.6 (1985/7/1)	南南西 47.8 (2004/12/5)	南南西 41.1 (2018/10/1)	西南西 40.6 (2002/10/1)	1966/4 2022/7

※千葉特別地域気象観測所(千葉市中央区中央港)

資料)気象庁ホームページ(2022年7月時点)

第2 四街道市の社会環境

1 人口

(1) 総人口

市の人口は増加傾向にあり、昭和 60 年には約 67,000 人であったが、令和 2 年には約 94,000 人となり、35 年間で約 27,000 人の増加となっている。世帯数は昭和 60 年に約 19,000 世帯であったが、令和 2 年には約 38,000 世帯となり、およそ 2 倍の増加となっている。また、1 世帯当たり人員は昭和 60 年の 3.54 人から令和 2 年には 2.43 人と減少傾向となっている。

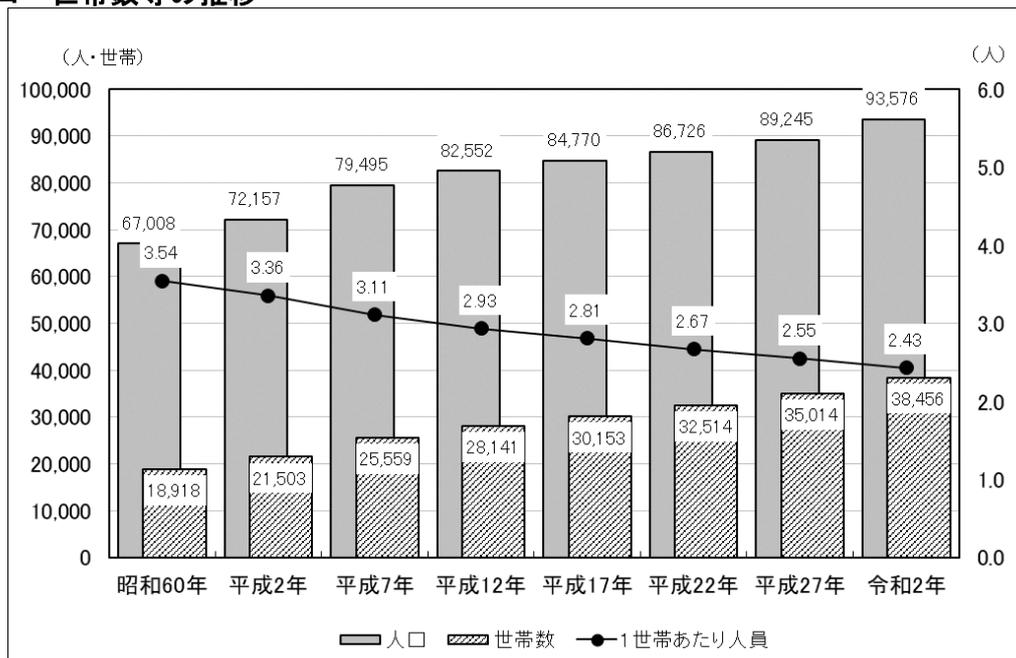
■人口・世帯数等の推移

年	区分	人口	世帯数	1 世帯当たり人員	人口密度 (人/km ²)
昭和 60 年 (1985)		67,008	18,918	3.54	1,941.1
平成 2 年 (1990)		72,157	21,503	3.36	2,090.3
平成 7 年 (1995)		79,495	25,559	3.11	2,302.9
平成 12 年 (2000)		82,552	28,141	2.93	2,391.4
平成 17 年 (2005)		84,770	30,153	2.81	2,455.7
平成 22 年 (2010)		86,726	32,514	2.67	2,512.3
平成 27 年 (2015)		89,245	35,014	2.55	2,585.3
令和 2 年 (2020)		93,576	38,456	2.43	2,710.8

注) 人口密度は、市の面積を 34.52km²として算定した。

資料) 総務省統計局「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

■人口・世帯数等の推移



(2) 年齢別人口

市の人口は、令和2年10月1日（国勢調査）現在93,576人だが、そのうち年少人口（0～14歳）が13.3%、生産年齢人口（15～64歳）が56.7%、老年人口（65歳以上）が28.9%となっている。また、老年人口のうち75歳以上の割合は、人口総数の15.2%となっている。

■年齢別人口

区分		総数（人）	構成比（%）	男（人）	女（人）
年少人口	0～14歳	12,477	13.3	6,536	5,941
生産年齢人口	15～64歳	53,027	56.7	27,166	25,861
老年人口	65歳以上	27,066	28.9	12,240	14,826
	（75歳以上）	(14,191)	(15.2)	(6,435)	(7,756)
年齢不詳		1,006	1.1	405	601
合計		93,576	—	46,347	47,229

資料）総務省統計局「令和2年国勢調査」（令和3年11月30日公表）

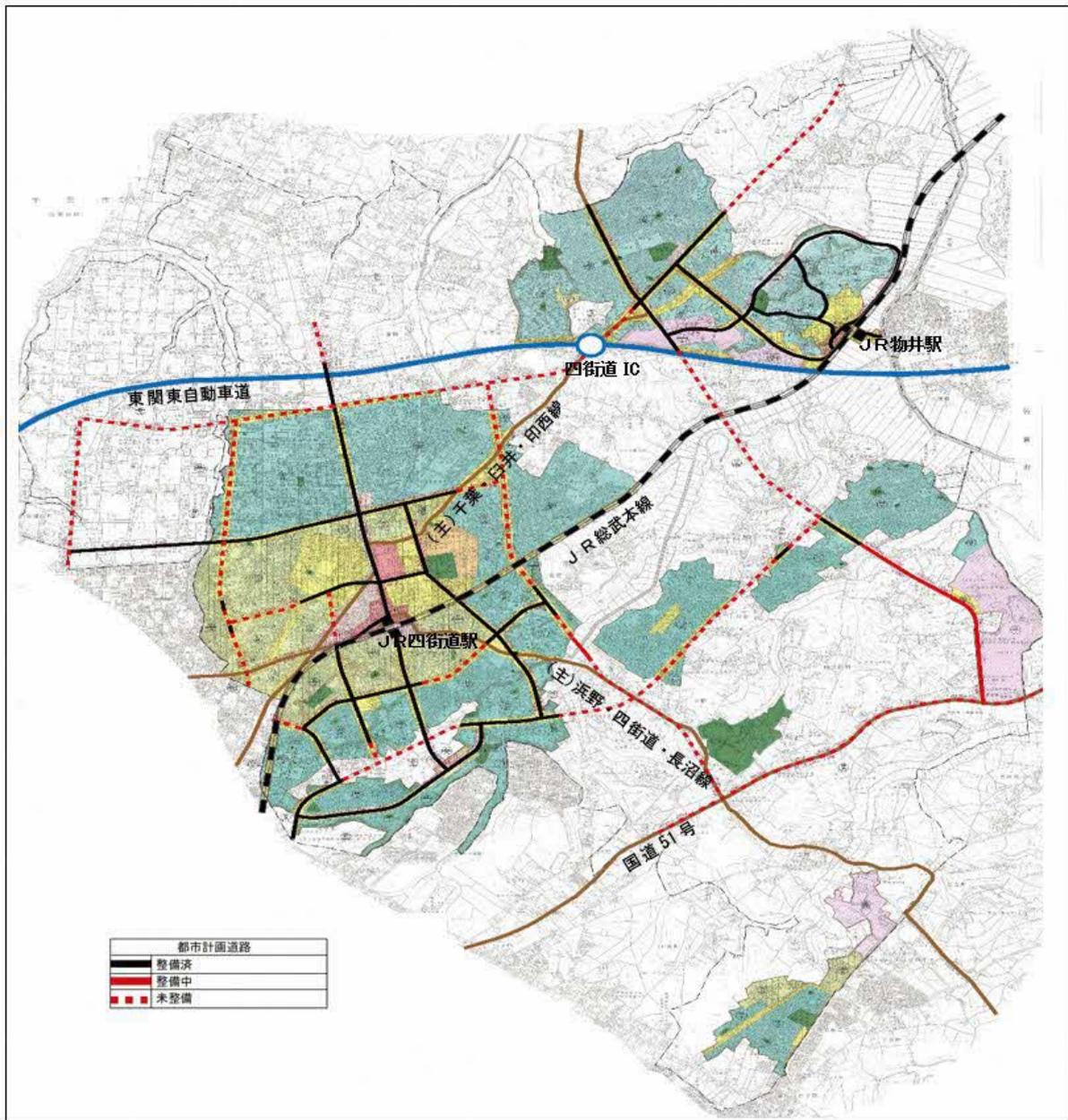
2 交通

道路は、高速自動車道東関東自動車道水戸線や国道51号が東西に横断し、隣接市を結ぶ主要路線は主要地方道浜野四街道長沼線、主要地方道千葉臼井印西線、県道四街道上志津線、県道佐倉停車場千代田線がある。

都市計画道路は、23路線（延長50.02km）が計画決定されており、そのうち約26.16kmが整備済み区間であり、整備率は52.3%となっている。（令和5年3月31日現在）

鉄道は、南西から北東に縦断するJR東日本総武本線の四街道駅と物井駅の2駅があり、通勤・通学のための乗客は四街道駅に集中している。

■市の交通状況



資料：「四街道市国土強靱化地域計画」（令和2年12月）

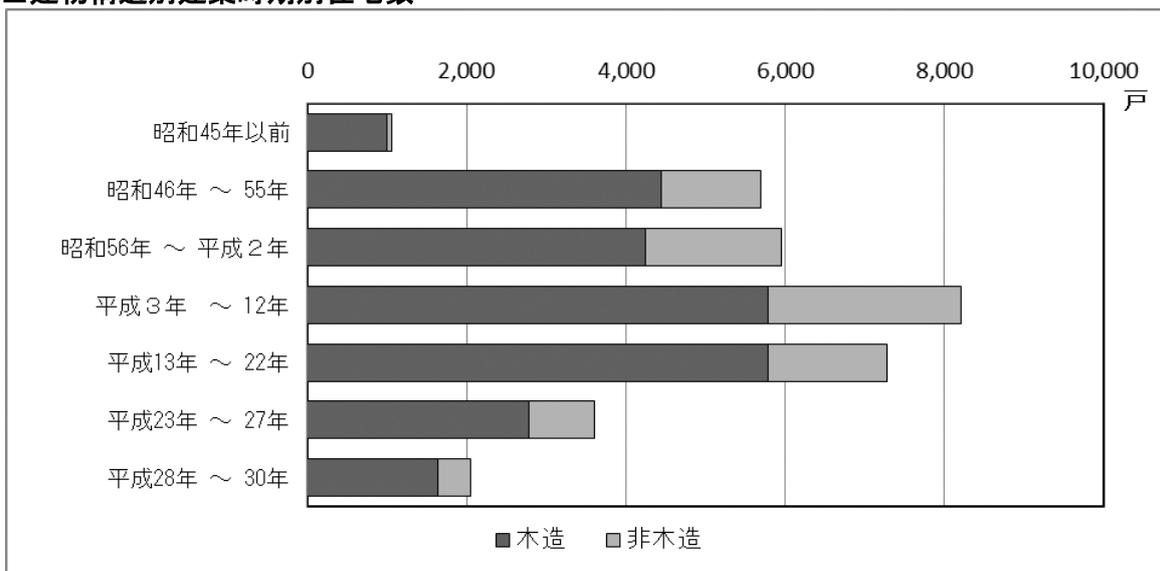
3 建物

建物の耐震化については、昭和46年に十勝沖地震（昭和43年）を教訓に建築基準法の見直しが行われ、さらに、昭和56年に宮城県沖地震（昭和53年）を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

市の住宅総数は、平成30年10月1日現在36,730戸あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は6,760戸で全体の約18.4%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,060戸で全体の約2.9%となっている。

市の住宅について、建物構造、建築時期別に集計した結果を以下に示す。

■建物構造別建築時期別住宅数



〈参考〉新耐震基準（昭和56年6月制定）について

- 1 新耐震基準は、震度5強程度の中規模地震では軽微な損傷にとどまり、震度6強から7に達するような大規模地震でも倒壊は免れるという建築基準である。
- 2 昭和56年6月より前に建築確認を受けた建物は、旧耐震基準で建てた建物であり、国、県及び市では、耐震診断の実施と耐震性が不十分であった場合の改修や建て替えを呼び掛けている。

■市の建築時期別、構造別の住宅数（表） [平成30年10月1日現在]

区分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	36,730	26,590	2,190	7,920	4,410	2,130	910	30
昭和45年以前	1,060	1,010	30	20	-	20	-	-
昭和46年～55年	5,700	4,580	920	210	110	100	-	-
昭和56年～平成2年	5,940	4,220	240	1,490	560	770	150	10
平成3年～12年	8,200	5,500	210	2,500	1,090	740	670	-
平成13年～22年	7,270	5,380	340	1,540	880	140	50	10
平成23年～27年	3,610	3,000	120	500	380	110	10	-
平成28年～30年	2,050	1,560	60	430	260	160	10	-
<木造>	27,490	24,750	680	2,050	2,040	10	-	10
昭和45年以前	1,000	1,000	-	-	-	-	-	-
昭和46年～55年	4,450	4,360	30	60	60	-	-	-
昭和56年～平成2年	4,250	3,860	120	270	270	-	-	10
平成3年～12年	5,780	5,200	50	520	520	-	-	-
平成13年～22年	5,780	5,110	290	380	380	-	-	-
平成23年～27年	2,780	2,500	70	220	220	-	-	-
平成28年～30年	1,640	1,430	50	160	160	-	-	-
<非木造>	9,240	1,840	1,510	5,860	2,370	2,120	1380	20
昭和45年以前	60	10	30	20	-	20	-	-
昭和46年～55年	1,250	220	890	150	40	100	-	-
昭和56年～平成2年	1,700	360	120	1,220	300	770	150	-
平成3年～12年	2,430	290	160	1,980	570	740	670	-
平成13年～22年	1,500	270	50	1,160	500	140	520	10
平成23年～27年	830	500	50	280	160	110	10	-
平成28年～30年	410	130	10	270	110	160	10	-

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

第4節 被害想定

第1 地震被害想定

1 既往地震

過去に市に被害を及ぼした主な既往地震は元禄地震、関東大地震、千葉県東方沖地震、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）である。それぞれの地震の被害は以下のとおりである。

■四街道市に被害を及ぼした既往地震

地震名	被害概要
元禄地震 (1703年)	記録が残っていない。
関東大地震 (1923年)	旭村・千代田村にて牛小屋が損壊したが、人的被害はなく、被災地から避難した者の救護に従事した模様。（大正大震災の回顧とその復興による）
千葉県東方沖地震 (1987年)	人的被害：重傷者1名 住家の被害：一部破損（屋根瓦205棟・壁53棟） 文教施設被害：小学校5校、中学校3校、盲学校1校 （昭和62年(1987年)千葉県東方沖地震－災害記録－(千葉県)による）
東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災) (2011年)	ブロック倒壊並びに半倒壊：9件 道路交通信号不通：9件 配電線の切断：1件（鹿放五差路） 瓦落下：15件 漏水：2件（つくし座・内黒田橋付近） 橋梁ひび割れ：1件（内黒田橋） 道路陥没：3件 道路亀裂：4件 公園内道路亀裂：1件（めいわ） 電柱傾斜：1件（つくし座）

2 地震被害想定

(1) 想定地震の設定

市は、令和5年に防災アセスメント調査を実施し、内閣府の技術資料を参考に、全国どこでも起こり得る直下の地震として、四街道市の直下を震源とする地震（以下「四街道市直下地震」という。）と、市川市から千葉市直下のフィリピン海プレート内を震源とし、千葉県においては防災・減災対策の主眼に置いている地震（以下「千葉県北西部直下地震」という。）の2つを想定地震（過去に発生が確認されていない地震）として設定して被害想定を行った。

■四街道市防災アセスメント調査における想定地震

想定地震	マグニチュード(M)	概要
四街道市直下地震	6.9	全国どこでも起こり得る直下の地震*
千葉県北西部直下地震	7.3	県の4つの想定地震のうち市域に最も大きな影響を及ぼす地震

※「地震防災マップ作成技術資料」(平成17年3月、内閣府(防災担当))

■四街道市防災アセスメント調査における想定地震の震源域

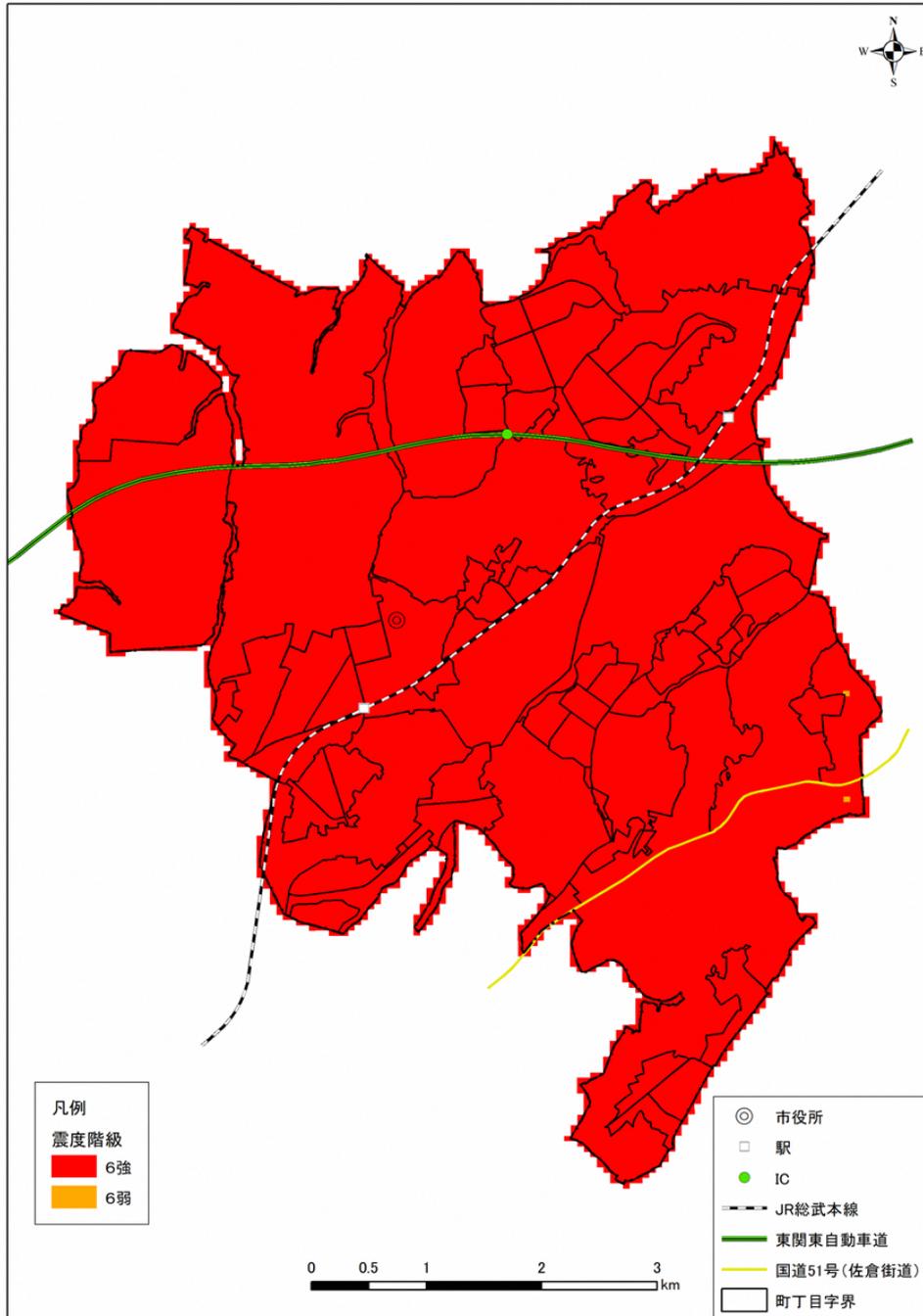


(2) 震度分布

ア 四街道市直下地震

四街道市の直下に震源断層が潜在すると想定し、距離減衰式により 50m メッシュの地震動の強さを市全域にわたって予測した結果、下図に示すとおり市のほぼ全域で震度 6 強の強い揺れが想定される。

■四街道市直下地震 (M6.9) による震度分布 (50m メッシュ単位)

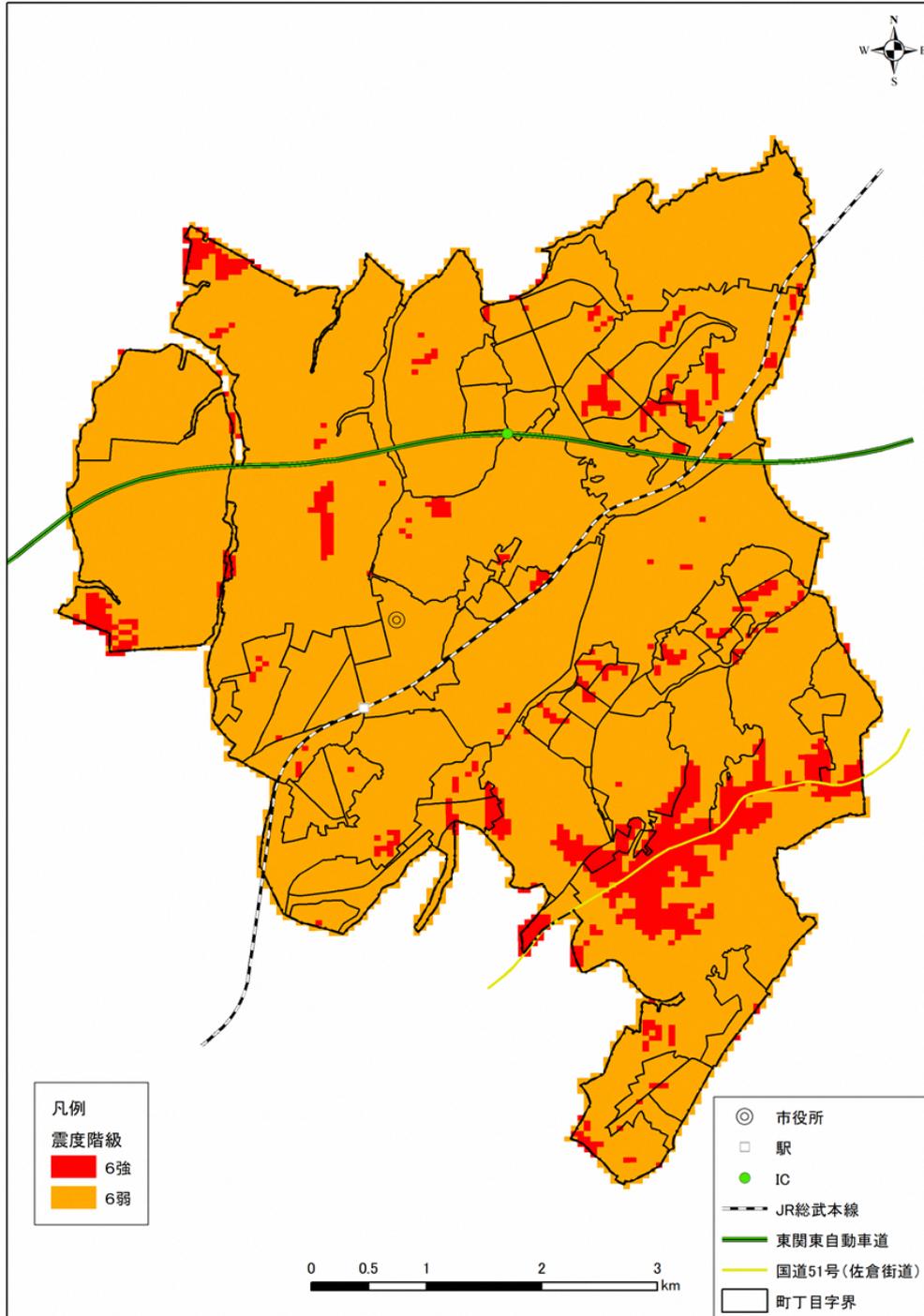


出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県による、千葉県北西部直下地震による250mメッシュ単位の地震動の強さを用いて、内閣府「地震防災マップ作成技術資料」を参考に、より細かな地形情報を加味し、50mメッシュ単位の地震動の強さを予測した結果、下図に示すとおり市のほとんどの強い揺れが想定され、震度6強となる地域も点在すると想定される。

■千葉県北西部直下地震による震度分布（50mメッシュ単位）



出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

(3) 液状化可能性

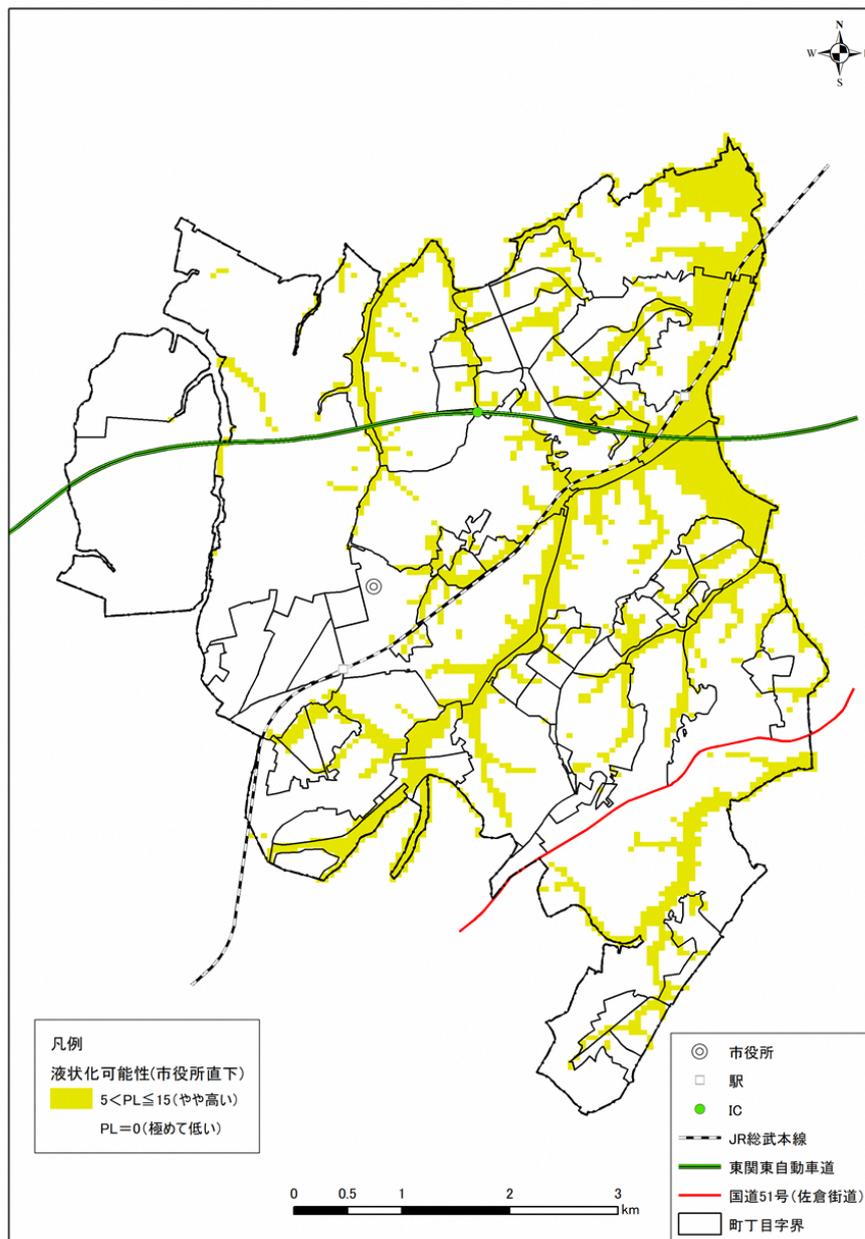
ア 四街道市直下地震

液状化の可能性予測は、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査で用いられた液状化解析手法(PL値による方法)に基づき行った。液状化の可能性を表すPL値は、「 $PL > 15$ 極めて高い」、「 $5 < PL \leq 15$ やや高い」、「 $0 < PL \leq 5$ 低い」、「 $PL = 0$ 極めて低い」である。

四街道市直下地震における液状化解析の結果、市には液状化発生の危険性が一番高いランクである「極めて高い」地域は存在しない。市で液状化現象が発生する危険性がある地域は、主に小名木雨水幹線、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。

液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

■四街道市直下地震による液状化の可能性予測分布(50mメッシュ単位)



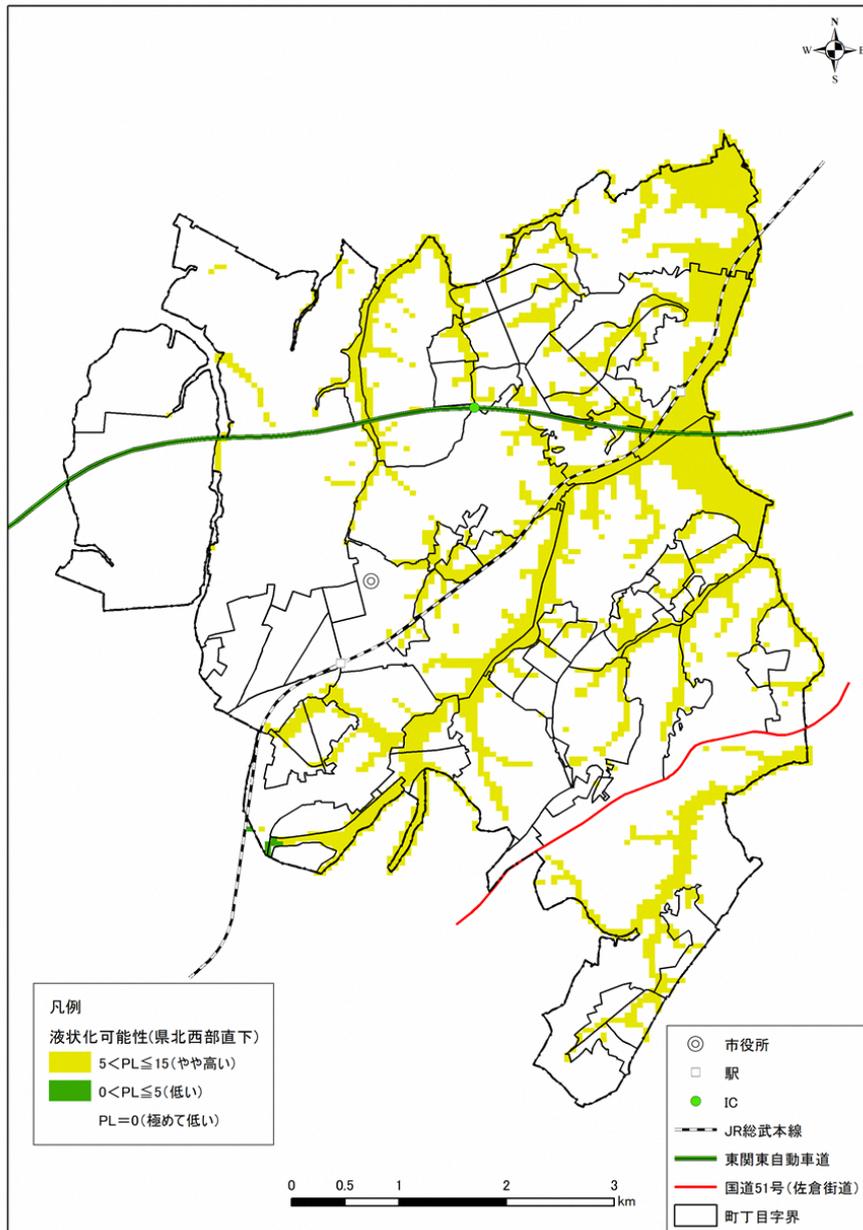
出典：四街道市防災アセスメント調査(令和5年)

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震による液状化解析の結果においても、市には液状化発生危険性が一番高いランクである「極めて高い」地域は存在しない。

市で液状化現象が発生する危険性がある地域は、四街道市直下地震の場合の解析結果とほぼ一致し、主に小名木雨水幹線、鹿島川、上手線川、並木川周辺の低地である。

■千葉県北西部直下地震による液状化の可能性予測分布（50mメッシュ単位）



出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

(4) 被害予測

ア 四街道市直下地震

四街道市直下地震の揺れ、液状化及び土砂災害により全壊する建物は 1,832 棟、半壊する建物は 4,288 棟、合計 6,120 棟で、火災による焼失棟数は 464 棟である。また、人的被害は、死者が 45 人、重傷者を含む負傷者が 891 人である。

■被害予測結果

項目	四街道市直下地震による被害予測			
条件	冬の 18 時、強風			
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害による	全壊棟数 (率)	1,832 棟 (5.2%)	全建物棟数 35,145 棟
		半壊棟数 (率)	4,288 棟 (12.2%)	
	火災による焼失棟数 (率)	464 棟 (1.3%)		
上水道被害 (発災直後)	断水人口 (率)	28,980 人 (30.6%)	給水人口 94,651 人	
下水道被害 (発災直後)	支障人口 (率)	5,762 人 (6.8%)	処理人口 84,755 人	
都市ガス被害 (発災直後)	支障戸数 (率)	23,279 戸 (95.8%)	需要家件数 24,300 戸	
LPG ガス被害 (発災直後)	機能支障 (率)	2,840 戸 (19.0%)	消費者戸数 14,938 戸	
電力被害 (発災直後)	停電件数 (率)	5,056 軒 (11.7%)	電灯軒数 43,123 本	
通信被害 (発災直後)	固定電話不通回線数 (率)	6,695 回線 (12.7%)	回線数 52,858 回線	
人的被害	死者 (率)	45 人 (0.05%)	全人口 96,062 人	
	負傷者 (率)	891 人 (0.9%)		
	うち重傷者 (率)	157 人 (0.2%)		
避難者 (発災 1 日後)	避難人口 (率)	7,335 人 (7.6%)	全人口 96,062 人	
	うち避難所生活者 (率)	4,401 人 (4.6%)		
避難者 (発災 2 週間後)	避難人口 (率)	13,647 人 (14.2%)		
	うち避難所生活者 (率)	5,459 人 (5.7%)		
避難者 (発災 1 ヶ月後)	避難人口 (率)	10,156 人 (10.6%)		
	うち避難所生活者 (率)	3,047 人 (3.2%)		
帰宅困難者 (昼 12 時)	四街道市民以外の帰宅困難者	1,788 人		
	四街道市民の帰宅困難者	4,501 人		
震災廃棄物	廃棄物量	15,986 トン		

出典：四街道市防災アセスメント調査（令和 5 年）

イ 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震の揺れ、液状化及び土砂災害により全壊する建物は456棟、半壊する建物は2,266棟、合計2,722棟で、火災による焼失棟数は5棟である。また、人的被害は、死者が4人、重傷者を含む負傷者が380人である。

■主な被害予測結果

項目	千葉県北西部直下地震による被害予測			
条件	冬の18時、強風			
建物被害	揺れ・液状化・土砂災害による	全壊棟数（率）	456棟（1.3%）	全建物棟数 35,145棟
		半壊棟数（率）	2,266棟（6.4%）	
	火災による焼失棟数（率）	5棟（0.01%）		
上水道被害（発災直後）	断水人口（率）	5,423人（5.7%）	給水人口 94,651人	
下水道被害（発災直後）	支障人口（率）	2,789人（3.3%）	処理人口 84,755人	
都市ガス被害（発災直後）	支障戸数（率）	3,038戸（12.5%）	需要家件数 24,300戸	
LPGガス被害（発災直後）	機能支障（率）	1,175戸（7.9%）	消費者戸数 14,938戸	
電力被害（発災直後）	停電件数（率）	1,505軒（3.5%）	電灯軒数 43,123本	
通信被害（発災直後）	固定電話不通回線数（率）	1,968回線（3.7%）	回線数 52,858回線	
人的被害	死者（率）	4人（0.00%）	全人口 96,062人	
	負傷者（率）	380人（0.4%）		
	うち重傷者（率）	43人（0.05%）		
避難者（発災1日後）	避難人口（率）	1,910人（2.0%）	全人口 96,062人	
	うち避難所生活者（率）	1,146人（1.2%）		
避難者（発災2週間後）	避難人口（率）	2,570人（2.7%）		
	うち避難所生活者（率）	1,028人（1.1%）		
避難者（発災1ヶ月後）	避難人口（率）	2,055人（2.1%）		
	うち避難所生活者（率）	617人（0.6%）		
帰宅困難者（昼12時）	四街道市民以外の帰宅困難者	1,788人		
	四街道市民の帰宅困難者	4,501人		
震災廃棄物	廃棄物量	3,948トン		

出典：四街道市防災アセスメント調査（令和5年）

3 地震災害における課題の整理

前項「地震被害想定」をもとに、防災上の課題を以下に整理する。なお、市における災害対策は、より被害が大きいと想定される「四街道市直下地震」を主眼とする。

(1) 耐震化

建物被害が最も多くなる四街道市直下地震では、全建物 35,145 棟のうち、揺れ等による全壊・半壊の被害総数棟は、6,120 (17.4%) 棟に及び。また、令和 4 年現在の固定資産データ等によるアセスメント調査結果によると、昭和 56 年以前に建てられた建物が、木造建物で約 19%、鉄骨鉄筋コンクリート建物で約 8%である。今後新耐震基準以前に建てられた建物については、耐震化を継続的に進める必要がある。

(2) 生活道路の整備

比較的古くから小規模な開発により拡大した住宅街においては、建物密集度も高く、狭隘な生活道路が多い。このような道路は、被害発生時に避難行動の際の弊害となり、二次災害の危険性もある。このため、生活道路の整備を推進し、避難路の確保及び災害時における安全性の確保を図ることが重要である。

(3) 不燃化や初期消火の体制の充実

火災における焼失棟数は、四街道市直下地震で 464 棟、千葉北西部直下地震で 5 棟となっている。ただし、火災は風向きなどにより、被害が拡大する可能性がある。また、初期消火で対応できなかった場合に、延焼火災に発展するおそれもある。このため、建築物の不燃化や初期消火の体制の充実が重要である。

(4) 避難所収容体制の整備

想定される避難所生活者（発災 2 週間後）は、四街道市直下地震で 5,459 人、千葉県北西部直下地震で 1,028 人となっている。避難所には、建物被害により自宅で生活できない人ばかりでなく、災害直後にライフラインが止まることにより、建物被害を受けていない人も避難してくることが想定される。避難所では感染症対策のため、密を避けることが推奨されることから、自宅で生活が可能で市民には在宅避難を、そうでない場合も被災していない親戚・知人等を頼るなど、避難所外避難を推奨することが重要となる。そのためにも自助としての食料・生活必需品等の備蓄を促進することが必要である。

(5) 帰宅困難者対策

市外から四街道市へ通勤・通学している人のうち、市内で帰宅困難となる人は、四街道市直下地震、千葉県北西部直下地震ともに、1,788 人（通勤者：1,214 人、通学者：574 人）となっている。このため、事業所や学校等において、施設内待機を行う体制の構築を促進するなど、一斉帰宅を抑制し混乱を防止することが重要である。また、市外へ通勤・通学し、帰宅困難となる可能性がある市民は、四街道市直下地震、千葉県北西部直下地震ともに、4,501 人（通勤者：2,701 人、通学者：1,800 人）である。

(6) 平常時からの備え

市民の人命・財産、インフラ等に生じる被害の大きさから、災害時には莫大な人的・物的資源が必要となる。限りある資源を効果的に活用するためにも、平常時における災害時に備えた自助、共助、公助の連携した備蓄や避難所運営体制の整備等の取組みが重要である。

第2 風水害等の災害特性

1 災害履歴

市が受けた平成元年以降の風水害による主な被害は、以下のとおり記録されている。

■風水害による主な被害

No.	発生年月日	気象状況	被害概要		
1	H元年 4月 27日	前線を伴った低気圧	家屋一部破損	1	
2	H元年 8月 1日	台風 12号	道路陥没	1	
3	H元年 8月 6日	台風 13号	道路陥没	1	
4	H元年 9月 7日	前線の停滞	床上浸水	1	床下浸水 20
			水路法面崩壊	4	
5	H2年 4月 29日	前線を伴った低気圧	床下浸水	4	
6	H3年 9月 8日	台風 15号	床下浸水	2	道路損壊 1
			水路法面崩壊	1	
7	H3年 9月 19日	台風 18号	床下浸水	13	道路損壊 1
8	H3年 10月 13日	台風 21号	床上浸水	3	床下浸水 14
			道路損壊	11	崖崩れ 7
			擁壁崩壊	1	
9	H5年 8月 27日	台風 11号	床下浸水	4	
10	H5年 11月 14日	前線を伴った低気圧	床下浸水	2	
11	H8年 9月 22日	台風 17号	住家半壊	1	住家一部破損 1
			床下浸水	26	崖崩れ 4
12	H16年 9月 4日	秋雨前線+台風 18号	床上浸水	1	床下浸水 6
13	H16年 10月 9日	台風 22号	床下浸水	3	
14	H16年 12月 4日	低気圧通過による暴風	住家一部破損	5	非住家破損 1
15	H18年 1月 14日	大雨	道路冠水	1	土砂崩れ 1
16	H18年 7月 14日	大雨(雷雨)	床下浸水	1	道路冠水 2
17	H18年 9月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水 2
			溢水	3	
18	H18年 12月 26日	大雨	床下浸水	2	道路冠水 3
			土砂流出	1	
19	H21年 8月 9日	大雨	道路冠水	3	道路陥没 3
20	H21年 8月 10~11日	台風 9号	床下浸水	3	道路冠水 11
21	H22年 9月 8日	台風 9号	道路冠水	18	道路亀裂 1
			橋梁亀裂	1	
22	H22年 9月 13日	雷雨・豪雨	道路冠水	10	
23	H24年 6月 19日	台風 4号	土砂流出	1	停電 5,500
24	H24年 8月 11日	大雨	床下浸水	14	道路冠水 10
25	H25年 10月 16日	台風 26号	床上浸水	2	床下浸水 4
			道路冠水	27	倒木(竹) 8
			ブロック倒壊	2	土砂等流出 2
26	H27年 6月 23日	大雨	床下浸水	4	道路冠水 10

No.	発生年月日	気象状況	被害概要	
27	R元年9月9日	台風15号（令和元年房総半島台風）	床下浸水 2	道路冠水 2
			停電 13,400（最大）	住家半壊 7
28	R元年10月12日	台風19号（令和元年東日本台風）	道路冠水 20	住家半壊 1
29	R元年10月25日	大雨	床上浸水 2	床下浸水 5
			道路冠水 47	住家半壊 1
30	R3年7月3日	大雨	道路冠水 5	
31	R3年7月13日	大雨	床下浸水 1	道路冠水 7
32	R3年7月15日	大雨	道路冠水 1	

上記災害履歴のうち、発生箇所が判るものについてその特徴を挙げると、以下のとおりである。

- ① 平成3年10月13日の台風21号では、亀崎、大日といった標高の低い地域を中心に浸水が多発した。特に亀崎の鹿島川下流の水田地帯に見られる浸水箇所は、市内で最も標高が低い地域である。
- ② 平成8年9月22日の台風17号では、物井地区において、崖崩れ、擁壁崩壊が発生した。
- ③ 大日、小名木では、同じ箇所何度か床下浸水・床上浸水の被害が発生した。
- ④ 平成21年8月9日の大雨では、雷や1時間の最大雨量が60ミリの非常に激しい雨が降り、洪水警報が発令され、道路冠水や道路陥没の被害が発生した。
- ⑤ 平成24年8月11日の大雨では、1時間の雨量が70ミリの非常に激しい雨が降り、つくし座、さちが丘、大日等で床下浸水の被害が多発した。
- ⑥ 平成25年10月16日の台風26号では、一日の積算雨量が199mmとなり土砂災害警戒情報が発表され、床上・床下浸水の被害や鹿島川の越水、道路冠水が多数発生した。
- ⑦ 令和元年9月9日の台風15号（令和元年房総半島台風）では、まれにみる強風の影響により、市内随所で停電が発生し、その数は、最大13,400件に及んだ。

2 風水害等発生危険性

(1) 水害発生危険性

市における水害は、主に梅雨前線等の前線の停滞及び前線を伴った低気圧がもたらした豪雨による災害と台風による災害の2通りのパターンで代表される。過去（昭和62年以降）の水害で、内水氾濫等による建物等への浸水被害が比較的多かった集中豪雨は、台風と前線の停滞がもたらしたものであり、今後も集中豪雨に対する警戒が必要である。

ア 被害を及ぼした台風の活動特性

市において被害を及ぼした台風の活動特性を区分すると以下のとおりである。

- ① 中型で並の強さ以上の台風が関東の南海上を北上するタイプ。
- ② 千葉県内を直撃するコースをとるタイプ。
- ③ 沖縄付近の台風に影響され大気が不安定になり、関東地方で大雨となるタイプ。
- ④ 東日本の太平洋側を通過する台風により、強い雨の区域が千葉県をはじめ関東地方にかかるタイプ。

この中で、④のタイプが市において比較的大きな浸水被害をもたらしており、特に平成

8年9月に各種被害を発生させた台風17号がもたらした降水量（市内で86～250mmの日降水量）は昭和62年以降では過去最大であった。

イ 被害を及ぼした停滞前線の特徴

市において被害を及ぼした停滞前線の活動の特徴は以下のとおりである。

- ① 東海から関東地方の沿岸に伸びる前線上を低気圧が通過するタイプ。
- ② 関東の東海上から本州付近に3日以上前線が停滞するタイプ。

(2) 風害発生危険性

市における風害の記録は少ないが、台風及び前線を伴った低気圧の発達をもたらす強風により、家屋の一部破損、倒木の被害、広域停電の発生が近年記録されている。特に令和元年の台風15号（令和元年房総半島台風）と同様に、台風が市域の西側を通過する際には暴風になる可能性が高く、警戒が必要である。

(3) 土砂災害等の危険性

台風や前線に伴う豪雨がもたらす災害として、従来は内水氾濫による被害が中心であったが、近年、市街化の進展に伴う土地利用等の変化によって崖崩れを代表とする土砂災害の発生が目立つようになってきている。

土砂災害の多くは台風や前線等の豪雨に誘発され、また、人命を一瞬で奪うことになる場合があることから、水害、風害ともども警戒が必要である。

(4) その他災害の危険性

自然災害としては、ほかに竜巻、雪害、自然災害以外では大規模火災発生の可能性は皆無ではなく、このような災害について警戒が必要となる。

3 風水害・土砂災害の危険性の高い地域

(1) 風水害

市内を流れる鹿島川、小名木雨水幹線、上手線川周辺は、利根川水系高崎川の浸水想定区域が指定され、「四街道市防災ハザードマップ」として公表している。

風水害の災害特性は、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

■風水害に関する災害特性

被害項目	特徴
河川等の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> ●鹿島川、小名木雨水幹線、上手線川沿いの低地では、豪雨時に流下能力不足による溢水被害が発生し、流域の水田で浸水被害を受けている。 ●鹿島川、小名木雨水幹線沿いの低地は、水防法に基づく浸水想定区域に指定されている。
その他の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化が進んだ台地上で浸水被害が発生している。特に、大日(桜ヶ丘、中志津)は、発生頻度が高い。

(2) 土砂災害

市には、土砂災害の危険性が高い箇所として、土砂災害警戒区域が 24 箇所（うち土砂災害特別警戒区域が含まれる箇所は 21 箇所）、急傾斜地崩壊危険区域が 1 箇所指定されているほか、大規模盛土調査の対象が 4 箇所（腹付け盛土）あり、防災アセスメント調査において危険度評価を行っている。

土砂災害の災害特性は、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

■土砂災害警戒区域等一覧表

【土砂災害警戒区域等】

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の種類	告示日
1	I-0297	四街道	四街道	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
2	II-1186	物井 2	物井	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
3	II-1187	物井 3	物井	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
4	II-060019	物井 10	物井	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
5	II-060020	物井 11	物井・長岡	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
6	II-1194	長岡	長岡	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
7	II-1195	和田	和田・みそら	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
8	II-060021	和良比	和良比	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
9	II-060022	吉岡 2	吉岡	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 11 月 25 日
10	I-052K2053	もねの里 1	もねの里 5 丁目、物井	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 12 月 24 日
11	I-052K2054	もねの里 2	もねの里 5 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 12 月 24 日
12	II-052K2052	物井 6	物井、もねの里 5 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 12 月 24 日
13	I-052K2001	つくし座 1	つくし座 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
14	I-052K2007	旭ヶ丘 1	旭ヶ丘 1 丁目、山梨、旭ヶ丘 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
15	I-052K2010	亀崎 1	亀崎、千代田 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
16	I-052K2011	栗山 1	栗山、つくし座 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
17	I-052K2024	鹿渡 1	鹿渡、さちが丘 1 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
18	I-052K2044	物井 12	物井	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
19	I-052K2050	和良比 1	和良比	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
20	II-052K2008	亀崎 2	亀崎	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
21	II-052K2009	亀崎 3	亀崎	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
22	II-052K2036	内黒田 1	内黒田、千代田 2 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
23	II-052K2043	物井 13	物井	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日
24	II-052K2017	山梨 1	山梨、みそら 3 丁目	急傾斜地の崩壊	令和 5 年 11 月 14 日

【急傾斜地崩壊危険区域】

No.	地区名	所在地	指定面積	指定年月日
1	四街道	四街道	5,662.37	平成3年2月19日

【大規模盛土調査】

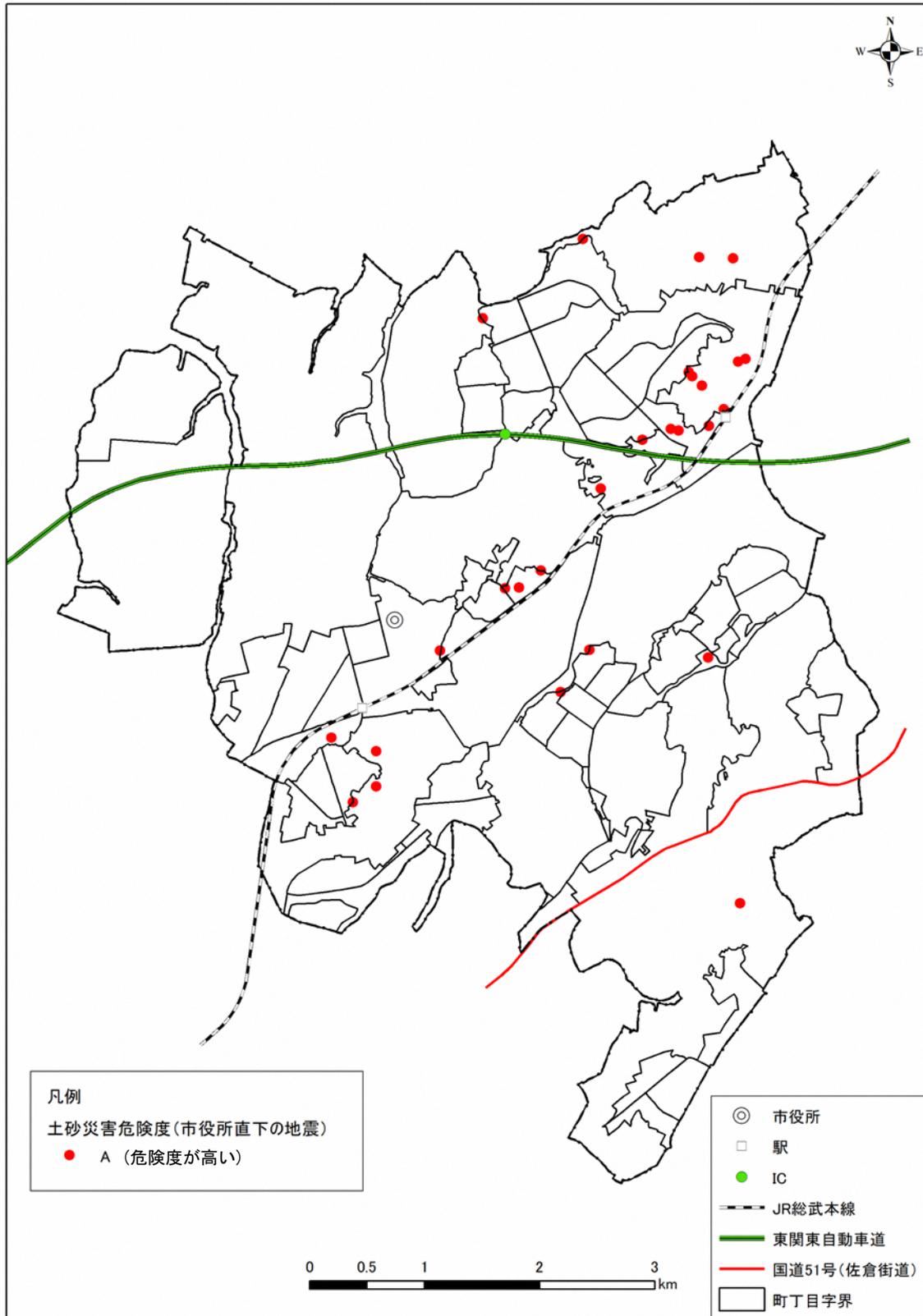
No.	カルテ No.	所在地	斜面高(m)	斜面勾配(°)	対策工
1	0024	もねの里5丁目	15.4	20.8	有
2	0035	つくし座3丁目	9.1	20.1	有
3	0048	旭ヶ丘4丁目	5.0	22.3	有
4	0059	和良比	8.9	21.2	有

※「腹付け盛土」とは、傾斜地に盛土した宅地で、盛土する前の地山の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地のことをいう。

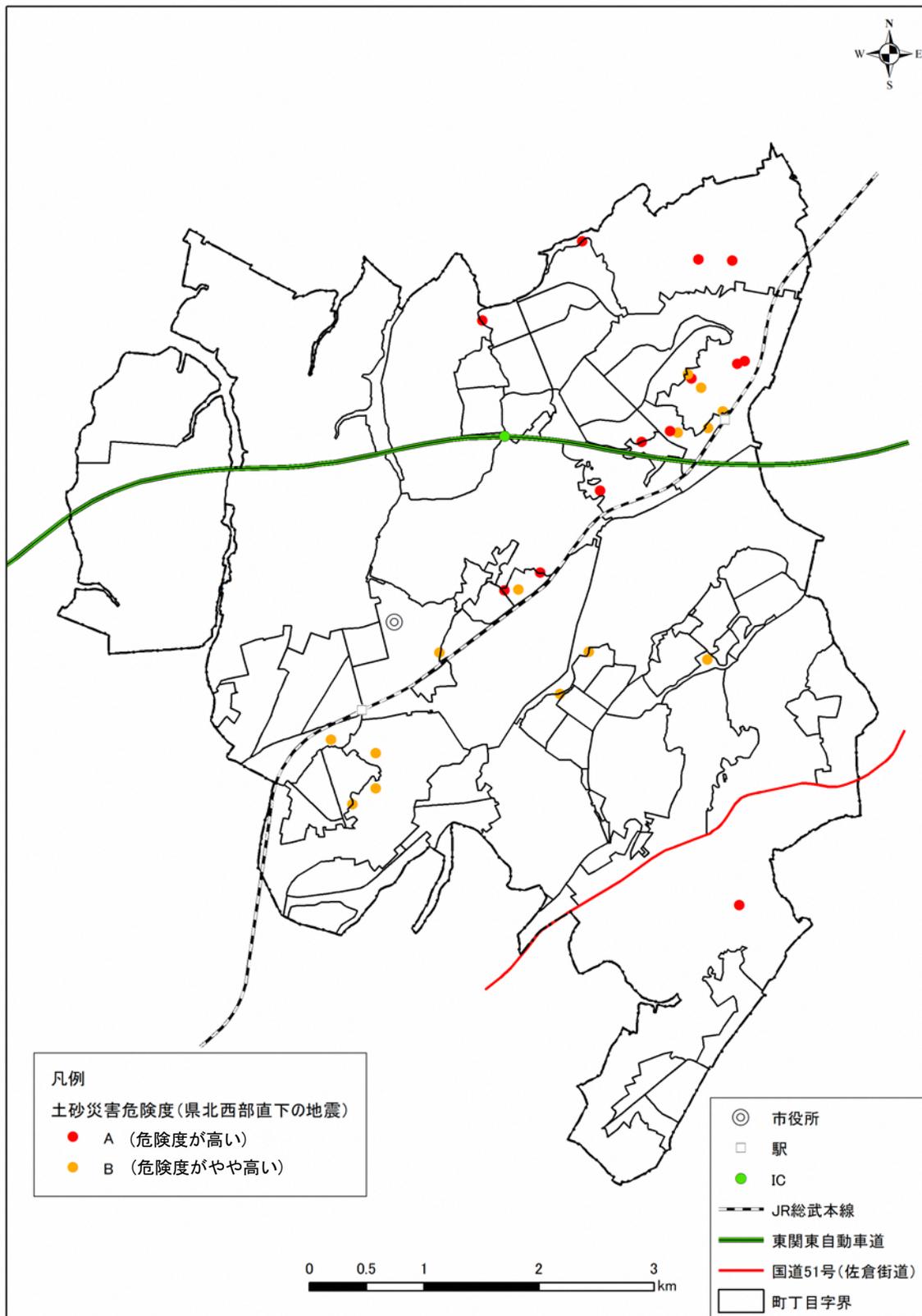
■土砂災害に関する災害特性

被害項目	特徴
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地にある四街道2丁目には、千葉県指定の急傾斜地崩壊危険区域が存在し、土砂災害の危険性が高い。 ●土砂災害警戒区域が集中している物井では、崖崩れ、擁壁崩壊の災害実績もあり、土砂災害の危険性が高い。

■土砂災害による危険度評価結果（四街道市直下地震）



■土砂災害による危険度評価結果（千葉県北西部直下地震）



総則編

四街道市地域防災計画

共通編

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

共通編.....	1
第1章 災害予防計画.....	1
第1節 防災体制の強化.....	1
第1 応急活動体制の整備.....	1
第2 消防活動体制の整備.....	7
第3 応急医療体制の整備.....	10
第4 緊急輸送体制の整備.....	12
第5 避難環境の整備.....	15
第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備.....	20
第7 給水体制・給水拠点の整備.....	21
第8 廃棄物処理体制の整備.....	22
第2節 防災行動力の向上.....	24
第1 防災意識の向上.....	24
第2 防災訓練.....	26
第3 自主防災組織等の育成・強化・支援.....	28
第4 ボランティア活動の環境整備.....	31
第5 要配慮者の安全確保対策.....	33
第6 教育施設等の防災対策.....	37
第7 帰宅困難者等の事前対策.....	38
第3節 災害に強いまちづくり.....	40
第1 災害に強い都市構造の形成.....	40
第2 都市基盤整備の推進.....	43
第3 火災予防.....	45
第4節 被害防止対策の推進.....	48
第1 地盤災害予防対策.....	48
第2 水害予防対策.....	52
第3 風害予防対策.....	53
第4 雪害予防対策.....	54
第5 大規模事故災害予防対策.....	55
第6 災害の防止に関する調査研究.....	61
第2章 受援計画.....	63
第1節 受援体制の整備.....	63
第2節 人的支援の受入れ.....	65
第3節 物的支援の受入れ.....	66
第3章 災害復旧・復興計画.....	68
第1節 市民生活安定のための緊急措置.....	68
第2節 災害復旧計画.....	72
第1 復旧事業実施体制.....	72
第2 災害復旧事業計画の作成.....	72
第3 激甚災害の指定.....	74
第3節 災害復興計画.....	76
第1 災害復興の基本的な考え方.....	76
第2 災害復興体制及び災害復興計画.....	76
別表 実施機関別取組み一覧.....	77

共通編

第1章 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置に関し、防災体制の強化、市民等の防災行動力の向上、市で進める災害に強いまちづくり及び被害防止対策の推進について定める。

第1節 防災体制の強化

災害時の被害を最小限にとどめるため、市は平常時から災害対応のための必要資機材、拠点施設等の整備を計画的に進める。また、職員の災害対応能力を高めるとともに、災害に即応できる活動体制を整備する。

第1 応急活動体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 初動活動体制の整備 (1) 職員配備体制 (2) 職員の防災教育	危機管理監、各部、消防本部	一部異なる
2 情報収集・伝達体制の整備 (1) 通信施設等の現況 (2) 通信施設の整備 (3) 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等 (4) 民間協力者の確保	危機管理監、経営企画部、消防本部	共通
3 応援体制の整備 (1) 地方自治体間の応援体制の充実 (2) 自衛隊との連携強化 (3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進	危機管理監、各部、消防本部	共通
4 防災拠点の整備 (1) 防災拠点ネットワークの形成 (2) 防災拠点機能の確保、充実 (3) 各種データの整備保全 (4) 防災活動拠点	危機管理監、各部、消防本部	共通
5 業務継続性の確保 (1) 業務継続計画の基本的な考え方 (2) 業務継続の基本方針	危機管理監、各部	震災

職員の配備体制を定め、災害情報を一元管理・共有化できるシステム等による情報の収集・伝達体制及び緊急輸送体制を強化するとともに、適時の広報により市民の混乱防止に努め、応急活動体制の整備を図る。

1 初動活動体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

(1) 職員配備体制

震災の場合は、災害応急対策編第1章第1節「防災配備指令と配備体制」、風水害の場合は、災害応急対策編第2章第1節「防災配備指令と配備体制」による。なお、職員は、配備体制及び役割に基づき、迅速な応急対策体制の確立に努める。また、防災訓練等により検証し、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

(2) 職員の防災教育

災害時には、職員自らも被災者となり、特に夜間・休日等の初期段階では参集職員の不足や防災の責任者、担当者の不在等により限られた人員での対応になることが想定される。しかし、このような状況下においても、職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。

職員に対して、平素から防災に関する十分な知識と適切な判断力を身につけさせるため、危機管理監は職員行動マニュアル等を作成配布し、職員が果たすべき役割等についての教育に努める。職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

また、火災及び地震の発生に備えて、庁舎等の防災訓練を定期的実施する。

2 情報収集・伝達体制の整備 <危機管理監、経営企画部、消防本部>

(1) 通信施設等の現況

現在、市防災行政無線、消防無線、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、千葉県震度情報ネットワークシステムや関係機関の専用無線等が整備されている。

今後、これらの既存施設の拡充を図るとともに、市及び関係機関相互を接続する無線通信網の整備を推進する。

※千葉県防災情報システム概念図 (資料集 資料3-1)

ア 市の無線施設

市の防災行政無線通信施設は、以下のとおりである。

① 四街道市防災行政無線（固定系・移動系）

② 消防・救急無線

※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況 (資料集 資料3-2)

イ 県の防災行政無線

① 千葉県防災行政無線

② 千葉県防災行政無線電話番号表

※防災関係機関一覧 (資料集 資料3-3)

ウ 警察無線

エ その他の無線

① アマチュア無線

② タクシー無線

(2) 通信施設の整備

ア 有線通信施設の整備

- ① 主要な電話交換機等の転倒防止、非常用電源や燃料の確保等により、災害対応機能の維持に努める。
- ② 本庁及び防災関係機関を結ぶ有線電話回線については、災害時の輻輳を避けるため緊急用回線の整備を図る。

イ 災害時優先電話及び連絡先の指定

市及び防災関係機関は、相互に災害時優先電話及び連絡先をあらかじめ定め、窓口の統一を図る。また、防災関係機関は、災害時優先電話及び連絡先に変更があった場合は、速やかに四街道市災害対策本部事務局（危機管理監危機管理室）に修正報告を行わなければならない。

※防災関係機関一覧

（資料集 資料 3-3）

ウ 市災害通信施設（防災行政無線、全国瞬時警報システム）の整備

- ① 既存無線機器の転倒防止、非常用電源や燃料の確保等により、災害対応機能の維持に努める。また、機器・配線等の定期的な点検整備を実施する。
- ② 防災行政無線（移動系）の拡充を行い、情報連絡体制の向上を図る。
- ③ 既設の防災行政無線設備については、同報系、移動系ともにデジタル化されており、全国瞬時警報システム（J-ALERT）とも接続されている。併せて、指定避難所、市内医療機関等への移動系の配備を行っており通信網の充実が図られている。

エ 通信機器に関する予備品の確保等

- ① 市が保有する有線・無線通信施設の災害時の機能の低下又は機能停止に備え、平常時から予備品の確保に努める。
- ② 災害時における通信施設の応急復旧を速やかに行うため、保守・点検業者との災害時の応急復旧に係る連携体制の構築を進める。

(3) 職員に対する通信施設の使用方法等の習熟等

災害時においては、通信施設を操作できる職員の不足や、操作の不慣れ等により、機能発揮に手間取ることが想定される。

そのため、通信施設を操作できる職員の参集体制を確立し、平常時から担当職員の教育・訓練等を実施していく。

ア 教育の方法

通信施設の使用方法を各担当者に習熟させるため、市防災行政無線システム管理運用規程による教育及び訓練の実施に努める。

※四街道市防災行政無線システム管理運用規程

（資料集 資料 1-9）

(4) 民間協力者の確保

ア アマチュア無線との協力体制

市は、災害時における情報収集の強化を図るため、役所内及び民間のアマチュア無線クラブと協定を結んでいる。また、市内居住のアマチュア無線愛好家との協力体制づくりを推進する。

イ 業務用無線との協力体制の推進

災害時、タクシー会社等の事業所が管理する業務用無線の活用を図るため、災害時における協力協定の締結に努める。

ウ その他通信網の整備

インターネットやFMラジオ局等災害時における多様な通信メディアの活用による通信連絡網の確立を推進する。

3 応援体制の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

(1) 地方自治体間の応援体制の充実

市は、災害時の相互応援を目的として、災害応急対策の相互応援に関する協定や消防相互応援に関する協定等を、他市町村（県外含む）及び関係団体と締結するよう努める。

また、県から派遣される情報連絡員について、平常時から役割の明確化を図る。

※災害時協定一覧

（資料集 資料2-1）

(2) 自衛隊との連携強化

平常時から応援内容、方法等について協議し、また防災訓練を実施して連携を深め、災害時における応援体制の確立に努める。

(3) 流通事業者や関係団体との協定締結推進

以下の協定のほか、各部は必要に応じて防災対策に係る協定の締結に努める。

また、協定者とは、定期的な連絡会議や相互窓口の確認等により、災害発生時の実効性を確保する。

- ① 流通事業者との協定
- ② 建設事業者との協定
- ③ 医療関係機関との協定
- ④ 地域の放送事業者との協定
- ⑤ その他の関係団体との協定

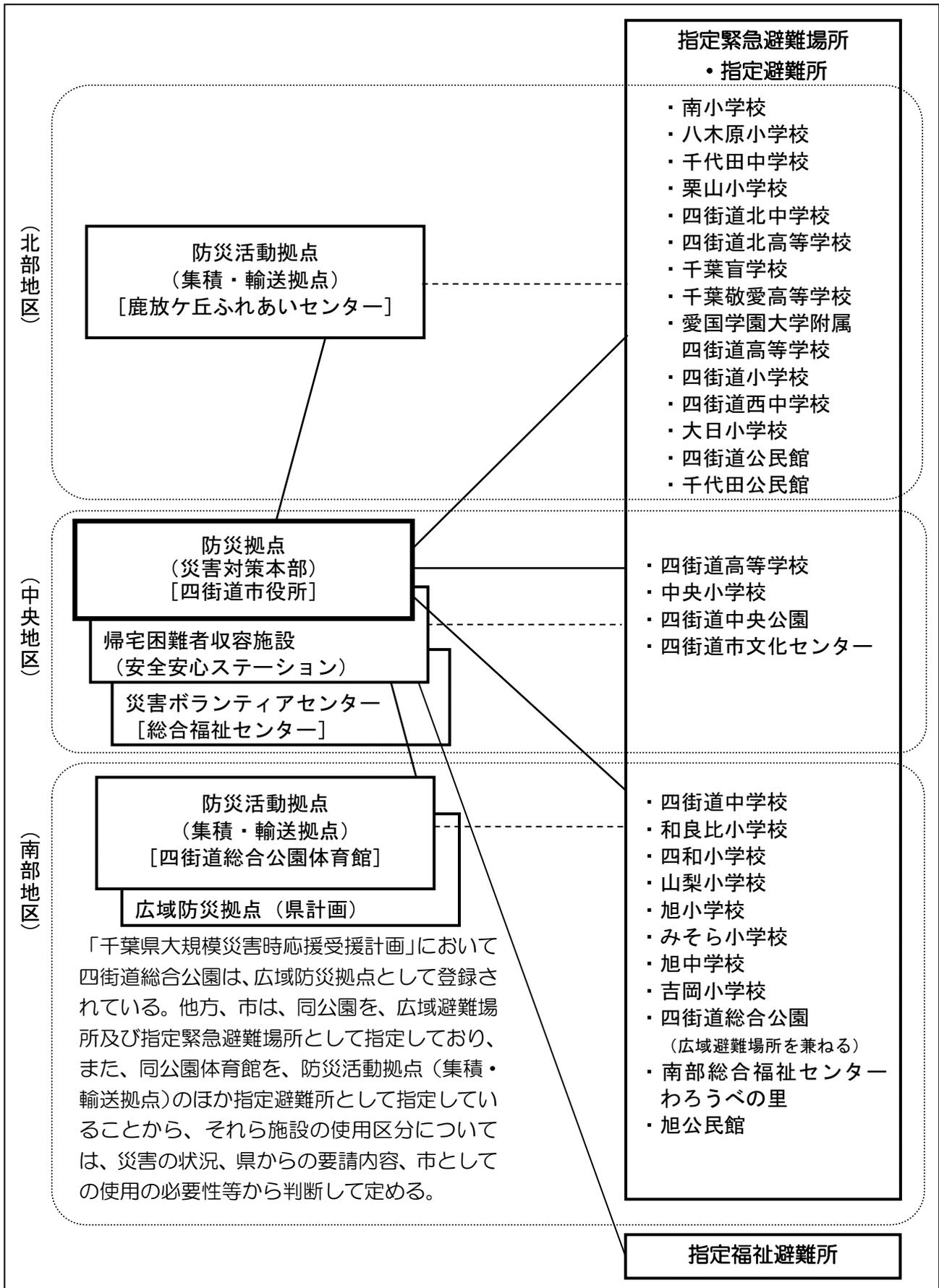
4 防災拠点の整備 <危機管理監、各部、消防本部>

災害時、防災拠点である市役所庁舎等が被災し迅速な応急対策活動に支障を来す事態を回避するため、平常時から代替の防災拠点となり得る設備を備えた施設の整備を推進する。

(1) 防災拠点ネットワークの形成

以下の防災拠点ネットワークを形成し、拠点間の連絡を確保する。

■防災拠点ネットワーク



共通編

(2) 防災拠点機能の確保、充実

市役所、消防本部等の災害応急対策に係る庁舎等の安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、応急対策活動従事者（職員等）の食料、飲料水等の備蓄等や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等非常用通信手段の確保を図る。

市役所の来客駐車場等は、支援車両駐車スペース、防災広場など、市役所庁舎と一体的な利用が促進できる機能確保に努める。

(3) 各種データの整備保全

災害応急対策、円滑な復旧・復興のため、あらかじめ各種データの総合的な保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、地下埋設物等の情報及び図面データの保存、バックアップ）について整備を図る。

(4) 防災活動拠点

防災活動拠点は、救援物資の集積・輸送拠点とし、四街道総合公園体育館と鹿放ヶ丘ふれあいセンターとする。

5 業務継続性の確保 <危機管理監、各部>

市は、大規模地震等が発生した場合においても、市民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政機能を維持する必要がある。このため、四街道市業務継続計画[震災編]（BCP=Business Continuity Plan）を策定しており、最近では、令和4年3月に改訂を行っている。今後も、必要に応じ業務継続計画の見直しを行っていく。

(1) 業務継続計画の基本的な考え方

業務継続計画は、災害時に行政自体も被災することを想定し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、速やかな復旧・復興、並びに市民の生命・生活及び財産、又は都市機能の維持のため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対应手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。具体的には、以下の重要6要素について定めている。

- ① 職務代行順位及び職員の参集体制
- ② 代替庁舎の特定
- ③ 電気、食料、飲料水等の確保
- ④ 通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(2) 業務継続の基本方針

地震災害時における市の業務継続の基本方針は、以下のとおりとする。

- ① 発災から72時間までは人命に係る業務に全力を尽くす。あらゆる施策を通じて、市民の生命、身体を災害から守るため最大限の努力をする。
- ② 非常時優先業務を最優先し、それ以外の業務は積極的に休止・停止する。人員・施設・資機材等の資源を非常時優先業務に集中的に投入するため、非常時優先業務以外の業務は、非常時優先業務への影響を考慮しつつ順次再開する。
- ③ 全庁を挙げて非常時優先業務を実施するための体制を確立する。特に庁舎・電力・通信等の業務資源の確保に努める。

第2 消防活動体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 消防組織及び施設の整備充実	消防本部、消防団	共通
(1) 消防組織 (2) 消防施設等の整備充実		
2 消防体制の整備	消防本部、消防団	共通
(1) 出火の防止対策 (2) 初期消火 (3) 災害対応機能の整備		
3 救急・救助体制の整備		
(1) 資機材の整備 (2) 消防団員の指導育成 (3) 市民等への技術指導		
4 危険物施設の予防対策	消防本部	共通
(1) 危険物施設の現況把握 (2) 危険物施設の安全指導 (3) 保安教育及び訓練 (4) 自衛消防組織の強化		

広域的又は局地的に災害が発生した場合には、同時多発火災に対する消火活動及び救急・救助活動が必要となり、現行の消防体制では対応できないことが想定される。そのため、市民、事業所等の防災行動力の向上に努めるとともに、消防体制の強化を図る。

1 消防組織及び施設の整備充実 <消防本部、消防団>

(1) 消防組織

市は、消防職員・団員の確保に努め、県と連携して消防組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

市は、市民の生命・身体・財産を守るため、防災拠点となる消防庁舎の機能を強化し、災害活動する消防車両、消防水利の整備等に努める。

2 消防体制の整備 <消防本部、消防団>

(1) 出火の防止対策

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、消防本部は、区・自治会、自主防災組織等を通じて一般家庭に対し、住宅用火災警報器の設置、火気使用の適正化、消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者専任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者を定め、防火管理体制の確

立を図る。

ウ 予防査察の強化指導

消防本部は消防法第4条の規定により、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生につながる危険要因の排除に努める等予防対策に万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置や危険物取扱者等に対する教育を計画的に実施するよう指導するとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、火災等の防止のために必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 消防同意制度の活用

消防本部は建築物の新築、改築等の消防同意の際、防火上の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

- ① 消防本部は家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。
- ② 消防本部は地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 災害対応機能の整備

ア 常備消防の強化

常備消防力は、1本部、1消防署・2分署を有し、消防ポンプ車、救急車等の車両を配備し、災害に備えている。

これらの消防力を最大限有効に運用するため、消防計画に基づく訓練を実施し、強化を図る。

イ 非常備消防の強化

消防団は、常備消防と連携して消火活動を行うとともに、平常時は訓練のほか、市民や区・自治会、自主防災組織等に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。

※消防団（団本部、16個分団を有する。）

ウ 消防通信体制の整備

同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、ちば消防共同指令センターと連携し、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図る。

エ 消防水利の整備

消防本部は、消火栓が機能しない場合に備え、河川等の自然水利の活用に努めるとともに、市は計画的に耐震性貯水槽の増設を図る。

また、小中学校等のプールや民有地内の私設防火水槽等を消防法第21条に基づき消防水利に指定し、消防活動に使用できる状態におくよう努める。

※消防水利の状況

（資料集 資料3-8）

3 救急・救助体制の整備 <消防本部、消防団>

(1) 資機材の整備

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、必要な救急・救助資機材を整備する。

(2) 消防団員の指導育成

消防本部は広域的又は局地的に多数発生することが予想される救助要請に対して、迅速かつ的確に対処するため、より高度な知識技術を持つ消防団員の育成に努める。

- ① 教育訓練の実施
- ② 消防団員の積極的確保、能力活用等

(3) 市民等への技術指導

市民の誰もが最低限の応急処置が実施できるよう、防災訓練や救命講習会等を通じて初期消火要領や応急手当等の技術指導を実施する。

4 危険物施設の予防対策 <消防本部>

(1) 危険物施設の現況把握

危険物施設の現況は以下のとおりである。

※危険物施設の現況

(資料集 資料3-9)

(2) 危険物施設の安全指導

消防法等の関係法令に基づき、適宜立入検査を行い、以下の項目について指導し、危険物施設の保安確保を図る。また、移動貯蔵タンク等により移動する危険物については、路上立入検査を行う等の機動的な指導の実施に努める。

- ① 危険物施設の不備欠陥箇所の是正
- ② 危険物施設の維持管理

(3) 保安教育及び訓練

事業所等の従業員への保安に必要な教育及び災害時の活動が円滑に行われ、応急対策が遂行されるように訓練の実施を促進する。

(4) 自衛消防組織の強化

危険物施設の保安監督者に対し、専門的知識や技術を有する事業所等の従事者で自衛消防組織を構成するよう指導する。また、自衛消防組織に対し、技術的指導を行い、防災活動技術の向上を図る。

第3 応急医療体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 初動医療体制の整備	健康こども部	共通
(1) 医療救護体制の整備		
(2) 地域災害医療救護体制の整備		
2 後方医療体制の整備	健康こども部、県	共通
3 医薬品等の確保	健康こども部	共通
4 搬送体制の確保	健康こども部、消防本部	共通
5 市民の役割の周知	健康こども部	共通

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の備え（常備薬、お薬手帳等）に関すること ・災害時の医療救護（応急処置等）に関すること
----	---

広域的な災害時においては、多数の傷病者が発生することが想定される。そうした事態の中でも、医療救護活動が迅速かつ適切に実施される体制が必要である。

市は、傷病の程度に応じた的確な医療救護活動を行えるよう、県及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）、市医師会、歯科医師会、その他関係機関と連携し、応急医療体制の整備に努める。

1 初動医療体制の整備 <健康こども部>

(1) 医療救護体制の整備

市は、災害時における初動医療を確保するため、特に以下の点について、平常時からの体制整備に努める。

- ① 救護所の必要に応じた適切な場所への設置
- ② 医療機関情報の迅速な収集と提供手段の確保
- ③ 市医師会、歯科医師会等との協定に基づく救護班の編成

(2) 地域災害医療救護体制の整備

市は大規模災害に備えて、県健康福祉部や印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の関係機関で構成する「地域災害医療対策会議」において、管内における災害医療救護体制について協議し、連携した対応体制の整備を図る。

■地域災害医療対策会議の開催

主催・事務局	保健所（健康福祉センター）	
会議の性格	地域における災害医療対策についての協議及び重要事項の決定機関	
構成員	地域医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の代表者 地域災害医療コーディネーター、保健所長 防災計画上の主要な医療機関（災害拠点病院等）の代表者、 市町村担当者（保健医療及び防災）、消防機関、警察の代表者、その他	
活動	平常時	地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討 ●地域災害医療コーディネーターの選任 ●合同救護本部の活動マニュアルの策定、訓練の計画実施 等
	発災時	地域の災害医療に係る重要事項の決定 地域災害医療コーディネーターの活動支援 その他災害医療の実施に必要な事項
保健所（健康福祉センター）の役割	会議の開催、市町村ごとの対策の推進	

2 後方医療体制の整備 <健康こども部、県>

市及び市内医療機関では、救護所や各医療施設での医療救護を行うが、入院治療又は救命措置を要する重症傷病者の受入れについては、県が広域的に後方医療体制を整備する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）において、地域災害医療コーディネーターの設置、後方医療施設や災害派遣医療チーム（DMAT）との連携体制の構築等、広域的な体制整備を行う。

市は、印旛地域災害医療対策会議等において、関係機関との連携強化に努める。

3 医薬品等の確保 <健康こども部>

市は、災害時に必要な医薬品等について以下の備蓄に努める。

- ① 医薬品等は、休日急病診療所における在庫の拡充を図り、併せて、市内医療機関に対して備蓄協力を要請するとともに薬剤師会等と協定の締結を進める。
- ② 指定避難所、又は救護所設置予定施設への災害対策用医療品救急医療品セット等の配備に努める。また、災害用医療品（救急医療品セット）の内容等は、医師会等の協力を得て定める。

4 搬送体制の確保 <健康こども部、消防本部>

災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送体制の整備を図る。

- ① 緊急車両等による搬送は最優先治療の必要な者を優先する。
- ② 市は、被災場所や救護所から医療機関へ自ら移動することが困難な傷病者の搬送について、緊急車両等の確保、事業者との協定等により搬送手段を確保する。
- ③ 市民は、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

5 市民の役割の周知 <健康こども部>

災害時の医療救護に関して、市民自らが備えておく必要があることを周知する。

- ① 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るために必要な常用薬、医療用品等の備蓄や避難用リュック等による携行準備等の対策をしておく。
- ② 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報（体質や治療中の疾患、使用している処方薬の名前、用量等）を的確に提供できるよう、お薬手帳等を活用し整理しておく。
- ③ 災害時には、自らの安全を確保したうえで、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うように努める。

第4 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 緊急輸送道路の確保	危機管理監、都市部	共通
(1) 千葉県の緊急輸送道路		
(2) 市の緊急輸送道路		
(3) 緊急輸送道路の復旧		
2 集積場所・輸送拠点等の整備	危機管理監、地域共創部	共通
(1) 集積場所及び輸送拠点の指定		
(2) 近隣市町村との輸送基地の相互使用 (3) 車両の燃料調達		
3 緊急通行車両の事前届出等	危機管理監、都市部、経営企画部、 四街道警察署	共通
(1) 緊急通行車両等の事前届出について		
(2) 交通規制資機材の整備 (3) 公用車の鍵の保管等		
4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定	危機管理監	共通

広域的な被害が発生した場合、道路の損壊等により必要な物資、資機材、人員、被災者、避難者等の輸送体制が大きく麻痺することが想定される。

応急対策を迅速かつ有効に実施するためには、陸路や空路、物資集積場所等を確保することが重要となる。そのため、平常時から緊急輸送道路や輸送手段を確保する等の体制整備を図る。

また、広域災害に備えるため、近隣市を含む広域輸送網の状況を把握しておくことが重要である。

1 緊急輸送道路の確保 <危機管理監、都市部>

(1) 千葉県の緊急輸送道路

県が定める四街道市域の緊急指定道路は以下のとおりである。

ア 千葉県指定緊急輸送道路 1 次路線

主要都市等を相互に結ぶ高速道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県の本庁舎及び県土整備部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路など。

- ① 高速自動車道東関東自動車道水戸線
- ② 国道51号
- ③ 主要地方道千葉臼井印西線（四街道 I.C.以南）

イ 千葉県指定緊急輸送道路2次路線

1 次路線と市町村役場、主要な防災拠点（救急物資等の備蓄地点等）を相互に連絡する幹線的な国・県道、市町村道。

- ① 主要地方道浜野四街道長沼線
- ② 主要地方道千葉臼井印西線（四街道 I.C.以北）
- ③ 市道鹿渡35号線
- ④ 市道大日緑ヶ丘69号線

※緊急輸送道路路線図

（資料集 資料3-4）

(2) 市の緊急輸送道路

市内の効率的な緊急輸送を行うため、防災アセスメント調査結果をもとに地域特性等を踏まえ、県の緊急輸送道路と市の防災拠点を結ぶ路線や、市内の防災拠点間を結ぶ路線等を選定し、市の緊急輸送道路として指定する。

(3) 緊急輸送道路の復旧

緊急輸送道路については、災害時に優先的に復旧活動が実施できるよう以下の点に努める。

- ① 復旧優先道路の指定及び復旧作業のためのマニュアル作成
- ② 障害物除去に必要な資機材の確保
- ③ 建設事業者等との協力体制の推進
- ④ 被害情報収集体制の整備

2 集積場所・輸送拠点等の整備 <危機管理監、地域共創部>

災害時における物資の受入れ、保管及び市内各地域への配送を迅速かつ効率的に行うため、物資の集積場所及び輸送拠点を指定する。

指定された施設については施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。また、災害の規模により、新たに指定可能な場所の確保を図るとともに、物流拠点施設や車両、機材、物流ノウハウを持った民間物流事業者との連携を推進する。

(1) 集積場所及び輸送拠点の指定

- ① 南部地域 四街道総合公園体育館
- ② 北部地域 鹿放ヶ丘ふれあいセンター

(2) 近隣市町村との輸送基地の相互使用

近隣市町村と広域的に輸送基地の相互使用が図れるよう協定の締結等について、検討する。

(3) 車両の燃料調達

物資輸送等の災害応急対策活動に従事する車両の燃料の調達について、あらかじめ民間事業者と協定を結ぶ等の対応を図る。

3 緊急通行車両の事前届出等 <危機管理監、都市部、経営企画部、四街道警察署>

(1) 緊急通行車両等の事前届出について

効率的な応急活動、緊急輸送等を実施するため、警察と協議のうえ、緊急通行車両の事前届出を行う。

- ① 事前届出の申請者は、緊急通行車両による輸送の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申請者は、当該車両使用の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請する。
- ② 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請者に交付される。

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料4-2)

- ③ 災害時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料4-1)

(2) 交通規制資機材の整備

道路管理者は、通行禁止等の道路交通規制資機材の整備を事前に行う。

(3) 公用車の鍵の保管等

災害時、迅速な応急活動を実施するため、経営企画部管財課は平常時から公用車(共用車)の予備の鍵を一括保管しておく。

4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定 <危機管理監>

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの臨時離発着場所として、現在、総合公園多目的運動場等を指定している。今後も候補地を選定し、指定可能な場所の確保に努める。

※臨時ヘリポート位置図 (資料集 資料3-5)

※臨時ヘリポート設定場所一覧 (資料集 資料3-6)

第5 避難環境の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 指定緊急避難場所等の整備	危機管理監、経営企画部、福祉サービス部、環境部、都市部、教育部	共通
2 指定緊急避難場所等の指定等	危機管理監、教育部	共通
（1）指定緊急避難場所の指定		
（2）広域避難場所の指定		
（3）指定避難所の指定		
（4）指定避難所の確保・充実		
（5）指定避難所の運営体制の確立		
（6）指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄		
3 指定福祉避難所の指定	福祉サービス部	共通
4 指定避難所外の避難者対策	危機管理監、福祉サービス部、教育部	共通
5 指定緊急避難場所等の周知	危機管理監	共通
6 避難所における新型コロナウイルス等の感染症への備え	危機管理監、健康こども部、教育部、県	共通
（1）可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保		
（2）物資・資材等の確保		
（3）避難者の健康管理体制の構築		
（4）発熱や咳等の症状がある者等のための専用スペースの確保		

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの確認に関すること ・避難所、避難経路に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営委員会の組織化に関すること ・避難所運営委員会による避難所運営マニュアルの作成に関すること

大規模災害時においては、多数の被災者が発生することが想定される。そうした事態の中で、避難情報が発令された場合は、防災関係機関と連携し、適切な避難誘導活動を行う必要がある。したがって、市は、災害の状況に応じた避難誘導活動を行うための避難環境の整備に努める。

1 指定緊急避難場所等の整備 <危機管理監、経営企画部、福祉サービス部、環境部、都市部、教育部>

災害時には、家屋の倒壊、がけ崩れ、火災の延焼拡大等により、市民の避難を要する地域が多く出現することが想定される。

そのため、これらの危険地域の市民を安全な場所へ避難させ、人的被害の発生を未然に防止するほか、家屋の倒壊、焼失等により住居を失った被災者を一時収容、保護するため、指定緊急避難場所等の整備に努める。

市は、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月、内閣府）により、避難場所等の選定を行うものとし、特に指定避難所等の整備等については、千葉県発出の「災害時における避難所運営の手引き」の記載内容及び以下の点に留意する。

- ① 指定避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- ② 指定避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等の避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- ④ 避難生活の長期化により特別の配慮が必要となる、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のための避難施設（以下「指定福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備、避難時の介助員の配置等について検討する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、必要に応じて、指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。
- ⑤ 女性や乳幼児への配慮、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全・健康を確保するための設備の整備に努める。

※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表（資料集 資料3-13）

※福祉避難所一覧表（資料集 資料3-14）

- ⑥ 避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、平常時から「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。
- ⑦ 市は、避難所でのペットに関するトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう、市民への普及啓発に努める。
- ⑧ 市及び避難所運営委員会は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

2 指定緊急避難場所等の指定等 <危機管理監、教育部>

（1）指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所は、各地域において日常的に身近であり、距離的にも比較的至近である場所とし、必要な機能の整備を図っていく。

（2）広域避難場所の指定

広域避難場所は、広域延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全・生命を一時的に守り得る性能を持っている場所とし、適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

(3) 指定避難所の指定

指定避難所は、被災者の住宅に対する危険が予想される場合や住宅の損壊により生活の場が失われた場合に、一時的な生活の場となるものとして、市が短期間開設し被災者に提供する仮宿泊施設として指定するものであり、平常時から市民に周知する。

(4) 指定避難所の確保・充実

指定避難所の収容能力が不足する場合に備えて、民間施設等との指定避難所施設利用に関する協定の締結を推進する。

(5) 指定避難所の運営体制の確立

ア 避難者による自主運営

指定避難所の運営は、避難所運営委員会による運営が主体となるため、平常時から、市が作成した「四街道市各区・自治会避難所割振計画」に基づき、指定避難所となる施設を中心とした地域の区・自治会、自主防災組織等から構成される避難所運営委員会を組織する。また、市は、避難所運営委員会による実践的な指定避難所開設・運営訓練等を支援する。

避難所運営委員会は、平常時から当該地域住民に対し、自助による備えの重要性について普及・啓発するとともに、災害時に自宅での生活が可能な場合は在宅避難を推奨する。また、指定避難所の生活を余儀なくされる場合でも、自助による水・食料等の備蓄品の持ち込みを推奨する。

イ 指定避難所の鍵の管理

指定避難所の開設のために必要な鍵等については、避難所の敷地内にキーボックスを設置して管理する。

また、教育部は、平常時から予備の鍵（体育館）を保管する。

ウ 指定避難所の運営における女性の視点の導入

指定避難所の運営に女性の視点を導入するため、避難所運営委員会の役員等の選任にあたっては、女性の登用を促進する。

エ 指定避難所の運営マニュアル等の作成

避難所運営委員会は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所となる学校等の施設特性を踏まえた、独自のマニュアル等を作成する。また、市は、避難所運営委員会によるマニュアル作成等を支援する。

オ 避難所運営委員会と施設管理者等との連携

市は、避難所運営委員会と指定避難所の学校長等施設管理者との連携を支援する。

また、要配慮者への対応等も含めて、教室、体育館等を適切に活用するため、避難所運営委員会と学校長等の施設管理者は、平常時から利用可能なスペースについて検討を行う。特に要配慮者を対象とした指定福祉避難所が直ちに立ち上がらない場合も想定して、利用可能な福祉避難スペースの割り当てを検討する。

(6) 指定避難所で使用する食料・飲料水や必要な資機材等の備蓄

防災備蓄倉庫や各指定避難所に設置された備蓄倉庫等において、指定避難所で使用する食料・飲料水、仮設トイレ、間仕切り、毛布、紙おむつ、生理用品、自家発電装置、投光機、非常用発電機、熱中症対策として大型冷風扇等の備蓄に努める。

3 指定福祉避難所の指定 <福祉サービス部>

高齢者、障がい者、妊産婦等、一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方とその家族を対象に、物理的障壁の除去（バリアフリー化等）がされている施設を指定福祉避難所として開設するため、あらかじめ指定福祉避難所の利用対象となる者の概数を把握し、指定福祉避難所としての機能を有している特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム等を指定福祉避難所として指定する。

また、指定福祉避難所の収容力が不足する場合に備えて、要配慮者を収容することができる公共施設をあらかじめ検討する。

※福祉避難所一覧表 (資料集 資料3-14)

4 指定避難所外の避難者対策 <危機管理監、福祉サービス部、教育部>

災害時には、指定避難所外の避難者の発生が想定されるため、その実態の把握や支援のあり方等について検討する。

5 指定緊急避難場所等の周知 <危機管理監>

災害時に被災者を安全な場所に迅速かつ円滑に避難させるため、以下のような点に留意して周知する。

- ① 避難誘導標識及び広域避難場所等の案内板の設置
- ② 「四街道市防災ハザードマップ」の配布、市政だより、ホームページ等による広報活動
- ③ 地域防災訓練等を通じての指定緊急避難場所等の啓発
- ④ 区・自治会、自主防災組織等は地域住民と協力し、指定緊急避難場所等までの経路（避難経路）の危険箇所を把握する。

6 避難所における新型コロナウイルス等の感染症への備え <危機管理監、健康こども部、教育部、県>

避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月（令和4年4月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）平成28年4月（令和4年4月改定））などに基づき、平常時から必要資材の備蓄、市民への周知等を進めておく。

なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知媒体の作成を行う。

(1) 可能な限り多くの避難所の確保や避難所でのスペースの確保

避難所に避難者が密集することがないように、可能な限り多くの避難所を確保して、分散を図るとともに、避難所内では、家族ごとに2m程度の間隔を確保するため、パーティションやテントの備蓄を進める。また、空気の入口と出口を設ける等、温度の変化に考慮した効果的な換気方法を検討しておく。

(2) 物資・資材等の確保

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り

準備する。

■事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- 基本的な感染症対策用：マスク、塩素系消毒剤（ノロウイルス用）、使い捨て手袋等、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- 避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、使い捨てガウン、レインコート、フェイスシールド など
- その他資材：パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋（大小多めに）、紙コップ、ガムテープ、ビニールテープ（数色）、新聞紙、マジックペン、サーキュレーターなど

（3）避難者の健康管理体制の構築

避難所において、避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、健康状態の把握方法と健康問題の予防策の周知方法等について、健康こども部や医療関係者等との事前の検討を行う。災害発生時は、保健医療班は医療救護体制整備に注力し、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する形となるため、避難所との連絡方法について検討をしておく。保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期とチーム編成などを整理しておく。

（4）発熱や咳等の症状がある者等のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状のある者を、他の避難者と同じ場所にならないよう、個室などの専用スペースを避難所内に確保する。

第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 行政の備蓄	危機管理監、各部	共通
2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	各部、消防本部	共通
3 市民等への備蓄啓発	危機管理監、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

市民	・家庭内備蓄に関すること
事業所	・災害時の物資、燃料等の供給に関すること ・事業所内備蓄に関すること

災害時、交通機関の麻痺に伴う輸送体制の乱れから、生活関連物資の供給が停止することが想定される。そうした事態の中で、被災者の生活安定を図るため、行政の備蓄及び流通事業者の備蓄をはじめ、個人の備蓄啓発による体制の整備に努める。

1 行政の備蓄 <危機管理監、各部>

市は、以下のとおり、物資等の備蓄に努める。

- ① 防災備蓄倉庫や各指定避難所の備蓄倉庫に、飲料水、非常用食料、生活必需品、救急医療品、防疫衛生用資機材等の備蓄を進める。なお、備蓄品の選定に関しては、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者、女性の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。
- ② 応急給水活動に必要な資機材の備蓄を進める。
- ③ 市の管理する備蓄品について常に備蓄状況を把握し、品質管理に努めるとともに目標数量に至らない物資について順次補充を行う。
- ④ 目標数量の算定は、被害想定結果について考慮した合理的な数量とする。
- ⑤ 災害対策本部等の対策拠点施設の非常用電源及び燃料、応急対策活動従事者（職員等）のための食料、物資等の備蓄に努めるとともに、防災アセスメント調査結果に基づく合理的な数量等を勘案して、防災備蓄倉庫を整備する。

※四街道市防災備蓄倉庫管理規程

(資料集 資料 1-10)

※防災備蓄倉庫設置箇所・防災資機材等一覧表

(資料集 資料 3-7)

2 事業所等の関係機関の協力体制の整備 <各部、消防本部>

各団体・事業所等と以下のとおり協定締結に努め、物資等の確保を図る。

- ① 生活必需品及び生鮮食品その他の供給に関して、大型店等との協力協定
- ② 燃料の供給に関して、燃料供給業者との協力協定
- ③ 医薬品、医療器具、調製粉乳等の供給に関して、医薬品取扱業者、薬剤師会との協力協定
- ④ 物資の輸送に関して、運送業者等との協力協定
- ⑤ その他災害対策用物資一般に関しての協力協定

※災害時協定一覧

(資料集 資料 2-1)

3 市民等への備蓄啓発 <危機管理監、消防本部>

災害時、ライフライン等が被害を受けた場合を想定し、市民は自助として備蓄をすることが不可欠であることから、以下について広報等により備蓄の啓発を行い、備蓄の促進を図る。

- ① 各家庭において最低でも3日間、可能な限り一週間程度の生活が維持できる水・食料、簡易トイレ、保存可能であれば服用中の薬等の備蓄
- ② 非常持出袋等の準備
- ③ 事業所等における備蓄

第7 給水体制・給水拠点の整備

大規模災害時は、広範囲にわたって配水管の破損等による断水が生じることが想定されるため、平常時から給水車等を使用した応急給水体制について整備を進め、被災時の生活安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 給水体制の整備	危機管理監、各部	共通
2 給水体制の多重化	危機管理監、上下水道部、消防本部	共通
3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	上下水道部、消防本部	共通
4 事業所等の所有する井戸の活用	危機管理監	共通

【自助・共助の役割】

市民	・災害時の給水協力に関する事
区・自治会、自主防災組織	・災害時の給水体制に関する事
事業所	・災害時の給水協力に関する事

1 給水体制の整備 <危機管理監、各部>

市は、民間事業者等と連携し、災害時の協力要請、応急給水活動の実施要員の派遣等について事前に協議し、災害時の給水体制を整備する。

また、区・自治会、自主防災組織等に、貯水及び災害時の給水に関する啓発を行う。

2 給水体制の多重化 <危機管理監、上下水道部、消防本部>

断水時には、小中学校等の応急給水所を設定し、給水車等によって給水を行う計画であることから、市は、運搬給水の実施体制を整備する。

また、防災拠点・防災活動拠点において、生活用水の確保を目的とした耐震性貯水槽、防災井戸等を整備し、給水体制の多重化を図る。

※防災井戸設置箇所一覧

(資料集 資料3-15)

3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備 <上下水道部、消防本部>

市は、消火栓の場所等を把握するとともに、仮設給水栓を設置する体制を整備する。また、

長時間に多量の水を要する場合もあることから、仮配管及び仮設給水栓を設置する体制を整備する。

給水車及びタンク車から被災者へ給水する場合、ポリタンク、給水袋等が必要であるため、市は、関係団体の協力を得て資機材の備蓄・調達体制を整備する。

4 事業所等の所有する井戸の活用 <危機管理監>

災害時の生活用水の確保を図るため、平常時より市民、事業所等が所有する井戸の把握に努めるとともに、災害時に協力が得られる体制づくりに努める。

第8 廃棄物処理体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 廃棄物処理体制の整備	環境部	共通
(1) 災害廃棄物処理計画の更新		
(2) 関係機関との協力体制の整備		
(3) 仮置き場の選定		
2 し尿処理体制の整備	危機管理監、環境部、上下水道部	共通
(1) マンホールトイレの設置検討・運用管理		
(2) 災害用仮設トイレの整備・運用管理		
(3) し尿の運搬管理体制の整備		
(4) 下水道施設等の応急措置		

大規模災害時には、平常時の処理量を上回る大量のゴミやがれきの発生が予想されることから、四街道市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ適正な廃棄物処理体制の整備を図る。

また、上下水道施設の被害により水洗トイレが使用できない事態に備え、仮設トイレを確保する等、し尿処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備 <環境部>

(1) 災害廃棄物処理計画の更新

市は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、平成29年に四街道市災害廃棄物処理計画を策定している。計画は、防災アセスメント調査結果や社会状況の変化等に応じ、修正を加えていく。

(2) 関係機関との協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、民間業者等との協力体制を整備する。

(3) 仮置き場の選定

市は、災害廃棄物発生量に応じた規模の仮置場をあらかじめ選定しておく。仮置場候補地は市有地を活用するが、市有地で確保できない場合は、民間土地所有者と災害時の一時利用協定の締結に努める。

2 し尿処理体制の整備 <危機管理監、環境部、上下水道部>

市は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

(1) マンホールトイレの設置検討・運用管理

市は、過去の災害でも発災後の比較的早い段階から使用され、悪臭が少ないとされているマンホールトイレの設置を検討する。

市は、災害時のマンホールトイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、マンホールトイレの設置等、運用管理体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備・運用管理

市は、災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための災害用仮設トイレを整備する。また、災害用仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

市は、災害用仮設トイレを円滑に運用管理するため、民間事業者との連携、災害用仮設トイレの設置等、運用管理体制を整備する。

(3) し尿の運搬管理体制の整備

市は、避難生活が長期化し、災害用仮設トイレの収容量に限界が来ることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

(4) 下水道施設等の応急措置

市は、災害時に下水道施設等が被災した場合の応急措置体制の整備を図る。

第2節 防災行動力の向上

防災は「自らの身の安全は自ら守る」が基本であり、市民一人ひとりには「自助」の意識が求められる。また、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織には「共助」の取組みが求められる。市民及び各組織は市や防災関係機関と連携・協働して災害予防に取り組む。

第1 防災意識の向上

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市民による自助の備え	危機管理監	共通
2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚	危機管理監	共通
3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	危機管理監、健康こども部、教育部	共通
4 防災広報の充実	危機管理監、各部、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えに関すること ・防災知識の習得に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えに関すること ・防災知識の習得に関すること

市民一人ひとりが災害に備える「自助」、区・自治会、自主防災組織や市民団体等として地域を守る「共助」による防災の取組みを推進し、地域の防災行動力を高める。

そのため、防災知識の普及、防災訓練の充実、自主防災組織等の強化を図り、要配慮者の安全確保に努め、市民、事業所等の防災行動力の向上を図る。

1 市民による自助の備え <危機管理監>

市民は、次に掲げる事項をはじめ、「自らの命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。そのため、日頃より、防災に関する家族会議等により、災害時の行動や役割分担等について話し合っておく。

■自助による備えの内容

身の安全	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅等の耐震性の確保 ●家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止 ●ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 ●大雨や台風の接近など災害のおそれのある気象情報の確認
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅等の耐火性の確保 ●日頃からの出火の防止 ●消火器、火災警報器、感震ブレーカー等住宅用防災機器の設置

避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法等の確認 ●指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等の確認 ●要配慮者本人及びその家庭は、事前に区・自治会、自主防災組織等や民生委員・児童委員等に伝達
被災生活	<ul style="list-style-type: none"> ●水（1日一人3ℓ）及び食料を最低3日分、可能な限り1週間分の備蓄 ●医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレの準備 ●自宅で居住の継続ができる状況であれば、在宅避難を実践
防災意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の災害から得られた教訓の伝承 ●防災ハザードマップなどを活用した災害に対する正しい知識の習得 ●区・自治会、自主防災組織等が行う、地域の相互協力事業への協力 ●市が行う防災訓練や防災関連事業への積極的な参加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や隣近所とのコミュニケーションの推進

2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚 <危機管理監>

市は、市民に対して、次に掲げる取組みをはじめ、さまざまな機会を通じた防災知識の普及を図る。

なお、防災知識の普及にあたっては、障がい者、高齢者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、判りやすい広報資料の作成に努める。

- ① 市政だより四街道や四街道市公式ホームページ等での防災関係記事の掲載
- ② 防災パンフレット等の作成・配布
- ③ 防災ハザードマップの作成・配布周知
- ④ 防災講演会や防災講座の開催
- ⑤ 地域防災計画等の報道機関への発表

3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育 <危機管理監、健康こども部、教育部>

学校教育や学校外における活動等の中で避難訓練や応急処置訓練等により、防災教育の推進に努める。また、各学校・保育所等の実態に応じた防災用指導計画書等の作成など、幼児・児童・生徒の災害に関する知識を深め、発達の段階に応じた災害への対応力を高めるよう努める。

4 防災広報の充実 <危機管理監、各部、消防本部>

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、広報媒体や専門家の知見等を活用し、防災広報の充実に努める。

■自助による備えの内容

方法	対象	内容
広報紙 講演会(出前講座) シンポジウム等 広報車 ビデオ 学級活動	市民 区・自治会 事業所 自主防災組織 児童生徒・PTA 市職員	<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災計画の概要 ●各防災関係機関の災害対策 ●地震、津波に関する一般知識 ●出火の防止及び初期消火の心得 ●住宅用火災警報器の設置 ●気象情報及び緊急地震速報の活用方法

方法	対象	内容
パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット	コミュニティ団体	<ul style="list-style-type: none"> ●室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ●ガス、電気、水道、電話等の災害時の心得 ●避難路、避難場所、指定避難所等 ●避難方法、避難時の心得 ●食料、救急用品、服用中の薬（処方箋を含む）等非常持出品の準備 ●応急手当、AEDの普及啓発 ●帰宅困難者の心得 ●学校施設等の防災対策 ●建物の耐震対策、家具の固定 ●地震保険制度 ●地域の地盤状況や災害危険箇所 ●自主防災活動の実施 ●業務継続計画（BCP） ●防災訓練の実施

第2 防災訓練

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市が行う防災訓練 (1) 総合防災訓練 (2) 地域防災訓練 (3) 職員等の防災訓練 (4) 無線通信訓練	危機管理監、各部、消防本部、消防署(団)、四街道警察署、自衛隊、関係機関	共通
2 自主防災組織等の訓練	区・自治会、自主防災組織	共通
3 事業所等の訓練	事業所等	共通

【自助・共助の役割】

市民	・防災訓練に関すること
区・自治会、自主防災組織	・防災訓練に関すること
事業所	・防災訓練に関すること

災害時における迅速な防災活動を期するため、市と防災関係機関等との協力体制の確立を図るため総合防災訓練や地域（区・自治会、自主防災組織）を単位とした防災訓練等を実施する。また、地域の防災力の向上を図るため、地域が自主的に実施する防災訓練に対し支援を行う。

1 市が行う防災訓練 <危機管理監、各部、消防本部、消防署(団)、四街道警察署、自衛隊、関係機関>

市は、四街道警察署、自衛隊、市民、各関係機関等の協力を得て、各種防災訓練を実施し、職員、市民の防災意識の高揚及び災害対応力の向上を図る。

※防災訓練の体系(総合防災訓練・地域防災訓練) (資料集 資料3-10)

(1) 総合防災訓練

市内全域に被害を及ぼす災害の発生を想定した総合的な防災訓練を行い、災害時の市、防災関係機関及び市民が一体となって活動できる自助、共助、公助の協力体制の確立に努める。参加機関は、市、消防本部・消防団、四街道警察署、自衛隊、区・自治会、自主防災組織、市民及び関係機関等とする。

(2) 地域防災訓練

市、消防本部、消防団、四街道警察署、自衛隊、関係機関等の指導・協力により、区・自治会、自主防災組織等の各地域を単位とする防災訓練を行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

(3) 職員等の防災訓練

以下の訓練を単独又は各防災関係機関(警察、自衛隊等)の協力を得て実施する。なお、各訓練内容はその都度定める。

- ① 職員参集訓練
- ② 災害警戒本部設置・運営訓練
- ③ 単独又は防災関係機関と連携した災害対策本部設置・運営訓練
- ④ その他災害対応に資する訓練、講習会

(4) 無線通信訓練

市は、災害対策本部、県及び防災関係機関との通信訓練や防災行政無線(移動系、固定系)による情報伝達訓練を行い、職員による機器の操作方法等の習熟を図る。

2 自主防災組織等の訓練 <区・自治会、自主防災組織>

過去の災害による教訓からも、市民自身による「自助」及び市民同士による「共助」の持つ防災力が大きく減災に貢献することが明らかになっている。行政による「公助」は、時間的及び量的制約があることから、「自助」、「共助」による地域防災力を強化するため、区・自治会、自主防災組織を中心とした防災訓練を定期的実施することに努める。なお、防災訓練の実施を促進するため、市は必要な支援を行う。

3 事業所等の訓練 <事業所等>

各事業所等は、個別訓練又は共同訓練を行い防災活動能力の向上を図る。実施については各事業所等が定める方法により行う。

第3 自主防災組織等の育成・強化・支援

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 自主防災組織の育成	危機管理監、自主防災組織	共通
2 自主防災組織の設立と強化	危機管理監、消防本部、消防署(団)	共通
(1) 自主防災組織の設立促進		
(2) 技術的指導や助言		
(3) 人材育成		
3 自主防災組織への助成等	危機管理監	共通
4 地区防災計画の作成促進	危機管理監	共通
5 事業所等の防災体制の強化	危機管理監、消防本部、事業所等	共通
(1) 大規模地震対策の促進		
(2) 事業所等の防災組織設置の促進		
6 避難所運営委員会の設置	区・自治会、自主防災組織、危機管理監	共通
7 各防災組織相互の連携強化	危機管理監、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成、強化に関する事 ・避難所運営委員会の設立と避難所の運営等に関する事 ・地区防災計画の作成に関する事
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の防災体制に関する事 ・事業所の事業継続計画（BCP）策定に関する事

市は、自主防災組織づくりの促進及び自主防災組織の育成を行い、災害への対応力の強化を図る。また、市民、事業所、消防団等が協力して防災訓練を行い、地域の防災活動能力の向上を図る。

※四街道市自主防災組織補助金交付要綱

(資料集 資料1-8)

※自主防災組織一覧表

(資料集 資料3-11)

1 自主防災組織の育成 <危機管理監、自主防災組織>

市は、講習会や防災訓練等を通じ市民に対する啓発活動に努め、自主防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、区・自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

自主防災組織は、消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水、避難所運営を円滑に実施するために、平常時の活動を進めるとともに、市は、自主防災組織の活動を支援する。

※自主防災組織の手引き

(資料集 資料3-12)

■自主防災組織の主な活動内容

	平常時の活動	災害時の活動
啓発・計画作成・情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> ●防災知識の普及及び意識の高揚 ●地区防災計画の作成 ●地域ごとの防災マップの作成 ●地域内の要配慮者の把握 ●行政や地域内の事業所等との連携体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市や指定避難所との連携 ●情報収集、伝達及び広報 ●安否確認
消火	<ul style="list-style-type: none"> ●出火防止の徹底 ●資機材の整備・保守管理 ●初期消火の訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●出火時の通報 ●初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●救出及び救護訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●救出・救護 ●救急要請
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ●避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難誘導 ●障がい者や高齢者等の要配慮者の避難支援
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ●資機材の整備・保守管理 ●炊き出し訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所等における給食・給水 ●支援物資の配分支援
避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営委員会の設立 ●指定避難所運営のルールづくり ●在宅被災者支援のルールづくり ●避難所運営マニュアルの作成 ●指定避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定避難所の運営

2 自主防災組織の設立と強化 <危機管理監、消防本部、消防署(団)>

(1) 自主防災組織の設立促進

市は、自主防災組織を設立していない区・自治会に対し、組織の結成を促進する。また、自主防災組織の設立にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参画を促進する。

(2) 技術的指導や助言

自主防災組織の活動及び訓練に対して、技術的指導や助言を行う。

- ① 消防署・消防団との連携による初期消火訓練、資機材の保守・点検
- ② 自主防災組織が行う要配慮者の支援体制の構築に対する支援
- ③ 隣接する自主防災組織間、他の市民団体等との合同訓練の推進
- ④ 複数の地域(区・自治会、自主防災組織)で構成する避難所運営委員会が行う、避難所運営訓練計画の立案や実施等に対する支援

(3) 人材育成

地域の防災リーダーを育成するため、防災士の資格取得を支援する。また、資格取得後の自己啓発を支援するとともに、防災訓練や講習会等への参加を呼びかける。

3 自主防災組織への助成等 <危機管理監>

自主防災組織の活動の活性化に向けて、以下のような必要な助成等の支援を行う。

- ① 自主防災組織に対し、必要な防災用資機材の整備のための助成を行う。
- ② 自主防災組織が実施する防災訓練等の活動のための助成を行う。

4 地区防災計画の作成促進 <危機管理監>

大規模災害における自助・共助の役割の重要性から、区・自治会、自主防災組織等が中心となり、「地区防災計画」（地区の特性等に応じた自発的防災活動に関する計画）を作成することを促進する。

5 事業所等の防災体制の強化 <危機管理監、消防本部、事業所等>

事業所等は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、迅速な防災活動を実施するための体制整備に努める。

■事業所等の備えの内容

- 事業所内外の安全対策を図り、防災計画、事業継続計画（BCP）、非常用のマニュアルの作成等事業活動継続のための対策を実施する。
- 防災資機材・水・食料の備蓄等、従業員や顧客の安全対策・安否確認体制・帰宅困難者対策の整備を図る。
- 地域の防災訓練等に積極的に参加し、区・自治会、自主防災組織等や関係機関との協力関係、また、事業所間での協力関係を整える。

（1）大規模地震対策の促進

- ① 百貨店、スーパーマーケット、病院、工場等で多数の人が出入り又は勤務する防火対象物の防火管理者に対し、消防計画に大規模地震対策を含め作成するよう指導を徹底する。特に危険物施設及びガス関係事業所に対しては、当該事業所の予防規程及び自衛消防組織の強化について指導し、専門的知識や技術を必要とする防災活動を含めた実践的な防災訓練の実施を促進する。
- ② 小規模事業所のほか、いわゆる雑居ビル等については、当面は、防災指導書、防災計画書を作成して、その配布により、防災活動の促進を図る。

（2）事業所等の防災組織設置の促進

事業所等は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域への災害の拡大防止に努めなければならない。特に集客施設を有する事業所等は、来客者の安全確保にも努める。そのため、事業所等は自主的な防災組織の編成及び災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、周辺地域の区・自治会、自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与する。

また、市が実施する防災関連事業に積極的に協力する。その具体的な活動内容については、概ね以下のとおりとする。

- ① 防災訓練

- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災その他の災害予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）
- ⑧ 避難に必要な施設・設備の日常点検

6 避難所運営委員会の設置 <区・自治会、自主防災組織、危機管理監>

市は、避難所運営委員会を設置していない避難所について、関係する区・自治会等に対し、組織の結成を促進するとともに、避難所運営のルールづくりや避難所開設・運営訓練等を支援する。

■避難所運営委員会とは

避難所の運営に関するさまざまな活動を円滑に行うため、地域（区・自治会など）の役員、自主防災組織の長などの避難者の代表者、及び行政担当者、施設管理者などで構成される自主運営のための組織をいう。

避難所の運営には、発災時の混乱した状況において、生活の不安を抱える被災者に配慮した対応等が求められることから、平常時から災害発生に備えて避難所運営委員会を組織化し、その活動内容や役割分担を検討・把握していることが望ましい。

7 各防災組織相互の連携強化 <危機管理監、消防本部>

地域の防災活動能力の向上を図るため、平素から地域の自主防災組織、自衛消防組織、消防団、防災ボランティア等の組織間の連携の強化に努める。

第4 ボランティア活動の環境整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 ボランティア受入れ体制の整備	各部	共通
(1) 一般ボランティア		
(2) 専門ボランティア		
2 ボランティア意識の啓発	危機管理監、福祉サービス部	共通

【自助・共助の役割】

ボランティア（個人・団体）	・ボランティア活動に関すること
---------------	-----------------

大規模災害時における被災者支援活動には多くの人員が必要であり、ボランティア団体や個人の協力は不可欠である。そのため、市は災害時においてボランティア活動が円滑に行われるように、

その環境整備に努める。

1 ボランティア受入れ体制の整備 <各部>

(1) 一般ボランティア

市社会福祉協議会は、平常時から市内ボランティア希望団体等の養成・登録を行い、災害時のボランティア希望者の確保に努めるとともに、災害時、円滑かつ迅速にボランティアの受付・登録を行う体制の整備に努める。

■一般ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- 指定避難所の運営補助
- 炊き出し、食料等の配布
- 救援物資や義援品の仕分け、配分、輸送
- 障がい者や高齢者等の要配慮者の支援
- 被災地の清掃、がれきの片づけ等
- 指定避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む）
- その他被災地における軽作業等

(2) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体について、ボランティア活動が効果的に行われるよう、各部は県と連携し、専門ボランティアの受付・登録状況について把握に努める。

■専門ボランティアの協力を得て実施する活動内容

- 救護所での医療救護活動
- 被災建築物応急危険度判定
- 被災宅地危険度判定
- 外国語の通訳、外国語による情報提供
- 災害情報、安否情報、生活情報等の収集整理、広報
- 被災者への心理治療
- 障がい者や高齢者等の要配慮者の介護・看護、情報提供
- その他専門的知識、技能を必要とする活動等

2 ボランティア意識の啓発 <危機管理監、福祉サービス部>

市は、市政だより、ホームページ、出前講座等により、市民に対しボランティア意識の醸成を図る。

また、防災訓練等において積極的にボランティアとしての参加を求めることにより、その重要性を広報する。

第5 要配慮者の安全確保対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 避難行動要支援者への対応 (1) 要配慮者、区・自治会、自主防災組織等への啓発 (2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等 (3) 区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者への避難行動要支援者台帳の提供等 (4) 現に災害が発生、又は発生のおそれがある場合の措置 (5) 避難行動要支援者の避難支援	危機管理監、福祉サービス部	共通
2 個別避難計画の策定 (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方 (2) 避難支援等関係者となる者 (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 (4) 個別避難計画の更新に関する事項 (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置 (6) 避難支援等関係者の安全確保	危機管理監、福祉サービス部	共通
3 要配慮者への配慮 (1) 要配慮者への啓発 (2) 高齢者等への配慮 (3) 外国人への配慮 (4) 避難施設等の環境整備	危機管理監、経営企画部、福祉サービス部	共通
4 社会福祉施設等の安全対策 (1) 施設の安全対策 (2) 消防計画作定の指導	福祉サービス部、健康こども部、消防本部	共通

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	・ 避難行動要支援者の支援に関すること
事業所	・ 施設の安全対策に関すること

近年発生した災害では、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、外国人等の、いわゆる要配慮者が犠牲になるケースが多い。このことから、市は、区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と連携し、要配慮者の避難時の安全確保対策の整備に努める。

要配慮者のうち、避難行動要支援者への避難支援対策は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(以下、「取組指針」という。)及び「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、推進する。

また、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者基本計画との整合を図る。

- 要配慮者……………障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語を十分理解できない外国人等の災害対応上配慮を必要とする者を要配慮者という。
- 避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な確保を図るために特に支援を要する者をいう。

1 避難行動要支援者への対応 <危機管理監、福祉サービス部>

(1) 要配慮者、区・自治会、自主防災組織等への啓発

市は、市政だより、ホームページ、出前講座、市主催による地域防災訓練等、あらゆる機会を通じて、要配慮者及びその家族、区・自治会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者の避難支援体制整備事業への周知・理解に努める。

(2) 避難行動要支援者の把握及び名簿の作成、更新等

市は、国の「取組指針」、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難行動要支援者の把握及び名簿の作成を行う。

名簿は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号やその他連絡先、避難支援を必要とする事由等を記載する。

作成した名簿は、情報漏えい防止のための適切な管理を行うとともにバックアップ体制を構築する。

また、避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、名簿は毎年度定期的に更新を行い、最新の状態に保つように努める。

(3) 区・自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者への避難行動要支援者台帳の提供等

避難行動要支援者避難支援体制整備事業に取り組む区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等に対し、平常時から名簿情報の提供に同意している避難行動要支援者の台帳の写しを提供する。

市は、避難行動要支援者台帳の写しの提供に際し、情報漏えい防止のための措置について指導し、写しを受け取った区・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等は、情報漏えい防止のため、適切な管理を行う。

(4) 現に災害が発生、又は発生のおそれがある場合の措置

現に災害が発生、又は発生のおそれのある場合は、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず、消防、警察等の避難支援等関係者へ名簿の提供ができる。

(5) 避難行動要支援者の避難支援

区・自治会、自主防災組織等は、避難行動要支援者を安全に避難支援するため、避難支援者の確保に努めるとともに、日頃から避難行動要支援者の情報の共有、避難経路の確認、地

域における避難訓練等の実施に努める。

2 個別避難計画の策定 <危機管理監、福祉サービス部>

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「取組指針」が改定され、県においても「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き(令和4年3月)」が作成された。

これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組む。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成した防災ハザードマップ及び「防災アセスメント調査結果」から危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後から概ね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組みを進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等関係者をはじめとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール(ホームページ、SNS、市政だより等)、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設への掲示などを活用し、制度の周知に努める。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、支援する力は地域によって異なるのが実情であることから、実効性のある個別避難計画を作成するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める。

また、避難支援等を実施するうえで配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など)から情報を把握する。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

ア 更新の契機

- ① 本人、家族の申し出があった場合(意向、申出、届出)
- ② 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- ③ 自主防災組織や区・自治会を通じて点検を呼びかけた場合

イ 更新が必要となる事情の変更があった場合

- ① 避難行動要支援者の状態(転居、心身の状況等)
- ② 災害時の情報伝達(緊急連絡先、情報伝達手段等)
- ③ 避難誘導等(避難支援等関係者、避難先、移動手段等)

ウ 更新の周期

- ① 本人又は避難支援等関係者から変更の届出があった場合に随時修正
- ② 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供にあたっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉砕して処分する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難に際しては、避難支援等関係者やその家族等の身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

3 要配慮者への配慮 <危機管理監、経営企画部、福祉サービス部>

(1) 要配慮者への啓発

要配慮者及びその家族に対し、防災に関する広報の充実を図り、地域の防災訓練等への参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるように努める。

また、障がい者や高齢者等の要配慮者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努める。

(2) 高齢者等への配慮

① 一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、緊急通報装置の設置を促進する。

② 手話通訳者やガイドヘルパー等を迅速に派遣するための支援体制整備に努める。

(3) 外国人への配慮

日本語を十分に理解できない外国人が災害時に安全に行動できるよう、以下のような条件、環境づくりに努めるとともに、さまざまな機会をとらえて防災対策の周知に努める。

① 多言語によるパンフレット、チラシ等による広報の充実

② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 避難施設等の環境整備

市は、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材の備蓄や停電時の対応を考慮した照明等の環境の整備に努める。また、区・自治会、自主防災組織等と協力し、介護の必要な障がい者や高齢者等に対し、介護が行いやすい指定避難所（指定福祉避難所）へ誘導するための支援体制の整備に努める。

4 社会福祉施設等の安全対策 <福祉サービス部、健康こども部、消防本部>

(1) 施設の安全対策

施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、入居者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や入居者等の治療等に必要な非常用発電設備の整備を行う。

また、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等、災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 消防計画策定の指導

市は、各施設の管理者が消防計画を策定するにあたり、指導を行い、災害時の入所者・通所者の安全な避難を確保する。消防計画は以下の事項に留意する。

- ① 職員の任務分担、動員体制
- ② 保護者への緊急連絡
- ③ 地域の区・自治会、自主防災組織等との連携等
- ④ 避難誘導に必要な施設・設備の整備

第6 教育施設等の防災対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 保育施設及び学童保育施設	健康こども部	共通
2 公立小中学校	教育部	共通
(1) 防災教育		
(2) 事前準備		

教育施設等の長は、災害時において、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期するため、事前計画を策定する。

1 保育施設及び学童保育施設 <健康こども部>

施設長等は、保育所、こどもルームの立地条件等を考慮し、災害時の応急保育計画策定に努める。策定した応急保育計画については、健康こども部に報告するとともに、速やかに児童及び保護者に周知徹底を図る。

また、災害の発生に備えて以下のような対策を講じなければならない。

- ① 児童の避難訓練の実施、災害時の保護者との連絡・引取り方法を定める。
- ② 市、消防本部、消防署(団)、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ③ 災害時に、保護者の引き取りが困難な場合の残留児童の保護対策を策定する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定める。

2 公立小中学校 <教育部>

(1) 防災教育

東日本大震災等の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

また、地域において防災活動を行う消防団員等の参画を促し、体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 事前準備

学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、危機管理マニュアルを策定する。策定した学校安全計画については、教育部に報告するとともに、速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。

また、災害の発生に備えて以下のような対策を講じなければならない。

- ① 防災に係る施設、設備について計画的な点検整備を図る。
- ② 児童生徒等の避難訓練の実施、災害時の保護者との連絡・引取り方法を定める。
- ③ 教育部、消防本部、消防署（団）、四街道警察署及び保護者への連絡網を確立する。
- ④ 勤務時間外における所属職員への連絡や非常招集の方法を定める。
- ⑤ 学校医をはじめとする医療機関との連絡体制を検討する。
- ⑥ 被災した児童生徒に対する就学援助等について、必要な措置を定める。

第7 帰宅困難者等の事前対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 一斉帰宅の抑制	危機管理監、関係機関	共通
(1) 基本原則の周知・徹底 (2) 安否確認手段の普及・啓発		
2 帰宅困難者の安全確保	危機管理監、関係機関	共通
(1) 一時滞在施設の確保と周知 (2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請		
3 帰宅支援対策	危機管理監、関係機関	共通
(1) 災害時帰宅支援ステーションの周知 (2) 搬送手段の確保		

【自助・共助の役割】

市民	・家庭における安否確認のルール化等に関すること
----	-------------------------

市は、帰宅困難者・滞留者に対応するため、地域の安全確保、事業者・学校等への一時待機用食料等の備蓄の啓発等の対策を実施する。県は、複数市町村にまたがる事項や広域に及び対策を実施し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組みにも努める。

■帰宅困難者等とは

災害時の外出者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」という。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」という。

1 一斉帰宅の抑制 <危機管理監、関係機関>

(1) 基本原則の周知・徹底

市は、災害発生直後の一斉帰宅行動の抑制のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を市政だより、ホームページ、リーフレット、出前講座等で普及啓発する。

また、企業、大規模集客施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

市は、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板(web177)、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時からの体験・活用を通じて、災害時に利用してもらえよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

2 帰宅困難者の安全確保 <危機管理監、関係機関>

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定することを検討する。

(2) 大規模集客施設や駅における利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、災害時の適切な待機や誘導、平常時の訓練を行うよう要請する。

3 帰宅支援対策 <危機管理監、関係機関>

(1) 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、市政だより、ホームページ、出前講座等を活用した広報を行う。

(2) 搬送手段の確保

市は、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、災害時の搬送手段を確保するよう努める。

第3節 災害に強いまちづくり

多種多様な都市型災害に対応できる防災体制を確立するとともに、建築物の不燃化促進、耐震性の向上に取り組む。また、市街地再開発事業等により、道路や公園緑地等のオープンスペースを確保し、災害に強いまちづくりを進める。

第1 災害に強い都市構造の形成

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 市街地の整備	都市部、消防本部	共通
(1) 延焼防止のための防火規制		
(2) 都市防災の促進		
2 防災空間の保全	都市部、環境部、消防本部	共通
3 建築物等の安全対策	危機管理監、各部、消防本部、関係機関	震災
(1) 建築物の耐震診断		
(2) ブロック塀等の倒壊防止対策		
(3) 落下物防止対策		

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震補強等に関すること ・ブロック塀の点検、補強等に関すること
----	---

安全な都市構造の形成を図るため、建築基準法及び消防法による規制、防災に十分配慮した土地利用の規制・誘導をはじめ、千葉県地震防災戦略等の適用も考慮したまちづくりを進める。

1 市街地の整備 <都市部、消防本部>

(1) 延焼防止のための防火規制

市街地における延焼防止を以下により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、商業地域や近隣商業地域の比較的高い容積率の地域を中心として面的に指定されている。未指定地域のうち、木造建築物が高密度に集積した市街地や住宅と工場等が混在する地域等、延焼拡大の可能性がある場合には、積極的に指定を検討し、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

また、幹線道路沿道等の建築物について、道路空間と一体となった延焼防止対策により避難路や緊急輸送道路としての機能を確保するため、地域指定を積極的に検討していく。

防火地域や準防火地域の指定にあたっては、既存建築物の状況等を十分勘案するものとし、対象地区、配置、規模、境界等の地域の現状や地域住民の理解と協力が得られる等、指定のための条件が整ったところから順次行う。

イ 屋根不燃区域の指定

防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条によるいわゆる屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災の促進

市は、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新等が図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

2 防災空間の保全 <都市部、環境部、消防本部>

公園、緑地、農地、空地等のオープンスペースについては、災害時に延焼遮断帯、救護活動・物資集積等の拠点、がれき集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場、応急仮設住宅の建設場所等としての活用が可能となることから、防災空間としてのスペースの保全に努める。

- ① 市は、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- ② 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高いことから、適切な維持管理に努める。
- ③ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強いまちづくりへの貢献が大きいことから、都市の構造、交通、防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図る。

3 建築物等の安全対策 <危機管理監、各部、消防本部、関係機関>

建築物の倒壊、損傷等の被害を防止するため、耐震性の向上、不燃化の促進、天井やエレベーター、エスカレーターの脱落防止等の対応を図る。

(1) 建築物の耐震診断

ア 公共建築物

災害時に拠点施設や避難施設となる市有建築物については、救助、救援活動等の応急対策を実施するうえで重要度が高いことから、建築物の耐震診断結果に基づき必要な補強、改修等を行ったうえで、その保全に努める。

イ 民間建築物

民間建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」、「四街道市耐震改修促進計画」に沿って、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する広報・啓発に努め、緊急性の高い施設については、建築設備(機械設備、電気設備)と併せて、耐震診断・補強等の促進を図る。

緊急性の高い施設とは、以下の既存建築物とする。

- ① 用途や規模等の特性によって設定する建築物
 - a 被災時にその機能確保が求められる建築物
例：避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等
 - b 障がい者、高齢者等の要配慮者が利用する建築物

例：社会福祉施設、老人保健施設等

- c 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

例：大型店舗等

- ② 震災時の避難、救援復旧活動等に使用する道路として定めた以下の沿道区域内等に存する建築物

a 「大震災に対する市町村避難対策計画推進要領」に基づく避難路の沿道区域や避難地の周辺区域

b 千葉県地域防災計画及び四街道市地域防災計画に基づく緊急輸送道路の沿道区域

c 自然水利に面する道路の沿道区域

- ③ 耐震性の不足した木造戸建住宅及び倒壊や延焼により大火に至る危険性の高い区域内の建築物

※四街道市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱 (資料集 資料 1-12)

※四街道市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱 (資料集 資料 1-13)

(2) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀、石塀の倒壊は、人的被害とともに道路閉塞の原因となり、応急対策活動の障害となる。なお、地区計画を定めている多くの地区では、ブロック塀の禁止や高さ制限を行っている。

市は、指定避難所までの経路や学校・幼稚園の通学路等に面したブロック塀を対象に点検を実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

また、自動販売機の転倒防止のため、県、関係団体等と連携し、自動販売機据付基準の周知に努める。

(3) 落下物防止対策

① 避難路や人通りの多い道路に面した建築物については、窓ガラスやタイル等の落下による人的被害防止対策について、建築物の所有者等へ飛散防止措置等の啓発を行う。

② 外装材（瓦、外壁、窓、看板等）の落下防止対策については、「非構造部材の耐震設計指針」等に基づき指導を進める。

第2 都市基盤整備の推進

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 道路・橋梁の整備	都市部、関係機関	共通
2 ライフライン施設の安全対策	上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	共通
3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備	都市部	地震
(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備		
(2) 被災宅地危険度判定体制の整備		

道路・橋梁、上下水道、ガス、電気、通信等のライフライン施設の耐震化等の整備に努め、災害に強い都市の基盤づくりを推進する。

1 道路・橋梁の整備 <都市部、関係機関>

道路・橋梁は、避難経路及び緊急輸送道路として救援・救護、消防活動等の動脈となり、また火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等の機能を有しているため、幹線道路（都市計画道路）等を重点的に、新設や補修・改良等の整備に努める。

2 ライフライン施設の安全対策 <上下水道部、関係機関、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)>

ライフライン施設については、各所管の機関がそれぞれの事業計画により、耐震性・耐火性・耐浸水性の強化を中心とした予防対策の充実に努める。

■安全対策の主要目標

- 災害時においても機能を維持するための施設の耐震性・耐火性・耐浸水性の強化
- 早期復旧が可能な代替機能を持つ施設の確保
- 供給エリアの分割によって被害を最小限にとどめる自立・分散型ネットワークの確立
- 被災地外からの供給支援を受ける広域的な応急体制の充実

(1) 水道施設

ア 配水管の布設並びに施設の耐震化

老朽配水管の更新、配水施設の耐震性の強化に努める。

イ 相互応援体制の整備

水道事業者等相互の応援については、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」により実施する。

(2) 下水道施設

ア 管路施設の耐震化

地盤が脆弱な地域等において、既存の管路施設の更新時や今後整備される施設は、必要に応じて管路接合部に耐震性能を有する部材等の使用を検討するなど、耐震性の向上に努める。

イ 相互支援体制の整備

下水道事業者相互の支援については、公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき実施する。

(3) 電力施設

ア 災害予防計画目標

建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

イ 保守・点検

電気工作物を常に法令で定める基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(4) ガス施設

ア 都市ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づく。また、供給施設、通信施設及びその他の安全設備について安全化の対策を図る。

イ プロパンガスの安全対策

市は、プロパンガス販売業者等と協力して、災害時における措置や日常の点検等について啓発を図る。

(5) 電話施設

ア 通信施設の確保

- ① 主要な伝送路を多ルート構成、あるいはループ化構成とする。
- ② 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

イ 災害対策用機器及び資材等の配備

災害が発生した場合、電話サービスを確保し、被害の箇所を迅速に復旧させるため、次に掲げた災害対策用機器、資材等を配備するとともに、災害時これらの輸送を円滑に実施するための具体的措置を定める。

- ① 可搬無線機等の災害対策用機器及び車両
- ② 施設及び建築用資材
- ③ その他必要な物資

3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備 <都市部>

大規模な地震により被災した建築物・宅地等について、余震等による倒壊、部材の落下、擁壁の崩壊等から生じる二次災害を防止し、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備を推進する。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

震災時において、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会の協力のもと、千葉県判定支援本部へは民間判定士を、また市内では地元判定士を要請する体制を平常時から整えておく。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

- ① 市は、土木等の技術者に対し、被災宅地危険度判定士要請講習会への参加を働きかけ、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに宅地判定士の登録名簿を整備する。
- ② 市は、被災宅地危険度判定に必要な資機材について、千葉県被災宅地危険度地域連絡協議会印旛ブロックと連携を図り事前に準備する。

第3 火災予防

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 防火予防査察	消防本部	共通
2 防火意識の啓発	消防本部、消防団	共通
(1) 住宅防火対策 (2) 啓発活動		
3 多数の者を収容する建築物の防火対策	消防本部	共通
(1) 防火管理者及び消防計画 (2) 定期点検報告		
4 大規模・高層建築物の防火対策	消防本部	共通
(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進		
5 文化財の安全対策	教育部	共通
(1) 消防設備の設置・整備 (2) 防火管理の推進		

【自助・共助の役割】

市民	・家庭内の火災予防に関すること
区・自治会、自主防災組織	・火災予防に関すること
事業所	・事業所の火災予防に関すること

大規模地震発生時に市内の各地で同時火災が発生すると、初期消火の遅れによって被害が拡大するおそれがある。このため市は、市民、事業所等に対し、出火防止対策について指導・啓発を行う。

1 防火予防査察 <消防本部>

消防本部は、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

■予防査察の主眼点

- 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
- 消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているか。
- 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、火災予防条例で定める基準どおり確保されているか。
- こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、火災予防条例どおり確保されているか。
- 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないか。
- 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、火災予防条例に違反していないか。
- その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているか。

2 防火意識の啓発 <消防本部、消防団>

(1) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

(2) 啓発活動

市民への火災予防思想の普及のため、以下のような啓発活動を行う。

- ① 火災予防運動期間（毎年3月1日から3月7日までを春季、11月9日から11月15日までを秋季）の設定
- ② 防火ポスター展（3年毎）の開催
- ③ 防火管理講習会の開催
- ④ 防火対象物及び区・自治会の消防訓練の実施

3 多数の者を収容する建築物の防火対策 <消防本部>

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく以下の事項を遵守させる。

- ① 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

- ② 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ③ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- ④ 収容人員や火気使用等に関する管理・監督業務の実施
- ⑤ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

4 大規模・高層建築物の防火対策 <消防本部>

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から被害の拡大が予想され、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「3 多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え以下の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ① 高水準消防防災設備の整備
- ② 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ③ 防災センターの整備

5 文化財の安全対策 <教育部>

市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の特定防火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報器の設置により、火災の発生を報知し、迅速に消火活動を行うことができるように設備の設置・整備を行う。(ただし、消防長より特例適用を受けた場合は、その限りではない。)

防火施設の整備にあたっては、重要文化財(建造物)については、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」(令和3年12月6日文化庁文化資源活用課長裁定)に基づき行い、それ以外の指定・登録文化財(建造物)についても、本指針を勘案して行う。

(2) 防火管理の推進

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行わなければならない。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、消防本部の指導に従い、危険箇所の点検を行う。また、日常的な措置については、防火管理者を定めて消火活動の体制を整備しておく。

第4節 被害防止対策の推進

市で予想される災害について、危険箇所等の調査を進め、結果をハザードマップ等によって公表することにより、危険箇所の周知を図る。また、土砂災害や浸水被害等について、県や防災関係機関等と連携し、被害防止対策に取り組む。

第1 地盤災害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 土砂災害の防止 (1) 危険箇所の調査把握 (2) 土地利用の適正化 (3) 土砂災害防止法に基づく対策 (4) 急傾斜地崩壊対策 (5) 警戒避難体制の整備	危機管理監、都市部、県	共通
2 液状化対策 (1) 道路橋梁 (2) 上下水道施設 (3) 建築物	都市部、上下水道部	震災
3 盛土対策	都市部	震災

【自助・共助の役割】

市民	・土砂災害危険性の理解に関すること
区・自治会、自主防災組織	・土砂災害の警戒避難体制に関すること

安全な都市構造の形成を図るため、建築基準法及び消防法による規制、防災に十分配慮した土地利用の規制・誘導をはじめ、千葉県地震防災戦略の適用も考慮し、防災性の向上を図る。

1 土砂災害の防止 <危機管理監、都市部、県>

土砂災害は、地震動又は降雨に起因する土砂の移動による災害であり、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては多数の死傷者を伴うことが多い。市域では台地の周縁にがけ地が分布し、さらに開発行為による人工的ながけ地が出現している。

そのため、がけ崩れ等の危険が予想される箇所について実態を調査し、土砂災害予防対策を定め、災害時の被害の防止・軽減を図る。

(1) 危険箇所の調査把握

ア 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

市には、急傾斜地崩壊危険区域が1箇所、土砂災害警戒区域が24箇所（うち土砂災害特別警戒区域含まれる箇所は21箇所）指定されており、この他に、宅地等に近接する傾斜地が分布しているため、県と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況

や経年変化に伴う危険性等の当該危険箇所の現況を常時把握する。

イ 市民への周知

市は土砂災害のおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、県・市ホームページや広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により付近住民に対し周知徹底を図り、併せて一般市民等への周知にも努める。

(2) 土地利用の適正化

土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底や開発事業者等に対する啓発、指導の徹底等に努める。

(3) 土砂災害防止法に基づく対策

ア 土砂災害の危険性がある箇所の調査と公表

県は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域を調査し、危険箇所の把握に努め、県ホームページで公表するとともに、関係住民及び市へ周知する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある土地の区域を土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条及び第8条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名称	概要	講じられる施策
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認める土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） 住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告

■土砂災害警戒区域の指定基準

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

ウ 土砂災害警戒区域等における危険回避のための対策

- ① 市は、土砂災害から市民の生命を守るため、迅速な災害情報の伝達や避難実施のための警戒避難体制の整備を図る。
- ② 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して構造的に安全であること。
- ③ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に沿ったものに限って許可する。
- ④ 市は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行い、移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はそのあっせんに努める。

(4) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の把握

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県と協議のうえ、市民の協力を得ながら、「急傾斜地崩壊危険区域」として、県が指定手続きを行う。市においては、急傾斜地崩壊危険区域1箇所が指定（令和4年現在）されている。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

以下の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域内の防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者、被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地崩壊対策事業採択基準に適合し、緊急度が高く、地域住民の協力が得られた場合、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害の危険性がある箇所の点検

台風期や豪雨等、土砂災害の発生が予想されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候についての的確に把握する。

イ 地域住民への周知

銚子地方気象台及び県から、土砂災害警戒情報が発表されたとき、直ちに関係地域住民に対し、避難情報を周知徹底するための連絡体制を確立する。

2 液状化対策 <都市部、上下水道部>

市内で液状化が発生するおそれがある地域は、主に鹿島川、小名木雨水幹線、上手繰川、並木川周辺の低地である。これらの地域に施設や構造物を建設する場合には、適切な対策が講じられるよう液状化対策に関する啓発に努める。

(1) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、地盤改良等により液状化を未然に防ぐ、又は固い支持基盤まで支持杭を打ち込む等の方法を講じて橋梁の破壊を防ぐ。

(2) 上下水道施設

老朽化した管路の更新や新規に管路を布設する場合には、液状化防止対策について検討を行い、必要に応じた対策を実施する。

(3) 建築物

液状化のリスクがある地域における住宅等の建築に際しては、ボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。

3 盛土対策 <都市部>

市は、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土について、大規模盛土造成地マップを公表し、市民への情報提供等を図るとともに、宅地耐震化推進事業に基づき、危険な盛土の耐震性向上を目的として、宅地スクリーニング調査を進める。

第2 水害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 下水道・排水路の整備	都市部、上下水道部	風水害
2 水害危険区域の周知及び避難	危機管理監	風水害
(1) 警戒避難体制の整備		
(2) 浸水想定区域等の周知		
3 水防計画	危機管理監、都市部、消防本部、消防団	風水害
4 農作物等の水害予防対策	地域共創部	風水害

【自助・共助の役割】

市民	・地域の浸水想定区域の理解に関すること
区・自治会、自主防災組織	・浸水想定区域における避難体制に関すること

市域には、一級河川の鹿島川、小名木雨水幹線や並木川、準用河川上手繰川等が流れている。台風や前線がもたらす集中豪雨等による、道路、住宅、農地等の冠水被害を防止するため、排水路等の整備を進める。

1 下水道・排水路の整備 <都市部、上下水道部>

雨水による市街地の浸水被害を防止するため、公共下水道雨水幹線、排水路等の改修・整備を進める。

2 水害危険区域の周知及び避難 <危機管理監>

(1) 警戒避難体制の整備

浸水想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助、その他水害を防止するために必要な避難体制の整備を行う。

(2) 浸水想定区域等の周知

浸水想定区域、水害に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合の避難に関する事項、その他浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保するうえで重要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した防災ハザードマップの配布や市ホームページによる公表を行う。

3 水防計画 <危機管理監、都市部、消防本部、消防団>

市の一級水系に係る水防計画は、印旛利根川水防事務組合が定める水防実施計画による。なお、市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備しているが、これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧やがけ崩れ等にも対応が可能となるような整備に努める。

※印旛利根川水防事務組合同規約

(資料集 資料 1-14)

4 農作物等の水害予防対策 <地域共創部>

市は、県や千葉みらい農業協同組合等の関係機関と連携して、農作物の水害防止対策について指導し、被害の軽減を図る。

第3 風害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 構築物等の風害防止対策	都市部	風水害
2 街路樹等の風害防止対策	都市部	風水害
3 農作物等の風害防止対策	地域共創部	風水害

【自助・共助の役割】

市民	・構築物の補強等に関すること
----	----------------

台風、前線に伴う低気圧、異常気象による強風、突風による風害を防止するため、予防体制等の整備を進める。

1 構築物等の風害防止対策 <都市部>

市は、通信施設、既設の看板、広告物、その他の構築物等が、強風により倒壊、落下したり、重複災害が発生したりすることがないように補強を指導する。

2 街路樹等の風害防止対策 <都市部>

倒木等の風害を受けやすい街路樹等は、台風の襲来時期前に剪定を行うとともに、支柱の取替、結束等を行って強風によって起こる被害、それに伴う道路閉塞や架線の断線等の被害をできるだけ未然に防止する。

3 農作物等の風害防止対策 <地域共創部>

強風による農作物の被害を防止するため、防風林の保全、防風ネットの設置等で被害の軽減を図れるよう農業者へ啓発活動を行う。

第4 雪害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 道路等の雪害予防措置	都市部	風水害
2 構築物等の雪害防止対策	都市部	風水害
3 農作物等の雪害予防対策	地域共創部	風水害

市における雪害の危険性は比較的少ないが、大雪発生時においても交通、通信、電力供給の確保等の被害防止を図るため、事前策を講じていく。

1 道路等の雪害予防措置 <都市部>

異常降雪に備え、道路防災総点検（豪雪）を随時実施し、道路等の災害対策のための体制整備に努める。

■主な体制整備等

- 道路のスリップ防止等に必要なお砂、融雪剤等の諸資機材の確保に努める。
- 平常時から除雪作業を行う土木関係業者等との協力体制を確立する。
- 除雪に用いる車両、諸機材等の確保に努める。

2 構築物等の雪害防止対策 <都市部>

通信施設、既設の看板、広告物その他の構築物等の積雪被害を防止するため、施設や構築物等の補強を指導する。

3 農作物等の雪害予防対策 <地域共創部>

積雪等による農作物等の被害を防止するため、事前、事後対策を含め関係機関と協力して被害の軽減を図る。

第5 大規模事故災害予防対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 大規模火災対策	消防本部	大規模事故
2 危険物等災害対策	消防本部、県、事業所等	大規模事故
(1) 危険物(消防法第2条第7号)		
(2) 高圧ガス		
(3) 火薬類		
(4) 毒物劇物		
3 航空機事故災害対策	危機管理監、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 情報の収集・連絡体制の整備		
(2) 協力・応援体制の整備		
(3) 消火救難、救急・救助、医療活動に必要な資機材等の整備や備蓄		
(4) 防災訓練		
4 鉄道事故災害対策	危機管理監、都市部、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 各事業者による予防対策		
(2) 行政等による予防対策		
5 道路事故災害対策	都市部、消防本部、関係機関	大規模事故
(1) 道路構造物の対策		
(2) 道路危険物の対策		
6 放射性物質事故災害対策	危機管理監、消防本部、四街道警察署、関係機関	大規模事故
(1) 放射性物質取扱施設の把握		
(2) 情報の収集・連絡体制の整備		
(3) 防護資機材の整備		
(4) 防災教育・防災訓練の実施		
7 大規模停電事故災害対策	危機管理監、都市部、事業所等	大規模事故
(1) 市の予防対策		
(2) 事業所等の予防対策		

【自助・共助の役割】

市民	・情報把握手段の確保に関すること
----	------------------

この計画において、予防対策の対象とする事故災害は、大規模火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故及び大規模停電事故とする。

1 大規模火災対策 <消防本部>

大規模火災に関する予防対策は、本章第3節第3「火災予防」に準じる。

2 危険物等災害対策 <消防本部、県、事業所等>

(1) 危険物（消防法第2条第7号）

災害等に起因する危険物（石油等）の流出、及び火災発生による被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び消防本部は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

- ① 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- ② 消防法別表第一より規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、以下の人員を配置する。
 - a 危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - b 危険物保安統括管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - c 危険物施設保安員の選任
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- ③ 事業所等の予防対策
 - a 事業所等の自主的保安体制の確立
各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
 - b 事業所相互の協力体制の確立
危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。
 - c 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

イ 消防本部

消防本部の行う予防対策は、本章第1節第2「4 危険物施設の予防対策」に準じる。

(2) 高圧ガス

災害等に起因する高圧ガスの漏えい及び爆発による被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所、県及び消防本部は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

- ① 防災組織の確立
防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。
- ② 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

- ③ 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。
- ④ 相互応援体制の確立
一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所や防災関係機関との間で、防災関係要員や防災資機材等の相互の応援体制を確立する。
- ⑤ 防災資機材の整備
防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。
- ⑥ 保安教育の実施
従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
- ⑦ 防災訓練の実施
取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 県及び消防本部

- ① 防災資機材の整備
県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。
また、県及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(3) 火薬類

災害等に起因する火薬類の引火及び爆発時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所は、以下の予防対策に取り組む。

ア 事業所等

- ① 警戒体制の整備
火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
- ② 防災体制の整備
災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
 - a 防災組織の確立
事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
 - b 通報体制の確立
事業所等内において災害等が発生するおそれのあるときや災害等が発生した場合には、その状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法、順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
 - c 緊急動員体制の確立
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

③ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

④ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(4) 毒物劇物

災害等に起因する毒物劇物保有施設等からの流出及び被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者は、以下の予防対策に取り組む。

ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

① 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

② 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

③ 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

④ 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

⑤ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記項目により危害防止に努める。

3 航空機事故災害対策 <危機管理監、消防本部、関係機関>

成田空港及びその周辺地域（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港及びその周辺地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び関係機関が平常時から体制を整備するとともに以下の予防対策に取り組む。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市と関係機関相互間における、情報の収集・連絡体制の整備に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

市と関係機関相互の協力・応援体制の整備に努める。

(3) 消火救難、救急・救助、医療活動に必要な資機材等の整備や備蓄

市及び関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備と備蓄に努める。

(4) 防災訓練

市及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

4 鉄道事故災害対策 <危機管理監、都市部、消防本部、関係機関>

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生及び被害の拡大を防止するため、市及び鉄軌道事業者は、以下の予防対策に取り組む。

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

(2) 行政等による予防対策

- ① 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- ② 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施に努める。
- ③ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

5 道路事故災害対策 <都市部、消防本部、関係機関>

多数の死傷者等を伴う道路災害の発生の未然防止及び災害時の被害の軽減を図るため、市及び道路管理者は以下の予防対策に取り組む。

(1) 道路構造物の対策

ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、早期改修に努める。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

■危険箇所の把握・改修の実施内容

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊、法面崩壊による危険箇所や落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。

実施項目	実施者	実施内容
	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。

(2) 道路危険物の対策

ア 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

6 放射性物質事故災害対策 <危機管理監、消防本部、四街道警察署、関係機関>

市域へ影響を及ぼすおそれのある放射性物質事故が発生した場合、関係機関と連携して迅速に応急対策を講じるため、市、県及び関係機関は以下の予防対策に取り組む。

(1) 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地や取扱物質の種類等の把握に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(3) 防護資機材の整備

市、県、警察、消防本部は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線モニタリング手順、資機材・装備の使用方法等の習熟や関係機関との連携等、放射性物質事故に関する教育を実施する。

イ 市民に対する知識の普及

市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

ウ 訓練の実施

市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

7 大規模停電事故災害対策 <危機管理監、都市部、事業所等>

地震、台風等の災害に起因する長期間の停電事故の発生に備え、市や事業所等は、非常用電

源の整備、燃料の備蓄、再生可能エネルギーの導入等、以下の予防対策に取り組む。

(1) 市の予防対策

市は、非常用発電機の整備及び燃料搬送手段の確保を促進するとともに、燃料関係事業者との燃料優先供給に係る協定締結等により、連携体制の充実を図る。

市は、停電により通信事業者の回線が停止した場合、県や防災関係機関との通信を可能とするため、防災行政無線等の通信手段や情報システム等を整備、維持管理し、非常時の適切な運用を図る。

(2) 事業所等の予防対策

医療機関や民間事業所等においては、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等により、非常時にも活用できる電源の確保を促進する。

また、災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、道路管理者、電線管理者等における無電柱化の促進を図る。

第6 災害の防止に関する調査研究

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 防災対策の調査研究 (1) 防災関係機関との情報交換 (2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理 (3) 市の防災上特に問題となる事項の専門的調査・研究	危機管理監	共通
2 複合災害への対応方針	危機管理監、各部	共通

災害発生状況は多種多様であり、場合によっては広域的かつ大規模な被害をもたらすことが想定される。市や防災関係機関は都市構造の変化を踏まえて、防災対策のための総合的なシステムの整備を図る。

また、災害に関する調査研究を継続的に実施し、その成果を防災関連計画の見直しに活用する。

1 防災対策の調査研究 <危機管理監>

市は、以下について、防災対策の調査研究を進める。

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画、防災情報共有のためのシステム整備等については、連絡を密にして、相互の情報交換に努める。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(3) 市の防災上特に問題となる事項の専門的調査・研究

① 市の防災上問題となる事項については、特に専門的調査・研究を実施するよう努める。

- ② 宅地化の進展をはじめ、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて随時、総合的防災調査を実施していく。
- ③ 情報通信分野をはじめ、めざましく進歩する科学技術について、防災行政への積極的な活用に努める。
- ④ 液状化危険地内の公共施設を中心に、構造物の耐震性及びその液状化対策について調査研究に努める。

2 複合災害への対応方針 <危機管理監、各部>

大規模災害時には、併発して、あるいは後発して地震、台風、大雨等の災害が複合して起こることや、災害に伴う大規模事故やそれに起因する計画停電等の事象が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる可能性がある。市は、こうした可能性があることを認識し、国や県の動向を踏まえ、自然災害に伴う大規模事故や複合災害への対応を図る。

第2章 受援計画

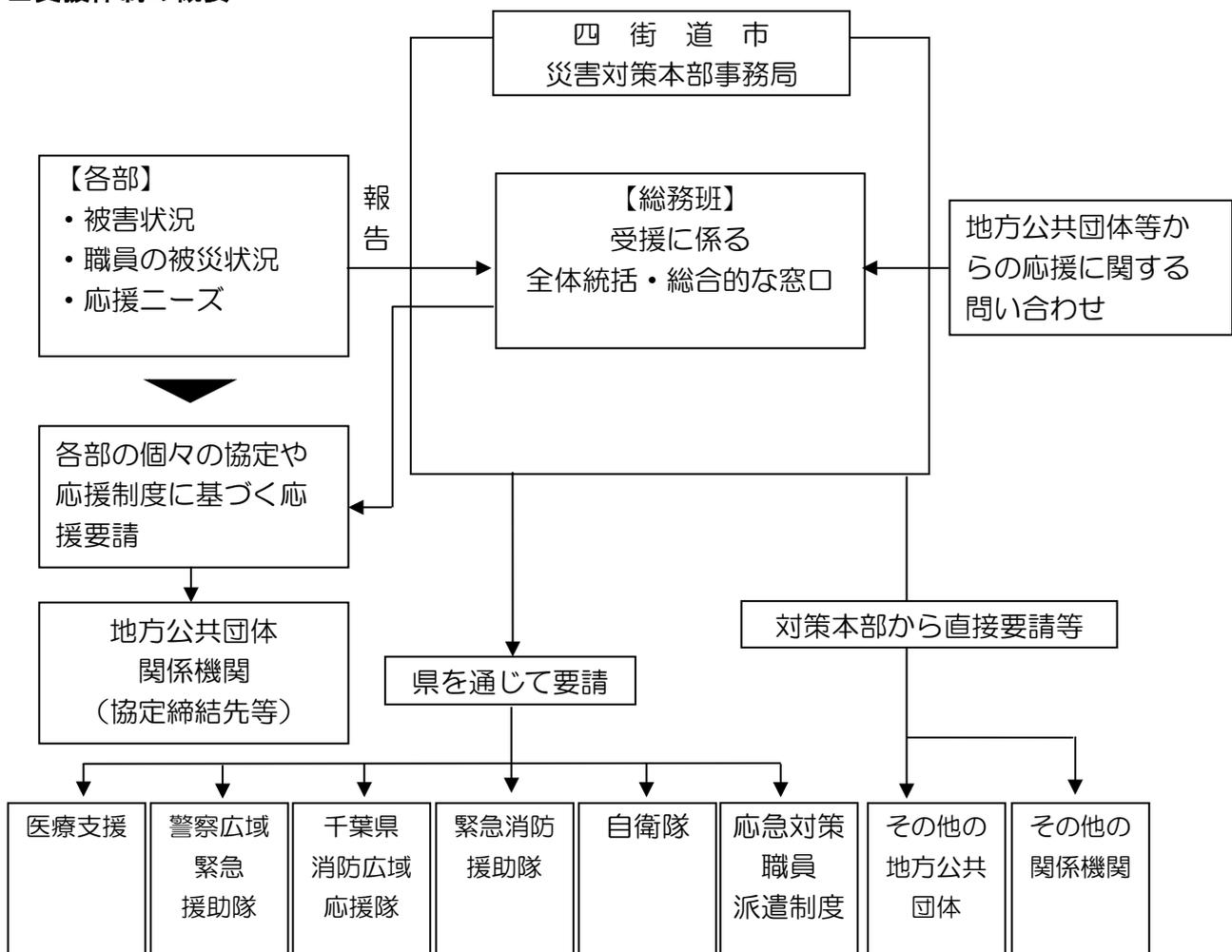
大規模な災害が発生し、職員や庁舎が被災した場合においても、市は、県、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用し、災害対応業務や被災者支援等の業務を行うことが求められる。

災害により行政機能が低下した場合であっても、外部からの応援を円滑に受け入れ、災害時の応急復旧業務を着実に遂行するため、受援計画の基本的事項について定める。なお、受援計画の詳細については、別途定める「四街道市受援実行計画」による。

第1節 受援体制の整備

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部において主体的に実施し、全体調整を総務部総務課、人事課、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局で構成する総務班（以下「総務班」という。）が行う。

■受援体制の概要



1 受援体制 <総務班>

(1) 総務班の役割

総合的な応援の受入れについては総務班で担当し、役割を以下のとおりとする。

■総務班の受援に関する業務

区分	内容
担当業務	<ul style="list-style-type: none">●人的受援ニーズの取りまとめに関すること。●人的・物的支援の要請等、受援の総括に関すること。●要請先との連絡調整に関すること。●応援職員等の配備に関すること。●応援期間中の応援職員等の代表者との調整に関すること。●応援者への支援（宿泊場所、飲料水、食料、燃料等の確保）に関する こと。

(2) 各部の役割

応援を受け入れる各部に受援担当者を置き、応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備及び業務内容の調整を行う。

2 応援要請

自衛隊等の防災関係機関に対しては県を通じて応援要請を行い、応援協定締結自治体には各部より直接応援要請を行う。

その他自治体・団体、ボランティアによる自主的な支援が考えられる。

※災害時協定一覧 (資料集 資料 2-1)

※自衛隊の災害派遣要請・撤収要請 (資料集 資料 4-11)

※労働者調達請求書様式 (資料集 資料 4-12)

第2節 人的支援の受入れ

1 応援実施機関・団体等

市に対し、人的支援を行う応援機関・団体等は以下のとおりとする。

- ① 地方公共団体
- ② 消防機関
- ③ 自衛隊
- ④ 総括支援チーム（応急対策職員派遣制度）
- ⑤ 医療機関
- ⑥ 災害時応援協定締結団体
- ⑦ ボランティア（一般・専門）
- ⑧ その他の民間団体等

2 人的支援の受入れ手順

市は、人的支援を円滑に受け入れるための実施事項を以下のとおり定める。

■受入れに際しての実施事項

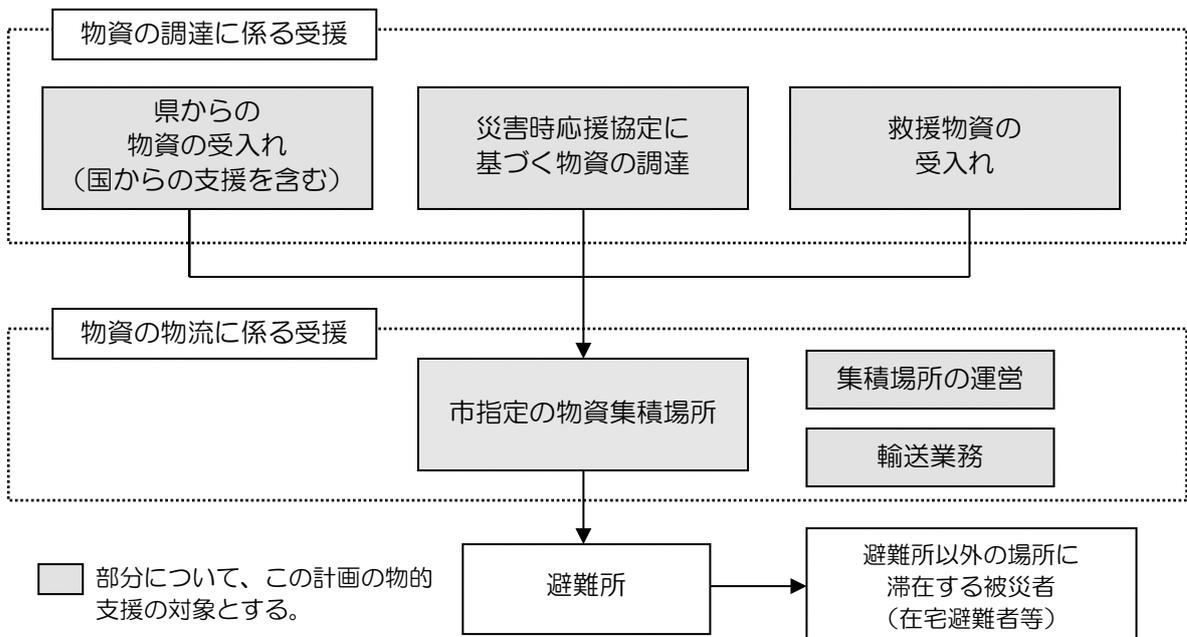
区分	項目
応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ●各部からのニーズの調整、取りまとめ ●応援要請の手続き
受入れ準備	<ul style="list-style-type: none"> ●応援人数、到着日時、集結場所の把握 ●必要資機材、執務スペースの確保 ●滞在場所、食料、飲料水等の調整
応援者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●各部への応援者の配置、名簿の作成等 ●業務内容の説明、業務の実施等

第3節 物的支援の受入れ

1 物的支援（物資供給）の概要

本計画で対象とする物的支援（物資供給）の概要は、以下のとおりである。

■物的支援の受入れ



2 物的支援の受入れ体制

(1) 支援の受入れ体制

支援物資の受入れに関する事務は総務班が行い、物資集積場所へ到着した物資の配分は地域共創部産業振興課、農業委員会事務局及びくらし安全交通課で構成する物資供給班（以下「物資供給班」という。）が行う。

■総務班、物資供給班の業務

区分	内容
●総務班 物資の調達に係る業務	●物資の確保、配分、在庫管理等の統括 ●必要な関係者との調整
●物資供給班 物資の物流に係る業務	●搬送に必要な車両等の確保・要請 ●避難所ごとの物資ニーズの集約・整理 ●物資の受入れ、荷下ろし、検品、仕分け、荷捌き、積み込み等 ●物資集積場所、搬送拠点の在庫管理

3 物的支援の受入れ手順

市は、支援物資の円滑な受入れ、搬送を行うための実施事項を以下のとおり定める。

■物資受入れに際しての実施事項

区分	項目
物資の支援要請	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の備蓄物資の把握、物資ニーズの予測、取りまとめ ●応援要請の手続き
集積場所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ●集積場所への担当職員派遣 ●集積場所被災状況の把握、開設・運営
物資の受領、避難所への搬送	<ul style="list-style-type: none"> ●物資受け取り、保管 ●避難所への搬送、民間業者への協力要請等

第3章 災害復旧・復興計画

災害後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の要望等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を行うとともに、中・長期的視点に立った計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本的な方針を定める。

第1節 市民生活安定のための緊急措置

被災した市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、税の減免、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、各種融資等の施策を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
1 被災者に関する支援等	危機管理監、各部	共通
2 生活相談	経営企画部、総務部	共通
3 職業のあっせん	地域共創部	共通
4 市税等の減免等	各部	共通
5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	危機管理監、福祉サービス部	共通
6 被災者生活再建支援金の支給	福祉サービス部	共通
7 災害援護資金等の貸付	福祉サービス部、都市部	共通
(1) 災害援護資金		
(2) 生活福祉資金		
(3) 災害復興住宅資金		
8 農林業者への融資	地域共創部	共通
(1) 融資の種類		
(2) 農業災害補償共済金の支払の促進		
9 中小企業への融資	地域共創部	共通
(1) 市町村認定枠		
(2) 市町村認定以外枠		
10 公営住宅の活用	都市部	共通
(1) 公営住宅の活用		

1 被災者に関する支援等 <危機管理監、各部>

市は、各種支援措置を早期に実施するため、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、公平で効率的な被災者支援の実施に努める。

2 生活相談 <経営企画部、総務部>

市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取しその解決に努める。また、その内容によっては関係機関に連絡し、連携して対応する。

3 職業のあっせん <地域共創部>

千葉労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、県内各公共職業安定所や隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連絡をとるなどにより、公共職業安定所を通じて、速やかに就業のあっせんを図る。

また、市は、災害による離職者の状況を把握し、迅速に県に報告するとともに、早期再就職を促進するため必要と認めた場合は、公共職業安定所と連携して臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等を県に要請する。

4 市税等の減免等 <各部>

被災した納税義務者等に対しては、被災以後到来する納期に係る市税や各種使用料等について、条例の定めるところにより、徴収猶予や減免等の緩和措置を行う。

5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 <危機管理監、福祉サービス部>

市は、災害を受けた者に対し、「四街道市災害見舞金等支給要綱」に基づき、災害見舞金及び災害弔慰金の支給を行う。ただし、「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定に該当する場合は、同条例に基づき災害弔慰金もしくは災害障害見舞金を支給する。

- ※四街道市災害見舞金等支給要綱 (資料集 資料 1-11)
- ※千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例 (資料集 資料 1-20)
- ※災害見舞金等支給申請書 (資料集 資料 4-10)

6 被災者生活再建支援金の支給 <福祉サービス部>

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた者の生活再建を支援するため、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災の程度に応じた支援金を支給する。

支給申請は、市に対して行われ、市は申請書を取りまとめのうえ、県へ提出したうえで、県の委託先である(公財)都道府県センターが支給の事務処理を行う。

- ※被災者生活再建支援金支給規程 (資料集 資料 1-17)

7 災害援護資金等の貸付 <福祉サービス部、都市部>

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者に対して、以下のとおり生活の再建に必要な資金を貸し付けるが、その際、制度適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害の場合で、所得金額が一定の範囲内の者に対して、「千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき貸付を行う制度である。

- ※災害援護資金支給基準等 (資料集 資料 1-18)

(2) 生活福祉資金

千葉県社会福祉協議会が、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で援護資金の貸付を行う制度である。

- ※生活福祉資金貸付基準等 (資料集 資料 1-19)

(3) 災害復興住宅資金

自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から罹災証明書を交付されている市民に対し、住宅の建設、購入、補修資金について住宅金融支援機構が融資を行う制度である。

8 農林業者への融資 <地域共創部>

災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、融資制度について周知するとともに、制度を適用する場合は、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 融資の種類

県が、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請する融資は、以下のとおりである。

ア 天災資金

種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木等の取得、共済掛金の支払等

イ 県単農業災害対策資金

経営安定資金、施設復旧資金

ウ (株)日本政策金融公庫資金

農業基盤整備資金、農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

(2) 農業災害補償共済金の支払の促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図るため、県において検査指導を行い、早期に共済金の支払いができる措置を促進する。

9 中小企業への融資 <地域共創部>

災害により被害を受けた中小企業者に対し、復旧を促進し、商工業の経営の安定を図るため、融資制度について周知するとともに、制度を適用する場合は、迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 市町村認定枠

ア 融資対象者

- ① 激甚災害により被害を受けた者
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

(2) 市町村認定以外枠

ア 融資対象者

- ① 知事が指定する災害により被害を受けた者

イ 融資使途

- ① 設備資金、運転資金

10 公営住宅の活用 <都市部>

災害により住宅を滅失した被災者の住居の安定を図るため、公営住宅の活用を図る。

(1) 公営住宅の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第2節 災害復旧計画

市は、国及び県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。災害復旧事業等に要する費用は、法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
第1 復旧事業実施体制	各部	共通
第2 災害復旧事業計画の作成	各部	共通
1 公共土木施設災害復旧事業計画		
2 農業用施設災害復旧事業計画		
3 水道施設災害復旧事業計画		
4 下水道施設災害復旧事業計画		
5 その他の災害復旧事業		
第3 激甚災害の指定	経営企画部	共通
1 激甚災害の指定手続き		
2 激甚災害に関する被害状況等の報告		
3 激甚災害指定の基準		
4 特別財政援助額の交付手続き		

第1 復旧事業実施体制 <各部>

災害により被害を受けた施設の本格的な復旧を迅速に実施するため、市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、必要な職員を適正に配備する。

また、応急措置として必要に応じて職員の応援派遣等を県に対して要請する。

第2 災害復旧事業計画の作成 <各部>

公共土木施設や水道・電気・ガス等の施設については、災害直後には応急復旧を行い、その後、災害復旧事業計画を作成し本格的な復旧（以下「本復旧」という。）を行う。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設については、被害後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧を行う。

(1) 道路等施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調

査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。

(2) 河川等施設

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。

- ① 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- ② 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- ④ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- ⑤ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は、排水機場、天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの。

(3) 砂防、地すべり防止等施設

砂防、地すべり防止等施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共施設等に被害を生じるおそれがあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの。

2 農業用施設災害復旧事業計画

復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。

(1) 用水施設

- ① 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) 道路施設

- ① 道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(3) 排水施設

- ① 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- ② 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- ③ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(4) 地すべり防止施設

- ① 地すべり防止施設の被災で、これを放置した場合には、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

3 水道施設災害復旧事業計画

応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

- ① 配水の正常化を図るため、早急に漏水対策を行う。
- ② 漏水調査を実施する。
- ③ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

4 下水道施設災害復旧事業計画

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

5 その他の災害復旧事業

災害復旧事業の推進にあたっては、市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、再び被災しないよう災害の防止を図るため、次に掲げる復旧事業計画を策定し、的確な工事等を実施する。

- 災害復旧上必要な金融その他の資金計画
- 都市災害復旧事業計画
- 住宅災害復旧事業計画
- 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 公立医療施設災害復旧事業計画
- 学校教育施設災害復旧事業計画
- 社会教育施設災害復旧事業計画
- 中小企業の振興に関する事業計画
- その他の災害復旧事業計画

第3 激甚災害の指定 <経営企画部>

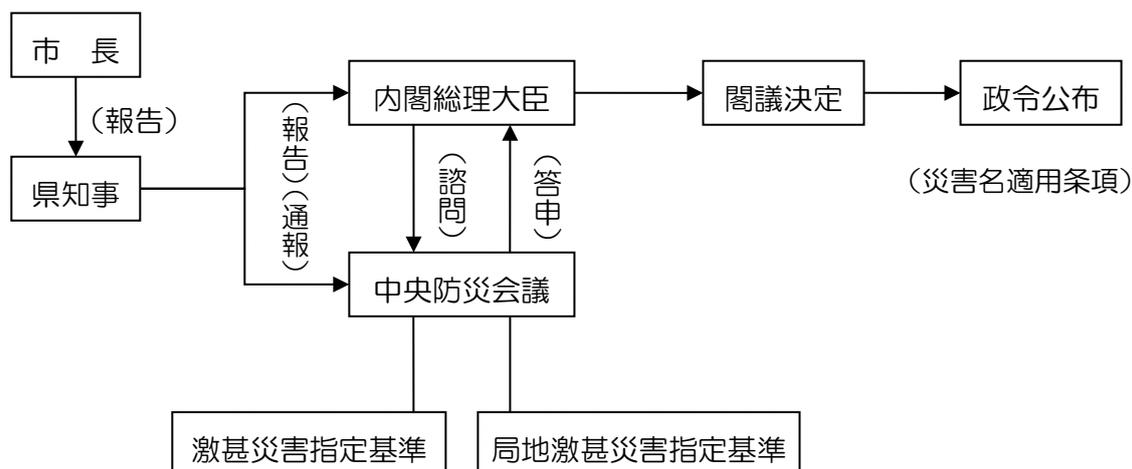
市は、大規模な災害大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続きは、おおよそ、以下のとおり行われる。

- ① 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に報告する。
- ② 県知事は、市長からの報告内容により、必要と認めたときは、内閣総理大臣に報告する。
- ③ 内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- ④ この場合、中央防災会議は、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- ⑤ 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。

■激甚災害指定の手続きの流れ



2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ⑤ 災害に対しとられた措置
- ⑥ その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定、のち数次の追加改正あり）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

※激甚災害指定基準 （資料集 資料1-21）

※局地激甚災害指定基準 （資料集 資料1-22）

4 特別財政援助額の交付手続き

市長は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ④ その他の特別の財政援助及び助成

第3節 災害復興計画

市民生活、都市機能、産業、文化等の早期の復興を実現するため、復興事業に着手するまでにとるべき都市計画等に関する手続きの手順や復興都市づくりの目標等についての検討を行い、必要に応じて復興計画等を策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)	災害別の対応
第1 災害復興の基本的な考え方	各部	共通
第2 災害復興体制及び災害復興計画	経営企画部	共通

第1 災害復興の基本的な考え方 <各部>

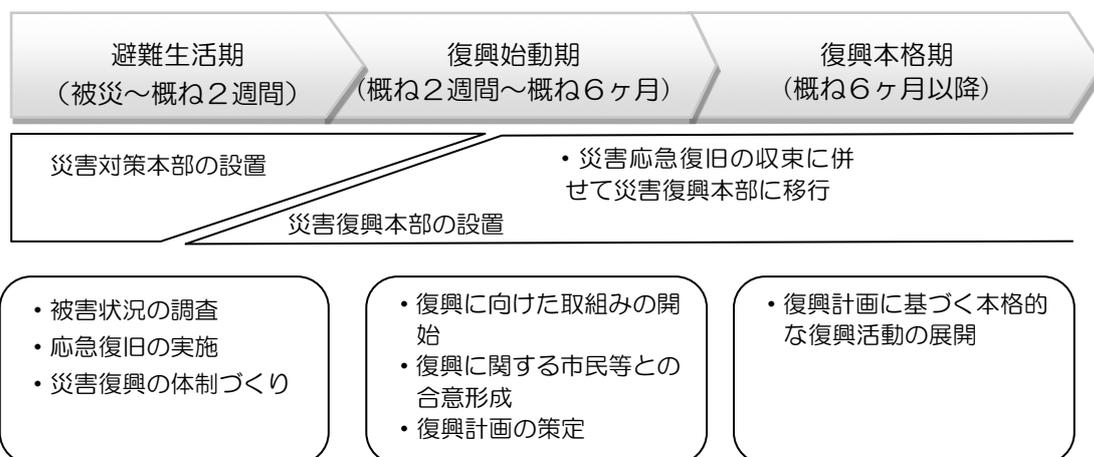
市域が災害による甚大な被害を受けた場合、応急対策により、いち早く市民の日常生活の回復を図るとともに、事後は本格的な復旧による現状の回復にとどまることなく、再び同様の被害を繰り返さないために、被災前よりも「災害に強いまち」を目指した復興都市づくりを実施する。

第2 災害復興体制及び災害復興計画 <経営企画部>

大規模な災害があった場合は、速やかに被害の概況を把握し、大きな被害があり、復興に係る事業を迅速かつ円滑に進めるために、必要があると判断した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置する。

復興に関連する活動は、応急復旧対策の段階から、質的な変化を伴いつつ、断続的に徐々に進行していくものであるため、災害復興本部は、災害対策本部と連携を図りながら、早期に復興計画を作成したうえで、復興方針に基づいた本復旧と復興を推進する。

■災害復興プロセスのイメージ



別表 実施機関別取組み一覧

■共通項目

部	担当項目	頁	
各部	第 1 章 災害予防計画	1	
	第 1 節 防災体制の強化	第 1 節 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		5 業務継続性の確保	6
		第 6 節 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		1 行政の備蓄	20
		2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	20
		第 7 節 給水体制・給水拠点の整備	21
		1 給水体制の整備	21
	第 2 節 防災行動力の向上	第 1 節 防災意識の向上	24
		4 防災広報の充実	25
		第 2 節 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
		第 4 節 ボランティア活動の環境整備	31
		1 ボランティア受入れ体制の整備	32
	第 3 節 災害に強いまちづくり	第 1 節 災害に強い都市構造の形成	40
		3 建築物等の安全対策	41
	第 4 節 被害防止対策の推進	第 6 節 災害の防止に関する調査研究	61
		2 複合災害への対応方針	62
		第 2 章 受援計画	63
		第 3 章 災害復旧・復興計画	68
第 1 節 市民生活安定のための緊急措置	1 被災者に関する支援等	68	
	4 市税等の減免等	69	
第 2 節 災害復旧計画	第 1 節 復旧事業実施体制	72	
	第 2 節 災害復旧事業計画の作成	72	
第 3 節 災害復興計画	第 1 節 災害復興の基本的な考え方	76	

■各部

部	担当項目		項
第1章 災害予防計画			1
危機管理監	第1節 防災体制の 強化	第1 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		5 業務継続性の確保	6
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		1 緊急輸送道路の確保	12
		2 集積場所・輸送拠点等の整備	13
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		4 ヘリコプターの臨時離発着場所の指定	14
		第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
		2 指定緊急避難場所等の指定等	16
		4 指定避難所外の避難者対策	18
		5 指定緊急避難場所等の周知	18
		6 避難所における新型コロナウイルス等の感染症への備え	18
		第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		1 行政の備蓄	20
		3 市民等への備蓄啓発	21
		第7 給水体制・給水拠点の整備	21
		1 給水体制の整備	21
		2 給水体制の多重化	21
	4 事業所等の所有する井戸の活用	22	
	第8 廃棄物処理体制の整備	22	
	2 し尿処理体制の整備	23	
	第2節 防災行動力の 向上	第1 防災意識の向上	24
		1 市民による自助の備え	24
		2 市民等に対する防災知識の普及と意識の高揚	25
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25
		4 防災広報の充実	25
		第2 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
	第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28	
	1 自主防災組織の育成	28	
	2 自主防災組織の設立と強化	29	
	3 自主防災組織への助成等	30	

		4 地区防災計画の作成促進	30
		5 事業所等の防災体制の強化	30
		6 避難所運営委員会の設置	31
		7 各防災組織相互の連携強化	31
		第4 ボランティア活動の環境整備	31
		2 ボランティア意識の啓発	32
		第5 要配慮者の安全確保対策	33
		1 避難行動要支援者への対応	34
		2 個別避難計画の策定	35
		3 要配慮者への配慮	36
		第7 帰宅困難者等の事前対策	38
		1 一斉帰宅の抑制	39
		2 帰宅困難者の安全確保	39
		3 帰宅支援対策	39
	第3節 災害に強い まちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	40
		3 建築物等の安全対策	41
	第4節 被害防止対策 の推進	第1 地盤災害予防対策	48
		1 土砂災害の防止	48
		第2 水害予防対策	52
		2 水害危険区域の周知及び避難	52
		3 水防計画	52
		第5 大規模事故災害予防対策	55
		3 航空機事故災害対策	58
		4 鉄道事故災害対策	59
		6 放射性物質事故災害対策	60
		7 大規模停電事故災害対策	60
		第6 災害の防止に関する調査研究	61
		1 防災対策の調査研究	61
		2 複合災害への対応方針	62
経営企画部	第1節 防災体制の 強化	第1 応急活動体制の整備	1
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		第4 緊急輸送体制の整備	12
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
第2節 防災行動力の 向上	第5 要配慮者の安全確保対策	33	
	3 要配慮者への配慮	36	
地域共創部	第1節 防災体制の 強化	第4 緊急輸送体制の整備	12
		2 集積場所・輸送拠点等の整備	13

	第4節 被害防止対策 の推進	第2 水害予防対策	52	
		4 農作物等の水害予防対策	53	
		第3 風害予防対策	53	
		3 農作物等の風害防止対策	53	
		第4 雪害予防対策	54	
		3 農作物等の雪害予防対策	54	
		第1節 防災体制の 強化	15	
		1 指定緊急避難場所等の整備	16	
福祉 サービス部	第2節 防災行動力の 向上	3 指定福祉避難所の指定	18	
		4 指定避難所外の避難者対策	18	
		第4 ボランティア活動の環境整備	31	
		2 ボランティア意識の啓発	32	
	第5 要配慮者の安全確保対策	1 避難行動要支援者への対応	34	
		2 個別避難計画の策定	35	
		3 要配慮者への配慮	36	
		4 社会福祉施設等の安全対策	37	
		第3 応急医療体制の整備	10	
		1 初動医療体制の整備	10	
健康子ども 部	第1節 防災体制の 強化	2 後方医療体制の整備	11	
		3 医薬品等の確保	11	
		4 搬送体制の確保	11	
		5 市民の役割の周知	12	
		第5 避難環境の整備	15	
	6 避難所における新型コロナウイルス等の感染症 への備え	18		
	第2節 防災行動力の 向上	第1 防災意識の向上	24	
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25	
		第5 要配慮者の安全確保対策	33	
		4 社会福祉施設等の安全対策	37	
第6 教育施設等の防災対策		37		
1 保育施設及び学童保育施設	37			
環境部	第1節 防災体制の 強化	第5 避難環境の整備	15	
		1 指定緊急避難場所等の整備	16	
		第8 廃棄物処理体制の整備	22	
	第3節 災害に強い まちづくり		1 廃棄物処理体制の整備	22
			2 し尿処理体制の整備	23
			第1 災害に強い都市構造の形成	40
2 防災空間の保全	41			

都市部	第1節 防災体制の強化	第4 緊急輸送体制の整備	12
		1 緊急輸送道路の確保	12
		3 緊急通行車両の事前届出等	14
		第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
	第3節 災害に強いまちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	40
		1 市街地の整備	40
		2 防災空間の保全	41
		第2 都市基盤整備の推進	43
		1 道路・橋梁の整備	43
	3 被災建築物、宅地の応急危険度判定体制の整備	45	
	第4節 被害防止対策の推進	第1 地盤災害予防対策	48
		1 土砂災害の防止	48
		2 液状化対策	51
		3 盛土対策	51
		第2 水害予防対策	52
		1 下水道・排水路の整備	52
		3 水防計画	52
		第3 風害予防対策	53
		1 構築物等の風害防止対策	53
		2 街路樹等の風害防止対策	53
第4 雪害予防対策		54	
1 道路等の雪害予防措置		54	
2 構築物等の雪害防止対策		54	
第5 大規模事故災害予防対策		55	
4 鉄道事故災害対策		59	
5 道路事故災害対策	59		
7 大規模停電事故災害対策	60		
上下水道部	第1節 防災体制の強化	第7 給水体制・給水拠点の整備	21
		2 給水体制の多重化	21
		3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	21
		第8 廃棄物処理体制の整備	22
		2 し尿処理体制の整備	23
	第3節 災害に強いまちづくり	第2 都市基盤整備の推進	43
		2 ライフライン施設の安全対策	43
	第4節 被害防止対策の推進	第1 地盤災害予防対策	48
		2 液状化対策	51
		第2 水害予防対策	52
1 下水道・排水路の整備		52	

教育部	第1節 防災体制の強化	第5 避難環境の整備	15
		1 指定緊急避難場所等の整備	16
		2 指定緊急避難場所等の指定等	16
		4 指定避難所外の避難者対策	18
		6 避難所における新型コロナウイルス等の感染症への備え	18
	第2節 防災行動力の向上	第1 防災意識の向上	24
		3 幼児・児童・生徒等に対する防災教育	25
		第6 教育施設等の防災対策	37
		2 公立小中学校	38
第3節 災害に強いまちづくり	第3 火災予防	45	
	5 文化財の安全対策	47	
消防本部	第1節 防災体制の強化	第1 応急活動体制の整備	1
		1 初動活動体制の整備	2
		2 情報収集・伝達体制の整備	2
		3 応援体制の整備	4
		4 防災拠点の整備	4
		第2 消防活動体制の整備	7
		1 消防組織及び施設の整備充実	7
		2 消防体制の整備	7
		3 救急・救助体制の整備	9
		4 危険物施設の予防対策	9
		第3 応急医療体制の整備	10
		4 搬送体制の確保	11
		第6 生活関連物資等の備蓄体制の整備	20
		2 事業所等の関係機関の協力体制の整備	20
		3 市民等への備蓄啓発	21
		第7 給水体制・給水拠点の整備	21
		2 給水体制の多重化	21
	3 給水拠点・給水資機材の調達体制の整備	21	
	第2節 防災行動力の向上	第1 防災意識の向上	24
		4 防災広報の充実	25
		第2 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
		第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28
2 自主防災組織の設立と強化		29	
5 事業所等の防災体制の強化		30	
7 各防災組織相互の連携強化		31	
第5 要配慮者の安全確保対策	33		
4 社会福祉施設等の安全対策	37		

	第3節 災害に強い まちづくり	第1 災害に強い都市構造の形成	40
		1 市街地の整備	40
		2 防災空間の保全	41
		3 建築物等の安全対策	41
		第3 火災予防	45
		1 防火予防査察	46
		2 防火意識の啓発	46
		3 多数の者を収容する建築物の防火対策	46
		4 大規模・高層建築物の防火対策	47
		第4節 被害防止対策 の推進	第2 水害予防対策
		3 水防計画	52
		第5 大規模事故災害予防対策	55
		1 大規模火災対策	55
	2 危険物等災害対策	56	
	3 航空機事故災害対策	58	
	4 鉄道事故災害対策	59	
	5 道路事故災害対策	59	
	6 放射性物質事故災害対策	60	
消防署(団) 消防団	第1節 防災体制の 強化	第2 消防活動体制の整備	7
		1 消防組織及び施設の整備充実	7
		2 消防体制の整備	7
		3 救急・救助体制の整備	9
	第2節 防災行動力の 向上	第2 防災訓練	26
		1 市が行う防災訓練	27
		第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28
		2 自主防災組織の設立と強化	29
	第3節 災害に強い まちづくり	第3 火災予防	45
		2 防火意識の啓発	46
第4節 被害防止対策 の推進	第2 水害予防対策	52	
	3 水防計画	52	
区・自治会、 自主防災組 織	第2節 防災行動力の 向上	第2 防災訓練	26
		2 自主防災組織等の訓練	27
		第3 自主防災組織等の育成・強化・支援	28
		1 自主防災組織の育成	28
		6 避難所運営委員会の設置	31
第3章 災害復旧・復興計画			68
危機管理監	第1節 市民生活安定の ための緊急措置	1 被災者に関する支援等	68
		5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	69

共通編
 実施機関別取組み一覧

総務部	第1節 市民生活安定のための緊急措置	2 生活相談	68
経営企画部	第1節 市民生活安定のための緊急措置	2 生活相談	68
	第2節 災害復旧計画	第3 激甚災害の指定	74
	第3節 災害復興計画	第2 災害復興体制及び災害復興計画	76
地域共創部	第1節 市民生活安定のための緊急措置	3 職業のあっせん	69
		8 農林業者への融資	70
		9 中小企業への融資	70
福祉サービス部	第1節 市民生活安定のための緊急措置	5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	69
		6 被災者生活再建支援金の支給	69
		7 災害援護資金等の貸付	69
都市部	第1節 市民生活安定のための緊急措置	7 災害援護資金等の貸付	69
		10 公営住宅の活用	71

四街道市地域防災計画

災害応急対策編

令和5年度修正

四街道市防災会議

目次

災害応急対策編.....	1
第1章 震災対策計画.....	1
第1節 応急活動体制.....	1
第2節 情報の収集・伝達.....	17
第3節 災害救助法の適用.....	34
第4節 避難活動.....	39
第5節 要配慮者対策.....	48
第6節 消防活動.....	51
第7節 救援・救護活動.....	60
第8節 建築物・住宅の応急対策.....	71
第9節 都市施設等の応急対策.....	75
第10節 交通対策及び震災警備.....	85
第11節 遺体の収容、処置.....	92
第12節 保健衛生・防疫・廃棄物対策.....	95
第13節 教育対策.....	100
第14節 被災者の支援.....	103
第15節 帰宅困難者等対策.....	106
第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画.....	109
第17節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.....	115
第2章 風水害対策計画.....	119
第1節 応急活動体制.....	119
第2節 情報の収集・伝達.....	135
第3節 災害救助法の適用.....	156
第4節 水防活動.....	161
第5節 避難活動.....	164
第6節 要配慮者対策.....	176
第7節 消防活動.....	179
第8節 救援・救護活動.....	188
第9節 建築物・住宅の応急対策.....	199
第10節 都市施設等の応急対策.....	202
第11節 交通対策及び災害警備.....	212
第12節 遺体の収容、処置.....	219
第13節 保健衛生・防疫・廃棄物対策.....	222
第14節 教育対策.....	227
第15節 被災者の支援.....	230
第16節 帰宅困難者等対策.....	233
第3章 火山噴火対策計画.....	236
第1節 富士山等の降灰対策.....	236
第4章 大規模事故対策計画.....	240
第1節 市で想定される大規模事故災害.....	240
第2節 大規模火災対策計画.....	243
第3節 危険物等災害対策計画.....	245
第4節 航空機事故災害対策計画.....	252
第5節 鉄道事故災害対策計画.....	255
第6節 道路事故災害対策計画.....	258

第7節 放射性物質事故対策計画.....	262
第8節 大規模停電事故対策計画.....	267
別表 実施機関別取組み一覧.....	270

災害応急対策編

第1章 震災対策計画

前触れなく発生する地震災害について、発災後速やかに応急活動体制を整えるとともに、災害の拡大を防止するため、災害対策本部の組織、情報の収集、避難、消防、救助、救援活動等、災害応急対策の実施事項について定める。

第1節 応急活動体制

地震災害が発生した場合、市域で観測された震度に応じて、警戒体制、災害警戒本部体制、災害対策本部体制を敷き、状況に応じた災害応急活動を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防災配備指令と配備体制 (1) 防災配備指令の発令・解除 (2) 発令・配備基準(自動配備) (3) 配備体制 (4) 配備の報告 (5) 配備上の着意 (6) 職員の心構え (7) 参集場所	各班
2 災害警戒本部 (1) 設置基準 (2) 災害警戒本部の設置場所 (3) 組織 (4) 災害警戒本部の構成 (5) 活動内容 (6) 警戒本部員会議 (7) 解散	各班
3 災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の組織及び運営 (3) 応急活動の留意事項	本部事務局、各班

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 防災配備指令と配備体制、2 災害警戒本部、3 災害対策本部
---------------	---------------------------------

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

(1) 防災配備指令の発令・解除

ア 発令

震災時の配備指令は原則として震度による自動配備とする。

なお、市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の状況に応じて別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

イ 解除

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準（自動配備）

発令・配備基準は以下のとおりとする。なお、消防職員にあっては消防本部が別途定める非常招集基準による。

ア 警戒体制

第1号配備（震度4） ……平常時体制（危機管理室対応）

イ 災害警戒本部体制

第2号配備（震度5弱） ……別表1-2-1に定める体制で、各班の概ね1/3の班員（状況に応じ増員）

ウ 災害対策本部体制

第3号配備（震度5強） ……別表1-3-1に定める体制で、各班の概ね1/2の班員（状況に応じ増員）

第4号配備（震度6弱） ……別表1-3-1に定める体制で、全職員

発令・配備基準は、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおりとする。

(3) 配備体制

① 別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。

② 職員への連絡については、緊急時職員参集システム及び必要に応じ緊急連絡網により行う。

③ 各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

※四街道市防災配備指令要綱 （資料集 資料1-7）

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

① 第1号配備の場合、危機管理室長は、危機管理監へ報告する。

② 第2号配備の場合、各部副参事等は、災害警戒本部事務局へ報告する。

③ 第3号配備及び第4号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備上の着意

① 職員の参集については、勤務時間の内外を問わず、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」に示す体制をとる。

② 部長等が不在の場合は、参集職員の中で上位者が代行し、部長等が参集したときに、直ちにそれまでにとった処置等を報告して職務を引き継ぐ。

③ 各部長等（各部等上位者）は、別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に基づき、また、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して班等の編成及び職員の配置を行う。

- a 指定避難所等、所属先以外の場所に参集した職員の状況及び他部等を支援する職員の状況の把握
- b 職員の休養に配慮し、交代時期・方法を適切に行う（仮眠等を含む）。
- ④ 各部長等は、災害の状況により配備体制以上の職員を必要と認める場合は、本部事務局に報告する。報告を受けた本部事務局は、その内容の軽重と緊急性に応じた本部長（市長）の判断により、参集職員の増員、又は他部に対する職員の支援を求めることがある。
- ⑤ 各部長等の判断により、通常の勤務時間内にあつては、最小限必要な人員で、各課の所管事務を行うことができる。
- ⑥ 参集職員は、任務完了後も所属長の指示があるまでは待機する。

（6）職員の心構え

- ① 職員は、平常時から、配備体制及び自己の役割を十分に理解しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得よう努める。
- ③ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災配備指令がない場合であっても、自らの判断で自主参集する。
- ④ 職員は、参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努めたいうえで、参集後直ちに所属長を通じ、災害対策本部事務局に報告する。
- ⑤ 災害発生時に配備につかない職員は、勤務時間外にあつても自ら災害に関する情報の把握に努め、また、所属長に所在を明らかにしておく等、常に配備につける準備を整えておく。
- ⑥ 職員は、災害現場、避難所等に出動する場合は、現場でその立場や役割がわかるように、名札やビブス等を着用する。
- ⑦ 職員は、自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。特に、被災者等の個人情報への漏えいに注意する。
- ⑧ 職員は、平常時から家族等に対し災害時の配備等について説明し、理解を得ることに努めるとともに、自助として家庭等の災害対策を確実に実施する。

（7）参集場所

職員は、別途指示がある場合を除き、原則として通常の勤務場所に参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（震災）

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度4」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（調査中、又は巨大地震注意）が発表された場合 《自動配備》 ●北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき 《自動配備》 ●千葉県北西部で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき 《自動配備》 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理室により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報等の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●県、市民等からの問合せ対応
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市で「震度5弱」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-2-1 災害警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌に準じた活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度5強」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●被害情報等の収集・共有 ●救命・救急活動優先、適時の避難所の設置と被災者の収容、基礎インフラの応急復旧、県、市民等からの問合せ対応を重視
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に「震度6弱以上」の地震が発生したとき 《自動配備》 ●その他の状況により市長が必要と認めたととき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	<ul style="list-style-type: none"> ●県を通じ自衛隊等、協定自治体・企業等に対する支援要請と受援準備の早期着手を重視 ●状況に応じBCP体制への移行

(注) 災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外であっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておく。

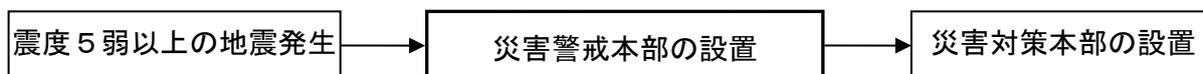
* 配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内においては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行う。

* 本部長（市長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

* 消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、以下の場合、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

- ① 市域で震度5弱の地震が発生した場合（第2号配備が発令されたものとみなす）。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（第2号配備が発令されたものとみなす）
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

本部は、四街道市役所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 災害警戒本部組織は、別表1-2-1「四街道市災害警戒本部組織図」に定めるとおり。
- ③ 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、配備職員の増員を行うことができる。

(4) 災害警戒本部の構成

以下の体制で構成される。

- ・警戒本部長 ……危機管理監
- ・警戒本部副本部長 ……総務部長、都市部長
- ・警戒本部員 ……経営企画部副参事、総務部副参事、地域共創部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境部副参事、都市部副参事、消防本部次長、教育部副参事、上下水道部副参事、会計課長、議会事務局次長
- ・警戒本部事務局長 ……危機管理室長
- ・警戒本部事務局 ……危機管理室、みんなで課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 警戒体制（第1号配備） 災害に関する情報の収集・伝達、県、市民等からの問合せ対応。
- ② 災害警戒本部体制（第2号配備） 災害対策本部の事務分掌（後述）に基づく活動。

(6) 警戒本部員会議

災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副本部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

(7) 解散

危機管理監は、以下の場合、市長の指示により災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

※四街道市災害警戒本部業務取扱要領

（資料集 資料1-6）

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



災害
 応急
 対策
 編

3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

(1) 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置する。災害対策本部は、市長が本部長となり職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※四街道市災害対策本部条例 (資料集 資料 1-4)

※四街道市災害対策本部設置規程 (資料集 資料 1-5)

ア 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生した場合(第3、第4号配備が発令されたものとみなす)。
- ② 市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で市長が必要と認める場合。
- ③ 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがあると予測される場合。

イ 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 四街道市役所に設置できない場合は、四街道市業務継続計画[震災編](BCP)に基づき四街道市文化センター会館棟を代替庁舎の候補とする。

ウ 廃止

本部長(市長)は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

エ 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線FAX)
県	防災対策課 (平日)	043-223-2175 (500-7320)	043-222-1127 (500-7298)
	防災行政無線統制室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)
印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛保健所(印旛健康福祉センター)		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

※防災関係機関一覧

(資料集 資料 3-3)

(2) 災害対策本部の組織及び運営

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-1「四街道市災害対策本部組織図」のとおりとする。

イ 本部の構成

- ・本部長 ……市長
- ・副本部長 ……副市長、教育長
- ・本部員 ……総務部長、経営企画部長、地域共創部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

ウ 本部員会議

震災時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長、防災関係機関の者及び災害派遣された自衛隊員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね以下のとおりとする。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- ・自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ・災害対策本部の配備体制の変更。
- ・災害対策経費の処理に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・防災関係機関との連携強化に関すること。
- ・災害派遣された自衛隊との連携強化に関すること。
- ・その他災害対策の重要事項に関すること。

エ 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

オ 本部事務局の構成

以下の体制で構成する。

- ・事務局長 ……危機管理監
- ・副事務局長 ……危機管理室長
- ・事務局 ……危機管理室、みんなで課、秘書課

カ 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

キ 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うため、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

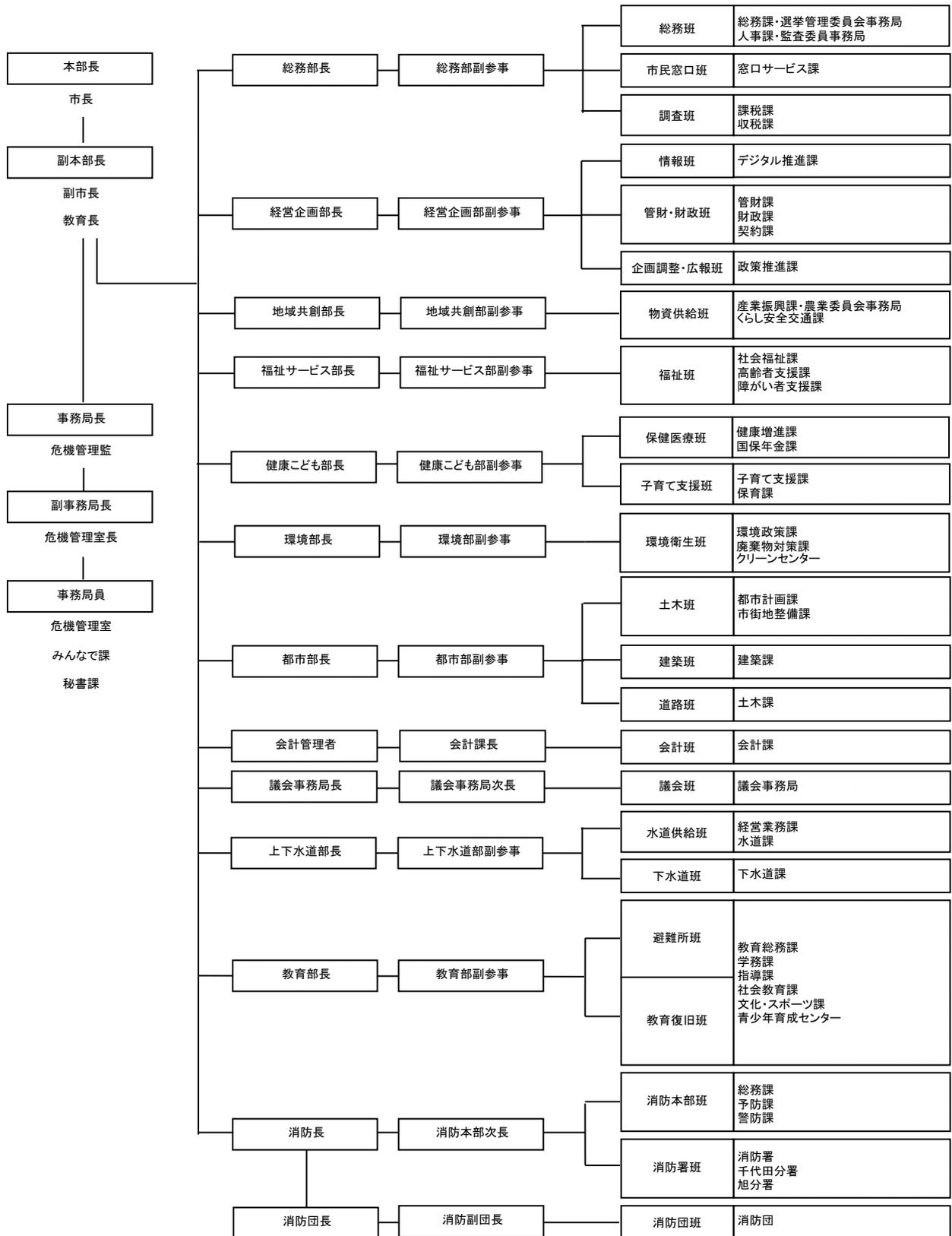
各班における事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

- ・総括班長……危機管理室長、経営企画部副参事、総務部副参事、地域共創部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境部副参事、都市部副参事、会計課長、議会事務局次長、上下水道部副参事、教育部副参事、消防本部次長、消防副団長

ク 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図



別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（震災対策）

■事務局

◎副事務局長 ◆班長 ◇副班長

副事務局長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	事務局 ◆みんなで課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象や地震等の情報の収集に関する事 2. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支 援要請に関する事 3. 自衛隊派遣要請に関する事 4. 避難情報の発令に関する事 5. 被害状況や活動状況の収集、整理に関する事 6. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関するこ と 7. 本部員会議及び総括班長会議に関する事 8. 災害対策の総合調整に関する事
		情報統括班	みんなで課	1. 災害情報等の統括・伝達に関する事 2. 防災行政無線の運用統制に関する事 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関す る事 4. 市民に対する情報発信の統括 5. 避難情報の伝達に関する事 6. 県への災害状況報告に関する事 7. 区・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事 8. 本部活動の記録に関する事

■各班共通事務

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

班	担当	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
各班共通	班長が指名 した職員	1. 各班の庶務に関する事。		○		
		2. 各班その他の所管事項で防災に関する事。		○		
		3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施 状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関 する事。		○		
		4. 各班内の連絡調整に関する事。		○		
		5. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支 援要請に関する事。		○		
		6. ボランティア団体等の把握に関する事。		○		
		7. 人的及び物的資源の受援に関する事。				○

災害
応急
対策
編

■各部

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎ 総務部 副参事	総務班 ◆総務課長 ◇人事課長 ◇監査委員事務局長	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 市職員の配備に関する事。	○			
			2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。	○			
			3. 他市町村の応援職員の配備に関する事。		○		
			4. 職員の給食及び衛生管理に関する事。	○			
			5. 人的受援ニーズの取りまとめに関する事。		○		
			6. 各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関する事。		○		
	市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事。	○			
			2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	○			
			3. 死体の埋火葬許可証に関する事。		○		
調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事。			○		
		2. 家屋の罹災証明に関する事。			○		
◎ 経営企画部 副参事	情報班 ◆デジタル推進課長	デジタル推進課	1. 各種システムの被害状況の把握と復旧に関する事。		○		
			2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事。		○		
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事。	○			
			2. 代替庁舎等の準備に関する事。	○			
			3. 庁舎等の電源確保に関する事。	○			
			4. 車両等の燃料確保、運行及び配分に関する事。	○			
			5. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。		○		
			6. 災害用電話等の確保に関する事。	○			
			7. 地域振興財団との連絡調整に関する事。	○			
	企画調整・広報班 ◆政策推進課長	政策推進課	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○			
			2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○
			3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○			
			4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○			
			5. その他の広報に関する事。	○			

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期： **初動**：3時間以内 **緊急**：1日以内 **応急**：3日以内 **応急復旧**：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧			
◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○					
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○					
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○					
			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○				
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○					
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○				
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○				
			8. その他物資調達、供給に関すること。			○				
◎福祉サービス部副参事	福祉班 ◆社会福祉課長 ◇高齢者支援課長 ◇障がい者支援課長	社会福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課	1. 社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関すること。	○						
			2. 救助金、見舞金等の配分に関すること。				○			
			3. 災害弔慰金に関すること。				○			
			4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。				○			
			5. 施設利用者の避難に関すること。	○						
			6. 施設の応急対策及び復旧に関すること。	○						
			7. 避難行動要支援者対策及び支援に関すること。	○						
			8. 指定福祉避難所の開設及び運営に関すること。	○						
			9. その他被災者の福祉に関すること。				○			
◎健康子ども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○						
			2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○						
			3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○						
			4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○						
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○					
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○				
			7. その他の保健医療に関すること。			○				
	子育て支援班 ◆子育て支援課長 ◇保育課長	子育て支援課 保育課 中央保育所 千代田保育所	1. 施設利用者の避難に関すること。	○						
			2. 施設の応急対策及び復旧に関すること。	○						
			3. 乳幼児等の福祉に関すること。	○						
			4. 幼児教育・保育施設との連絡調整に関すること。			○				
			◎環境部副参事	環境衛生班 ◆環境政策課長 ◇廃棄物対策課長 ◇クリーンセンター長	環境政策課 廃棄物対策課 クリーンセンター	1. 死亡者の収容及び埋火葬に関すること。	○			
			2. 防疫に関すること。						○	
			3. 葬祭業者等に対する協力要請に関すること。						○	
4. し尿収集及び終末処理に関すること。						○				
5. 仮設トイレの設置・管理等に関すること。	○									
6. その他衛生に関すること。			○							
7. ガレキの処理に関すること。			○							
8. ごみ収集等広域応援の受入れ、調整に関すること。						○				
9. 震災時におけるペットの支援に関すること。						○				

災害応急対策編

災害応急対策編 第1章 震災対策計画
第1節 応急活動体制

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎都市部副参事	土木班 ◆都市計画課長 ◇市街地整備課長	都市計画課 市街地整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. 被災宅地危険度判定に関する事				○
			8. 自衛隊、土木建築業者等の連絡調整に関する事		○		
			9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事				○
			10. その他の土木建築の技術面に関する事		○		
			11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			
	建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			6. 損壊家屋対策に関する事				○
			7. 建物応急危険度判定に関する事	○			
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事				○
			9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事				○
	道路班 ◆土木課長	土木課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事		○		
			8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期： **初動**：3時間以内 **緊急**：1日以内 **応急**：3日以内 **応急復旧**：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧		
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。		○				
			2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。			○			
			3. その他経費の支払いに関する事。			○			
◎議会事務局次長	議会班 ◆議会事務局次長	議会事務局	1. 議会との連絡調整に関する事	○					
◎上下水道部副参事	水道供給班 ◆水道課長 ◇経營業務課長	水道課 経營業務課	1. 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。		○				
			2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。	○					
			3. 被災地の応急給水に関する事。			○			
			4. その他給水に関する事。			○			
			5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。			○			
			6. 水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。	○					
◎教育部副参事	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関する事。	○					
			2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関する事。	○					
			3. 所管工事現場の災害防止に関する事。			○			
			避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇文化・スポーツ課長 ◇青少年育成センター一所长	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 文化・スポーツ課 青少年育成センター 指定した他 部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。	○			
					2. 指定避難所における非常用物資、食料の供給に関する事。			○	
					3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。		○		
教育復旧班 ◆教育総務課長 ◇学務課長	教育総務課 学務課	1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。	○						
		2. 児童生徒の安全対策に関する事。	○						
		3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。			○				
		4. 応急教育の実施に関する事。				○			
		5. 文化財の保護に関する事。			○				

災害
応急
対策
編

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎消防本部 次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事。	○			
			2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事。	○			
			3. 部内各班との連絡調整に関する事。	○			
			4. 消防団との連絡調整に関する事。	○			
			5. 災害情報の収集及び分析に関する事。	○			
			6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事。	○			
			7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事。	○			
			8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事。	○			
			9. 災害危険区域の巡視に関する事。		○		
			10. 他市町村との相互応援に関する事。		○		
			11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事。		○		
			12. その他消防に関する事。		○		
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事。	○			
			2. 消防通信の運用統制に関する事。	○			
3. 気象情報の収集に関する事。			○				
4. 消火、救急及び救助に関する事。			○				
◎消防副団 長	消防副団 班 ◆消防副団 長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事。		○		
			6. 人命捜索及び収容に関する事。	○			

(3) 応急活動の留意事項

ア 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を実施する。

イ 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

ウ 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第2節 情報の収集・伝達

地震の被害を最小限にとどめるためには、収集した地震情報等を速やかに市民へ伝達することが重要であり、特に避難行動要支援者への伝達には万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、情報の共有を図る。

第1 非常時の通信体制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 通信連絡系統	本部事務局
(1) 通信連絡系統図	
(2) 通信連絡手段	
(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用	
(4) 気象官署が発表する地震に関する情報	
2 有線通信網の利用方法	本部事務局、各班
(1) 災害時優先電話の利用	
(2) 非常・緊急通話の利用	
(3) F A Xの利用	
(4) 警察・鉄道電話の利用	
3 有線通信が途絶した場合の措置	本部事務局、各班
(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡	
(2) 市各部（出先機関）との連絡	
(3) その他	
4 無線通信の運用	本部事務局、各班
(1) 震災時に利用可能な無線通信	
(2) 無線通信の障害による対応策	
(3) 通信の統制	
(4) アマチュア無線の活用	
(5) 業務用無線の活用	
(6) 非常通信	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 通信連絡系統、2 有線通信網の利用方法、3 有線通信が途絶した場合の措置、4 無線通信の運用
---------------	--

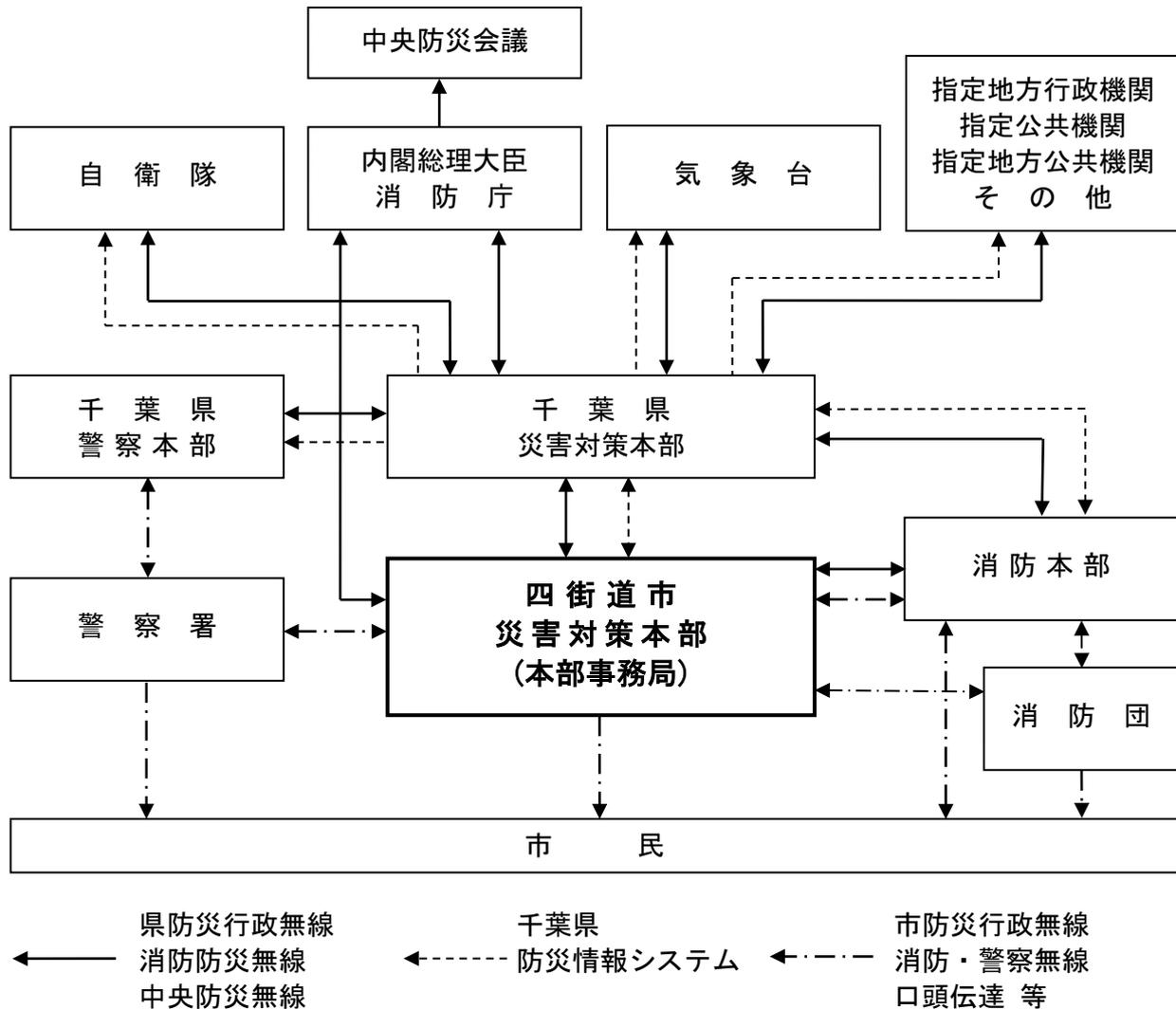
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関とは、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

■災害通信連絡系統図



(2) 通信連絡手段

ア 四街道市

- ① 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、指定福祉避難所、県や指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、震災時の通信を確保する。
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

イ 消防本部

- ① 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

震災時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

● 関東総合通信局	● 千葉県市長会・千葉県町村会
● 関東管区警察局千葉県通信部	● 日本赤十字社千葉県支部
● 千葉県警察本部	● 日本放送協会千葉放送局
● 関東地方整備局利根川下流河川事務所	● 千葉テレビ放送(株)
● 気象官署通信施設(銚子地方気象台)	● (株)バイエフエム
● 千葉海上保安部	● (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
● 千葉県	● 中小企業金融公庫千葉支店
● 千葉市	● (株)NTTドコモ千葉支店
● 東日本電信電話(株)	● KDDI(株)千倉第二海底線中継所
● 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	● 東京ガスネットワーク(株)東部ガスライト 24 千葉

- ② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)
- ③ 上記以外の機関又は個人の無線局

(4) 気象官署が発表する地震に関する情報

気象官署が発表する情報の種類と内容は、以下に示すとおりである。

■ 気象官署が発表する地震に関する情報

情報の種類	内容
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対して発表する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する(津波警報、又は津波注意報を発表した場合は発表しない。) 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

情報の種類	内容
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ●震度3以上。 ●津波警報又は津波注意報発表時。 ●若干の海面変動が予想される場合。 ●緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ●マグニチュード7.0以上。 ●都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

2 有線通信網の利用方法 <本部事務局、各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

※防災関係機関一覧

（資料集 資料3-3）

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常通話又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先

電話として登録されている電話により連絡を行い、NTT非常・緊急通話受付番号102を回し、「非常通話（電報）」、「緊急通話（電報）」であることをはっきり告げて、申し込む。

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取り扱われ、非常通話相互間は、その通話の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

（3）FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達や報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

（4）警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <本部事務局、各班>

（1）県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通信を確保する。

（2）市各部（出先機関）との連絡

市出先機関や災害現場等に出勤している各部職員との連絡は市の防災行政無線（移動系）により行う。

（3）その他

必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <本部事務局、各班>

（1）震災時に利用可能な無線通信

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 四街道市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線
- ④ MCA無線（ケーブルネット296間）

※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況（資料集 資料3-2）

（2）無線通信の障害による対応策

震災時、無線通信は、不通、混信、電波障害等さまざまな障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、以下のような対応策をとるとともに、メール機能もうまく利用する。

- ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
- ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いため、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、他の局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
- ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波

が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることもある。）。

(3) 通信の統制

震災時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

ア 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）

① 携帯・可搬無線機の一括管理

すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。

② 携帯・可搬無線機の使用

本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。

イ 通信の統制

携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

■通信の統制の原則

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- 移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- 簡潔通話の実施の原則

(4) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内及び民間のアマチュア無線クラブを通じ、また市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称JK1ZPQ）局を開局し、被害情報の収集を行う。

② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

(5) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、震災時における情報収集の協力を求める。

(6) 非常通信

地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第52条第1項第4号の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

第2 災害情報の収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 地震情報の収集・伝達	本部事務局、消防本部班
2 被害情報の収集・伝達	本部事務局、各班、防災関係機関
3 被害調査及び報告	本部事務局、各班
(1) 被害情報の収集・報告の種類	
(2) 活動状況報告の種類	
(3) 被害写真の撮影	
(4) 報告責任者の選任	
4 県に対する被害報告	本部事務局、消防本部班
(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]	
(2) 災害総括報告	
(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]	
5 国に対する被害報告	本部事務局

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 地震情報の収集・伝達、2 被害情報の収集・伝達、3 被害調査及び報告、4 県に対する被害報告、5 国に対する被害報告
---------------	--

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集・伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

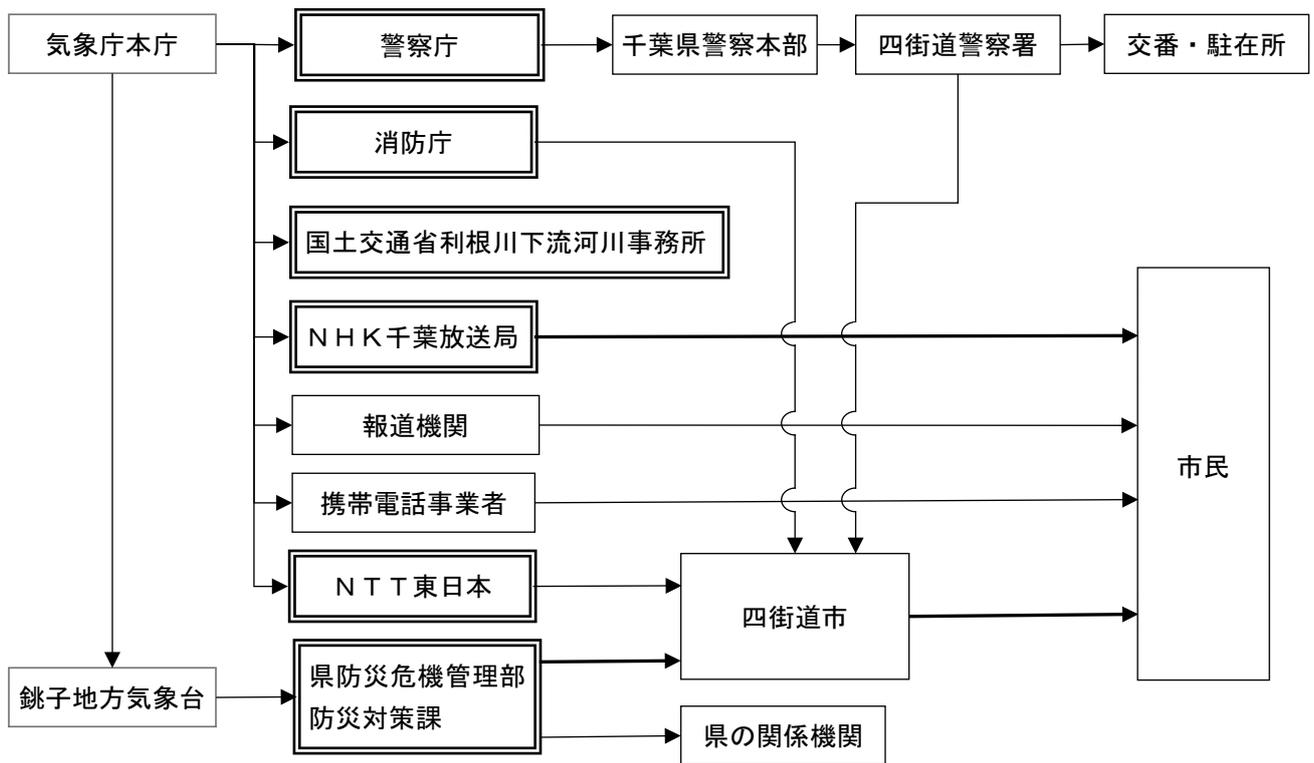
1 地震情報の収集・伝達 <本部事務局、消防本部班>

気象庁や銚子地方気象台等が発表する地震情報は、以下のルートにより収集する。

※気象庁震度階級関連解説表等

(資料集 資料3-16)

■地震情報等伝達系統図



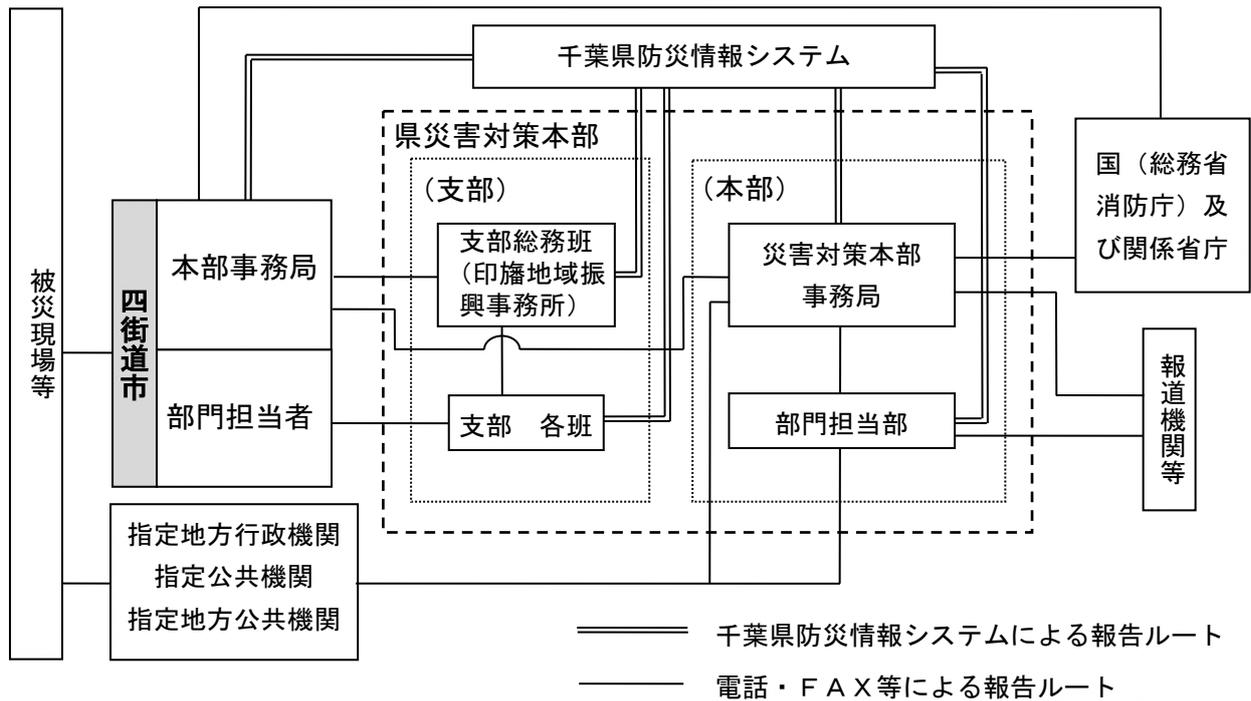
- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印は、気象業務法第15条の2によって特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により、通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線、NTT公衆回線等で行う。

2 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、防災関係機関>

市は、四街道警察署や防災関係機関、諸団体、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。

なお、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

■被害情報等収集・報告系統図



災害
応急
対策
編

3 被害調査及び報告 <本部事務局、各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達は、以下のとおり段階に応じた的確な運用を図る。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 (速報)	被害の大小に関わらず状況を把握次第、直ちに	把握した範囲内で迅速に報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったものから逐次	その都度把握した範囲内で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

ア 第1段階 (速報)

災害発生後、直ちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

① 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。報告すべき事項は、以下のとおりとする。

■市が報告すべき事項

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 主な応急措置の実施状況
 - その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による市民等の避難の状況
- h その他必要な事項

② 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当に関わらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、以下の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県危機管理情報共有要綱に基づく様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

(資料集 資料4-3)

■各班が報告すべき事項

- a 人的被害
 - 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - 避難の必要の有無及び避難の状況
- b 物的被害
 - 主要道路、橋梁の被害状況
 - 電気の被害状況
 - ガス・上下水道の被害状況
 - 住宅の被害状況
 - 建造物の損壊状況
- c その他の情報
 - 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - 市民の動向
 - 気象台が発表する余震等に関する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

③ 収集の要領

- 参集した職員からの報告（時間外の場合）
- 警察等の防災関係機関との情報交換
- 公共施設管理者からの報告
- 消防本部の救出救助状況
- 市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
- 指定避難所からの情報収集

イ 第2段階（中間報告）

第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。

なお、被害状況の収集に際しては現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。

ウ 第3段階（確定報告）

応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。

エ 報告先

被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

（資料集 資料4-3）

(2) 活動状況報告の種類

災害の応急活動の状況報告は、災害発生直後の時間経過に応じ、以下のように行う。なお、活動状況の報告先は、本部事務局とする。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 （速報）	応急対策活動が必要と認め次第、直ちに	必要な応急活動の内容
第2段階 （中間報告）	応急対策活動の実施途中	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階 （確定報告）	応急対策活動が完了したとき 速やかに	完了した応急活動の内容

(3) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料として極めて重要であるので、被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

(4) 報告責任者の選任

市は、以下の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

■被害情報等の報告責任者

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う	危機管理室職員

4 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>

(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]

報告基準に該当する災害を覚知後、直ちに、わかる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

(2) 災害総括報告

市域内所管区域内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

ア 定時報告 [電話、FAX及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

イ 確定時報告 [端末入力及び文書]

市の応急対策終了後、10日以内に報告する。

ウ 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、市民避難状況等）の詳細とする。

5 国に対する被害報告 <本部事務局>

以下の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告する。

- ① 震度5強以上を記録した地震の場合で、被害の有無を問わず、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- ② 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- ③ 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

■国に対する被害報告先

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク
			衛星系
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033
夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036

■電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式
その他	電子メールの件名は、【千葉県四街道市（又は千葉県四街道市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含む。 ●電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3 広報活動

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 広報内容	本部事務局、企画調整・広報班
2 報道機関への発表	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 放送機関への放送要請	
3 市民への広報	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 市防災行政無線・広報車による広報	
(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報	
(3) メールやSNS等を利用していない者への広報	
4 要配慮者への広報	福祉班、子育て支援班、市民窓口班
5 市民等の各種相談窓口	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応	
(2) ホームページ等の活用	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

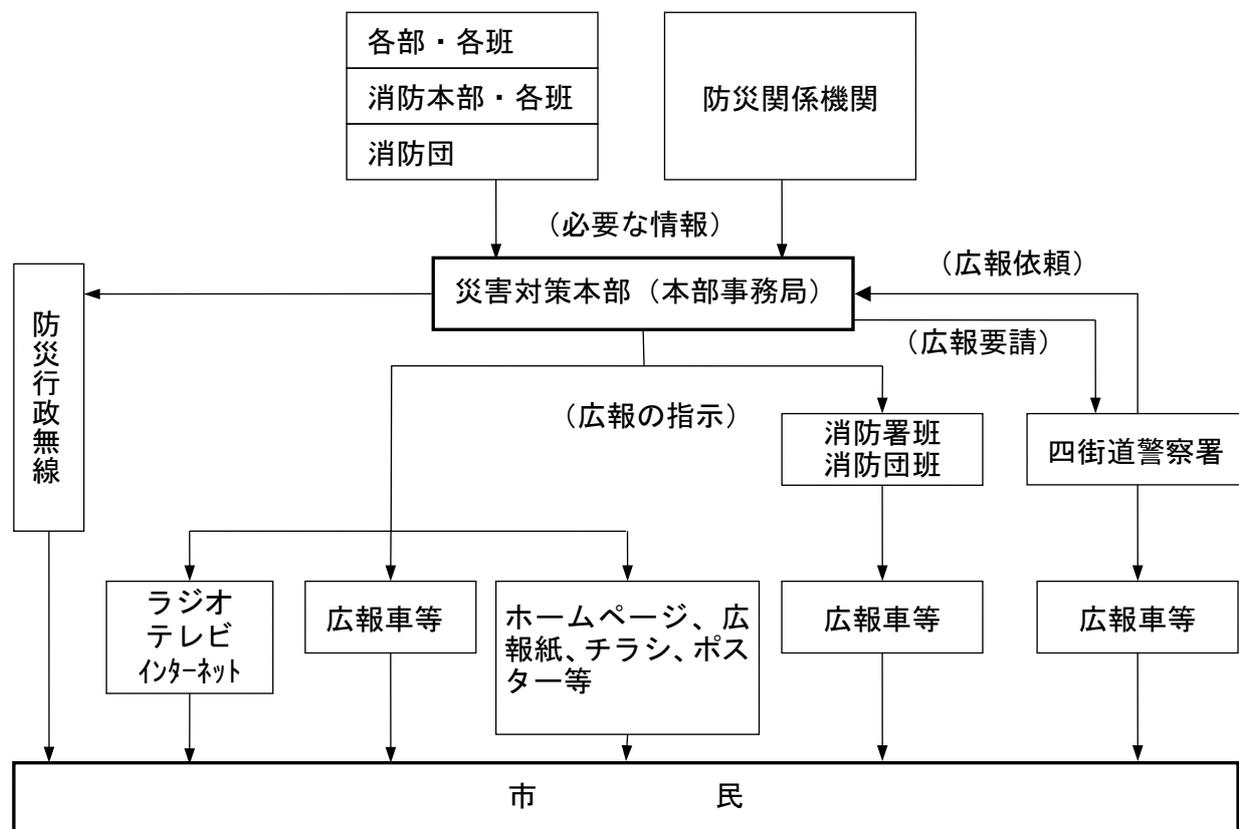
初動～緊急～応急～応急復旧	1 広報内容、2 報道機関への発表、3 市民への広報、4 要配慮者への広報、5 市民等の各種相談窓口
---------------	--

震災時には、マスメディアからの災害情報が不足することが予想される。特に、市内の災害情報の著しい不足から、不安や噂、デマ等により、市民が混乱に陥るおそれがある。

そのため、市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

災害
応急
対策
編

■広報活動実施の流れ（概念図）



1 広報内容 <本部事務局、企画調整・広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障がい者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。

広報内容の主なものは以下のとおりである。

■災害時の広報内容

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ●余震情報 ●地震時の一般的注意事項 ●初期消火活動、人命救助の呼びかけ ●災害情報、被害情報 ●避難及び指定避難所に関する情報 ●交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報、被害情報 ●救援物資の配給状況 ●応急給水状況 ●ライフライン等の復旧状況 ●緊急交通路確保への協力要請 ●ボランティア受入れ情報 ●安否情報 ●罹災証明発行に関する通知

■広報の種別と内容

種別	内容
防災行政無線（固定系）による広報	緊急放送文
市域に震度5（強）以上の地震が発生したときの広報	① 地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達 ② 被害の状況 ③ 火災発生状況 ④ 安心情報 ⑤ 交通の情報
避難・救護に関する広報	① 高齢者等避難開始の周知 ② 避難指示、誘導 ③ 救護対策の周知 ④ 被災者の避難収容場所の周知 ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知 ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、企画調整・広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

■報道対応の要領

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とする。
- 災害対策本部が取りまとめた情報の内容について、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を災害対策本部事務局に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由

- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

3 市民への広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

(1) 市防災行政無線・広報車による広報

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

(3) メールやSNS等を利用していない者への広報

メールやSNS等を利用していない者へは、登録により、電話やFAXによるプッシュ型の広報を実施する。

4 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班、市民窓口班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、区・自治会、自主防災組織やボランティア等の協力を得て実施する。

5 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

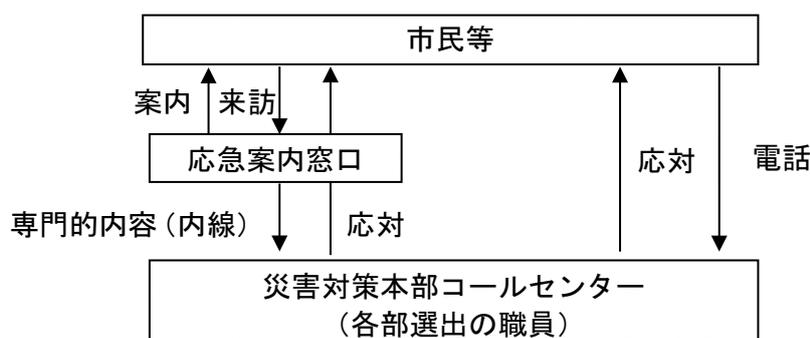
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、各部の主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障がい者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

■市役所での案内窓口の設置・相談対応



(2) ホームページ等の活用

企画調整・広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答（FAQ）」を臨時に開設する。

第3節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用は、災害が発生したとき、もしくは、災害が発生するおそれがあるとき、被害等の程度が一定の基準を超える場合に、市から県知事に対する要請に基づくものであり、適用された場合、国は地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 災害救助法の適用基準・条件	管財・財政班
（1）災害が発生した場合の適用基準	
（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件	
（3）被害の認定基準	
2 救助業務の実施者	県、各班
3 災害救助法の適用手続き	管財・財政班
4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	管財・財政班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 災害救助法の適用基準・条件、2 救助業務の実施者、3 災害救助法の適用手続き、4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲
------------	---

1 災害救助法の適用基準・条件 <管財・財政班>

（1）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法第2条第1項に基づく、災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程による。市における具体的適用基準等は、以下のとおりである。

■災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80 世帯以上	第1項の1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ市内 40 世帯以上	第1項の2号
	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多 数	第1項の3号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難である場合	多数（※1）	第1項の3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数（※2）	第1項の4号

指標となる被害項目	適用の基準（減失世帯数）	該当条項
災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号）被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）		

（注1）※1、※2の場合には、知事が内閣総理大臣と連絡調整を行う必要がある。

（注2）上記※1に係る事例

- ・有毒ガスの発生や放射性物質等の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、特殊技術を必要とする場合。
- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需物資等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合。

（注3）上記※2に係る事例

- ・住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命又は身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合。
- ・交通事故、飛行機の墜落等により多数の者が死傷した場合。
- ・有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。
- ・被災者が現に救助を必要とする場合。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害救助法第2条第2項に基づく、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

（3）被害の認定基準

ア 減失世帯の算定

住家が減失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

① 住家全壊（全焼・全流失）	1世帯で	} 住家減失 1世帯 として換算
② 住家半壊（半焼）	2世帯で	
③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に 居住できない状態になった住家3世帯で		

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

イ 全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 滅失 全焼 全流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
大規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のも
中規模半壊	損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のも
半壊	損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のも
準半壊	損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のも
準半壊に至らない（一部損壊）	住家の損壊程度が準半壊に至らないもの
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしマンション、アパート等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

資料)「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防670号)
「災害救助事務取扱要領」(令和4年7月 内閣府政策統括官(防災担当))

2 救助業務の実施者 <県、各班>

- ① 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助する。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う実施を待つことができないときは、救助に着手する。

- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。（下表参照）。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長（市長）が応急措置を実施する。

■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等

【災害が発生した場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（地域共創部）
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（地域共創部）
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）
住宅の応急修理	3ヶ月以内 （緊急修理：10日以内）	市長（都市部）
学用品の供与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市長（教育部）
埋葬	10日以内	市長（環境部）
死体の搜索	10日以内	市長（都市部）
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）

【災害が発生するおそれがある場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）

3 災害救助法の適用手続き <管財・財政班>

震災時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。

また、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができない場合には、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。なお、要請又は報告は、県防災危機管理部を経由し

て県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとりようとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲 <管財・財政班>

災害救助法による救助の種類、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

※災害救助法被害認定基準 (資料集 資料1-15)

※災害救助法による救助の種類、方法、期間等 (資料集 資料1-16)

第4節 避難活動

震災時には、延焼火災の拡大、家屋倒壊の危険性、ライフラインの遮断、危険物の漏えい等により避難しなければならない場合が考えられるため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努め、特に障がい者、高齢者等の要配慮者については留意する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 避難の指示等 (1) 避難指示の実施責任者・区分等 (2) 警戒区域の設定 (3) 避難の指示等 (4) 知事への報告 (5) 防災関係機関への通報	本部事務局、四街道警察署
2 避難 (1) 避難行動 (2) 避難誘導 (3) 避難順位 (4) 自衛隊との協力 (5) 避難行動要支援者に対する避難誘導	土木班、消防署班、消防団班
3 指定避難所の開設 (1) 市による開設 (2) その他民間施設等の利用 (3) 知事への報告	本部事務局、避難所班
4 指定避難所の運営 (1) 指定避難所の運営 (2) 指定避難所における要配慮者への配慮 (3) 指定避難所における衛生環境整備 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 (5) ペット同行避難への対応	福祉班、保健医療班、避難所班
5 避難所外避難者への対応	保健医療班、避難所班
6 指定福祉避難所の開設及び運営 (1) 指定福祉避難所の開設 (2) 指定福祉避難所の運営 (3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容	福祉班
7 広域避難等への対応 (1) 市外被災者への支援 (2) 広域避難者の受入れ (3) 他市町村への支援	本部事務局、各班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の収集に関すること ・円滑な避難への協力に関すること ・指定避難所の運営への協力に関すること ・感染症対策に関すること ・ペット同行避難の際の理解と協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の避難誘導に関すること ・避難所運営委員会による指定避難所の運営に関すること ・避難所外避難者支援への協力に関すること

【活動目標】

初動～緊急	1 避難の指示等、2 避難、3 指定避難所の開設
緊急～応急～応急復旧	4 指定避難所の運営、5 避難所外避難者への対応、7 広域避難等への対応
応急～応急復旧	6 指定福祉避難所の開設及び運営

1 避難の指示等 <本部事務局、四街道警察署>

(1) 避難指示の実施責任者・区分等

避難指示を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により以下のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

■避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長(市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

(3) 避難の指示等

本部長（市長）は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

本部長（市長）が、避難指示の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

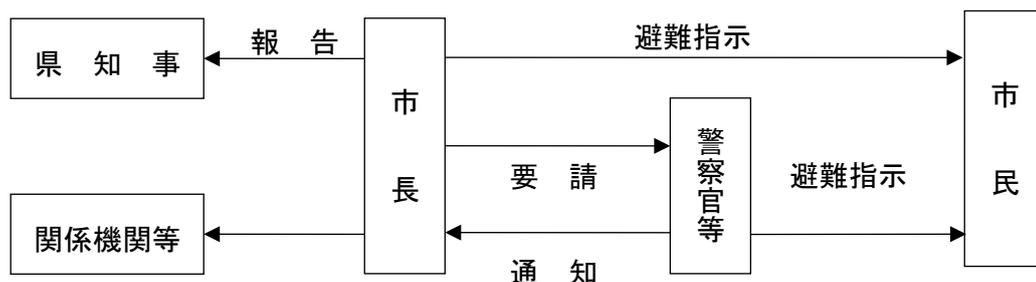
■避難指示の内容

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 食料、水、最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住人自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、以下の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保が可能な場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所配備職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

■避難指示の流れ



(4) 知事への報告

本部長（市長）は、避難指示等を発令もしくは解除した場合、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、下記の事項について県災害対策本部事務局に報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

(5) 防災関係機関への通報

本部長（市長）は、避難指示等を発令するときは、防災関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請する。

2 避難 <土木班、消防署班、消防団班>

(1) 避難行動

地震の発生により避難する場合、原則として、区・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

ア 避難の準備

避難の準備に際しては、以下の事項を周知徹底する。

- ① 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- ② 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- ③ 非常持出品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

イ 段階避難

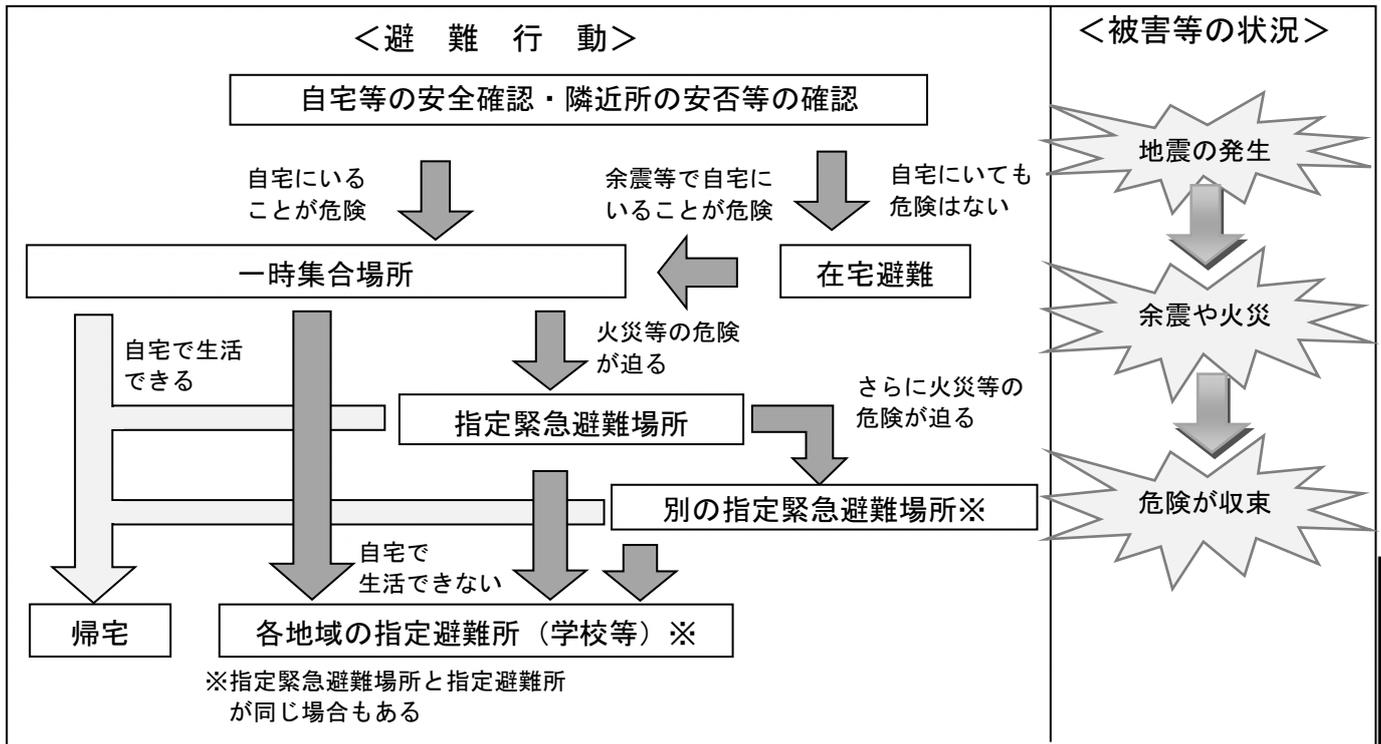
基本的な避難行動として、区・自治会、自主防災組織等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、区・自治会、自主防災組織等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとる。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

地震の揺れや火災等が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅等の耐震性がある場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

■避難行動の基本的な流れ



(2) 避難誘導

地震の発生により避難する場合は、原則として、区・自治会、自主防災組織等が避難誘導を行う。

避難指示を発令した場合、警察署、消防署、消防団の協力のもと、区・自治会、自主防災組織等と連携して避難誘導を行う。

- ① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合には状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ② 区・自治会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 火災等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は以下の順位とする。

■避難指示の流れ

順位	被災者
1	障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位 1 以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の誘導、輸送等を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

市は、自力での避難所までの安全な避難が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、あらかじめ指定された市職員（以下「避難所配備職員」という。）が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 避難所配備職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) その他民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、民間施設等の利用と、企業や区・自治会、自主防災組織等の協力を得て対応する。また、公園等の屋外空間であっても、状況に応じ、テント等の設営によって避難所として開設する。

(3) 知事への報告

指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、直ちに指定避難所開設の状況を県知事に報告する。

※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 （資料集 資料3-13）

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 市は指定避難所の運営の支援や市災害対策本部との連絡のために避難所班の職員（避難所配備職員）を派遣する
- ② 指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員（避難所配備職員）や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員（避難所配備職員）、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画する。
- ③ 避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者）は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」をひな形として、自らが地域の実情等に合わせ作成した運営マニュアル等に基づき、指定避難所の運営を行う。
- ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所

において、要配慮者に対応した福祉避難スペースの確保に努める。

- ⑤ 保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。

※指定避難所運営のための様式

(資料集 資料 4-4)

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

市は、要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

■指定避難所運営上の配慮事項（例）

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流（遊び）スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、指定福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等

※指定避難所運営のための様式

(資料集 資料 4-4)

(3) 指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

指定避難所では、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防

災担当)平成28年4月(令和4年4月改定)などに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。

ア 避難所における感染症対策

避難所における感染症対策として、避難者や避難所スタッフの手洗い、定期的な換気、飛沫感染への注意などの徹底を図る。

イ 避難者の健康確認・健康管理

避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行う。また、定期的に、避難者や避難所のスタッフの健康状態の確認を行う。

ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応

発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、そのスタッフと最小限の接触となるような体制(掲示等の事前準備)、及び一般の避難者とは接触しない体制をとる。

また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。

(5) ペット同行避難への対応

市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班>

市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて健康相談や保健指導を実施する。

6 指定福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>

(1) 指定福祉避難所の開設

障がい者や高齢者等の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を収容するため、指定福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり避難所運営委員会は、指定避難所に収容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者の状況については、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等の情報を基に把握する。

① 調査結果に基づき、指定福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握したうえで、施設に職員を派遣し、指定福祉避難所を開設する。

② 指定避難所での生活が困難と認められる者を指定福祉避難所に移送するにあたっては、

当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 指定福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容

あらかじめ指定した指定福祉避難所だけでは、要配慮者を収容できない場合は、指定以外の施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での収容を要請する。

7 広域避難等への対応 <本部事務局、各班>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に市外被災者への支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県や近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議のうえ、広域避難者の受入れを行う。

避難者の滞在施設として公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受け入れた場合、国の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

(3) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努める。

なお、担当部署は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ① 職員の派遣 | (窓口：総務部人事課) |
| ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ③ 市民からの義援金等の受付等 | (窓口：福祉サービス部社会福祉課) |
| ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入れ | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ⑤ 避難者用応急仮設住宅 | (窓口：都市部建築課) |
| ⑥ その他の支援 | (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する) |

第5節 要配慮者対策

震災時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。

また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。

避難の誘導については、本章第4節「避難活動」に準じる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 要配慮者への対応	本部事務局、福祉班、子育て支援班
(1) 福祉全般の相談窓口の開設	
(2) 情報提供	
(3) 児童への配慮	
(4) 外国人への配慮	
2 指定避難所生活への対応	福祉班、保健医療班
(1) 避難生活の確保	
(2) 避難生活への配慮	
(3) 指定福祉避難所での配慮	

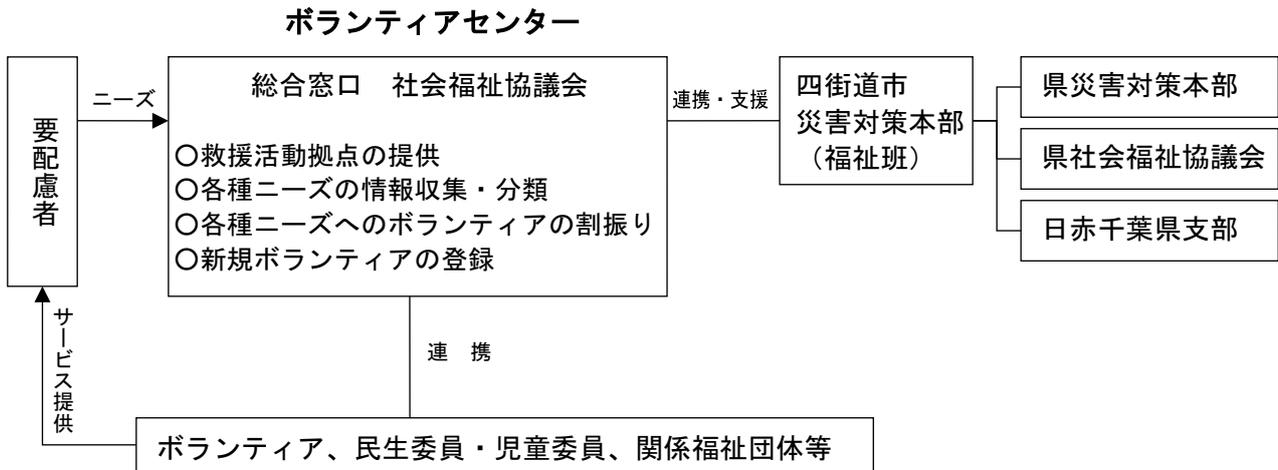
【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の声掛け、同行避難に関すること ・避難所生活での配慮に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動支援に関すること ・避難所生活での配慮に関すること

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 要配慮者への対応
緊急～応急～応急復旧	2 指定避難所生活への対応

■ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）



1 要配慮者への対応 <本部事務局、福祉班、子育て支援班>

- (1) 福祉全般の相談窓口の開設
障がい者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た支援体制を確立し、相談窓口を早期開設する。
- (2) 情報提供
要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。
- (3) 児童への配慮
民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。
- (4) 外国人への配慮
日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

- (1) 避難生活の確保
 - ① 情報を整理する書式等の用意及び情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
 - ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
 - ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。
- (2) 避難生活への配慮
 - ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。

- ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（指定福祉避難所）へ移動させる処置を行う。
- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
- ④ 市は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を要請する。

（3）指定福祉避難所での配慮

- ① 指定福祉避難所を開設したときは、施設に職員を派遣し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議のうえ、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。

第6節 消防活動

災害発生直後に起こる同時多発火災、救急・救助事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 消防通信施設の現況	消防本部班、消防署班
2 初動体制	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 組織体制	
(2) 消防職員の参集	
(3) 部隊の編成計画	
(4) 消防本部等における初動措置	
(5) 初期における情報収集体制	
(6) 通信の運用計画	
(7) 消防団の活動	
3 火災防ぎょ活動	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 出動途上において他の災害を覚知した場合の対応	
(4) 長期活動に対する活動支援	
4 危険物施設等の応急対策	消防本部班
(1) 応急対策の実施	
(2) 応援要請の実施	
(3) 施設責任者の応急措置等	
5 救急・救助活動	消防本部班、消防署班、消防団班、 四街道警察署
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 消防庁舎における救護活動	
(4) 救護所との連絡体制	
(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動	
(6) 受入れ医療機関の把握	
(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施	
(8) 関係機関との連携	
(9) 県内消防機関相互の応援	
(10) 緊急消防援助隊の要請	
(11) 自衛隊との協力	
(12) 惨事ストレス対策	

項目	担当(所属等)
6 行方不明者の捜索	消防署班、消防団班、四街道警察署、 管財・財政班
(1) 行方不明者の存否確認	
(2) 行方不明者の氏名情報の公表	
(3) 行方不明者の捜索	
(4) 災害救助法の手続き	
(5) 自衛隊との協力	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の協力に関すること ・救出活動の協力に関すること
----	--

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 消防通信施設の現況、2 初動体制、3 火災防ぎょ活動 4 危険物施設等の応急対策、5 救急・救助活動、6 行方不明者の捜索
---------------	--

1 消防通信施設の現況 <消防本部班、消防署班>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話のほかに消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲となるので、災害通信用として活用する。

※消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表 （資料集 資料3-17）

2 初動体制 <消防本部班、消防署班、消防団班>

(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、震災時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

なお、消防庁舎に大きな被害が生じた場合、消防機能を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

(2) 消防職員の参集

ア 覚知義務及び自発的参集

- ① 職員は、出動命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集する。

イ 消防団員の自発的参集

- ① 消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集する。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならず、必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊の追加や各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎や通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

■収集する情報

情報の種類	内容
災害（被害）に関する情報	① 事故発生場所・対象物名 ② 被害の規模 ③ 被害の拡大危険性と増強隊の必要性 ④ 死傷者の有無と性別、年齢別人数
部隊運用に関する状況	① 消防部隊の編成及び非常招集参集状況 ② 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況 ③ 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所） ④ 消防水利に必要な水道等の情報
生活安全確保に関する情報	① 避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報 ② 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途 ③ 消防本部以外の防災関係機関の活動状況 ④ その他、救援物資等に関する情報

(6) 通信の運用計画

震災時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

ア 組織

① 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮されるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して震災時に消防団活動の全般を指揮統制する。

② 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と

確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

イ 活動

① 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

② 消火活動

消防本部の出動もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。

③ 救急救助活動

救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、区・自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとなる。

また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

④ 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動方針

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

イ 活動原則

① 避難場所、避難経路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。

③ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。

④ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動にあたる。

⑤ 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災した場合、重要対象物の防ぎよ上に必要な消防活動を優先して実施する。

⑥ 集中防ぎよ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎよでは効果がないと判断される場合は、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。

(3) 出勤途上において他の災害を覚知した場合の対応

出勤途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故の通報がある場合や市民の行動によって本来の出勤場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎよ活動が長期化した場合、長期活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部や流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部班>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

イ 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ウ 石油類等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	<p>危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

エ 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出や拡散等の応急措置を実施する。

5 救急・救助活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

震災時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救急・救助事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救急・救助活動を実施する。

(1) 部隊運用

救急・救助活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救急・救助体制をとる。

イ 救急・救助活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救急・救助活動	1 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。 2 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区・自治会、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。
県警察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯、病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。	

災害
応急
対策
編

ウ 救急・救助資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。装備資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに

留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

震災時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受け入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災関係機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、保健医療班、保健所、医師会、日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）に報告し、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条に基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。

(12) 惨事ストレス対策

消防、救急・救助活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 行方不明者の搜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署、管財・財政班>

行方不明者の搜索は市が行う（災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として市が行う）。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

（1）行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署や地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合したうえで行う。

（2）行方不明者の氏名情報の公表

震災時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、搜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。氏名情報の公表は、「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」（令和3年9月）に示される公表基準に準じて行う。

■氏名情報の公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

公表範囲は、氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

- ① 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合
- ② 当該安否不明者について、DV等の被害者として住民基本台帳の閲覧等が制限されている場合
- ③ その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

（3）行方不明者の搜索

- ① 市は、行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本章第11節「遺体の収容、処置」参照）。

（4）災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

（5）自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者搜索を行う。

第7節 救援・救護活動

震災により多数の傷病者が発生する中で医療機関が被災する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。また、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

第1 医療・救護

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 医療救護体制	保健医療班
2 災害医療情報の収集	保健医療班
3 救護班等の応援の要請	保健医療班
4 救護所の開設	保健医療班
5 後方医療機関への応援要請	保健医療班、関係機関
6 医薬品等の応援要請	保健医療班
7 傷病者等の搬送	保健医療班、消防署班
8 震災時医療の費用負担	管財・財政班、保健医療班
(1) 医療救護	
(2) 助産	

【自助・共助の役割】

市民	・ 応急救護の協力に関すること
----	-----------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 医療救護体制、2 災害医療情報の収集・提供、3 救護班等の応援の要請、5 後方医療機関への応援要請
緊急～応急～応急復旧	4 救護所の開設、6 医薬品等の応援要請、7 傷病者等の搬送
応急復旧	8 震災時医療の費用負担

医療救護は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法が適用された場合の体制

- 県が組織した救護班
- 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- 国立病院機構等で組織する救護班
- 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「県整復師会」という。）の長と締結した協定に基づき県整復師会が組織する救護班
- 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
- 県健康福祉部が設置する災害医療本部
- 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域の保健所（健康福祉センター）に設置される合同救護本部
- 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

※医療救護活動

（資料集 資料3-18）

1 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な震災時には、印旛保健所（印旛健康福祉センター）（当初は日本医科大学千葉北総病院内に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛保健所長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

■合同救護本部の設置

設置者・管理者（本部長）	知事・印旛保健所長
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は保健所長、最終的な指揮命令は知事
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、保健所（健康福祉センター）職員、医療機関職員、その他

合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の震災時の医療・救護活動の総合調整に関する事。 ●管内の患者の搬送や受入れの調整等に関する事。
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関等の被害状況や医療ニーズ等の収集、分析に関する事。 ●県災害医療本部への報告及び支援要請に関する事。 ●その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関する事。
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●医療チーム（DMATを除く）の配置及び活動の調整に関する事。
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMATを除く）への支援に関する事。

2 災害医療情報の収集 <保健医療班>

市は、医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況

3 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 指定避難所、救護所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所又は医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回又は地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

5 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事又は合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

6 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班>

大規模な震災時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を以下のとおりとする。

- ① 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- ② 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- ③ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- ④ 市民は、自らの安全を確保したうえで、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

8 震災時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- ② 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者：協定料金の額以内

イ 期間

原則として災害発生の日から 14 日以内

(2) 助産

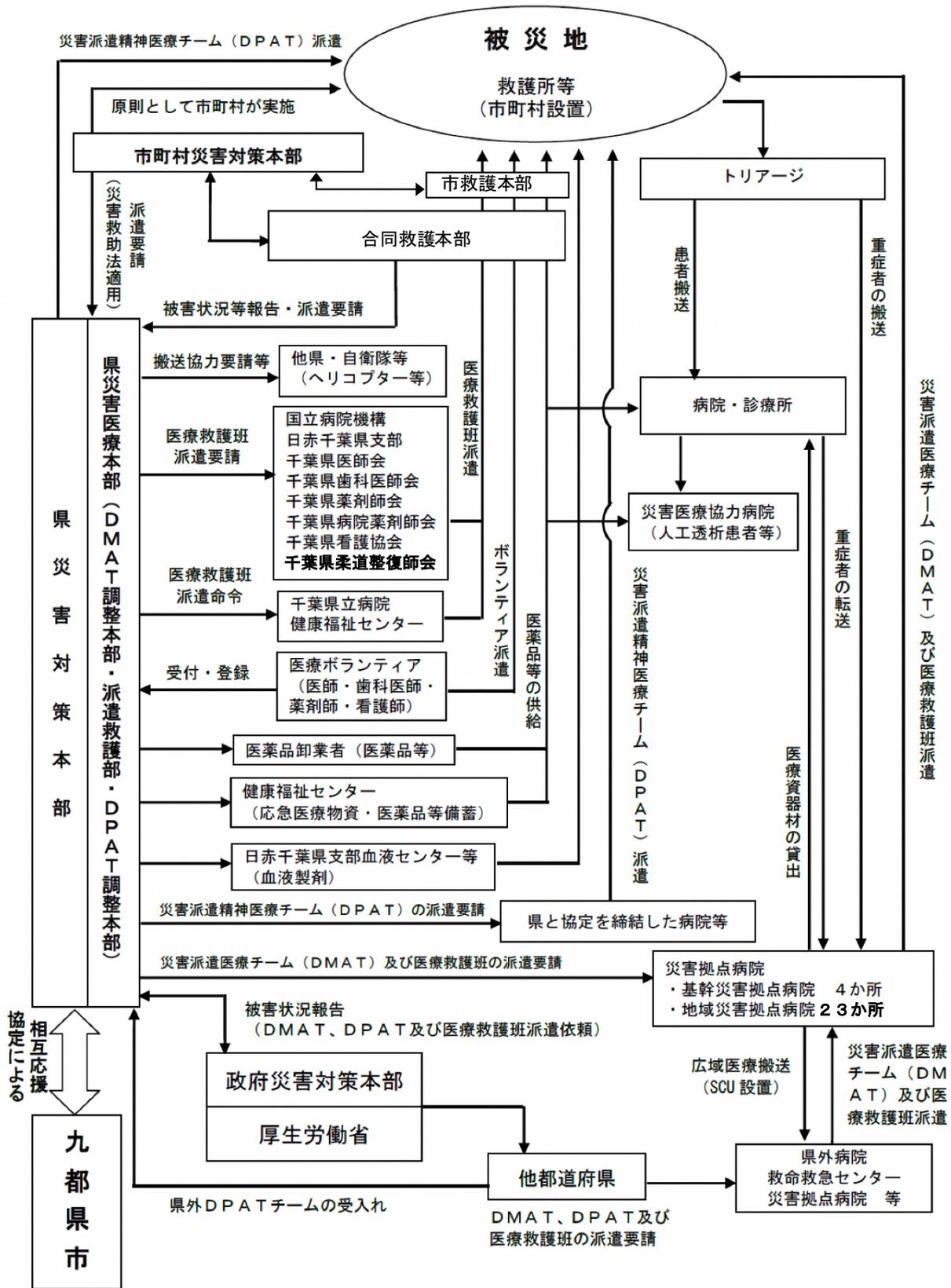
ア 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 産院、医療機関：使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- ② 救護班：使用した衛生材料の実費
- ③ 助産師：慣行料金の 80%以内

イ 期間

原則として分娩した日から 7 日以内

■医療救護活動の体系図（概念図）



※「市救護本部」は市保健センターに設置する。

第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急給水 (1) 給水量 (2) 給水方法 (3) 医療機関等への応急給水 (4) 水質の安全対策 (5) 広域応援の受入れ (6) 自衛隊との協力 (7) 災害救助法の手続き	水道供給班、管財・財政班
2 食料の供給 (1) 配布の対象者 (2) 食料の供給 (3) 食料の調達・搬送 (4) 食料受払の管理 (5) 炊き出し (6) 自衛隊との協力 (7) 災害救助法の手続き	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班
3 生活関連物資の供給 (1) 供給の対象者 (2) 物資の供給 (3) 物資の調達・搬送 (4) 物資受払の管理 (5) 自衛隊との協力 (6) プッシュ型支援への対応 (7) 災害救助法の手続き	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班、

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動の情報収集に関すること ・ 炊き出しの協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での食料・物資の受入れや配布に関すること ・ 避難所運営委員会による炊き出しの実施に関すること

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急給水、2 食料の供給、3 生活関連物資の供給
------------	----------------------------

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施する。

1 応急給水 <水道供給班、管財・財政班>

飲料水の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※市内の浄水場一覧表

(資料集 資料3-19)

※浄水器設置場所一覧表

(資料集 資料3-21)

(2) 給水方法

市は、給水車等により指定避難所等の応急給水所に飲料水を運搬する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(3) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設、救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(4) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 広域応援の受入れ

応援要請に伴い、他の水道事業体から応援の申し出があった場合は、水道供給班が調整のうえ受け入れる。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 食料の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

食品の供与・食料の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 配布の対象者

① 指定避難所へ避難した者

② 自宅にあっても、住宅に被害を受けるなどにより炊事のできない者

- ③ 指定避難所外の避難者（在宅、車中泊、テント泊等の避難者）で炊事のできない者
- ④ 旅行者、宿泊人等
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- ⑥ その他、本部長（市長）が必要と認める者

（2）食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（3）食料の調達・搬送

ア 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

イ 調達食料

物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- ① 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ③ 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

ウ 救援食料

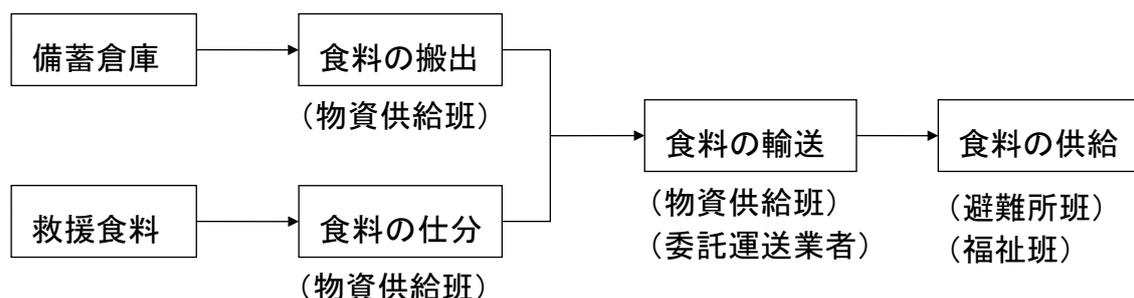
- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- ② 県やその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。

エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施する。

カ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

■食料供給の主な流れ



(4) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品）、数量、供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(5) 炊き出し

ア 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、供与にあたっては被災者が直ちに食することのできる現物を給する。

- ① 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- ② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘定して決める。
- ③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係する班と調整をしたらうえで実施する。

イ 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常

生活を営むことが困難な者とする。

(2) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 物資の調達・搬送

① 備蓄物資

物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。

② 調達物資

物資供給班は以下の方法により物資を調達する。

- a 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
- b 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- c 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。

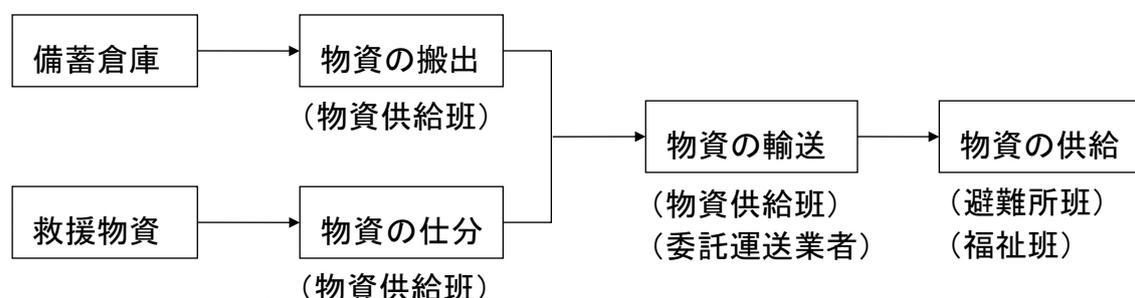
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援物資

- a 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- b 県やその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
- c 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
- d 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。

- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

■物資供給の主な流れ



(4) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類、数量、供給先名等を確認のうえ、物資受払簿等を作成して適切な管理を行う。

災害
応急
対策
編

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。

(6) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、震災時にプッシュ型支援物資の受入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第8節 建築物・住宅の応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急仮設住宅の建設	建築班、管財・財政班
(1) 入居対象者	
(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）	
(3) 応急仮設住宅の管理等	
(4) 災害救助法の手続き	
2 被災住宅の応急修理	建築班、管財・財政班
(1) 応急修理の対象者	
(2) 修理方法	
(3) 修理の範囲	
(4) 災害救助法の手続き	
3 住宅敷地内障害物の除去	土木班、建築班、管財・財政班
(1) 障害物除去の対象者	
(2) 障害物除去の方法	
(3) 災害救助法の手続き	
4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動	土木班、建築班
(1) 建築物の応急危険度判定活動	
(2) 被災宅地の危険度判定活動	

【自助・共助の役割】

市民	・危険度の高い建築物・宅地の立入制限への協力に関すること
----	------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動
応急～応急復旧	2 被災住宅の応急修理
応急復旧	1 応急仮設住宅の建設、3 住宅敷地内障害物の除去

1 応急仮設住宅の建設 <建築班、管財・財政班>

応急仮設住宅の建設は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救

助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 入居対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に四街道市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

ア 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

イ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から20日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

ウ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は29.7m²（9坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

(3) 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長(市長)は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第4項後段の規定に関わらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - a 一般住宅等への転居を勧める。
 - b 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居あっせんを実施する。
 - c 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居あっせんに県へ要請する。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

2 被災住宅の応急修理 <建築班、管財・財政班>

住宅の応急修理は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 応急修理の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理方法

修理方法は、市と建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班、管財・財政班>

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 障害物除去の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(2) 障害物除去の方法

実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る（応急的救助に限る）。

(3) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動 <土木班、建築班>

(1) 建築物の応急危険度判定活動

被害予測及び情報収集の被害状況により災害対策本部長が応急危険度判定実施を決定、災害対策本部内に判定実施本部を設置し、建築課長を判定実施本部長に任命することで応急危険度判定を実施する。

被災後直ちに庁舎、指定避難所内の建築物の応急危険度判定を実施し、その後順次対象建築物を行う。

判定の優先順位は、病院、社会福祉施設、共同住宅及び戸建住宅とする。

また、応急危険度判定の結果等の被害に関する情報は、調査班と情報共有を行う。

(2) 被災宅地の危険度判定活動

被災した宅地の二次災害を防止し、市民の安全を図るために被災宅地の危険度判定を行う。都市計画課は、被災宅地危険度地域判定連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要

綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定要綱」等に準拠して、災害対策本部内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地連絡協議会）等に基づき行い、凡例の結果はステッカー等で表示する。

市は、被災宅地危険度判定士が不足する場合、県に同判定士の派遣を要請する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第9節 都市施設等の応急対策

震災時において、道路・橋梁等の公共施設や、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが被災した場合、物資の輸送等の応急対策や市民生活へ及ぼす影響が大きく、その後の復旧の遅れにつながることから、施設管理者及び事業者は速やかに応急対策を実施し、機能の復旧を図る。

第1 公共施設の応急対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路・橋梁	土木班、道路班、関係機関
(1) 震災時の応急措置	
(2) 応急復旧対策	
2 水防活動	消防本部班、消防署班、消防団班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路・橋梁
事前、初動	2 水防活動

震災が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

(1) 震災時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂、陥没、損壊、倒壊物、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路㈱は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

2 水防活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

震災時に伴う水防活動は、第2章第4節1「水防計画」に準じる。

第2 ライフライン施設の応急対応

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水道施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 震災時の広報	水道供給班
2 下水道施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 震災時の広報	下水道班
3 電力施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 震災時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設 (1) 実施担当機関 (2) 非常災害対策	東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)
5 LPガス施設 (1) 供給設備の点検 (2) 消費設備の調査 (3) 二次災害の防止 (4) 応急復旧対策	LPガス販売事業者
6 通信施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 震災時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東日本電信電話(株)
7 通信施設 (1) 震災時の活動体制 (2) 応急措置 (3) 応急復旧対策	(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 水道施設、2 下水道施設、3 電力施設、4 都市ガス施設、5 LPガス施設、6 通信施設、7 通信施設
------------	---

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が震災により被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響が極めて大きい。そのため、市及び各ライフライン機関では、これらの施設の応急復旧体制を確立し、相互に緊密な連携を図りながら迅速な応急対策を行う。

1 水道施設 <水道供給班>

震災時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 震災時の活動体制

水道供給班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定管工事業協同組合及び公益社団法人日本水道協会千葉県支部を通じて他の水道事業者に応援を要請する。また、不足する車両・資機材等については、関係機関、関係業者等に応援を求める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ② 主要な配水管や病院、指定避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を確保し、材料が不足した場合は、メーカーやその他水道事業者等から調達する。

(3) 震災時の広報

震災直後、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。広報手段については、水道供給班が本部事務局を通じてマスコミ機関への情報提供を行う。広報内容については、以下のとおりである。

■水道施設の被害に係る広報

- 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- 水質についての注意事項

2 下水道施設 <下水道班>

震災時における下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、下水機能の回復を図って排水に万全を期する。

(1) 震災時の活動体制

災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。

(2) 応急復旧対策

ア 災害復旧資機材の確保・調達

震災発生時必要となる資機材を確保する。また、資機材が不足する場合は、他の市町村や下水道関係業者等から調達する。

イ 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高いところから点検を行う。被災箇所が多く、下水道班職員だけで対応できない場合は、他の市町村や施工業者等の支援を求め、緊急に施設の点検を行う。

ウ 応急復旧の優先順位

下水道施設は上水道とともに市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが重要幹線管渠、その他特に危険箇所としてあらかじめ被害が想定できるところから作業を行い、二次災害等が発生しないよう応急復旧に努める。

エ 応急復旧方法

① 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等の二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

② マンホールポンプ

流水機能の確保が最優先であり、被害状況の把握と施工業者の手配と割振り及び電力の確保を行う。

③ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工業者を紹介する。

オ 県下水道施設の応急復旧

市は、流域下水道の上流であるため、県の管理する流域幹線管渠の応急復旧対策は、千葉県地域防災計画により県が実施する。

(3) 震災時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)>

震災時においても原則として電力の供給は継続される。

震災により電気の供給が停止したとき、又は停止するおそれのあるときは、四街道市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

(1) 震災時の活動体制

ア 活動体制

地震が発生したとき、四街道市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を設置する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

イ 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が震災時に実施する情報連絡ルートは、主に以下の2系統になる

- ① 震災に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- ② 市災害対策本部、消防署、警察署及び各防災関係機関との情報連絡

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 第一線機関等相互の流用
- ② 現地調達
- ③ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ① 震災時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

震災時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 全回線送電不能の主要線路b 全回線送電不能のその他の線路c 一部回線送電不能の重要線路d 一部回線送電不能のその他の線路 |
|---|

② 変電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所b 都心部に送電する系統の送電用変電所c 重要施設に供給する配電用変電所 |
|---|

③ 通信設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線b 保守用回線c 業務用回線 |
|---|

④ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

- ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、以下の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

■感電事故並びに漏電による出火防止に係る広報

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。
- 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
- 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- その他事故防止のための留意すべき事項

- エ 震災時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。
- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

4 都市ガス施設 <東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)>

震災により都市ガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 非常災害対策

ア 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策本部長は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

- ① 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合
- ② 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

イ 非常事態の発令及び解除

- ① 非常事態が発生、又は予想される場合、防災供給部は、別途定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申する。対策本部の設置は、社長が別に命ずると

ころによる。

- ② 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。
- ③ 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。
- ④ 社長は、災害発生のおそれがなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

ウ 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

エ ガス供給遮断対策

ガスの漏えいがある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

オ 需要家に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、震災時には、市民の不安除去、波及事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

■ガスの供給停止に係る広報

- ガスメータの復帰操作を試みてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

5 LPガス施設 <LPガス販売事業者>

LPガス販売事業者は、震災の発生とともに、以下のとおりLPガス供給設備の点検、応急復旧対策等を行う。

(1) 供給設備の点検

- ① LPガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復
- ② LPガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

(2) 消費設備の調査

- ① 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査
- ② 末端閉止弁、器具栓の閉止

(3) 二次災害の防止

- ① 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
- ② 放置容器等の回収

(4) 応急復旧対策

- ① LPガス供給、消費設備の応急復旧
- ② LPガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施
- ③ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

6 通信施設 <東日本電信電話株>

震災時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、東日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 震災時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、以下のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ① 電源の確保
- ② 災害対策用無線機装置類の発動準備
- ③ 非常用電話局装置等の発動準備
- ④ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ⑤ 局舎建築物の防災設備の点検
- ⑥ 工事用車両、工具等の点検
- ⑦ 保有資材、物資の点検
- ⑧ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最大限の通信を確保するため、以下のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ 非常用可搬型電話局装置等の設置
- ⑥ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑦ 回線の応急復旧
- ⑧ 伝言・取次サービスの実施

ウ 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

■震災時の広報

- 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 災害復旧措置と復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、以下により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 通信施設 <㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDD I ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱>

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、輻輳等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報や連絡等が不可能になる。

また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

(1) 震災時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

震災時には、災害対策本部や対策室等の対策組織を設置し、通信ネットワーク復旧対策を講じる。

イ 情報連絡体制

情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急措置

ア 重要通信の疎通確保

災害等に際し、以下の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること
- ③ 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと

イ 安否確認手段提供

震災時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。また、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請

し、重要な通信の確保を図る。

ア 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

イ 震災時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況等について、WEBサイト等を用いた情報公開に努める。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第10節 交通対策及び震災警備

震災時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、緊急輸送道路の確保に努める。また、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱も予想されることから、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図る。

第1 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 緊急通行車両の確保	管財・財政班
(1) 緊急通行車両の確認	
(2) 標章及び確認証明書の交付	
(3) 標章の貼付等	
(4) 事務手続き	
(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認	
2 緊急輸送体制	本部事務局、管財・財政班、関係機関
(1) 車両輸送	
(2) 鉄道輸送	
(3) ヘリコプターによる輸送	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 緊急通行車両の確保、2 緊急輸送体制
---------------	----------------------

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求められることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続き

この届出に関する事務手続きは、知事においては、総務部消防地震防災課長又は北総県民センター長に、また、公安委員会においては、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長、交通部高速道路交通警察隊長又は四街道警察署長を経由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料4-1)

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料4-2)

2 緊急輸送体制 <本部事務局、管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、以下の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

緊急通行車両による人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

ア 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。

イ 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、既に各班において応急活動に使用されている車両は、管財・財政班から返却の要請があるまではそのまま使用することができる。

ウ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

エ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い、車両を確保する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道株の最寄りの駅に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2 障害物の除去

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 障害物の除去	環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関

【自助・共助の役割】

障害物の管理・所有者	・障害物の除去への協力に関すること
------------	-------------------

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 障害物の除去
------------	----------

市は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送道路を最優先とした交通の確保に努める。

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関>

緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- ① 道路上のがれき等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- ② 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- ③ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占有者に連絡する。
- ④ 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- ⑤ 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得る。
- ⑥ 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3 交通規制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路管理者の通行禁止又は制限	道路班、関係機関
2 公安委員会の交通規制	四街道警察署
3 警察署長の交通規制	四街道警察署
4 警察官の交通規制等	四街道警察署
5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	消防本部班
6 交通情報の収集及び提供	土木班、建築班、道路班、四街道警察署
7 震災発生時における運転者のとるべき措置	四街道警察署

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の自動車使用の自粛に関すること ・震災発生時における運転者のとるべき行為に関すること
----	---

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路管理者の通行禁止又は制限、2 公安委員会の交通規制、3 警察署長の交通規制、4 警察官の交通規制等、5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等、6 交通情報の収集及び提供、7 震災発生時における運転者のとるべき措置
------------	--

震災時における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり実施する。

■交通規制に関する事項

- 震災時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。
- 震災時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班、関係機関>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

- ② 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。
この場合、信号機の表示する信号に関わらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、通行禁止区域（前記2の②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。
この場合、警察官の命令に従わないときや運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置を取り、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等 <消防本部班>

- ① 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記4の②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- ① 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、四街道警察署は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- ② 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

7 震災発生時における運転者のとるべき措置 <四街道警察署>

震災発生時における運転者のとるべき措置については、以下の事項の周知を図る。

(1) 車両運転中の場合

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両運転中以外の場合

- ① 避難のために車両を使用しないこと

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。

- ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わない、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

第4 震災警備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 千葉県警察災害警備実施計画	県警本部、四街道警察署
(1) 基本方針	
(2) 警備体制	
(3) 災害警備活動要領	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 千葉県警察災害警備実施計画
------------	-----------------

震災警備は、千葉県警察災害警備実施計画に基づき、県が実施する。

震災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

1 千葉県警察災害警備実施計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持にあたるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

(2) 警備体制

- ア 災害警備連絡室
県内に震度 4 以上の地震が発生した場合等
- イ 災害警備対策室
県内に震度 5 弱の地震が発生した場合等
- ウ 災害警備本部
県内に震度 5 強以上の地震が発生した場合等

(3) 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表
- ⑩ 行方不明者の捜索や迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第11節 遺体の収容、処置

震災により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及び遺体の処理に必要な物資を確保し、必要に応じて応急的な埋葬等を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 遭難者等の捜索	土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署
2 遺体の検案	保健医療班、関係機関
3 遺体の収容・安置	市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署
4 火葬・埋葬	環境衛生班

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難者等の捜索に関すること ・身元確認等の協力に関すること
--------------	---

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 遭難者等の捜索、2 遺体の検案、3 遺体の収容・安置、4 火葬・埋葬
---------------	--------------------------------------

遺体の捜索、収容、埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の捜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の捜索を行う。

なお、震災により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

- ① 捜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- ② 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。
- ③ 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

2 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視(見分)した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- ① 遺体の検案は、警察における計画を除き、本部長(市長)は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- ③ 身元不明者については、遺体や所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ④ 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長(市長)が指定する遺体収容所(安置所)へ搬送し、環境衛生班へ引き継ぐ。

3 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- ① 環境衛生班は、本部長(市長)の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所(安置所)を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者に協力を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- ⑥ 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

※死体処理台帳

(資料集 資料4-5)

4 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- ⑤ 火葬場の所在、名称を以下に示す。

■火葬場

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町 葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

⑥ 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場のあっせんを要請する。

⑦ 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

※遺留品処理票

(資料集 資料 4-6)

※火葬・埋葬台帳

(資料集 資料 4-7)

第12節 保健衛生・防疫・廃棄物対策

地震により医療機関が被災する等、市民生活に著しい影響があるとき、また、感染症等が流行するおそれがある場合、市は関係機関と連携して被災者に対し、保健衛生及び防疫活動を行う。また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活面で不都合が生じてくるため、被災地の市民生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 防疫・保健衛生

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防疫活動	保健医療班、環境衛生班
2 保健衛生活動	保健医療班、福祉班
3 ペット対策	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴う健康管理に関すること ・感染症対策に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の衛生管理に関すること ・避難者の健康把握の協力に関すること

【活動目標】

応急復旧	1 防疫活動、2 保健衛生活動、3 ペット対策
------	-------------------------

震災時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力に防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被災地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがあるときはその地域を重点的に消毒し、同時にネズミや害虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- ① 防疫は、被災状況に応じて印旛保健所（印旛健康福祉センター）や市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- ② 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- ③ 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛保健所（印旛健康福祉センター）へ連絡するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。また、知事は感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

- ④ 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被災地域に必要な薬剤の配布を行う。
- ⑤ 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- ⑥ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班、福祉班>

市及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、以下のとおり保健対策を講じる。

- ① 市医師会、市歯科医師会、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- ② 市の把握する要配慮者に関する情報と印旛保健所（印旛健康福祉センター）の把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- ③ 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、熱中症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。また、避難者に対して定期的な運動などを推奨する。
- ④ 巡回時には、避難生活での衛生状態、食料等物資の配給状況等についても把握し、関係する各班に、被災者の健康保持の観点から必要な助言や要請を行う。

3 ペット対策 <環境衛生班>

- ① 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- ② 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。

第2 廃棄物処理

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 生活ごみの処理	環境衛生班
(1) ごみ処理計画	
(2) ごみの収集方法 (3) クリーンセンターの復旧等	
2 し尿の収集・処理	環境衛生班
(1) し尿に関する処理方針	
(2) 収集必要量の推計方法 (3) し尿の処理	
3 倒壊家屋の除去	環境衛生班、管財・財政班
(1) 災害廃棄物処理計画	
(2) がれきの処理方針	
(3) 粗大ごみ(片付けごみ)の処理方針	
(4) 分別方法	
(5) 中間処理・最終処分方法 (6) 災害救助法の手続き	
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・生活ごみの適切な処理に関すること
区・自治会、自主防災組織	・指定避難所での適切なごみ処理に関すること

【活動目標】

応急～応急復旧	1 生活ごみの処理、2 し尿の収集・処理、3 倒壊家屋の除去、4 環境大臣による廃棄物の処理の代行
---------	---

震災により発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準)及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、震災発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家

庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

イ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境衛生班が受入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

- ① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

ア 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、震災発生直後に建物、プラントの被害、液状化、不等沈下等の地盤災害の状況等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

イ 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに総括班長を経て本部事務局へ連絡する。

ウ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害の状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講ずる。

エ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

(1) し尿に関する処理方針

震災により水洗トイレが使用できなくなる可能性があること等から、し尿の発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して四街道市災害廃棄物処理計画の定めるところにより、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

(2) 収集必要量の推計方法

市において、定めた推計方法によって収集必要量を推計し、処理体制の確立を図る。

(3) し尿の処理

指定避難所等に必要に応じて貯留式の仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。

また、被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

3 倒壊家屋の除去 <環境衛生班、管財・財政班>

(1) 災害廃棄物処理計画

四街道市災害廃棄物処理計画により、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

震災時における被災地域で発生する廃棄物は、行政、市民、事業者が連携を図りながら、適正かつ円滑な処理にあたる。

市は、震災による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき相互に協力要請を行う。

イ 廃棄物の処理

環境衛生班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(2) がれきの処理方針

がれきは、膨大な量の発生が想定されるため、市域内の未利用地を仮置き場として確保し、いったん仮置場に保管したうえで、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、民間施設や他市町村の協力により適正に処分する。

(3) 粗大ごみ（片付けごみ）の処理方針

市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ（片付けごみ）が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

(4) 分別方法

震災廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、可燃物等、不燃物等の粗分別を行った後、仮置場へ搬入する。

イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物等の粗分別を行ったのち、仮置場へ搬入する。

(5) 中間処理・最終処分方法

- ① 可燃物のうち木造家屋等の柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとし、必要に応じ民間施設や他市町村の協力を要請する。
- ② コンクリート片は、民間の再資源化施設により、リサイクルを行うことを基本とする。
- ③ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

(6) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

4 環境大臣による廃棄物の処理の代行 <環境衛生班>

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、本部長（市長）の指示により、震災廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第13節 教育対策

文教施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及び被災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急教育・保育の実施	子育て支援班、教育復旧班、各教育施設
(1) 保育施設及び学童保育施設	
(2) 公立小中学校	
2 学用品の調達・支給	教育復旧班、管財・財政班
(1) 実施機関	
(2) 支給の方法	
(3) 学用品の調達	
(4) 災害救助法の準用	
(5) 災害救助法の手続き	
3 学校給食の措置	教育復旧班
4 文化財の保護	教育復旧班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急教育・保育の実施
応急～応急復旧	2 学用品の調達・支給、3 学校給食の措置、4 文化財の保護

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 子育て支援班は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等は、その指示事項の徹底を図る。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施や施設の管理等のための万全な体制を確立する。
- ⑤ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童は、施設において保育する。また、被災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努める。
- ⑦ 施設を避難所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、子育て支援班は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡する。

- ⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡のうえ、通常保育に戻るよう努める。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ児童生徒及び職員に適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 教育復旧班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ④ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ⑤ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑦ 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、平常時に準じた指導を行うよう努める。
- ⑧ 学校長は、教室等を避難場所等として使用されることになった場合は、避難所班と協議して、避難場所等のスペースのほかに応急教育の場を確保し、相互の機能を妨げないように配慮する。
- ⑨ 学校長は、災害の推移を把握し、教育復旧班と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班、管財・財政班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の供与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて支給する。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議のうえ購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の供与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の供与期間については、災害救助法が適用された場合に準じる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章3節「災害救助法の適用」参照）。

3 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- (2) 学校給食は、以下の場合には一時中止する。
- ① 感染症その他危険の発生が予測される場合
 - ② 震災により給食物資が入手困難な場合
 - ③ 給食施設が被災するなど、給食の実施が不可能となった場合
 - ④ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

4 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

第14節 被災者の支援

震災により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、市は、速やかに罹災証明書を発行する。また、各地から寄せられる義援金品については、適切な管理の下、公平な分配に努める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 罹災証明書の発行	調査班、消防本部班
(1) 罹災証明の申請	
(2) 被害の調査	
(3) 発行の手続き	
(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行	
(5) 証明の範囲	
(6) その他	
2 義援金品	福祉班
(1) 義援金品の受入れ	
(2) 義援金品の保管	
(3) 義援金品の配分	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明についての情報収集に関すること 罹災証明の発行に必要な被害状況の記録に関すること
----	---

【活動目標】

応急～応急復旧	1 罹災証明書の発行、2 義援金品
---------	-------------------

1 罹災証明書の発行 <調査班、消防本部班>

(1) 罹災証明の申請

震災により被害を受けた被災者に対し、罹災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

(2) 被害の調査

被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

また、被害の規模等を調査する際に、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を必要に応じて活用する。

(3) 発行の手続き

被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認のうえ、発行する。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用が

できない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報班に対してシステムの早期復旧の協力を要請する。

(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者の罹災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、罹災証明書の発行を行う。

- ① 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については「土地家屋現況管理図」上で管理するほか、災害対策本部でも利用する。
- ② 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ③ 「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ④ 市民に対し、罹災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- ⑤ 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「罹災証明書」を発行する。

(5) 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、以下の事項について証明する。

ア 消防本部班が発行する罹災証明

- ① 火災による焼損及び水損

イ 調査班が発行する罹災証明

- ① 地震による全壊
- ② 地震による半壊（大規模半壊、中規模半壊、準半壊）
- ③ 地震による一部破損

※被害の認定基準は災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

(6) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明の様式は以下に示すとおりとする。

※罹災証明様式

（資料集 資料4-9）

2 義援金品 <福祉班>

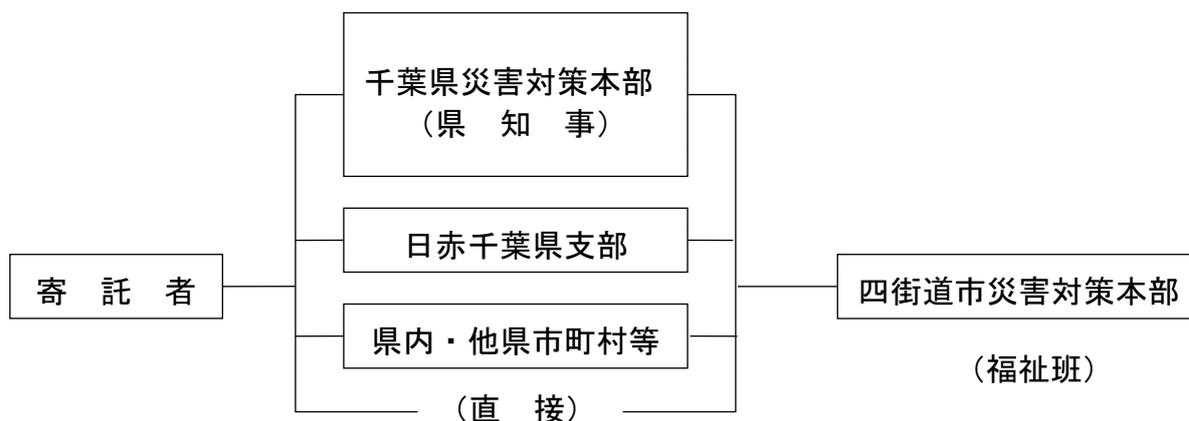
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について定める。

(1) 義援金品の受入れ

市に届けられる義援金品の受入れは、福祉班が担当する。福祉班は、受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

■義援金品の受入れ経路



(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

(3) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、福祉班が立案する。
- ③ 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- ④ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

※義援金品領収書

（資料集 資料4-8）

第15節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一齐に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 一齐帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、関係機関
2 大規模集客施設、駅等における対応	本部事務局、関係機関
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、関係機関
(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止 (2) 情報提供	
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難所班、関係機関
(1) 一時滞在施設の開設 (2) 帰宅困難者の受入れ	
5 帰宅困難者支援等	本部事務局、企画調整・広報班、関係機関
(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション (2) 帰宅困難者支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・一齐帰宅抑制の呼びかけへの協力に関すること ・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	---

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 一齐帰宅抑制の呼びかけ、2 大規模集客施設、駅等における対応、3 帰宅困難者等の把握と情報提供、4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導、5 帰宅困難者支援等
----------	--

1 一齐帰宅抑制の呼びかけ <本部事務局、関係機関>

鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

市は、防災行政無線等を活用した一齐帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応 <本部事務局、関係機関>

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を可能な限り施設内

の安全な場所において保護し、帰宅困難者発生の抑制に努める。

震災が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在スペース）に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、事業所や学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供 <本部事務局、関係機関>

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市、鉄道事業者、駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等におけるデジタルサイネージ等を活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 <本部事務局、避難所班、関係機関>

(1) 一時滞在施設の開設

市は、帰宅困難者の滞留状況により、安全安心ステーション（災害時帰宅支援ステーション）及び四街道市文化センターを一時滞在施設として開設し、鉄道事業者や大規模集客施設、並び県に対し、その旨を連絡する。

一時滞在施設で受け入れた帰宅困難者のうち、一時滞在施設の滞在に特別な配慮が必要となる要配慮者は、帰宅困難要配慮者支援施設における受け入れを検討する。

なお、大規模集客施設・駅等で待機している利用客については、原則として、施設管理者が警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(2) 帰宅困難者の受け入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

5 帰宅困難者支援等 <本部事務局、企画調整・広報班、関係機関>

(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション

市では、平成23年5月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等の発生が予想される四街道駅の駅前

に立地していることから、公設の「災害時帰宅支援ステーション」として位置づけ、帰宅困難者に対する必要な支援を行う。

ア 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時、公設の「災害時帰宅支援ステーション」の運営においても、市との協定に基づき、市防犯協会が主体的に運営する。

イ 支援の内容

- ① 飲料水の提供
- ② トイレの提供
- ③ 休憩所の提供（施設2階会議室の開放）
- ④ 各種災害情報の提供

(2) 帰宅困難者支援

本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメール、SNS、ホームページ等により情報提供を行う。

第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第1 計画策定の主旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

市は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う市の震度は震度4から5弱程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に際しては社会的な混乱が懸念される。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画を定める。

ただし、地震発生後の応急対策活動に関する内容は、震災編において策定した計画と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心にまとめる。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ●南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ●観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ●観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ●「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

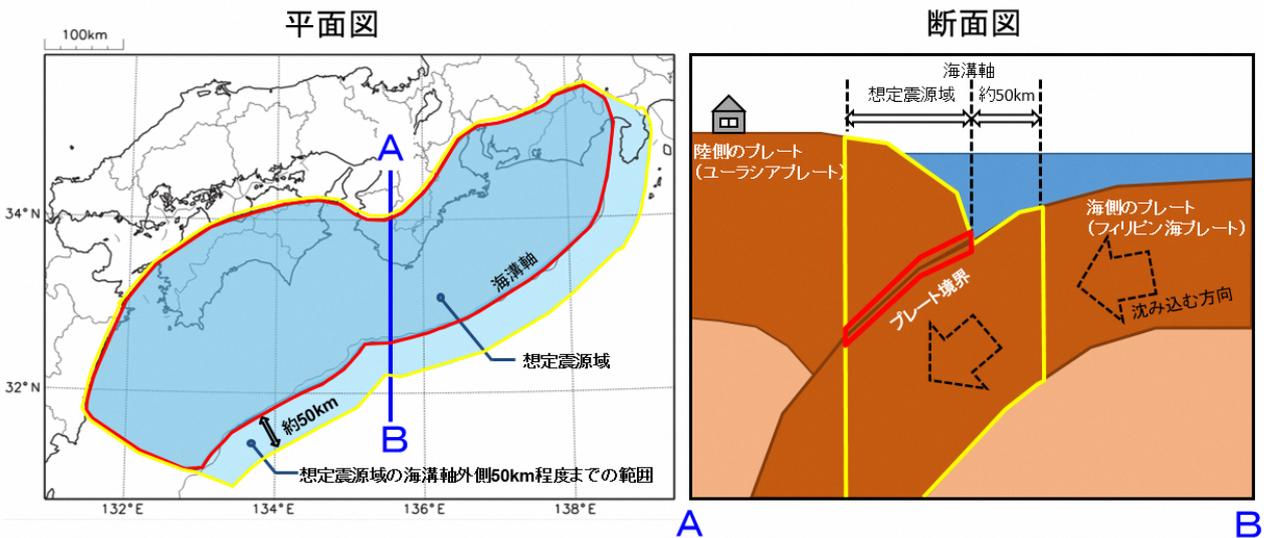
■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{*1}の地震^{*2}が発生

キーワード	各キーワードを付記する条件
	<ul style="list-style-type: none"> ● 1ヶ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ● その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ● 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ● 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

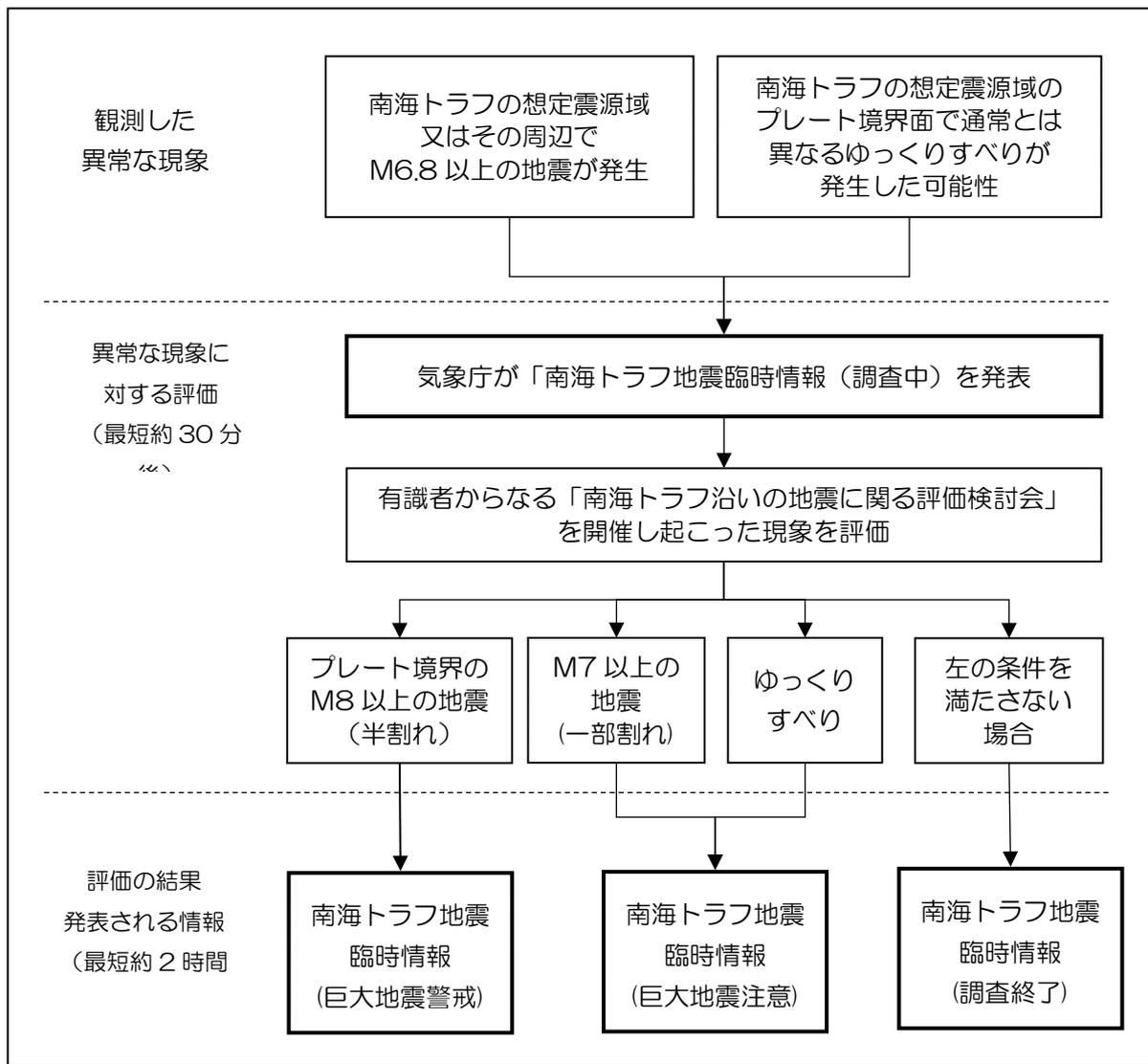
■ 想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度：図中黄枠部）



- ※1：モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する。
- ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用する。
- ※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを 1～3 として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24 時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

資料：「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」気象庁ホームページ

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

災害
応急
対策
編

第2 活動体制の確立

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 警戒体制	危機管理監
2 災害警戒本部の設置	各班
(1) 災害警戒本部の設置(警戒本部体制)	
(2) 災害警戒本部の廃止	

南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市のとるべき防災体制等の必要な事項を定める。

1 警戒体制 <危機管理監>

南海トラフ地震臨時情報(調査中又は巨大地震注意)が発表されたとき、警戒配備体制を発令するとともに、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。

2 災害警戒本部の設置 <各班>

(1) 災害警戒本部の設置(警戒本部体制)

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき、市長は災害警戒本部を設置し警戒本部体制をとる。なお、活動の詳細は、本章第1節「応急活動体制」に準じる。

(2) 災害警戒本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報(終了)が発表されたとき、災害警戒本部を廃止する。

第3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う情報収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達	本部事務局、企画調整・広報班
2 広報活動	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 広報内容	
(2) 広報手段	
3 広聴活動	本部事務局、市民窓口班
(1) 広聴活動の留意事項	
(2) 災害相談窓口の設置	

南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市、関係機関、市民、各事業所等が情報の共有化を図り、落着きある行動を目指す。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達 <本部事務局、企画調整・広報班>

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、市民等に対して、市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて伝達する。

2 広報活動 <本部事務局、企画調整・広報班>

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、市民等への広報活動について定める。

(1) 広報内容

ア 地震に関する一般的知識

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の意味等
- ② 予想される地震が発生した場合の影響度等

イ 市民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

ウ その他必要な事項

■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時に広報する主な内容

混乱縮小のための情報	市民が状況を判断できるための情報	① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容。 ② 流言飛語の打ち消し。
	市民等の災害予防措置の呼びかけ	① 出火予防呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと。 ③ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること。 ④ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること。 ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること。
生活関連情報		【交通・道路情報】 ① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など）。 ② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）。

■南海トラフ地震関連情報発表後の警戒、注意を要する期間

気象庁発表情報	ケース	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	半割れ	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	一部割れ	1週間
	ゆっくりすべり	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

(2) 広報手段

市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

3 広聴活動 <本部事務局、市民窓口班>

市民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、市民生活の安定を図る。

(1) 広聴活動の留意事項

市民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努める。

(2) 災害相談窓口の設置

- ① 市民からの問い合わせなどに対応するため、「災害相談窓口」を開設する。
- ② 災害相談窓口等で収集した情報は、即日集約を行い、本部事務局に報告する。

第17節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域に係る地震防災に関し、市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、総則編第2節「市及び防災関係機関等の役割分担」に準じる。

第3 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

災害時に拠点となる施設や民間建築物等に関する耐震化・不燃化については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」及び第2「都市基盤整備の推進」に準じる。

2 避難場所

災害時において市民の円滑な避難や被災者の避難所生活に関する避難場所等の整備については、共通編第1章第1節第5「避難環境の整備」に準じる。

3 防災拠点施設

防災拠点である市役所庁舎等が被災した場合の代替施設や防災拠点機能の確保、充実に関する防災拠点施設の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。

4 緊急輸送道路

緊急輸送道路の確保や災害時の復旧活動に備えた取組みについては、共通編第1章第1節第4「緊急輸送体制の整備」に準じる。

5 通信施設

災害時の情報収集・伝達に関する通信施設等の整備については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」に準じる。

6 防災空間

災害時の公園等のオープンスペースの活用等に関する防災空間の整備については、共通編第1章第3節第1「災害に強い都市構造の形成」に準じる。

第4 関係者との連携協力の確保

災害時の応援要請や受入れ等に関する関係者との連携協力の確保については、共通編第2章「受援計画」に準じる。

第5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	本部事務局、各班
2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	各班
3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	各班
4 市のとるべき措置	各班

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 <本部事務局、各班>

- (1) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。
- (2) 市が行う市民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。
- (3) 市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、警戒体制をとる。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に防災配備指令が発令されている場合は、この限りでない。また、警戒体制の配備、運営方法その他の事項については、災害応急対策編第1章第1節「応急活動体制」に準じる。
- (4) 市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 <各班>

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について、周知する。この場合における周知については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。

3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等 <各班>

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 市のとるべき措置 <各班>

市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認や円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。この場合における周知については、災害応急対策編第1章第2節第3「広報活動」に準じる。

市は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

■後発地震に対して注意する措置

- 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6 防災訓練に関する事項

市は、災害時における迅速な防災活動を期するため、大規模な地震を想定した防災訓練や後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る避難訓練を行う。防災訓練の実施については、共通編第1章第2節第2「防災訓練」に準じる。

第7 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。防災教育及び広報の実施については、共通編第1章第1節第1「応急活動体制の整備」及び同章第2節第1「防災意識の向上」に準じる。
なお、北海道・三陸沖後発地震注意情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項による。

1 市の職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第2章 風水害対策計画

風水害は予警報等の気象情報により災害発生の危険性をある程度予測できることから、発災前の段階からの活動体制、避難誘導等、市民の安全を確保するための対策を定める。さらに、発災後の被害拡大を防止するため、情報の収集、消防、救助、救援活動等、災害応急対策の実施事項について定める。

第1節 応急活動体制

台風等の大規模な風水害や土砂災害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急活動のための体制を気象情報や災害発生の危険性に応じ、警戒体制～災害警戒本部体制～災害対策本部体制へと段階的に強化する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防災配備指令と配備体制 (1) 防災配備指令の発令・解除 (2) 発令・配備基準 (3) 配備体制 (4) 配備の報告 (5) 配備上の着意 (6) 職員の心構え (7) 参集場所	各班
2 災害警戒本部 (1) 設置基準 (2) 災害警戒本部の設置場所 (3) 組織 (4) 災害警戒本部の構成 (5) 活動内容 (6) 警戒本部員会議 (7) 解散	各班
3 災害対策本部 (1) 災害対策本部の設置 (2) 災害対策本部の組織及び運営 (3) 応急活動の留意事項	本部事務局、各班

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 防災配備指令と配備体制、2 災害警戒本部、3 災害対策本部
---------------	---------------------------------

1 防災配備指令と配備体制 <各班>

(1) 防災配備指令の発令・解除

ア 発令

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害発生の危険度に応じて別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」によって防災配備指令を発令する。

イ 解除

市長（1号配備については危機管理監の場合もあり。）は、災害の継続、拡大、又は新たな災害発生の可能性がなくなったと認めるときは、防災配備指令を解除する。

(2) 発令・配備基準

発令・配備基準は以下のとおりとする。なお、消防職員にあっては消防本部が別途定める非常招集基準による。

ア 警戒体制

第1号配備 …… 平常時体制（危機管理室対応）

イ 災害警戒本部体制

第2号配備 …… 別表1-2-1に定める体制で、各班の概ね1/3の班員（状況に応じて増員）

ウ 災害対策本部体制

第3号配備 …… 別表1-3-1に定める体制で、各班の概ね1/2の班員（状況に応じて増員）

第4号配備 …… 別表1-3-1に定める体制で、全職員

発令・配備基準は、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」のとおりとする。

(3) 配備体制

- ① 別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」の配備体制をとる。
- ② 職員への連絡については、あらかじめ参集が予測できる場合は、イントラ公開羅針盤を通じて行う。また、必要に応じて緊急連絡網により行う。
- ③ 各部の部長等が不在の場合は、次順位の者が指揮命令を行う。

※四街道市防災配備指令要綱（資料集 資料1-7）

(4) 配備の報告

防災配備指令に基づき、職員を配備した場合の報告は、以下のとおりとする。

- ① 第1号配備の場合、危機管理室長は危機管理監へ報告する。
- ② 第2号配備の場合、各部副参事等は、災害警戒本部事務局へ報告する。
- ③ 第3号配備及び第4号配備の場合、各総括班長は、本部事務局へ報告する。

(5) 配備上の留意

- ① 職員の参集については、勤務時間の内外を問わず、別表1-1-1「防災配備指令基準と主な活動内容」に示す体制をとる。
- ② 部長等が不在の場合は、参集職員の中で上位者が代行し、部長等が参集したときに、直ちにそれまでにとった処置等を報告して職務を引き継ぐ。
- ③ 各部長等（各部等上位者）は、別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に基づき、また、職員の参集状況に応じて、以下の点に留意して班等の編成及び職員の配置を行う。
 - a 指定避難所等、所属先以外の場所に参集した職員の状況及び他部等を支援する職員の

状況の把握

b 職員の休養に配慮し、交代時期・方法を適切に行う（仮眠等を含む）。

- ④ 各部長等は、災害の状況により配備体制以上の職員を必要と認める場合は、本部事務局に報告する。報告を受けた本部事務局は、その内容の軽重と緊急性に応じた本部長（市長）の判断により、参集職員の増員、又は他部に対する職員の支援を求めることがある。
- ⑤ 各部長等の判断により、通常の勤務時間内であっても、最小限必要な人員で、各課の所管事務を行うことができる。
- ⑥ 参集職員は、任務完了後も所属長の指示があるまでは待機する。

(6) 職員の心構え

- ① 職員は、平常時から、配備体制及び自己の役割を十分に理解しておく。
- ② 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、テレビ等のマスメディアを通じ、情報を得るよう努める。
- ③ 職員は、参集途上においては、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努めたいうえで、参集後直ちに所属長を通じ、災害対策本部事務局に報告する。
- ④ 災害発生時に配備につかない職員は、勤務時間外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、また、所属長に所在を明らかにしておく等、常に配備につける準備を整えておく。
- ⑤ 職員は、災害現場、避難所等に出動する場合は、現場でその立場や役割がわかるように、名札やビブス等を着用する。
- ⑥ 職員は、自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意を払う。特に、被災者等の個人情報への漏えいに注意する。
- ⑦ 職員は、平常時から家族等に対し災害時の配備等について説明し、理解を得ることに努めるとともに、自助として家庭等の災害対策を確実に実施する。

(7) 参集場所

職員は、別途指示がある場合を除き、原則として通常の勤務場所に参集する。

別表 1-1-1 防災配備指令基準と主な活動内容（風水害）

防災配備指令		発令・配備基準	配備体制	主な活動内容
警戒体制	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に早期注意情報、大雨・洪水・強風注意報等の発表があり、やがて警報に変わる可能性がある場合 ●その他の状況により危機管理監が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理室により対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●気象予報等の情報の収集・共有 ●各部等は平常時の体制で活動 ●関係機関と情報共有 ●県、市民等からの問合せ対応
災害警戒本部体制	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風・洪水警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-2-1 災害警戒本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/3の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌に準じた活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「高齢者等避難」の発令
災害対策本部体制	3号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は概ね1/2の職員を参集（状況に応じ増員） 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●適時の避難所の設置と危険地区居住者等に対する「避難指示」の発令
	4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●四街道市に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い場合 ●その他の状況により市長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-1 災害対策本部体制組織図により対応 ●各班は全職員を参集 	<ul style="list-style-type: none"> ●別表1-3-2 災害対策本部の事務分掌により活動 ●市民に対する「緊急安全確保」を発令 ●被災者の救命・救急活動を優先

(注) 災害発生の場合、配備体制につかない職員は、勤務時間外にあっても自ら災害に関する情報の把握に努め、所在を明らかにしておく等、常に配備につける体制を整えておく。

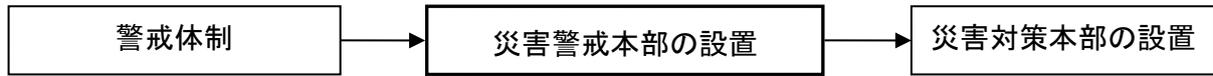
* 配備については、勤務時間の内外を問わず上記の体制とするが、時間内にあっては、最小限の必要な人員が各部の判断において、各課の所管事務を行う。

* 本部長（市長）は、災害の規模と応急復旧の対応状況に応じ、各配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

※ 消防職員にあっては、消防本部が別途定める非常招集基準による。

2 災害警戒本部 <各班>

(1) 設置基準



危機管理監は、市域に大雨・暴風・洪水警報、氾濫警戒情報等の発表があり、やがて土砂災害警戒情報、氾濫危険情報が発表される可能性がある場合、その他状況により市長が必要と認めたとき、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

また、警戒体制（第1号配備）では、災害警戒本部設置へ配備が支障なく移行できるよう、必要な連絡・調整体制を確保する。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、四街道市役所に設置する。

(3) 組織

- ① 第1号配備の組織は、危機管理監及び危機管理室とする。
- ② 災害警戒本部組織は、別表1-2-1「四街道市災害警戒本部組織図」に定めるとおり。
- ③ 危機管理監は、初動対策上必要な場合は、配備職員の増員を行うことができる。

(4) 災害警戒本部の構成

以下の体制で構成される。

- ・警戒本部長 ……危機管理監
- ・警戒本部副本部長 ……総務部長、都市部長
- ・警戒本部員 ……経営企画部副参事、総務部副参事、地域共創部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境部副参事、都市部副参事、消防本部次長、教育部副参事、上下水道部副参事、会計課長、議会事務局次長
- ・警戒本部事務局長 ……危機管理室長
- ・警戒本部事務局 ……危機管理室、みんなで課

(5) 活動内容

各配備体制における活動内容は以下のとおりである。

- ① 警戒体制（第1号配備） 気象等の災害に関する情報の収集・伝達、県、市民等からの問合せ対応。
- ② 災害警戒本部体制（第2号配備） 災害対策本部の事務分掌（後述）に基づく活動。

(6) 警戒本部員会議

災害対策上重要な事項について審議する必要がある場合、警戒本部長は警戒本部副本部長、警戒本部員及び警戒本部事務局を招集し、警戒本部長が議長となり、警戒本部員会議を開会する。

(7) 解散

危機管理監は、以下の場合、市長の指示に従い災害警戒本部を解散する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき。
- ② 市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

※四街道市災害警戒本部業務取扱要領

（資料集 資料1-6）

別表 1-2-1 四街道市災害警戒本部組織図（第2号配備）



3 災害対策本部 <本部事務局、各班>

(1) 災害対策本部の設置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は災害対策本部を設置する。災害対策本部は、市長が本部長となり職員を統括し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

※四街道市災害対策本部条例 (資料集 資料 1-4)

※四街道市災害対策本部設置規程 (資料集 資料 1-5)

ア 設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりとする。

- ① 市域に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合。
- ② 市域に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い場合。
- ③ その他の状況により市長が必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の設置場所

- ① 本部は、四街道市役所に設置する。
- ② 四街道市役所に設置できない場合は、四街道市業務継続計画[震災編] (BCP) に基づき四街道市文化センター会館棟を代替庁舎の候補とする。

ウ 廃止

本部長 (市長) は市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、その他本部を設置しておく必要がないと認めたときは本部を廃止する。

エ 設置及び廃止の通知

本部を設置した場合又は廃止した場合、危機管理監は、必要な関係者に以下のとおり通知する。

① 通知方法

県防災行政無線、千葉県防災情報システム、防災行政無線、電話、FAX、口頭又は文書、その他迅速な方法

② 主な通知先

機関の名称		番 号	
		電 話 (防災無線)	F A X (無線FAX)
県	防災対策課 (平日)	043-223-2175 (500-7320)	043-222-1127 (500-7298)
	防災行政無線統制室 (休日夜間)	043-223-2178 (500-7225)	043-222-5219 (500-7110)
印旛地域振興事務所		043-483-1110 (503-721)	043-483-2450 (503-722)
印旛土木事務所		043-483-1146 (503-731)	043-485-3759 (503-732)
四街道警察署		043-432-0110	—
印旛保健所 (印旛健康福祉センター)		043-483-1133 (503-741)	043-486-2777 (503-742)
陸上自衛隊 高射学校	企画室 (平日)	043-422-0221 (500-9631)	043-422-0221 (500-9632)
	駐屯地当直司令 (休日夜間)	043-422-0221 (500-9633)	—

(2) 災害対策本部の組織及び運営

ア 災害対策本部の組織

災害対策本部組織における役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における事務分掌は時間経過に対応する具体的内容を定める。

また、各担当の責任者及び次順位の責任者をあらかじめ指定し、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とする。なお、四街道市災害対策本部の組織は、別表1-3-1「四街道市災害対策本部組織図」のとおりとする。

イ 本部の構成

- ・本部長 ……市長
- ・副本部長 ……副市長、教育長
- ・本部員 ……総務部長、経営企画部長、地域共創部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境部長、都市部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、議会事務局長、その他市長が指名した者

ウ 本部員会議

災害時に関する情報を分析し、災害対策方針を決定するため、本部長は副本部長、本部員を招集し、本部長が議長となり、必要に応じ総括班長、防災関係機関の者及び災害派遣された自衛隊員を本部員会議に出席させ、本部員会議を開催する。

なお、本部員会議の報告事項及び協議事項は概ね以下のとおりとする。

① 報告事項

各部の配備体制と緊急措置事項

② 協議事項

- ・自衛隊災害派遣要請に関する事。
- ・災害対策本部の配備体制の変更。
- ・災害対策経費の処理に関する事。
- ・災害救助法の適用に関する事。
- ・防災関係機関との連携強化に関する事。
- ・災害派遣された自衛隊との連携強化に関する事。
- ・その他災害対策の重要事項に関する事。

エ 本部事務局の設置

災害対策本部に、本部事務局を設ける。

オ 本部事務局の構成

以下の体制で構成する。

- ・事務局長 ……危機管理監
- ・副事務局長 ……危機管理室長
- ・事務局 ……危機管理室、みんなで課、秘書課

カ 本部事務局の事務分掌

本部事務局の事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

キ 各班の所掌業務

本部長は、本部の職員を指揮監督するとともに、円滑かつ迅速な応急対策活動を行うた

め、各班の相互連携による人員の確保・配置を本部員に指示する。

各本部員は、本部長の命を受け、部内各班の事務又は業務を掌握し、各班の相互連携による人員の確保・配置を総括班長へ指示するとともに、各班の全活動に責任を持つ。

総括班長は本部員の命を受け、所属各班を指揮監督する。

班長は総括班長の命を受け、班の事務又は業務を実施する。

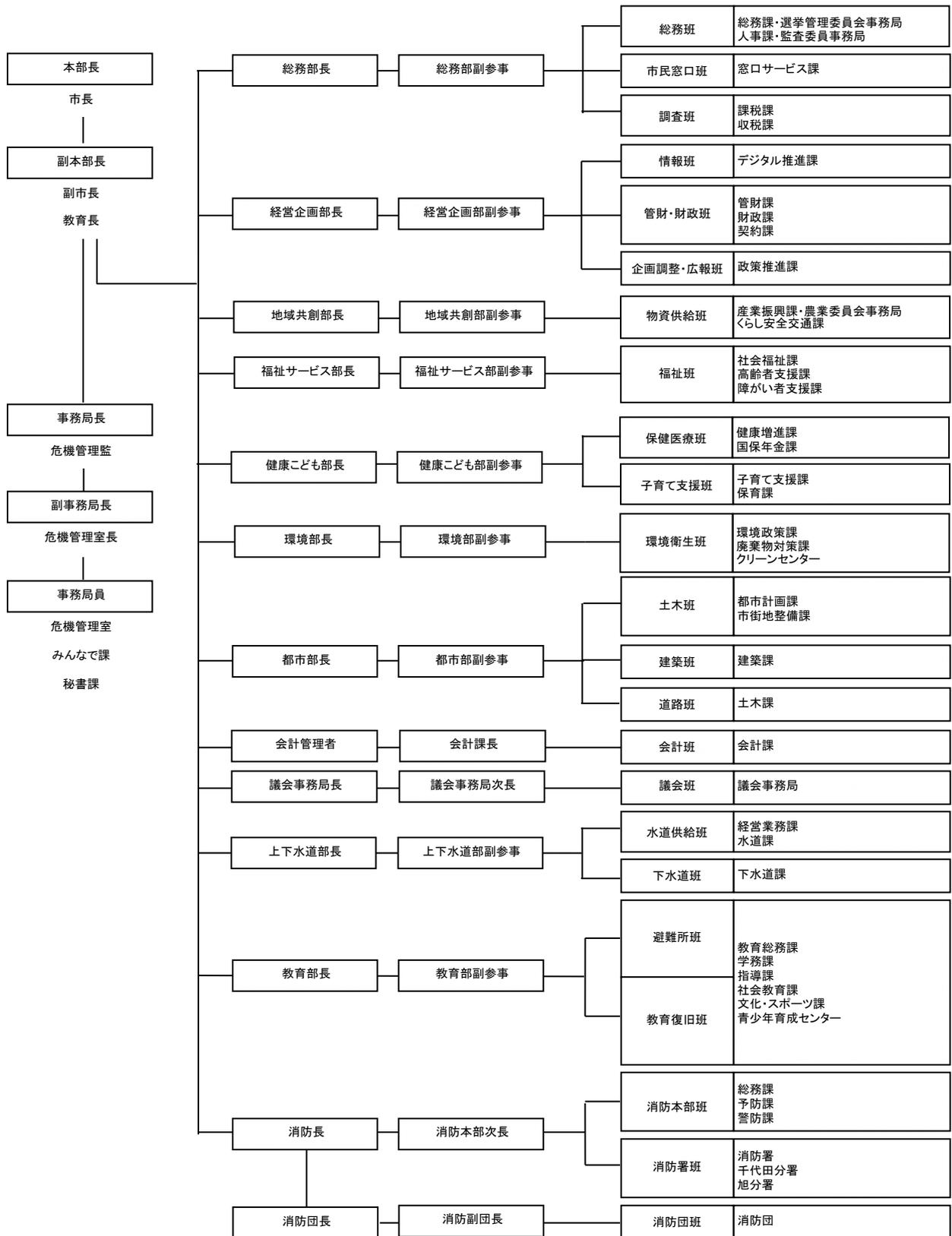
各班における事務分掌は別表1-3-2「災害対策本部の事務分掌」に定めるところによる。

- ・総括班長……危機管理室長、経営企画部副参事、総務部副参事、地域共創部副参事、福祉サービス部副参事、健康こども部副参事、環境部副参事、都市部副参事、会計課長、議会事務局次長、上下水道部副参事、教育部副参事、消防本部次長、消防副団長

ク 職務・権限の代行

市長不在時の災害対策本部の本部長は、副市長、教育長の順で代行することとする。市長、副市長、教育長とも不在時の代行順位は、危機管理監を第1順位とし、以下、災害対策本部組織図に定める順位により、各部長が代行する。また、本部員及び総括班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した者をもって充てることとする。

別表 1-3-1 四街道市災害対策本部組織図



別表 1-3-2 災害対策本部の事務分掌（風水害対策）

■事務局

◎副事務局長 ◆班長 ◇副班長

副事務局長	班長	班	担当課等	主な事務分掌
◎危機管理室長	事務局 ◆みんなで課長 ◇秘書課長	統括班	危機管理室 秘書課	1. 気象や地震等の情報の収集に関する事 2. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関する事 3. 自衛隊派遣要請に関する事 4. 避難情報の発令に関する事 5. 被害状況や活動状況の収集、整理に関する事 6. 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 7. 本部員会議及び総括班長会議に関する事 8. 災害対策の総合調整に関する事
		情報統括班	みんなで課	1. 災害情報等の統括・伝達に関する事 2. 防災行政無線の運用統制に関する事 3. アマチュア無線及びその他の通信機関との調整に関する事 4. 市民に対する情報発信の統括 5. 避難情報の伝達に関する事 6. 県への災害状況報告に関する事 7. 区・自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事 8. 本部活動の記録に関する事

災害
応急
対策
編

■各班共通事務

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

班	担当	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧	
各班共通	班長が指名した職員	1. 各班の庶務に関する事。		○			
		2. 各班その他の所管事項で防災に関する事。		○			
		3. 各班の所管事項に関する被害状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関する事。			○		
		4. 各班内の連絡調整に関する事。		○			
		5. 国・県等関係機関、協定締結者等との連絡調整及び支援要請に関する事。			○		
		6. ボランティア団体等の把握に関する事。			○		
		7. 人的及び物的資源の受援に関する事。					○

■各部

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎総務部 副参事	総務班 ◆総務課長 ◇人事課長 ◇監査委員事務局長	総務課 人事課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1. 市職員の配備に関する事。	○			
			2. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事。	○			
			3. 他市町村の応援職員の配備に関する事。		○		
			4. 職員の給食及び衛生管理に関する事。	○			
			5. 人的受援ニーズの取りまとめに関する事。		○		
			6. 各制度等に基づく人的、物的支援の要請等、受援の総括に関する事。		○		
	市民窓口班 ◆窓口サービス課長	窓口サービス課	1. 市民等からの問い合わせ、相談、要望等に対する受付に関する事。	○			
			2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。	○			
			3. 死体の埋火葬許可証に関する事。		○		
調査班 ◆課税課長 ◇収税課長	課税課 収税課	1. 倒壊家屋の調査に関する事。			○		
		2. 家屋の罹災証明に関する事。			○		
◎経営企画部 副参事	情報班 ◆デジタル推進課長	デジタル推進課	1. 各種システムの被害状況の把握と復旧に関する事。		○		
			2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録の管理に関する事。		○		
	管財・財政班 ◆管財課長 ◇契約課長 ◇財政課長	管財課 契約課 財政課	1. 市有財産（教育施設は除く）の被害調査に関する事。	○			
			2. 代替庁舎等の準備に関する事。	○			
			3. 庁舎等の電源確保に関する事。	○			
			4. 車両等の燃料確保、運行及び配分に関する事。	○			
			5. 車両及び応急災害用資機材の借上に関する事。		○		
			6. 災害用電話等の確保に関する事。	○			
			7. 地域振興財団との連絡調整に関する事。	○			
			8. 災害救助法に関する事		○		
	9. 災害応急対策に係る財政措置に関する事。		○				
	企画調整・広報班 ◆政策推進課長	政策推進課	1. 被害状況の関係機関への報告に関する事。	○			
			2. 災害復興計画等の企画立案に関する事。				○
			3. 災害資料の収集整理及び印刷に関する事。	○			
			4. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事。	○			
5. その他の広報に関する事。			○				

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧			
◎地域共創部	物資供給班 ◆産業振興課長 ◇くらし安全交通課長	産業振興課 農業委員会事務局 くらし安全交通課	1. 食料の調達、確保及び管理に関すること。		○					
			2. 炊き出しに関する連絡調整、食材等の調達、供給に関すること。		○					
			3. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関すること。		○					
			4. 食料の分荷、供給に関すること。			○				
			5. 物資の調達、確保、供給及び管理に関すること。		○					
			6. 応援物資の分荷、供給に関すること。			○				
			7. 物資の受援ニーズの取りまとめに関すること。			○				
			8. その他物資調達、供給に関すること。			○				
◎福祉サービス部副参事	福祉班 ◆社会福祉課長 ◇高齢者支援課長 ◇障がい者支援課長	社会福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課	1. 社会福祉協議会、ボランティア関係団体、ボランティア等との連絡調整並びに受入れ及び配置に関すること。	○						
			2. 救助金、見舞金等の配分に関すること。				○			
			3. 災害弔慰金に関すること。				○			
			4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること。				○			
			5. 施設利用者の避難に関すること。	○						
			6. 施設の応急対策及び復旧に関すること。	○						
			7. 避難行動要支援者対策及び支援に関すること。	○						
			8. 指定福祉避難所の開設及び運営に関すること。	○						
			9. その他被災者の福祉に関すること。				○			
◎健康子ども部副参事	保健医療班 ◆健康増進課長 ◇国保年金課長	健康増進課 国保年金課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整・医療機関の被災状況の情報収集に関すること。	○						
			2. 医療チームの要請、受入れ及び調整に関すること。	○						
			3. 救護所の開設や救急医薬品等の調達・配送に関すること。	○						
			4. 医療救護及び傷病者の搬送に関すること。	○						
			5. 医療材料の調達・供給に関すること。		○					
			6. 被災者の保健医療及び相談に関すること。			○				
			7. その他の保健医療に関すること。			○				
	子育て支援班 ◆子育て支援課長 ◇保育課長	子育て支援課 保育課 中央保育所 千代田保育所	1. 施設利用者の避難に関すること。	○						
			2. 施設の応急対策及び復旧に関すること。	○						
			3. 乳幼児等の福祉に関すること。	○						
			4. 幼児教育・保育施設との連絡調整に関すること。		○					
			◎環境部副参事	環境衛生班 ◆環境政策課長 ◇廃棄物対策課長 ◇クリーンセンター長	環境政策課 廃棄物対策課 クリーンセンター	1. 死亡者の収容及び埋火葬に関すること。	○			
			2. 防疫に関すること。					○		
			3. 葬祭業者等に対する協力要請に関すること。					○		
4. し尿収集及び終末処理に関すること。			○							
5. 仮設トイレの設置・管理等に関すること。	○									
6. その他衛生に関すること。		○								
7. ガレキの処理に関すること。		○								
8. ごみ収集等広域応援の受入れ、調整に関すること。			○							
9. 災害時におけるペットの支援に関すること。			○							

災害応急対策編 第2章 風水害対策計画
第1節 応急活動体制

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎都市部副参事	土木班 ◆都市計画課長 ◇市街地整備課長	都市計画課 市街地整備課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. 被災宅地危険度判定に関する事				○
			8. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関する事		○		
			9. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関する事				○
			10. その他の土木建築の技術面に関する事		○		
			11. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			
	建築班 ◆建築課長	建築課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			6. 損壊家屋対策に関する事				○
			7. 建物応急危険度判定に関する事	○			
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関する事				○
			9. 応急仮設住宅の入居者決定に関する事				○
	道路班 ◆土木課長	土木課	1. 人命捜索及び救出・救命に関する事	○			
			2. 被害状況の収集に関する事	○			
			3. 道路障害物の除去、道路啓開及び緊急輸送道路の確保に関する事		○		
			4. 避難指示及び誘導に関する事		○		
			5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関する事		○		
			6. 所管工事現場の災害防止に関する事		○		
			7. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、スクリーンの巡視に関する事		○		
			8. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関する事	○			

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎会計課長	会計班 ◆会計課長	会計課	1. 見舞金の出納に関する事。		○		
			2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。			○	
			3. その他経費の支払いに関する事。			○	
◎議会事務局次長	議会班 ◆議会事務局次長	議会事務局	1. 議会との連絡調整に関する事	○			
◎上下水道部副参事	水道供給班 ◆水道課長 ◇経営業務課長	水道課 経営業務課	1. 広域給水応援の受入れ、調整に関する事。		○		
			2. 各団体、関係業者との連絡調整に関する事。	○			
			3. 被災地の応急給水に関する事。			○	
			4. その他給水に関する事。			○	
			5. 応急復旧用資機材の調達に関する事。			○	
			6. 水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事。	○			
◎教育部副参事	下水道班 ◆下水道課長	下水道課	1. 被害状況の収集に関する事。	○			
			2. 下水道施設の点検、整備、応急復旧に関する事。	○			
			3. 所管工事現場の災害防止に関する事。			○	
◎教育部副参事	避難所班 ◆社会教育課長 ◇指導課長 ◇文化・スポーツ課長 ◇青少年育成センター一所长	教育総務課 学務課 指導課 社会教育課 文化・スポーツ課 青少年育成センター 指定した他部職員	1. 指定避難所の開設及び管理に関する事。	○			
			2. 指定避難所における非常用物資、食料の供給に関する事。			○	
			3. 指定避難所における災害対策本部との連絡調整に関する事。				
				○			
			1. 教育施設等の被害の調査及び復旧に関する事。	○			
			2. 児童生徒の安全対策に関する事。	○			
			3. 学用品等の供与等文教対策に関する事。				○
			4. 応急教育の実施に関する事。				
			5. 文化財の保護に関する事。				○

◎総括班長 ◆班長 ◇副班長

事務の開始時期：初動：3時間以内 緊急：1日以内 応急：3日以内 応急復旧：2週間以内

総括班長	班長	担当課等	主な事務分掌	初動	緊急	応急	応急復旧
◎消防本部 次長	消防本部班 ◆警防課長 ◇総務課長 ◇予防課長	警防課 総務課 予防課	1. 消防部内の職員の動員及び配置に関する事	○			
			2. 本部事務局及び他部との連絡調整に関する事	○			
			3. 部内各班との連絡調整に関する事	○			
			4. 消防団との連絡調整に関する事	○			
			5. 災害情報の収集及び分析に関する事	○			
			6. 危険物の監視警戒、応急処置に関する事	○			
			7. 消防活動状況の把握及び記録に関する事	○			
			8. 被害状況の把握及び記録集計に関する事	○			
			9. 災害危険区域の巡視に関する事		○		
			10. 他市町村との相互応援に関する事		○		
			11. 緊急消防援助隊等の受援に関する事		○		
			12. その他消防に関する事		○		
	消防署班 ◆消防署長 ◇消防副署長	消防署 千代田分署 旭分署	1. 出動命令に関する事	○			
			2. 消防通信の運用統制に関する事	○			
			3. 気象情報の収集に関する事	○			
			4. 消火、救急及び救助に関する事	○			
◎消防副団 長	消防団班 ◆消防副団長	各消防分団	5. 避難誘導に関する事		○		
			6. 人命捜索及び収容に関する事	○			

(3) 応急活動の留意事項

ア 受援に関する活動

市が単独で対処することが困難な事態において、県、近隣市町、協定締結団体、自衛隊、民間団体等への応援・協力の要請を行う必要がある。市は、平常時において、災害時の要請に関する手順、役割分担を明確化し、受援計画に取りまとめるとともに、災害時において、市単独では対処し得ないと判断された場合、早期に受援に関する活動を実施する。

イ 災害対策に従事する職員の健康管理

災害対策が長期化した場合、各部で職員の健康管理に十分留意する。また、職員のローテーションについては、概ね12時間を目途とし、職務内容を考慮して、各部総括班長が決定し、本部事務局へ報告する。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう市職員のローテーションを考慮する。

ウ 災害救助法の適用

被害調査結果を踏まえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を県へ申請する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第2節 情報の収集・伝達

災害の被害を最小限にとどめるためには、避難情報や気象情報等を速やかに市民へ伝達することが重要であり、特に避難行動要支援者への伝達には万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握し、情報の共有を図る。

第1 非常時の通信体制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 通信連絡系統 (1) 通信連絡系統図 (2) 通信連絡手段 (3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用	本部事務局
2 有線通信網の利用方法 (1) 災害時優先電話の利用 (2) 非常・緊急通話の利用 (3) F A Xの利用 (4) 警察・鉄道電話の利用	本部事務局、各班
3 有線通信が途絶した場合の措置 (1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡 (2) 市各部(出先機関)との連絡 (3) その他	本部事務局、各班
4 無線通信の運用 (1) 災害時に利用可能な無線通信 (2) 無線通信の障害による対応策 (3) 通信の統制 (4) アマチュア無線の活用 (5) 業務用無線の活用 (6) 非常通信	本部事務局、各班

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 通信連絡系統、2 有線通信網の利用方法、3 有線通信が途絶した場合の措置、4 無線通信の運用
---------------	--

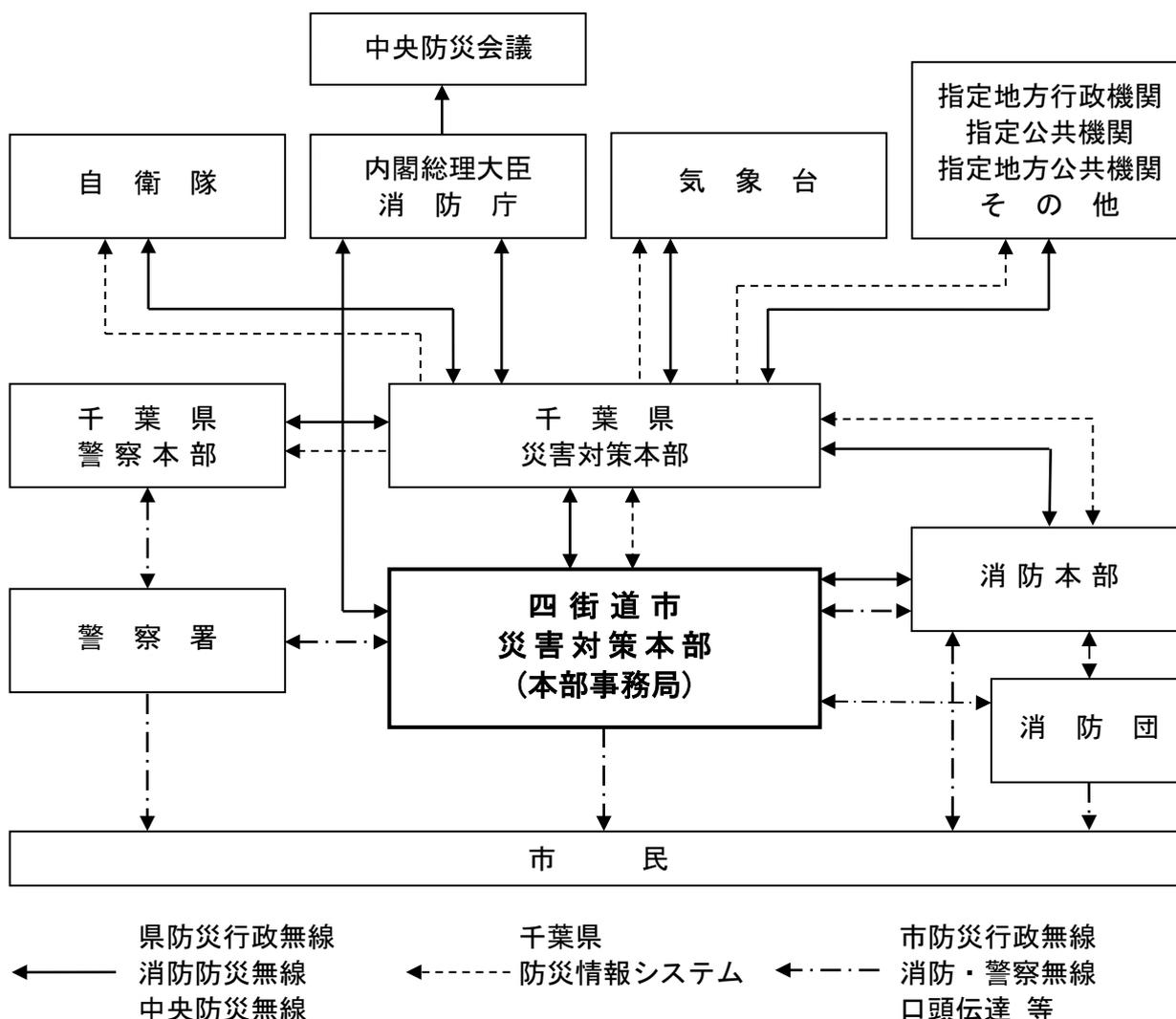
1 通信連絡系統 <本部事務局>

円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関とは、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは、「災害通信連絡系統図」に示すとおりである。

■災害通信連絡系統図



(2) 通信連絡手段

ア 四街道市

- ① 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- ③ 保有する同報無線を中心に、四街道市の各機関、指定避難所、指定福祉避難所、県や指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、また、市民への情報提供用として同報無線を整備し、災害時の通信を確保する。
- ④ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようNTT及び各施設管理者の協力を確保しておく。

イ 消防本部

- ① 消防救急無線、衛星携帯電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- ② 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(3) 通信施設が使用不可能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

① 千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

● 関東総合通信局	● 千葉県市長会・千葉県町村会
● 関東管区警察局千葉県通信部	● 日本赤十字社千葉県支部
● 千葉県警察本部	● 日本放送協会千葉放送局
● 関東地方整備局利根川下流河川事務所	● 千葉テレビ放送(株)
● 気象官署通信施設(銚子地方気象台)	● (株)ベイエフエム
● 千葉海上保安部	● (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部
● 千葉県	● 中小企業金融公庫千葉支店
● 千葉市	● (株)NTTドコモ千葉支店
● 東日本電信電話(株)	● KDDI(株)千倉第二海底線中継所
● 東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社	● 東京ガスネットワーク(株)東部ガスライト 24 千葉

- ② 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)
- ③ 上記以外の機関又は個人の無線局

2 有線通信網の利用方法 <本部事務局、各班>

(1) 災害時優先電話の利用

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。また、各防災関係機関は、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

※防災関係機関一覧

(資料集 資料3-3)

(2) 非常・緊急通話の利用

加入電話による通話又は指定電話相互間の通話が不能又は困難な場合、非常通話又は緊急通話として、他に優先して取り扱うよう請求し利用する。請求は、あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行い、NTT非常・緊急通話受付番号102を回し、「非常通話(電報)」、「緊急通話(電報)」であることをはっきり告げて、申し込む。

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取り扱われ、非常通話相互間は、その通話の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

(3) FAXの利用

災害対策本部と防災関係機関間の情報の伝達や報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。

(4) 警察・鉄道電話の利用

警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合において要請する。

3 有線通信が途絶した場合の措置 <本部事務局、各班>

(1) 県・隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。

なお、停電に備え、非常電源として発電機及び燃料を配置し、非常時の通信を確保する。

(2) 市各部（出先機関）との連絡

市出先機関や災害現場等に出勤している各部職員との連絡は市の防災行政無線(移動系)により行う。

(3) その他

必要に応じ伝令（職員）の派遣等を行う。

4 無線通信の運用 <本部事務局、各班>

(1) 災害時に利用可能な無線通信

- ① 千葉県防災行政無線
- ② 四街道市防災行政無線（固定系、移動系）
- ③ 消防無線
- ④ MCA 無線（ケーブルネット 296 間）

※防災行政無線（固定系・移動系）設置の状況（資料集 資料 3-2）

(2) 無線通信の障害による対応策

災害時、無線通信は、不通、混信、電波障害等さまざまな障害が予想されるが、少しでも確実な通信連絡を確保するため、以下のような対応策をとるとともに、メール機能もうまく利用する。

- ① 無線機が使用不可能な場合は、代替の通信手段によることになるが、通信不能の場合、伝令（職員）を派遣する。
- ② 無線通信が輻輳している場合、輻輳している時間は比較的短いため、いったん送信をやめ、しばらく時間をおく。また、緊急時は「至急、至急」と呼び、他の局に緊急である旨を告げて無線回線を開けてもらう。なお、通話は簡潔明瞭に行う。
- ③ 周囲の雑音等により、聞き取りが困難な場合は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な場合も、受信状態が良くなるように、適当な場所に移動する（数十センチ無線機を移動させることにより受信状態が良くなることもある。）。

(3) 通信の統制

災害時には、無線通信の混乱が予想されるため、災害対策本部は適切な無線通信の統制（防災行政無線（移動系））を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

ア 無線機の管理（上下水道部所管無線機は除く）

① 携帯・可搬無線機の一括管理

すべての携帯・可搬無線機は、本部事務局が一括管理する。

② 携帯・可搬無線機の使用

本部事務局が一括管理する無線機は、本部事務局の指示により使用する。

イ 通信の統制

携帯・可搬無線機からの通話は、すべて本部事務局に対して行う。その他以下の原則に基づき、通信の統制を行う。

■通信の統制の原則

- 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- 本部事務局の許可の原則（通信に際しては、本部事務局の許可を得る）
- 移動局間通信の禁止の原則（移動局間通信の必要があるときは本部事務局の許可を得る）
- 簡潔通話の実施の原則

(4) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市役所内及び民間のアマチュア無線クラブを通じ、また市内アマチュア無線愛好家の自主的な協力を得て実施する。

- ① 災害発生後、速やかに情報収集を補完するため、本部長（市長）が指名した市役所内アマチュア無線クラブ員は市役所内アマチュア無線クラブ（呼び出し名称JK1ZPQ）局を開局し、被害情報の収集を行う。
- ② 市役所内及び民間のアマチュア無線クラブは、状況に応じ電波法の規定による非常通信を行う。

(5) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

(6) 非常通信

風水害、土砂災害、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、応急活動上必要が生じた場合、電波法第52条第1項第4号の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行うことができる。

第2 災害情報の収集・伝達

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 風水害に関する情報の収集	本部事務局
2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	本部事務局
(1) 対象地域	
(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準	
(3) キキクル(警報の危険度分布)	
(4) 記録的短時間大雨情報	
(5) 竜巻注意情報	
(6) 土砂災害警戒情報	
(7) 線状降水帯に関する情報	
(8) 銚子地方気象台と市とのホットラインの運用	
(9) 異常現象発見の際の伝達	
(10) 注意報や警報等の伝達系統	
3 水防情報	本部事務局
(1) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い	
(2) 水防情報の伝達系統	
4 被害情報の収集・伝達	本部事務局、各班、防災関係機関
5 被害調査及び報告	本部事務局、各班
(1) 被害情報の収集・報告の種類	
(2) 活動状況報告の種類	
(3) 被害写真の撮影	
(4) 報告責任者の選任	
6 県に対する被害報告	本部事務局、消防本部班
(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]	
(2) 災害総括報告	
(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]	
7 国に対する被害報告	本部事務局

【活動目標】

事前、 初動～緊急～応急～応急復旧	1 風水害に関する情報の収集、2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等、3 水防情報、4 被害情報の収集・伝達、5 被害調査及び報告、6 県に対する被害報告、7 国に対する被害報告
----------------------	--

災害の規模や時間経過に対応した災害情報の収集・伝達を行う。なお、勤務時間外における初期の情報収集活動は、消防本部・署が行う。

1 風水害に関する情報の収集 <本部事務局>

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、危機管理室（統括班）が一元的に収集する。
市域を流れる鹿島川については、県による水防警報や水位情報の伝達・周知の対象となっていないため、市は、県ホームページ等で鹿島川の水位情報を収集する。

■風水害に関する情報の収集

区分	内容
銚子地方気象台からの防災気象情報	●大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに銚子地方気象台から発表される防災気象情報（特別警報、警報、注意報等）については、千葉県防災情報システム、NTTからのFAX（警報のみ）及びテレビ・ラジオを通じて入手する。
民間気象情報会社からの防災気象情報等	●上記の防災気象情報を専用ウェブサイト、電子メールを通じて入手する。これら通信手段途絶時はNTT電話又はFAXによる。また、四街道市及びその周辺地域における災害リスクスケール（72時間先までを予測）等入手する。
水位・雨量情報	●市は、鹿島川の水位情報、並びに銚子地方気象台が発表する雨量情報を収集・整理する。
警戒パトロール情報	●警戒体制をとった場合、市は、河川、水路、土砂災害警戒区域等のパトロールを実施する。市は、収集された情報を整理する。
被害情報等	●市は、119番通報の状況等消防本部の把握している情報を入手するとともに、警察署とも連絡を取り、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。

2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等 <本部事務局>

銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれがある場合に「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがある場合に「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表し、関係機関に通知する。

銚子地方気象台が発表する注意報、警報、特別警報の対象地域、種類及び発表基準は、以下のとおりである。

(1) 対象地域

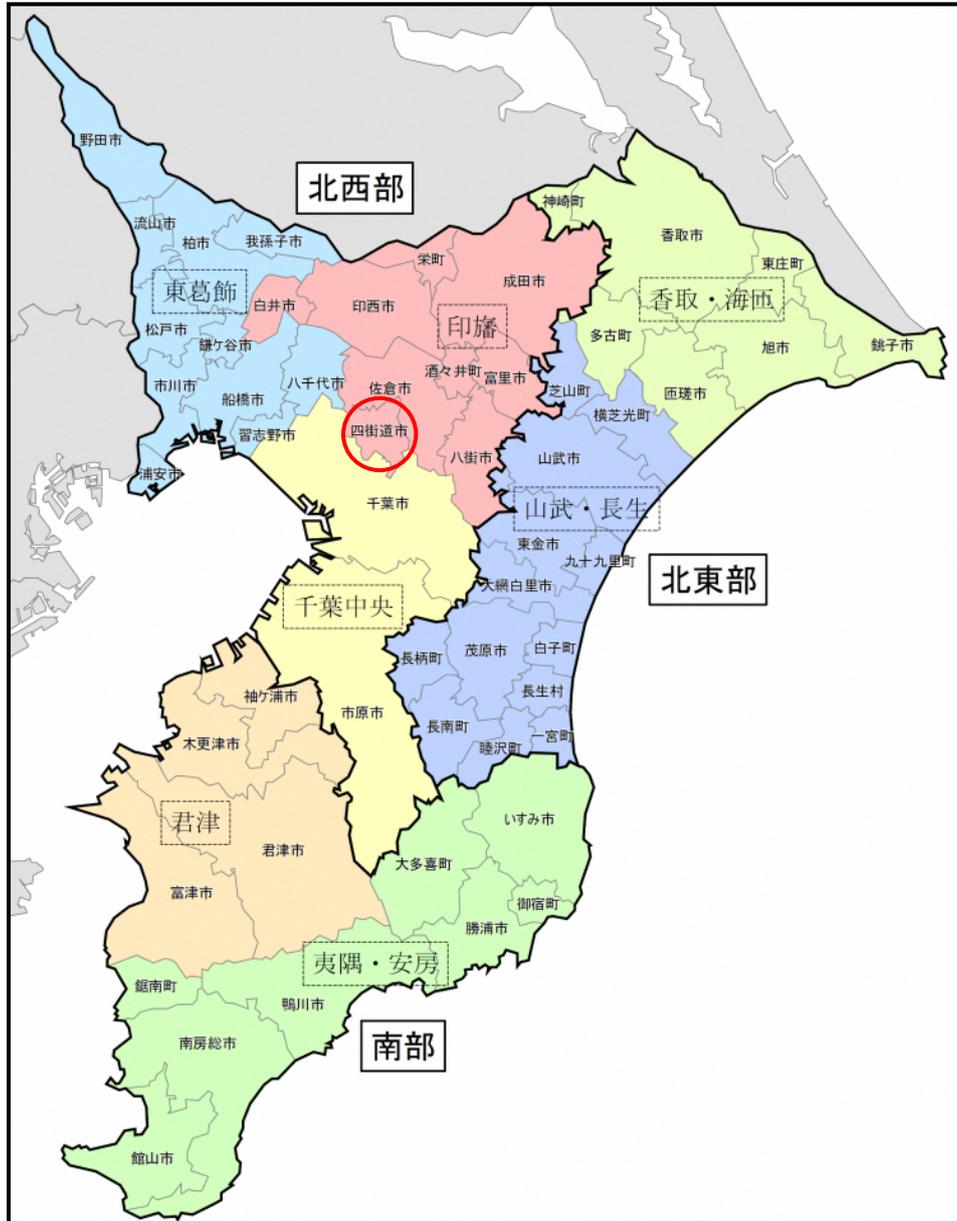
銚子地方気象台は、防災関係機関の防災活動が円滑に行えるように、原則として市町村単位で気象警報・注意報を発表している。

気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合は、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。指定する地域は、一次細分区分として県内を3つの地域に、さらに、市町村をまとめた地域として南部を2地域、北西部を3地域、北東部を2地域に細分している。

県の注意報・警報の発表区域図は以下のとおりで、市は、北西部の印旛地域に含まれる。

■県の発表区域図

[平成 25 年 1 月 1 日現在]



(2) 注意報、警報及び特別警報の種類と発表基準

銚子地方気象台が発表する注意報・警報及び特別警報の種類と発表基準は、以下のとおりである。

■警報・注意報発表基準一覧表

[令和5年6月8日現在]

四街道市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	印旛		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 21	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 136	
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=30.5,小名木川流域=7.7	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	鹿島川流域=24.4,小名木川流域=6.1	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%以下で、実効湿度 60%以下		
	なだれ			
低温	夏季(最低気温)：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温)：銚子地方気象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下			
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値を表している。

■特別警報の種類及び発表基準（市関連）

現象の種類	基準
大雨	●台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	●数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	●数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	●数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(3) キキクル（警報の危険度分布）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、視覚的にわかりやすく情報提供する。

■キキクル（警報の危険度分布）の情報

情報項目	情報の意味(更新間隔)	備考
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(土砂災害)を補足する情報
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを地図上に5段階で表示(10分毎に更新)	大雨警報(浸水害)を補足する情報
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示(10分毎に更新)	洪水警報を補足する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象情報の一種として発表する。
（雨量基準（千葉県）：時間雨量 100mm）

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、比較的広い範囲（概ね1つの県）を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表する。

この情報は、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

（7）線状降水帯に関する情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報が発表される。

（8）銚子地方气象台と市とのホットラインの運用

銚子地方气象台は、気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、危機管理室へ電話連絡する。緊急性が高い場合等には、市長に直接連絡を行う。

市は、避難情報の発令の判断や災害対策の検討等を行う際、銚子地方气象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

（9）異常現象発見の際の伝達

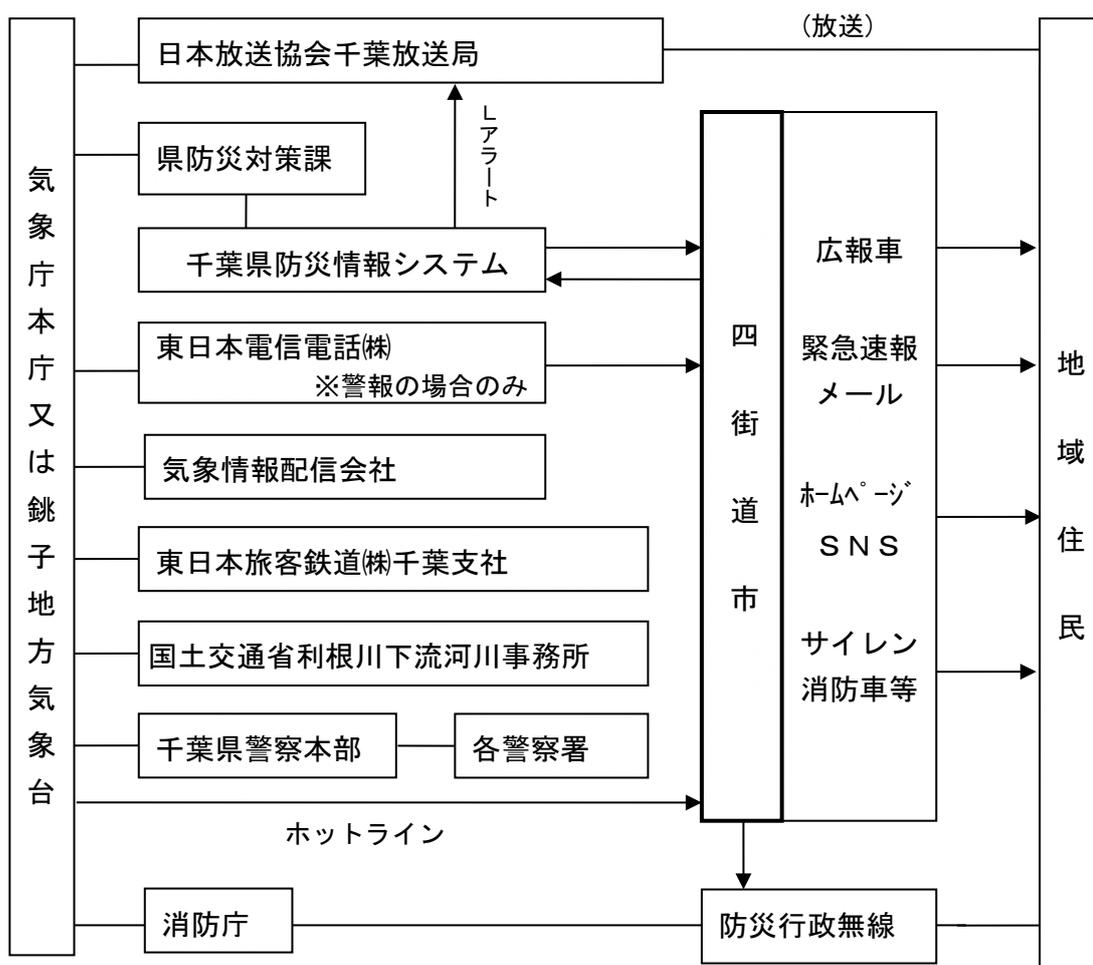
災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は警察署へ通報する。警察署は、直ちに市へ通報する。なお、通知を受けた市長は、下記の関係機関へ通報し、互いに連携をとる。

- ① 銚子地方气象台
- ② その災害に関係ある近隣市町村
- ③ 最寄りの県出先機関（印旛地域振興事務所）及び警察署

（10）注意報や警報等の伝達系統

銚子地方气象台が発表する注意報・警報等の伝達系統図を以下に示す。

■気象台からの気象情報伝達系統図



3 水防情報 <本部事務局>

洪水によって災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について水防法第10条の4の規定に基づき発するものであるが、市域内における対象河川区域は鹿島川で印旛利根川水防事務組合の管轄区域に含まれる（本章第4節「水防活動」参照）。

(1) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

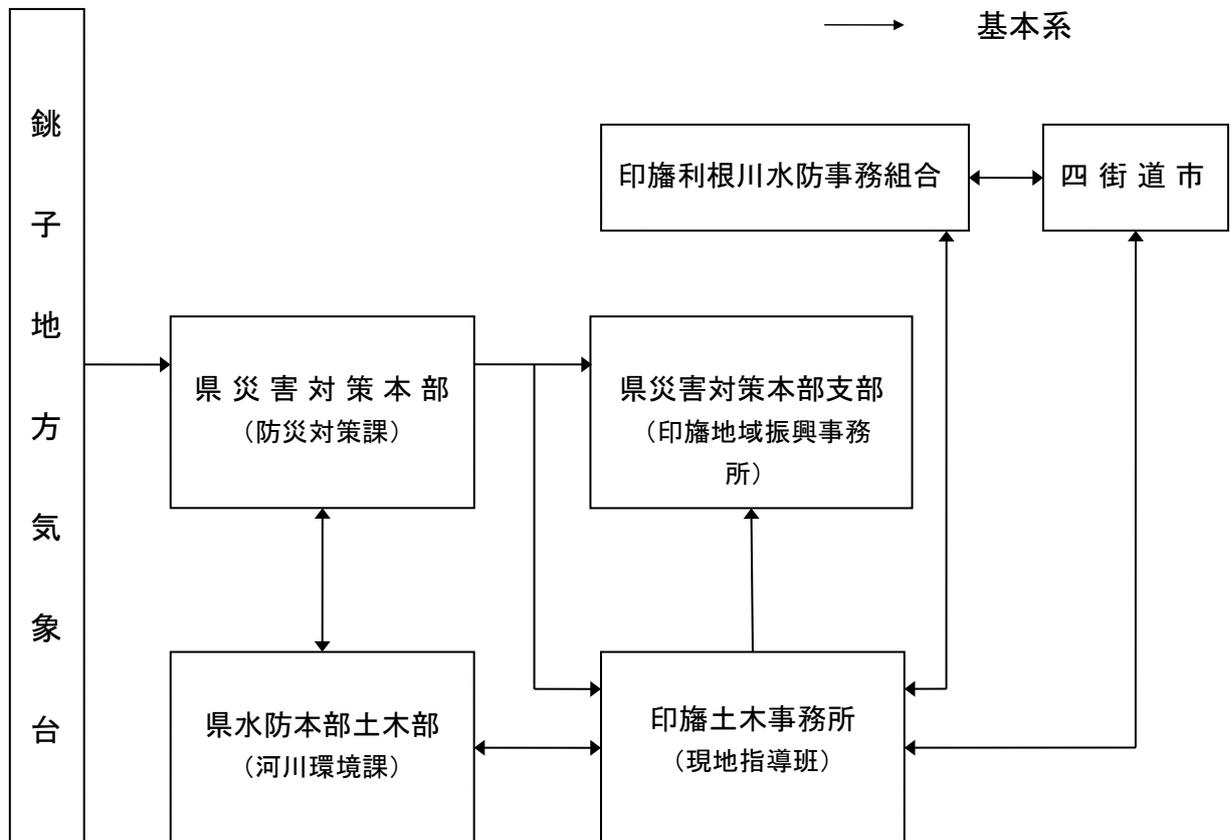
水防活動の利用に適合する予報及び警報は以下の注意報・警報をもって代える。

■水防活動用気象注意報・警報の代用

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防情報の伝達系統

■水防情報の伝達系統図

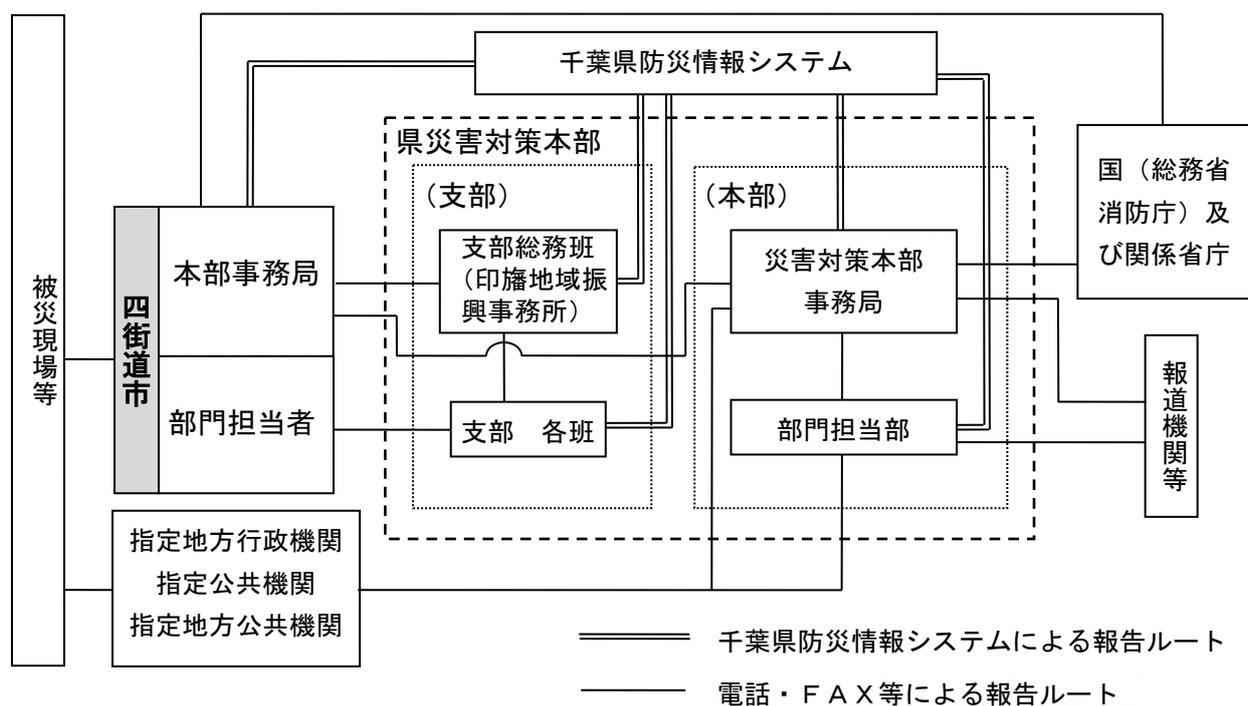


4 被害情報の収集・伝達 <本部事務局、各班、防災関係機関>

市は、四街道警察署や防災関係機関、諸団体、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て被害情報の収集を行う。また、非常時の通信体制に基づき情報の伝達を行う。

なお、自衛隊が派遣された場合、各班は自衛隊と協力し、被害情報の収集を行う。

■被害情報等収集・報告系統図



5 被害調査及び報告 <本部事務局、各班>

(1) 被害情報の収集・報告の種類

初期情報の収集及び伝達は、以下のとおり段階に応じた的確な運用を図る。

■被害情報の収集・報告

種類	時期	内容
第1段階 (速報)	被害の大小に関わらず状況を把握次第、直ちに	把握した範囲内で迅速に報告する
第2段階 (中間報告)	被害の全容が概ね明らかになったものから逐次	その都度把握した範囲内で報告する
第3段階 (確定報告)	被害が確定したとき速やかに	確定した内容を報告する

ア 第1段階 (速報)

災害発生後直ちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

① 市が実施する情報収集報告

市内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム(故障時は電話・FAX)により県本部事務局に報告する。報告すべき事項は、以下のとおりとする。

■市が報告すべき事項

- a 災害の原因
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の状況
- e 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - 主な応急措置の実施状況
 - その他必要事項
- f 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- g 災害による市民等の避難の状況
- h その他必要な事項

② 各班が実施する情報収集報告

各班は、あらかじめ定めた被害状況の収集担当に関わらず、災害発生直後において、わかる範囲内で、以下の事項を収集する。被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県危機管理情報共有要綱に基づく様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱

(資料集 資料4-3)

■各班が報告すべき事項

- a 人的被害
 - 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
 - 避難の必要の有無及び避難の状況
- b 物的被害
 - 主要道路、橋梁の被害状況
 - 電気の被害状況
 - ガス・上下水道の被害状況
 - 住宅の被害状況
 - 建造物の損壊状況
- c その他の情報
 - 火災等の二次災害の発生状況、危険性
 - 市民の動向
 - 気象台が発表する情報、二次災害防止のための気象警報、注意報等
 - その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

③ 収集の要領

- 参集した職員からの報告（時間外の場合）
- 警察等の防災関係機関との情報交換
- 公共施設管理者からの報告
- 消防本部の救出救助状況
- 市民（区・自治会、自主防災組織等）からの収集
- 指定避難所からの情報収集

イ 第2段階（中間報告）

第1報（速報）の後、各班は担当する情報について、確定報告までの被害状況の収集・報告を行う。

なお、被害状況の収集に際しては現地調査を行い、正確な数量的把握に努める。

ウ 第3段階（確定報告）

応急対策活動終了後、復旧計画策定の参考にするため、被害状況を最終的に把握、収集し、確定報告を提出する。

エ 報告先

被害情報の報告先は、本部事務局とする。なお、報告様式は、千葉県被害情報等報告様式を使用する。

※千葉県危機管理情報共有要綱 （資料集 資料 4-3）

(2) 活動状況報告の種類

災害の応急活動の状況報告は、災害発生直後の時間経過に応じ、以下のように行う。なお、活動状況の報告先は、本部事務局とする。

■被害情報の収集・報告

種 類	時 期	内 容
第1段階 (速報)	応急対策活動が必要と認め次第、直ちに	必要な応急活動の内容
第2段階 (中間報告)	応急対策活動の実施途中	応急対策活動の状況、復旧見込み
第3段階 (確定報告)	応急対策活動が完了したとき 速やかに	完了した応急活動の内容

(3) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況の確認資料及び記録保存資料として極めて重要であるので、被害調査員は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度及び破壊状況が明瞭にわかるよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記入しておかなければならない。

(4) 報告責任者の選任

市は、以下の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

■被害情報等の報告責任者

区分	所掌事務	報告者
総括責任者	被害情報等の報告を総括する	危機管理室長
取扱責任者	各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う	危機管理室職員

6 県に対する被害報告 <本部事務局、消防本部班>

(1) 災害緊急報告 [電話、FAX]

報告基準に該当する災害を覚知後、直ちに、わかる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告する。

(2) 災害総括報告

市内の全般的な被害の程度とそれに対応する措置情報を内容とする。

ア 定時報告 [電話、FAX及び端末入力]

報告基準に該当する災害覚知後、原則として1日2回、9時及び15時現在で把握している情報を指定時刻までに報告する。

イ 確定時報告 [端末入力及び文書]

市の応急対策終了後、10日以内に報告する。

ウ 年報 [端末入力及び文書]

4月20日までに報告する。

(3) 災害詳細報告 [電話、FAX及び端末入力]

被害状況や措置情報（災害対策本部の設置、職員配備、市民避難状況等）の詳細とする。

7 国に対する被害報告 <本部事務局>

以下の事項に該当する場合、市は国（総務省消防庁）へ報告する。

- ① 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）
- ② 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（総務省消防庁）とする場合。（事後速やかに県に報告する。）
- ③ 同時多発火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国及び県に報告する。

■国に対する被害報告先

消防庁連絡先		電話・FAX	県防災行政無線（地域衛星通信）ネットワーク
			衛星系
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033
夜間・休日	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036

■電子メールによる報告の場合

報告先の電子メールアドレス	●●●●@ml.soumu.go.jp ※●●●●を別途連絡済みの英字に変更
添付ファイルの形式	Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、PDF 形式
その他	電子メールの件名は、【千葉県四街道市（又は千葉県四街道市消防本部）】及び災害名（又は事故種別）を含む。 ・電子メールの本文へ火災・災害等の概要記載は不要。

第3 広報活動

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 広報内容	本部事務局、企画調整・広報班
2 報道機関への発表	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 放送機関への放送要請	
3 市民への広報	本部事務局、企画調整・広報班
(1) 市防災行政無線・広報車による広報	
(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報	
(3) メールやSNS等を利用していない者への広報	
4 要配慮者への広報	福祉班、子育て支援班、市民窓口班
5 市民等の各種相談窓口	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応	
(2) ホームページ等の活用	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

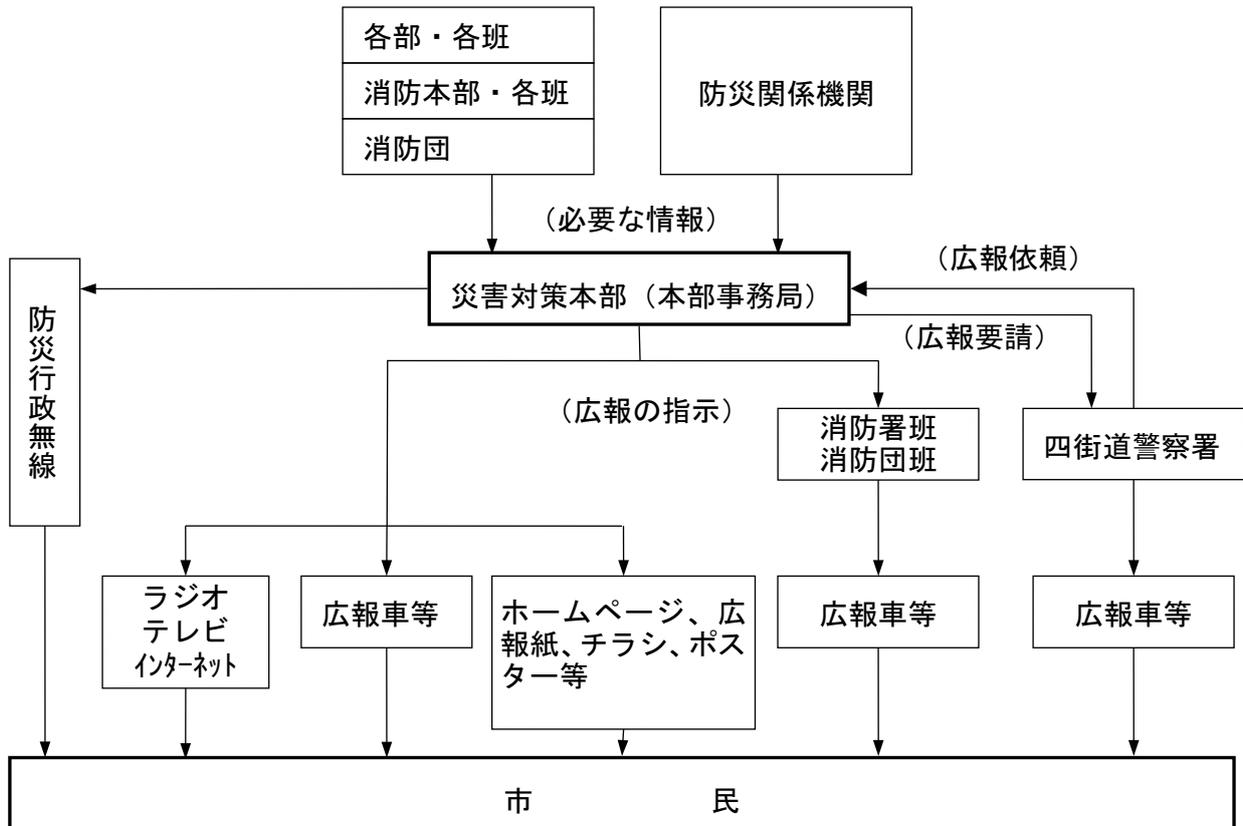
【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 広報内容、2 報道機関への発表、3 市民への広報、4 要配慮者への広報、5 市民等の各種相談窓口
------------	--

災害時には、マスメディアからの災害情報が不足することが予想される。特に、市内の災害情報の著しい不足から、不安や噂、デマ等により、市民が混乱に陥るおそれがある。

そのため、市は、正確な災害情報を提供し、情報不足による混乱の発生防止並びに市民の安全確保を図る。

■広報活動実施の流れ（概念図）



災害応急対策編

1 広報内容 <本部事務局、企画調整・広報班>

災害発生後の広報は、災害発生直後から災害状況や応急活動の進捗に対応した広報内容とする。広報内容は、視覚・聴覚障がい者や外国人への対応にも考慮した「災害発生直後の広報」と「その後の広報」とし、関係機関が協力して迅速に一元化された内容で実施する。広報内容の主なものは以下のとおりである。

■災害時の広報内容

災害発生直後の広報	その後の広報
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の一般的注意事項 ●初期消火活動、人命救助の呼びかけ ●災害情報、被害情報 ●避難及び指定避難所に関する情報 ●交通規制等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害情報、被害情報 ●救援物資の配給状況 ●応急給水状況 ●ライフライン等の復旧状況 ●緊急交通路確保への協力要請 ●ボランティア受入れ情報 ●安否情報 ●罹災証明発行に関する通知

■ 広報の種別と内容

種別	内容
防災行政無線（固定系）による広報	緊急放送文
市域に大規模な災害が発生したときの広報	① 被害の状況 ② 火災発生状況 ③ 安心情報 ④ 交通の情報
避難・救護に関する広報	① 高齢者等避難開始の周知 ② 避難指示、誘導 ③ 救護対策の周知 ④ 被災者の避難収容場所の周知 ⑤ 防疫・保健衛生に関する周知 ⑥ 気象情報の情報伝達

2 報道機関への発表 <本部事務局、企画調整・広報班>

本部会議で諮った事項について、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、定期的に記者会見を行う。発表にあたっては、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携による迅速で確実な市民広報を行うため、記者会見場所を設置する。

記者会見場所には、情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報を適宜掲示する。このほか、資料提出等の情報をファイリングし、報道機関が常時閲覧できるようにする。

■ 報道対応の要領

- 報道機関に提供する情報は、災害対策本部が了承した事項とする。
- 災害対策本部が取りまとめた情報の内容について、発表方法等は、企画調整・広報班において調整する。
- 緊急に必要な情報提供等は、報道各社に対しFAXにより配信する。通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法とする。
- 記者レク、記者会見においては、企画調整・広報班が録音、メモ等で記録する。
- 報道機関との個別対応では、報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。電話による個別取材に対しては誤解を招く回答を防ぐため、質問内容を災害対策本部事務局に報告し、回答を調整のうえ、折り返し回答する。

(1) 放送機関への放送要請

本部長（市長）は、災害により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、「災害時における放送要請に関する協定（千葉県）」に基づき千葉県防災危機管理部を通して、放送機関へ要請する。放送要請を行う場合、以下の事項を明らかにする。

- ① 放送要請の理由
- ② 放送事項
- ③ 希望する放送日時及び送信系統
- ④ その他必要事項

3 市民への広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

(1) 市防災行政無線・広報車による広報

市防災行政無線、電子メール情報提供サービス「よめーる」及び広報車を利用する。必要に応じて四街道警察署その他の防災関係機関の広報車による協力も得る。

(2) ホームページ、広報紙、チラシ、ポスター等による広報

ホームページやCATV、メール、SNSの活用等多様な媒体による迅速な広報に努める。また、情報機器に不慣れな高齢者等や指定避難所等においても有効な紙媒体の伝達手段である広報紙、チラシ、ポスター等を早期に発行し、各指定避難所、給水所、防災拠点等に配布、掲示する。

(3) メールやSNS等を利用していない者への広報

メールやSNS等を利用していない者へは、登録により、電話やFAXによるプッシュ型の広報を実施する。

4 要配慮者への広報 <福祉班、子育て支援班、市民窓口班>

個別対応が必要な要配慮者への広報は、区・自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

5 市民等の各種相談窓口 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

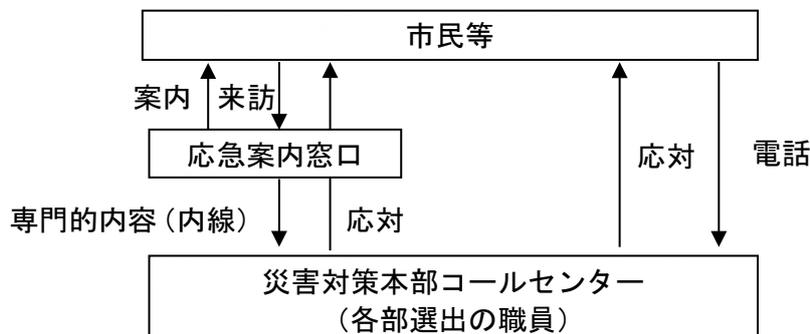
市は、市民等からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携して相談窓口を開設する。

災害対策本部解散後は、各部の主管課が事務を引き継ぐ。

(1) 市役所での案内窓口の設置・相談対応

市役所に被災者等のための応急案内窓口を設け、必要に応じ、本部事務局との連携により対応する。また、市民等からの電話による問い合わせに効率的に対応するため、本部事務局にコールセンターを設置し、電話による相談窓口の一元化を図る。障がい者や外国人からの受付は、派遣された専門ボランティア等により対応する。

■市役所での案内窓口の設置・相談対応



(2) ホームページ等の活用

企画調整・広報班は、市民からの問い合わせの多い相談内容について、ホームページ等に「よくあるご相談と回答 (FAQ)」を臨時に開設する。

第3節 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用は、災害が発生したとき、もしくは、災害が発生するおそれがあるとき、被害等の程度が一定の基準を超える場合に、市から県知事に対する要請に基づくものであり、適用された場合、国は地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 災害救助法の適用基準・条件	管財・財政班
（1）災害が発生した場合の適用基準	
（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件	
（3）被害の認定基準	
2 救助業務の実施者	県、各班
3 災害救助法の適用手続き	管財・財政班
4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	管財・財政班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 災害救助法の適用基準・条件、2 救助業務の実施者、3 災害救助法の適用手続き、4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲
------------	---

1 災害救助法の適用基準・条件 <管財・財政班>

（1）災害が発生した場合の適用基準

災害救助法第2条第1項に基づく、災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規程による。市における具体的適用基準等は、以下のとおりである。

■災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	市内 80 世帯以上	第1項の1号
県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500 世帯以上 かつ市内 40 世帯以上	第1項の2号
	県内 12,000 世帯以上 かつ市内多 数	第1項の3号
災害が隔絶した地域で発生する等被災者の救護が著しく困難である場合	多数（※1）	第1項の3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数（※2）	第1項の4号

指標となる被害項目	適用の基準（滅失世帯数）	該当条項
災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第2条第1号） 被災者について、食品の供与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）		

（注1）※1、※2 の場合には、知事が内閣総理大臣と連絡調整を行う必要がある。

（注2）上記※1 に係る事例

- ・有毒ガスの発生や放射性物質等の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、特殊技術を必要とする場合。
- ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需物資等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合。

（注3）上記※2 に係る事例

- ・住家被害の程度に関わらず、多数の者の生命又は身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合。
- ・交通事故、飛行機の墜落等により多数の者が死傷した場合。
- ・有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合。
- ・被災者が現に救助を必要とする場合。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件

災害救助法第2条第2項に基づく、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

（3）被害の認定基準

ア 滅失世帯の算定

住家が滅失した数の算定は、住家の「全壊（全焼・全流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

① 住家全壊（全焼・全流失）	1世帯で	} 住家滅失 1世帯 として換算
② 住家半壊（半焼）	2世帯で	
③ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家3世帯で		

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

イ 全壊等の認定

災害救助法による「被害の認定基準」は、以下のとおりである。

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 滅失 全焼 全流失	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるもの
住家半壊 半焼	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるもの
大規模半壊	損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるもの
中規模半壊	損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるもの
半壊	損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるもの
準半壊	損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるもの。
床上浸水	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものであるもの
準半壊に至らない（一部損壊）	住家の損壊程度が準半壊に至らないものであるもの
<p>※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。 ただしマンション、アパート等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p> <p>※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>	

資料)「災害の被害認定基準について」(令和3年6月24日府政防670号)
「災害救助事務取扱要領」(令和4年7月 内閣府政策統括官(防災担当))

2 救助業務の実施者 <県、各班>

- ① 災害救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、その実施については、県知事が実施主体者となり、市町村長はこれを補助する。
- ② 市町村長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事を行う実施を待つことができないときは、救助に着手する。

- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市町村長に救助を行わせることができる。（下表参照）。なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき本部長（市長）が応急措置を実施する。

■災害救助法適用後の救助の種類や実施主体者等

【災害が発生した場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	市長（地域共創部）
飲料水の供給	7日以内	市長（上下水道部）
被服、寝具等の給（貸）与	10日以内	市長（地域共創部）
医療	14日以内	知事（救護班・日赤）
助産	分娩日から7日以内	知事（救護班・日赤）
被災者の救出	3日以内	市長（都市部）
住宅の応急修理	3ヶ月以内 （緊急修理：10日以内）	市長（都市部）
学用品の供与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市長（教育部）
埋葬	10日以内	市長（環境部）
死体の搜索	10日以内	市長（都市部）
死体の処理	10日以内	知事（救護班・日赤）
障害物の除去	10日以内	市長（都市部）

【災害が発生するおそれがある場合の救助】

救助の種類	実施期間	実施主体者等
避難所の供与	7日以内	市長（教育部）

3 災害救助法の適用手続き <管財・財政班>

災害時、市域内における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。

また、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができない場合には、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受ける。なお、要請又は報告は、県防災危機管理部を経由し

て県知事に対し次に掲げる事項について、まずは、口頭又は電話をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既にとった救助措置及びとりとうとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲 <管財・財政班>

災害救助法による救助の種類、方法、期間及び費用の範囲は以下のとおりである。

※災害救助法被害認定基準 (資料集 資料1-15)

※災害救助法による救助の種類、方法、期間等 (資料集 資料1-16)

第4節 水防活動

市は、気象状況、河川水位等から利根川の氾濫発生が予想される場合、各防災関係機関と協力して危険区域の監視警戒、通信連絡を行い、被害の軽減を図るための活動を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水防計画	消防本部班、消防署班、消防団班
2 水防組織	土木班、消防本部班、消防署班、消防団班
（1）水防区域	
（2）水防体制	
（3）水防本部（印旛利根川水防事務組合）	
3 水防配備体制	本部事務局、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班
（1）災害警戒本部の設置	
（2）警戒体制	
（3）災害対策本部の設置	

【活動目標】

事前、初動	1 水防計画、2 水防組織、3 水防配備体制
-------	------------------------

1 水防計画 <消防本部班、消防署班、消防団班>

市を包含する、水防法に基づく水防計画として印旛利根川水防実施計画が定められている。この水防計画は、水防法のほか、千葉県水防計画及び印旛利根川水防事務組合水防実施に関する条例（昭和39年）に基づき、市を含む構成6市2町における以下の要項について示している。

■印旛利根川水防実施計画

目的	一級水系に係る洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を未然に防止あるいは軽減し公共の安全を保持すること。
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防上緊要なる水防組織に関すること。 ●気象、水位の観測、通報連絡に関すること。 ●水防団受持配置に関すること。 ●巡視、警戒、出動、避難及び水防に必要な資材、器材、設備の整備運用等に関すること。

2 水防組織 <土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

（1）水防区域

下利根川右岸印西市竹袋（旧手賀沼垵樋）より栄町入口までの一級水系

（2）水防体制

水防活動を開始すれば水防本部の外に、水防支部4ヶ所、水防屯営10ヶ所を設ける。水防本部は、栄町消防本部内組合事務局とする。

(3) 水防本部（印旛利根川水防事務組合）

組合事務所：印旛郡栄町生板鍋子新田乙 20 番地 71 栄町消防本部内
水防本部長 管理者：栄町長 副本部長 印西市長

■水防本部の連絡先

連絡方法	電話番号	FAX番号
加入電話	0476-95-0119(代表) 0476-95-8983(直通) 090-7800-8983(携帯)	0476-95-7630(代表)
千葉県防災行政無線	629-723	629-722

3 水防配備体制 <本部事務局、土木班、消防本部班、消防署班、消防団班>

印旛利根川水防事務組合にあって、市町は第1次出動市町と第2次出動市町に分かれ、市は第2次出動市町に位置づけられている。業務内容を下記に示す。

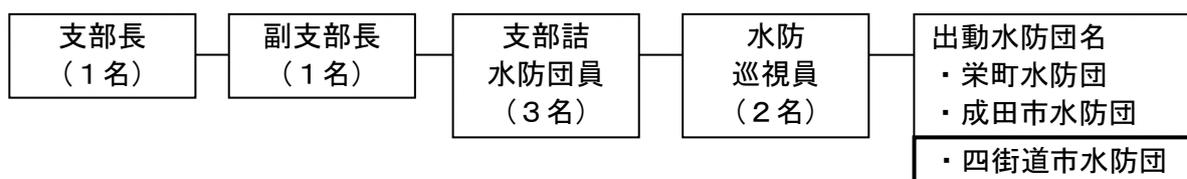
■業務内容

担当市町	水防活動
第1次出動市町 印西市、栄町	水災の警戒、防ぎよ、信号等
第2次出動市町 成田市、佐倉市、白井市、酒々井町、 四街道市、八千代市	水防資材の調達、供給、輸送

市消防団は、水防本部長（組合管理者）より指令された場合、水防法第5条第3項の規定により水防団となり、水防に関して水防本部長の所轄の下に行動する。

市の水防団（消防団）直轄支部の役職員並びに水防団員の配置は以下のとおりとする。

第4水防支部



市内の水防配備は以下のとおりとする。

(1) 災害警戒本部の設置

危機管理監は、大雨、洪水警報が発表され、又は市域内に浸水のおそれがある場合、直ちに四街道市災害警戒本部を設ける。また、消防長を通じて消防署及び消防団に待機命令を下す。

本部設置後、災害警戒本部長（危機管理監）は、直ちに本部事務局長（危機管理室長）に命じ、印旛利根川水防事務組合にその旨を連絡させる。

(2) 警戒体制

災害警戒本部が設置された場合、危機管理監は、必要に応じ管轄の消防署及び消防団の連絡員を災害警戒本部に詰めさせ、水防活動に支障のないよう努める。

(3) 災害対策本部の設置

市に災害対策本部が設置されたときは、この水防配備体制は災害対策本部に受け継がれ、同本部長（市長）の指揮監督を受ける。

第5節 避難活動

災害が発生又は発生のおそれがある場合、市は、市民等に対して警戒レベル（3以上）の発表と避難情報を発令し、所定の指定避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。また、市民等は、警戒レベルの段階を問わず、主体的に情報を収集し、速やかに行動する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 (1) 避難情報の発令 (2) 避難指示の実施責任者・区分等 (3) 警戒区域の設定 (4) 避難の指示等 (5) 知事への報告 (6) 防災関係機関への通報	本部事務局、四街道警察署
2 避難 (1) 避難行動 (2) 避難誘導 (3) 避難順位 (4) 自衛隊との協力 (5) 避難行動要支援者に対する避難誘導	土木班、消防署班、消防団班
3 指定避難所の開設 (1) 市による開設 (2) その他民間施設等の利用 (3) 知事への報告	本部事務局、避難所班
4 指定避難所の運営 (1) 指定避難所の運営 (2) 指定避難所における要配慮者への配慮 (3) 指定避難所における衛生環境整備 (4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策 (5) ペット同行避難への対応	福祉班、保健医療班、避難所班
5 避難所外避難者への対応	保健医療班、避難所班
6 指定福祉避難所の開設及び運営 (1) 指定福祉避難所の開設 (2) 指定福祉避難所の運営 (3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容	福祉班
7 広域避難等への対応 (1) 市外被災者への支援 (2) 広域避難者の受入れ (3) 他市町村への支援	本部事務局、各班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の収集に関すること ・ 避難準備に関すること ・ 避難情報の収集に関すること ・ 円滑な避難への協力に関すること ・ 指定避難所の運営への協力に関すること ・ 感染症対策に関すること ・ ペット同行避難の際の理解と協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前避難の呼びかけに関すること ・ 地域住民の避難誘導に関すること ・ 避難所運営委員会による指定避難所の運営に関すること ・ 避難所外避難者支援への協力に関すること

【活動目標】

事前、 初動～緊急	1 警戒レベルを用いた避難情報の発令、2 避難、3 指定避難所の開設
緊急～応急～応急復旧	4 指定避難所の運営、5 避難所外避難者への対応、7 広域避難等への対応
応急～応急復旧	6 指定福祉避難所の開設及び運営

1 警戒レベルを用いた避難情報の発令 <本部事務局、四街道警察署>

(1) 避難情報の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保）の発令の目安は、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を参考に、以下のとおりとする。

また、避難情報を発令する場合、銚子地方气象台、河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

■警戒レベルを用いた避難情報の区分

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される情 報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがか えって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全に とることができるとは限らず、また本行動をとった としても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全 確保)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 [*] は危険な場所から避難(立退き避難又は 屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設 利用者的高齢者や障がいのある人等、及びその人の 避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控 えるなど普段の行動を見合わせはじめたり、避難の 準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リス ク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミン グ等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再 確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確 認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化 のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への 心構えを高める。

■市民等のとる避難行動

避難行動	内容
避難行動 (安全確保行動)	数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」をいう。 ※下記①から③のすべてが避難行動である。
緊急安全確保	①命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。
立ち退き避難	②災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。 ●避難先の例 ・指定緊急避難場所（同施設）への移動 ・安全な場所への移動（公園や親戚・友人宅等へ）
屋内安全確保	③災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。

■避難情報の発令の目安

項目	内容
緊急安全確保 【レベル5】	水害 ●状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき ※ 市域の河川等において、水位や現地情報等が把握できる場合、氾濫が発生しはじめたときに緊急安全確保の発令を検討する。
	土砂災害 ●大雨特別警報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「極めて危険」となったとき ●土砂災害が発生したとき
避難指示 【レベル4】	水害 ●消防署等関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 ●浸水の発生に関する情報が市民等から通報された場合
	土砂災害 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となったとき ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●避難指示が検討される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ●土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合

項目	内容
高齢者等避難 【レベル3】	水害 ●警戒巡視等により危険が予測される場合 ※ 市域の河川等において、降水量・降水時間と氾濫の関係性が明確になる場合、高齢者等避難の発令を検討する。
	土砂災害 ●大雨情報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨が言及されている場合

※水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難情報発令の判断材料とする。

※小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市が判断できる情報が少ないことから、市民等からの被害情報を入手して避難情報の発令の参考とする。

（2）避難指示の実施責任者・区分等

避難指示を発すべき権限のあるものは、災害の種類に応じてそれぞれの法律により以下のとおり定められており、相互に連携をとり実施する。

■避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長(市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

（3）警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定できる。

(4) 避難の指示等

本部長（市長）は、浸水、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

本部長（市長）が、避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

■避難指示の内容

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
 - ア 火気等危険物の始末
 - イ 食料、水、最小限の肌着、救急薬品等の携帯
 - ウ 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
 - エ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住人自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと。

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、以下の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保が可能な場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所配備職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

■避難指示の流れ



(5) 知事への報告

本部長（市長）は、避難指示等を発令もしくは解除した場合、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、下記の事項について県災害対策本部事務局に報告する。

災害応急対策編

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
- ⑥ 災害による市民等の避難の状況
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他必要な事項

(6) 防災関係機関への通報

本部長（市長）は、避難指示等を発令するときは、防災関係機関に対して連絡し、必要に応じて協力を要請する。

2 避難 <土木班、消防署班、消防団班>

(1) 避難行動

避難指示等により避難する場合、原則として、区・自治会、自主防災組織が中心となって自助・共助により避難する。

ア 避難の準備

避難の準備に際しては、以下の事項を周知徹底する。

- ① 避難に際しては、必ず火気等の始末を完全に行う。
- ② 会社や工場は、浸水その他の被害による油脂類の流出防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。
- ③ 非常持出品等は必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

イ 段階避難

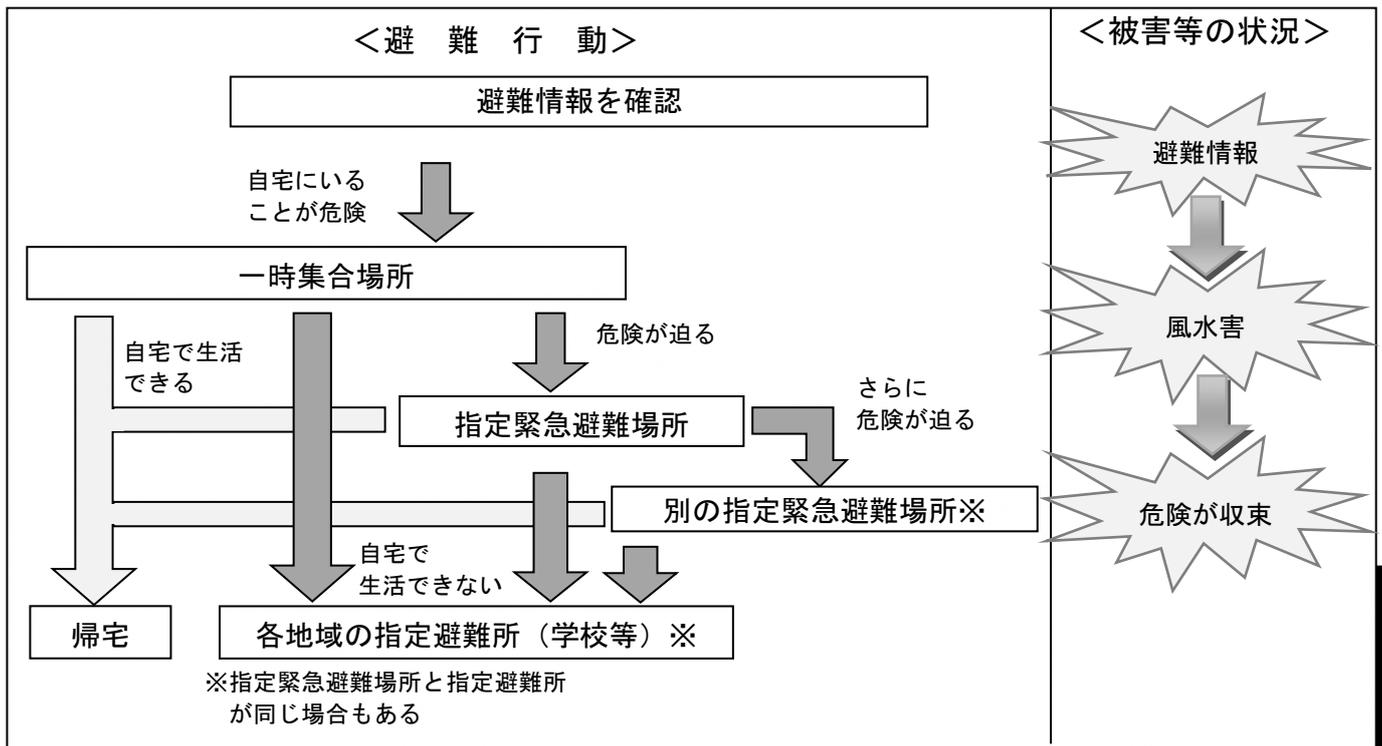
基本的な避難行動として、区・自治会、自主防災組織等で事前に定めておいた一時集合場所（公園・空地等）に集合し、区・自治会、自主防災組織等による集団を形成して避難を開始する。

なお、避難に際しては、災害の状況を踏まえて、適切な避難先及び避難経路を選択し、臨機応変な避難行動をとる。一時集合場所に集合することが危険な場合等は、直接、安全な避難場所に避難する。

ウ 指定避難所への移動又は自宅での居住継続

危険が収まった後、自宅での生活が困難な者は、地域の指定避難所へ移動する。避難手段は、災害の状況を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合を除き原則として徒歩避難とする。また、避難の際は可能な限り非常持出品等を持参する。なお、市民は自宅での安全が確保できる場合は、できる限り自宅での居住を継続する。

■避難行動の基本的な流れ



(2) 避難誘導

避難に際しては、原則として、区・自治会、自主防災組織等が避難誘導を行う。

避難指示を発令した場合、警察署、消防署、消防団の協力のもと、区・自治会、自主防災組織等と連携して避難誘導を行う。

- ① 誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、危険箇所の標示、なわ張り等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。指定避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行い、浸水等の場合は、ロープ等の資機材を利用して安全を図る。
- ② 区・自治会、自主防災組織等は、地域住民の集団避難を促す。
- ③ 浸水等で最初の避難場所が危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

(3) 避難順位

緊急避難の必要がある地域や施設から避難を開始する場合、通常は以下の順位とする。

■避難指示の流れ

順位	被災者
1	障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者及びこれらの介助者
2	順位 1 以外の市民
3	防災業務従事者

(4) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、都市部各班、消防署班、消防団班は自衛隊と協力し、避難者の誘導、輸送等を行う。

(5) 避難行動要支援者に対する避難誘導

市は、自力での避難所までの安全な避難が困難な避難行動要支援者については、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

3 指定避難所の開設 <本部事務局、避難所班>

(1) 市による開設

- ① 施設の勤務時間内に、災害対策本部からの開設指示があった場合、指定避難所の学校長等施設管理者は、指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。また、緊急を要するときは施設管理者の判断で開設する。
- ② 勤務時間外の場合は、避難所配備職員が指定避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
- ③ 避難所配備職員は、指定避難所の状況を防災無線等により災害対策本部に連絡する。
- ④ 施設管理者は、災害発生後、施設の被災状況を点検し、建物の破損やライフラインの確認を行うとともに、必要に応じ使用や立入禁止の措置等を行う。また、速やかに、受水槽の給水栓を閉め、飲料水を確保し、給水活動を行う。
- ⑤ 市は災害発生後、速やかに応急危険度判定により、指定避難所の安全性を確認する。

(2) その他民間施設等の利用

指定避難所のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、民間施設等の利用と、企業や区・自治会、自主防災組織等の協力を得て対応する。また、公園等の屋外空間であっても、状況に応じ、テント等の設営によって避難所として開設する。

(3) 知事への報告

指定避難所を開設した場合は、本部長（市長）は、直ちに指定避難所開設の状況を県知事に報告する。

※四街道市指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

（資料集 資料 3-13）

4 指定避難所の運営 <福祉班、保健医療班、避難所班>

(1) 指定避難所の運営

- ① 市は指定避難所の運営の支援や市災害対策本部との連絡のために避難所班の職員（避難所配備職員）を派遣する
- ② 指定避難所の運営は、避難所運営委員会が主体となって実施し、避難所班の職員（避難所配備職員）や施設管理者等がその運営を支援する。ただし、避難所運営委員会が事前に設立していない場合は、関係する区・自治会、自主防災組織、避難所班の職員（避難所配備職員）、施設管理者等が協力して速やかに避難所運営委員会を設立して、同委員会が主体となり運営する。なお、いずれの場合も、避難者は、努めて同委員会の活動に参画する。
- ③ 避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者）は、市が作成した「災害時における指定避難所運営マニュアル」をひな形として、自らが地域の実情等に合わせ作成した運営マニュアル等に基づき、指定避難所の運営を行う。
- ④ 災害発生直後は、指定福祉避難所の体制が整わない可能性があることから、指定避難所において、要配慮者に対応した福祉避難スペースの確保に努める。
- ⑤ 保健医療班は、適宜連絡により避難所の健康課題について助言する。また、保健医療職

の巡回について、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等を勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。

※指定避難所運営のための様式

(資料集 資料 4-4)

(2) 指定避難所における要配慮者への配慮

市は、要配慮者の尊厳ある避難生活を守るための配慮に努めることとする。指定避難所の生活においては、障がい者や高齢者等の要配慮者に配慮した食事や設備を整備するとともに、男女のニーズの違いやプライバシー等に配慮し更衣や授乳等のためのスペースについて考慮する。

市は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

市は、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

■指定避難所運営上の配慮事項（例）

対象	内容
女性や子ども	<input type="checkbox"/> 女性や子どものための相談窓口 <input type="checkbox"/> 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 <input type="checkbox"/> 女性専用の物資配布 <input type="checkbox"/> 防犯対策 <input type="checkbox"/> 交流（遊び）スペースの確保 <input type="checkbox"/> 子ども用の生活用品の導入
要配慮者	<input type="checkbox"/> 和室やトイレに近い場所での収容スペースの確保 <input type="checkbox"/> 福祉関係者との連携による相談や介護等の支援 <input type="checkbox"/> 音声と文字での伝達や手話通訳者の配置 <input type="checkbox"/> 指定避難所生活が困難な場合には、指定福祉避難所への移動を災害対策本部へ要請
その他	<input type="checkbox"/> 指定避難所におけるペットの対策 <input type="checkbox"/> 車中泊を行う避難者の駐車スペース <input type="checkbox"/> 食物アレルギーを有する者のニーズの把握、食物アレルギーに配慮した食料の確保等

※指定避難所運営のための様式

(資料集 資料 4-4)

(3) 指定避難所における衛生環境整備

感染症・食中毒予防のため、基本的に居住区域は土足禁止とし、トイレやごみ置き場での排泄物や生ごみの処理について、避難者への周知徹底を図る。

(4) 指定避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

指定避難所では、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成 25 年 8 月（令和 4 年 4 月改定））や「避難所運営ガイドライン」（内閣府（防災担当）平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定））などに基づき、以下に示す新型コロナウイルス等の感染症対策をとる。なお、感染症法上の位置づけ変更や特性の変化により、対応が変

更になる可能性があるため、その時点で最新の情報を確認することに留意する。新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルス、インフルエンザウイルス等各種感染症への対応方法についても同様とし、場面に応じた周知を行う。

ア 避難所における感染症対策

避難所における感染症対策として、避難者や避難所スタッフの手洗い、定期的な換気、飛沫感染への注意などの徹底を図る。

イ 避難者の健康確認・健康管理

避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行う。また、定期的に、避難者や避難所のスタッフの健康状態の確認を行う。

ウ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者への対応

発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者に対しては専用スペース等を設け、専属のスタッフを配置したうえで、そのスタッフと最小限の接触となるような体制（掲示等の事前準備）、及び一般の避難者とは接触しない体制をとる。

また、専用スペース等を確保できない場合は、発熱者等専用避難所の開設を検討する。

(5) ペット同行避難への対応

市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

5 避難所外避難者への対応 <保健医療班、避難所班>

市は、区・自治会、自主防災組織の協力により、在宅、テント泊、車中泊等指定避難所外の避難者の所在を確認し、指定避難所の避難者に準じる支援を行う。

また、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、避難所等伝達しやすい場所へのポスター掲示やリーフレットの配布等により、早期から予防周知活動を行う。また、避難所への巡回チームが発足した状況下では、必要に応じて健康相談や保健指導を実施する。

6 指定福祉避難所の開設及び運営 <福祉班>

(1) 指定福祉避難所の開設

障がい者や高齢者等の要配慮者で通常の指定避難所では避難生活が困難な者を収容するため、指定福祉避難所を開設する。

なお、開設にあたり避難所運営委員会は、指定避難所に収容されている要配慮者を調査し、災害対策本部に報告する。

また、在宅で避難をしている要配慮者の状況については、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等の情報を基に把握する。

- ① 調査結果に基づき、指定福祉避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した施設の受入可能状況を把握したうえで、施設に職員を派遣し、指定福祉避難所を開設する。
- ② 指定避難所での生活が困難と認められる者を指定福祉避難所に移送するにあたっては、当該対象者を介助する者又は市が避難所運営委員会やボランティア等の協力も得て行う。

(2) 指定福祉避難所の運営

派遣職員は、施設管理者と連携して、要配慮者の特性に応じた受入れ調整や生活支援を実施する。

派遣職員は、必要な人員・物資等を把握し、不足が生じた場合は災害対策本部に連絡し調達する。

(3) 指定福祉避難所以外の公共施設等への収容

あらかじめ指定した指定福祉避難所だけでは、要配慮者を収容できない場合は、指定以外の施設を福祉避難所とし、それでも不足する場合は、県や協定自治体等での収容を要請する。

7 広域避難等への対応 <本部事務局、各班>

(1) 市外被災者への支援

市は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」「茨城県北茨城市との災害時における相互応援協定」「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」「中越大震災ネットワークおぢや」等により、被災市町村又は知事からの応援要請があった場合に、また、応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に市外被災者への支援を行う。

県外で大規模な災害が発生した場合には、支援先、支援内容等について県や近隣自治体等と調整のうえ、迅速かつ円滑な支援を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

大規模な災害により、市町村、都道府県の区域を超えた広域的な避難を要する場合には、同時被災等の受入れを行うことが困難な場合を除き、県及び県内市町村と協議のうえ、広域避難者の受入れを行う。

避難者の滞在施設として公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による提供に努める。

広域避難者を受け入れた場合、国の「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から任意に提供された避難先等の情報を、避難前の県、市町村へ提供し、避難者への情報提供、支援を円滑かつ効果的に行う。

(3) 他市町村への支援

他の市町村が被害を受け、救援物資等による支援が必要と認められる場合は、以下の内容について協議のうえ決定する。

また、市は、地元企業・個人から被災市町村へ物資等を送りたいとの要望に対し、効果的な輸送体制の整備に努める。

なお、担当部署は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ① 職員の派遣 | (窓口：総務部人事課) |
| ② 防災資機材、防災備蓄品の支援 | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ③ 市民からの義援金等の受付等 | (窓口：福祉サービス部社会福祉課) |
| ④ 全国避難者情報システム 避難者の受入れ | (窓口：危機管理監危機管理室) |
| ⑤ 避難者用応急仮設住宅 | (窓口：都市部建築課) |
| ⑥ その他の支援 | (被害状況と支援内容により危機管理監が窓口を決定する) |

第6節 要配慮者対策

災害時に障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、民生委員・児童委員、地域住民、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、「四街道市避難行動要支援者避難支援全体計画」及び国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、安否の確認、情報提供の支援を実施する。

また、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児等の要配慮者が尊厳ある避難生活を営むため、千葉県の「震災時における避難所運営の手引」等を踏まえ、指定避難所生活の支援を実施する。

避難の誘導については、本章第5節「避難活動」に準じる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 要配慮者への対応	本部事務局、福祉班、子育て支援班
(1) 福祉全般の相談窓口の開設	
(2) 情報提供	
(3) 児童への配慮	
(4) 外国人への配慮	
2 指定避難所生活への対応	福祉班、保健医療班
(1) 避難生活の確保	
(2) 避難生活への配慮	
(3) 指定福祉避難所での配慮	

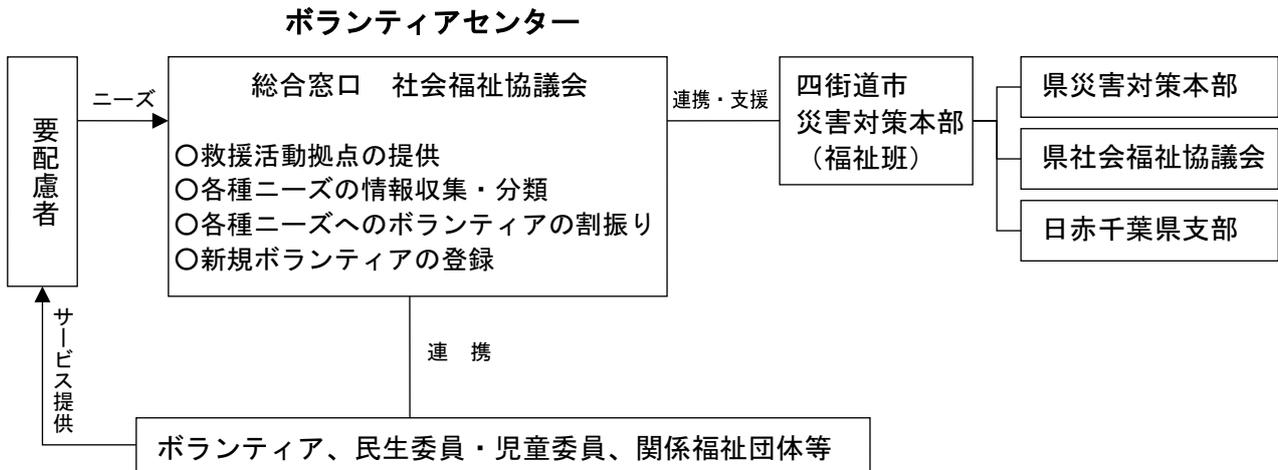
【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の声掛け、同行避難に関すること ・避難所生活での配慮に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動支援に関すること ・避難所生活での配慮に関すること

【活動目標】

事前 初動～緊急～応急～応急復旧	1 要配慮者への対応
緊急～応急～応急復旧	2 指定避難所生活への対応

■ボランティアと連携した要配慮者対策（概念図）



1 要配慮者への対応 <本部事務局、福祉班、子育て支援班>

- (1) 福祉全般の相談窓口の開設
障がい者や高齢者等の要配慮者に対して、地域住民の協力を得た支援体制を確立し、相談窓口を早期開設する。
- (2) 情報提供
要配慮者に対し、迅速かつ正確に情報の提供を行うため、関係福祉団体やボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。
- (3) 児童への配慮
民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災組織等と連携し遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。
- (4) 外国人への配慮
日本語による意思疎通が十分でない外国人のため、英語や数ヶ国語による防災手引きや案内を活用した支援を行う。

2 指定避難所生活への対応 <福祉班、保健医療班>

- (1) 避難生活の確保
 - ① 情報を整理する書式等の用意及び情報伝達ルートが確保され、要配慮者が見過ごされないように避難住民に徹底する。
 - ② 簡易トイレ、ベッド等の要配慮者の状態に応じて必要な機材を確保する。
 - ③ 指定避難所への専門職（カウンセラー、医療、保健、福祉担当者、介護福祉士、手話通訳等）の派遣を考慮する。また、保健医療職の巡回については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。
- (2) 避難生活への配慮
 - ① ボランティア等との協力体制により、被災者や家族からの相談にのり、必要なサービスを確保する。

- ② 要配慮者の避難生活が長期になることが予想される場合、必要に応じ、ボランティア等と協力し、介護がしやすい施設（指定福祉避難所）へ移動させる処置を行う。
- ③ 必要に応じ、社会福祉施設等への緊急入所等の措置をとる。
- ④ 市は、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を要請する。

（3）指定福祉避難所での配慮

- ① 指定福祉避難所を開設したときは、施設に職員を派遣し、市との連絡体制の確保に努める。
- ② 必要に応じて仮設トイレを施設管理者と協議のうえ、所定の場所に設置する。
- ③ 福祉サービス事業者等と連携を図り、要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も受けることができる対応に努める。
- ④ 要配慮者の相談に対応する相談窓口を、指定福祉避難所に設置し、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行う。また、保健医療職の相談については、受援の状況と救護所等での医療職のニーズ等も勘案し、実施可能な時期にチームを編成し、実施する。

第7節 消防活動

災害発生直後に起こる多数の救急・救助事象に対処するため、その基本となる計画が必要であり、本計画において地域の消防活動の大綱を明らかにする。なお、具体的な計画については、大規模地震等対応計画において策定する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 消防通信施設の現況	消防本部班、消防署班
2 初動体制	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 組織体制	
(2) 消防職員の参集	
(3) 部隊の編成計画	
(4) 消防本部等における初動措置	
(5) 初期における情報収集体制	
(6) 通信の運用計画	
(7) 消防団の活動	
3 火災防ぎょ活動	消防本部班、消防署班、消防団班
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 出動途上において他の災害を覚知した場合の対応	
(4) 長期活動に対する活動支援	
4 危険物施設等の応急対策	消防本部班
(1) 応急対策の実施	
(2) 応援要請の実施	
(3) 施設責任者の応急措置等	
5 救急・救助活動	消防本部班、消防署班、消防団班、 四街道警察署
(1) 部隊運用	
(2) 現場活動の基本方針	
(3) 消防庁舎における救護活動	
(4) 救護所との連絡体制	
(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動	
(6) 受入れ医療機関の把握	
(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施	
(8) 関係機関との連携	
(9) 県内消防機関相互の応援	
(10) 緊急消防援助隊の要請	
(11) 自衛隊との協力	
(12) 惨事ストレス対策	

項目	担当(所属等)
6 行方不明者の捜索	消防署班、消防団班、四街道警察署、 管財・財政班
(1) 行方不明者の存否確認	
(2) 行方不明者の氏名情報の公表	
(3) 行方不明者の捜索	
(4) 災害救助法の手続き	
(5) 自衛隊との協力	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の協力に関すること ・救出活動の協力に関すること
----	--

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 消防通信施設の現況、2 初動体制、3 火災防ぎょ活動 4 危険物施設等の応急対策、5 救急・救助活動、6 行方不明者の捜索
---------------	--

1 消防通信施設の現況 <消防本部班、消防署班>

消防本部、消防署、分署に消防業務用として無線電話通信網と有線電話通信網（一般加入電話のほかに消防用電話）が整備されている。無線電話通信は、市内全域が通信範囲となるので、災害通信用として活用する。

※消防庁舎・分団詰所・車両・資機材等状況一覧表 （資料集 資料3-17）

2 初動体制 <消防本部班、消防署班、消防団班>

(1) 組織体制

消防本部では、常時、災害に対応できる体制を確保しているが、災害時には、これらの機能を強化した災害消防活動体制を確立する。災害が発生した場合、災害配備体制を発令し、直ちに活動を開始する。

なお、消防庁舎に大きな被害が生じた場合、消防機能の継続を維持するため、活動拠点の代替場所、電源用燃料について関係機関との協定の締結等により確保する。

(2) 消防職員の参集

ア 覚知義務及び自発的参集

- ① 職員は、出動命令を受けなくても、非常事態の発生を知り、常に出動命令に応じられる体制を整えるため、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて、気象情報及び災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 職員は特異な災害の発生を聞知したときは、当該災害の状況を判断し招集を待つことなく自発的に参集する。

イ 消防団員の自発的参集

- ① 消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握する。
- ② 招集の発令前であっても発令の可能性が十分であることを予知したときは、自発的に参集する。

(3) 部隊の編成計画

災害発生直後は、平常時の部隊要員により部隊を編成しなければならず、必要最小限の人員で1隊でも多くの部隊を編成する。また、その後においては、職員の参集状況や災害の発生状況に応じて、必要な部隊の追加や各部隊への増員を行う等の柔軟な部隊編成をとる。

(4) 消防本部等における初動措置

災害発生直後の消防本部及び消防署における初動措置は、庁舎や通信施設等の機能確保、車両の確保、被害状況の把握、情報収集体制の強化、活動資機材の増強準備についての計画をあらかじめ定めるものとし、訓練等により職員に徹底を図る。

(5) 初期における情報収集体制

災害発生直後の初期の段階では、各種設備及び施設、有線及び無線（防災無線、アマチュア無線、タクシー無線等）の通信施設、参集職員並びに消防団及び自衛消防組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用した迅速、的確な情報収集体制を確立する。

■収集する情報

情報の種類	内容
災害（被害）に関する情報	① 事故発生場所・対象物名 ② 被害の規模 ③ 被害の拡大危険性と増強隊の必要性 ④ 死傷者の有無と性別、年齢別人数
部隊運用に関する状況	① 消防部隊の編成及び非常招集参集状況 ② 交通情報としての道路破壊や交通渋滞状況 ③ 死傷者の収容に必要な情報（病院、遺体安置所） ④ 消防水利に必要な水道等の情報
生活安全確保に関する情報	① 避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報 ② 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途 ③ 消防本部以外の防災関係機関の活動状況 ④ その他、救援物資等に関する情報

(6) 通信の運用計画

大規模な災害時には、災害の多発による通信の輻輳や、通信施設の被害による通信機能の低下が予測されるため、通信統制を実施する。また、統制波、主運用波、四街道消防・救急波の各無線波の運用方法等については千葉県消防広域応援基本計画等の定めによる。

(7) 消防団の活動

ア 組織

① 活動体制

消防本部に指揮本部が設置された場合は、消防団の機能を効果的に発揮されるため、消防団長が副本部長となり、消防本部と連携して災害時に消防団活動の全般を指揮統制する。

② 活動方針

消防団は地域防災の中核として消防本部との連携体制を確保し、安全に対する配慮と

確認を行いながら、地域住民の安全確保や避難を最優先に活動を実施する。

イ 活動

① 初期活動

活動体制は分団単位の活動を原則とし、地域密着性・動員力及び即時対応力の機能を最大限に発揮し、被害状況の把握と出火防止広報を行うとともに、初期消火活動にあたる。

② 消火活動

消防本部の出動もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して実施する。

③ 救急救助活動

救急救助活動は、火災の緩急度合いを考慮して、区・自治会、自主防災組織等の地域コミュニティ連携による迅速かつ効果的な救出救護体制の確立を図るものとなる。

また、要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行う。

④ 避難誘導

避難情報が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら市民を安全に避難させる。

3 火災防ぎょ活動 <消防本部班、消防署班、消防団班>

火災防ぎょ活動は、時間経過による火災状況に応じて、部隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応を行う。また、自主防災組織及び自衛消防組織が行う消火活動も考慮する。

(1) 部隊運用

部隊運用は、時間経過に伴う消防職団員の参集状況等消防機関の対応能力を考慮し、あらかじめ時間経過に対応できる部隊の運用方針、運用主体等について定めておく。

また、緊急消防援助隊や千葉県消防広域応援隊からの応援活動が行われることを想定した、応援部隊の運用についても考慮する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動方針

災害時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と災害により発生した火災の早期鎮火、人命の救出、救助及び避難経路の安全確保を原則とした活動を実施する。

イ 活動原則

① 避難場所、避難経路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難経路確保の消防活動を実施する。

② 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を実施する。

③ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を実施する。

④ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地への延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して他の活動にあたる。

⑤ 重要対象物（病院、ライフラインの関係施設等）の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防ぎよ上に必要な消防活動を優先して実施する。

⑥ 集中防ぎよ

火災発生件数が消防力をはるかに上回り消防隊個々の火災防ぎよでは効果がないと判断される場合は、防ぎよ線を設定して集中的な防ぎよ活動を行う。

(3) 出勤途上において他の災害を覚知した場合の対応

出勤途上においては、災害の発生状況により付近住民から火災及び救急・救助事故の通報がある場合や市民の行動によって本来の出勤場所へ行くことが困難な事態も予測されるので、その旨を指揮本部へ報告し、必要に応じ、消防隊等の応援を要請する。

(4) 長期活動に対する活動支援

消防本部は、大規模な延焼拡大等により火災防ぎよ活動が長期化した場合、長期活動に対する活動支援を行う。活動支援の主な内容としては、隊員に対する食料等の確保、燃料等活動に必要な物資等の調達、健康管理、医療用品の確保、仮眠施設の確保、交替要員の確保、資機材の確保等が挙げられる。

なお、必要な物資等のうち備蓄により確保ができないものについては、災害対策本部や流通業者等から調達する。

4 危険物施設等の応急対策 <消防本部班>

(1) 応急対策の実施

消防本部及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、関係機関とも十分連携し応急対策を実施する。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。

イ 危険物施設の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、応急措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ウ 石油類等危険物保管施設の応急措置

機関名	対応措置
消防本部	<p>危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

エ 危険物等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

(2) 応援要請の実施

消防本部は危険物施設で災害が発生した場合、速やかに被害の拡大防止に努めるとともに、災害の規模状況を判断し、必要に応じ千葉県広域消防相互応援協定によりその他市町村に対し応援を要請する。

また、緊急を要する場合、付近住民に対し避難指示、避難誘導を行う等必要な措置を講ずる。

(3) 施設責任者の応急措置等

施設が被災した場合、施設の責任者は関係機関に対して、直ちに通報・連絡するとともに、危険物の流出や拡散等の応急措置を実施する。

5 救急・救助活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

災害時には、火災をはじめ、建築物の倒壊等により、広域的に多数の救急・救助事象が発生することが予想される。このため、消防本部は、保健医療班、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、日本赤十字社、災害派遣された自衛隊、警察関係機関等との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、保健医療班との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等の迅速、的確な救急・救助活動を実施する。

(1) 部隊運用

救急・救助活動への部隊運用は、災害発生直後における火災多発時における部隊運用、さらには一定時間が経過した後における消防職団員の参集状況等、市の消防能力と火災の発生及び延焼拡大状況を考慮した部隊運用を実施する。

(2) 現場活動の基本方針

ア 活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救急・救助体制をとる。

イ 救急・救助活動

部・機関名	項目	対応措置
消防本部・消防団	救急・救助活動	1 活動の原則 救急・救助活動は、救命処置を要する傷病者を最優先とする。 2 出動の原則 救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、以下の優先順位により出動する。 (1)延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2)延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3)同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送に際しては、消防本部班、県救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局ヘリ、災害派遣された自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救急隊、県救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、区・自治会、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効果的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯、病院、学校、興行場等、多人数の出入りする場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

ウ 救急・救助資機材の調達

初期における装備資機材は、原則として消防本部・署の保有するものを使用する。装備資機材等に不足を生じた場合は、関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

(3) 消防庁舎における救護活動

多数の救急事象の発生により、救急要請が短時間に消防機関へ殺到することが十分予測される。そこで、災害発生直後には、ほとんどの職員が現場活動で消防署を離れていることに

留意し、県救護班の派遣を求める等、消防署での救護活動についても考慮する。

(4) 救護所との連絡体制

災害時における救護活動を効率的に実施するため、災害現場に災害対策本部により救護所が設置され、傷病者に対して必要な手当が実施される。傷病程度によっては適応する救急病院等の医療機関へ搬送するため、救護所の設置について確認を行うとともに、傷病者の搬送についての連絡体制の確立を図る。

(5) トリアージ・タグ（傷病者識別票）の活用による救護活動

多数の傷病者が発生している災害現場で、救急活動を効率的に実施するには、傷病者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な傷病者を優先して搬送する必要があるため、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。また、トリアージ・タグについては、統一した様式のものを使用する。

(6) 受入れ医療機関の把握

傷病者の搬送に際しては、救急病院をはじめ受入れ可能な医療機関情報の把握が重要となる。そのため、消防本部・署と救急病院とのホットラインや広域災害医療情報ネットワーク等を活用し、受入れ可能な救急病院やその他の医療機関を把握し、搬送先をコーディネートできる体制を確立する。

(7) ヘリコプターによる救急搬送の実施

傷病者を受け入れる医療機関については、遠距離となることや交通渋滞により救急車による搬送活動が困難になることが予測されるため、各防災関係機関の所有するヘリコプターの救急搬送体制の確立を図る。また、ヘリコプターによる救急搬送を実施する場合は、関係機関にその旨を周知する。

(8) 関係機関との連携

捜索・救助活動は、警察及び災害派遣された自衛隊と連携し、活動を実施する。また、救護活動は、保健医療班、保健所、医師会、日本赤十字社等と連携し、活動を実施する。

(9) 県内消防機関相互の応援

消防長は、大規模又は特殊災害が発生し、千葉県内消防機関による広域応援を必要と認めるときは、直ちに本部長（市長）に報告し、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、広域応援統括消防機関（千葉市消防局）の消防長へ応援要請を実施する。

(10) 緊急消防援助隊の要請

本部長（市長）は、災害の状況から四街道市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の応援を、「緊急消防援助隊の応援の要請に関する要綱」第4条に基づき、千葉県知事に要請する。

(11) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、負傷者の捜索救助を行う。

(12) 惨事ストレス対策

消防、救急・救助活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 行方不明者の捜索 <消防署班、消防団班、四街道警察署、管財・財政班>

行方不明者の捜索は市が行う（災害救助法適用の場合、知事からの委任事務として市が行う）。また、市だけで処理不能な場合は、他の市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

（1）行方不明者の存否確認

- ① 市は、四街道警察署や地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
- ② 行方不明者の確認は、住民基本台帳等と照合したうえで行う。

（2）行方不明者の氏名情報の公表

災害時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、捜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。氏名情報の公表は、「災害時における安否不明者の氏名情報等に係る公表方針」（令和3年9月）に示される公表基準に準じて行う。

■氏名情報の公表基準

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

公表範囲は、氏名、住所（大字まで）、性別、年齢及び被災状況とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

- ① 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合
- ② 当該安否不明者について、DV等の被害者として住民基本台帳の閲覧等が制限されている場合
- ③ その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合

（3）行方不明者の捜索

- ① 市は、行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、四街道警察署等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- ② 救助活動関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施する。）を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本章第12節「遺体の収容、処置」参照）。

（4）災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

（5）自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、行方不明者捜索を行う。

第8節 救援・救護活動

災害により多数の傷病者が発生する中で、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。また、被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動を行う。

第1 医療・救護

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 医療救護体制	保健医療班
2 災害医療情報の収集	保健医療班
3 救護班等の応援の要請	保健医療班
4 救護所の開設	保健医療班
5 後方医療機関への応援要請	保健医療班、関係機関
6 医薬品等の応援要請	保健医療班
7 傷病者等の搬送	保健医療班、消防署班
8 災害時医療の費用負担	管財・財政班、保健医療班
(1) 医療救護	
(2) 助産	

【自助・共助の役割】

市民	・ 応急救護の協力に関すること
----	-----------------

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 医療救護体制、2 災害医療情報の収集、3 救護班等の応援の要請、5 後方医療機関への応援要請
緊急～応急～応急復旧	4 救護所の開設、6 医薬品等の応援要請、7 傷病者等の搬送
応急復旧	8 災害時医療の費用負担

医療救護は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、国、県、他市町村、その他の関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法が適用された場合の体制

- 県が組織した救護班
- 日本赤十字社千葉県支部（以下「日赤県支部」という。）の長と締結した委託契約に基づき日赤県支部が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県医師会（以下「県医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県医師会が組織する救護班
- 一般社団法人千葉県歯科医師会（以下「県歯科医師会」という。）の長と締結した協定に基づき県歯科医師会が組織する救護班
- 国立病院機構等で組織する救護班
- 一般社団法人千葉県薬剤師会（以下「県薬剤師会」という。）の長と締結した協定に基づき県薬剤師会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県看護協会（以下「県看護協会」という。）の長と締結した協定に基づき県看護協会が組織する救護班
- 公益社団法人千葉県柔道整復師会（以下「県整復師会」という。）の長と締結した協定に基づき県整復師会が組織する救護班
- 災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム<DMAT>
- 県健康福祉部が設置する災害医療本部
- 県が災害医療本部を設置した場合において、県健康福祉部の指示によって各地域の保健所（健康福祉センター）に設置される合同救護本部
- 県と協定を締結した精神科病院等で組織する災害派遣精神医療チーム<DPAT>

※医療救護活動

（資料集 資料3-18）

1 医療救護体制 <保健医療班>

大規模な災害時には、印旛保健所（印旛健康福祉センター）（当初は日本医科大学千葉北総病院内に印旛地域合同救護本部（以下、「合同救護本部」という。）が設置され、県災害医療本部等と連携して医療救護活動を行う。この際、管内における医療救護活動は合同救護本部長（印旛保健所長）の指揮の下、地域災害医療対策会議においてあらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。市は、保健センターに市救護本部（保健医療班）を設置し、合同救護本部、市内医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに市域での医療救護活動を実施するとともに、合同救護本部の行う活動に協力する。

■合同救護本部の設置

設置者・管理者(本部長)	知事・印旛保健所長
指揮命令者	救護活動の実働は地域災害医療コーディネーター、運営全般は保健所長、最終的な指揮命令は知事
構成員	地域災害医療コーディネーター 救護チーム員（医師・看護師・保健師・薬剤師・事務職等）、個人参加の救護者（医師・看護師等）、市町村職員、保健所（健康福祉センター）職員、医療機関職員、その他

合同救護本部の組織	調整班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の災害時の医療・救護活動の総合調整に関すること。 ●管内の患者の搬送や受入れの調整等に関すること。
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関等の被害状況や医療ニーズ等の収集、分析に関すること。 ●県災害医療本部への報告及び支援要請に関すること。 ●その他合同救護本部長が必要と認める管内の医療・救護活動に関すること。
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●医療チーム（DMATを除く）の配置及び活動の調整に関すること。
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●管内の医療機関及び管内で活動する医療チーム（DMATを除く）への支援に関すること。

2 災害医療情報の収集 <保健医療班>

市は、医師会、合同救護本部、消防、警察、その他の関係機関と連携し、以下について情報収集を行う。

- ① 傷病者等の発生状況
- ② 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ③ 指定避難所及び救護所の設置状況
- ④ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- ⑤ 医療施設、救護所等への交通状況

3 救護班等の応援の要請 <保健医療班>

本部長（市長）は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長との協定及び日赤県支部地区・分区長との協力に基づく救護班の出動を要請するとともに、知事（又は合同救護本部）に医療救護班の派遣その他の応援を求めるほか必要な措置を講ずる。

なお、救護班の主な業務内容は以下のとおりとする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ③ 軽症患者等に対する医療
- ④ 指定避難所、救護所等での医療
- ⑤ 助産救護

4 救護所の開設 <保健医療班>

傷病者の対応は、市内医療機関の被災状況に応じて行われるが、医療機関だけでは対応しきれない場合、保健医療班は、指定避難所又は医療施設の一部、その他本部長（市長）が必要と認めた場所に救護所を開設する。なお設置場所の選定は、傷病者の発生状況や施設の被害状況、医療スタッフの参集状況等を踏まえ、段階的に行う。また、合同救護本部等から医療チームの来援があった場合、市医師会等救護班は巡回又は地域医療の復旧に切り替える。保健医療班は、引き続き傷病者の搬送、医薬品の輸送等の後方支援を行う。

5 後方医療機関への応援要請 <保健医療班、関係機関>

入院治療を要する患者が多数にのぼる等、市内において医療を確保することが困難な場合は、知事又は合同救護本部に対し、災害拠点病院をはじめとする後方医療施設の広域的な確保と受入れに必要な支援及び調整を要請する。

また、自衛隊が派遣された場合、保健医療班は自衛隊と協力し、救急患者、医師等の輸送を行う。

6 医薬品等の応援要請 <保健医療班>

市は、市内医療機関、薬局、医薬品販売業者等の協力により、医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材の調達を行う。救護所、医療施設等で不足する医薬品等については、合同救護本部を通じて、県災害医療対策本部に提供を要請する。

また、血液製剤の不足については、各医療機関から日本赤十字社血液センターに供給を要請する。

7 傷病者等の搬送 <保健医療班、消防署班>

大規模な災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を以下のとおりとする。

- ① 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- ② 緊急車両等による搬送は、最優先で治療の必要な者を優先する。
- ③ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ関係機関との連携のもとに実施する。
- ④ 市民は、自らの安全を確保したうえで、搬送が必要と思われる傷病者の救護所等への搬送について、可能な範囲で協力する。

8 災害時医療の費用負担 <管財・財政班、保健医療班>

災害救助法による医療救護等の経費の限度額及び期間は以下のとおりとする。

(1) 医療救護

ア 医療救護の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費
- ② 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者：協定料金の額以内

イ 期間

原則として災害発生の日から 14 日以内

(2) 助産

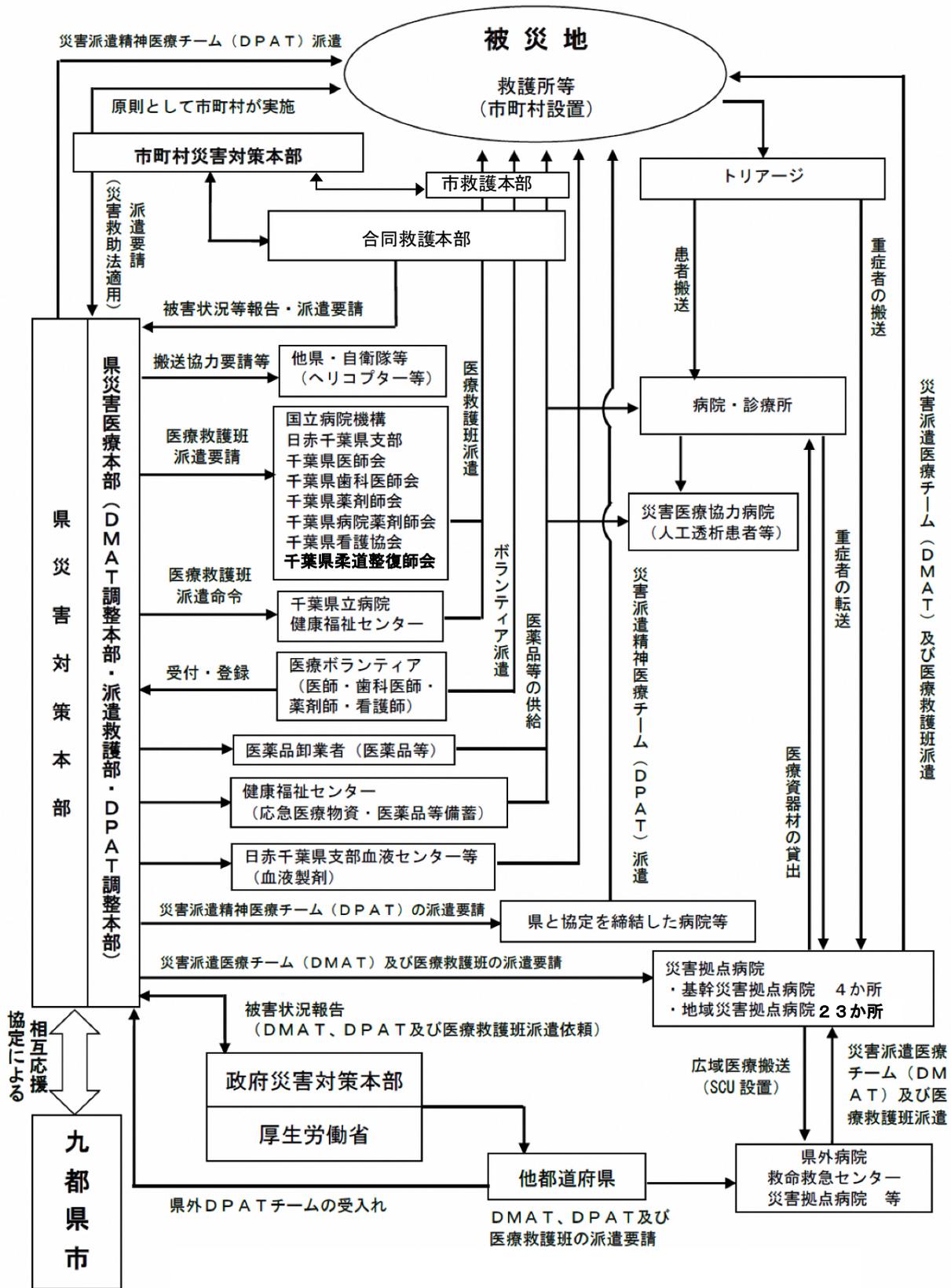
ア 助産の経費の限度額(千葉県災害救助法施行細則)

- ① 産院、医療機関：使用した衛生材料、処置費、薬剤の実費
- ② 救護班：使用した衛生材料の実費
- ③ 助産師：慣行料金の 80%以内

イ 期間

原則として分娩した日から 7 日以内

■医療救護活動の体系図（概念図）



※「市救護本部」は市保健センターに設置する。

第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急給水 (1) 給水量 (2) 給水方法 (3) 医療機関等への応急給水 (4) 水質の安全対策 (5) 広域応援の受入れ (6) 自衛隊との協力 (7) 災害救助法の手続き	水道供給班、管財・財政班
2 食料の供給 (1) 配布の対象者 (2) 食料の供給 (3) 食料の調達・搬送 (4) 食料受払の管理 (5) 炊き出し (6) 自衛隊との協力 (7) 災害救助法の手続き	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班
3 生活関連物資の供給 (1) 供給の対象者 (2) 物資の供給 (3) 物資の調達・搬送 (4) 物資受払の管理 (5) 自衛隊との協力 (6) プッシュ型支援への対応 (7) 災害救助法の手続き	福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水活動の情報収集に関すること ・ 炊き出しの協力に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難所での食料・物資の受入れや配布に関すること ・ 避難所運営委員会による炊き出しの実施に関すること

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急給水、2 食料の供給、3 生活関連物資の供給
------------	----------------------------

災害発生後、住宅の被害等による指定避難所の避難者や在宅避難者に対し、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活関連物資の供給活動を実施する。

1 応急給水 <水道供給班、管財・財政班>

飲料水の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 給水量

生命維持に最小限必要な量として1人1日3リットルを目標とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

※市内の浄水場一覧表

(資料集 資料3-19)

※浄水器設置場所一覧表

(資料集 資料3-21)

(2) 給水方法

市は、給水車等により指定避難所等の応急給水所に飲料水を運搬する。また、状況により仮配管による給水を行う。

(3) 医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関、社会福祉施設、救護所等より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

(4) 水質の安全対策

応急給水資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 広域応援の受入れ

応援要請に伴い、他の水道事業者から応援の申し出があった場合は、水道供給班が調整のうえ受け入れる。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、水道供給班は自衛隊と協力し、給水活動を行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う(本章第3節「災害救助法の適用」参照)。

2 食料の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

食品の供与・食料の供給は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 配布の対象者

① 指定避難所へ避難した者

② 自宅にあっても、住宅に被害を受けるなどにより炊事のできない者

- ③ 指定避難所外の避難者（在宅、車中泊、テント泊等の避難者）で炊事のできない者。
- ④ 旅行者、宿泊者等。
- ⑤ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者。
- ⑥ その他、本部長（市長）が必要と認める者

（2）食料の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 食料の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（3）食料の調達・搬送

ア 備蓄食料

物資供給班は、備蓄食料を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。

イ 調達食料

物資供給班は以下の方法により食料を調達する。

- ① 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する（加工品を原則とする）。
- ② 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- ③ 調達食料は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

ウ 救援食料

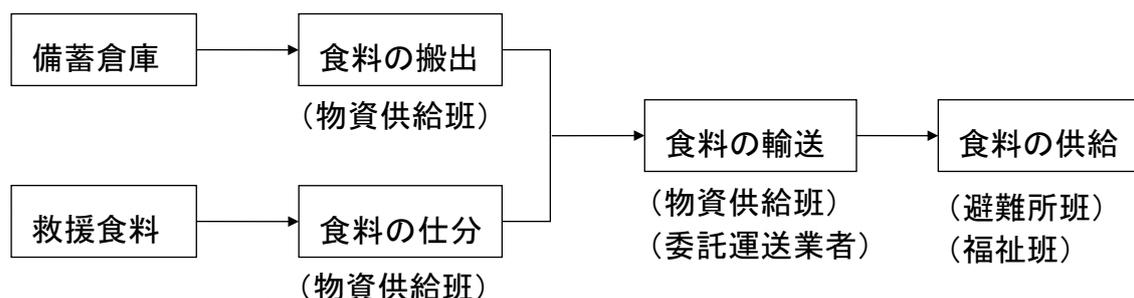
- ① 市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- ② 県やその他の市町村等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品に仕分のうえ各指定避難所へ搬送する。

エ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

オ 食料の調達については、栄養士等の助言も得て実施する。

カ 食料の保管等の衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

■食料供給の主な流れ



(4) 食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類（主食（ご飯、パン、麺）・主菜（肉類、魚類、豆製品、豆腐・卵・牛乳・乳製品）・副菜（野菜、海藻、きのこ類）・調味料類・飲み物・菓子類・サプリメント類・粉ミルク・アレルギー対応食品）、数量、供給先名等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(5) 炊き出し

ア 炊き出しの方法

炊き出しその他による食品の供給は、米穀、乾パン、乾燥米飯又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、供与にあたっては被災者が直ちに食することのできる現物を給する。

- ① 炊き出しは、市からの食品等の供給を補完するものとして、避難所運営委員会やボランティア等が任意で行うことを原則とする。
- ② 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘定して決める。
- ③ 他団体等からの炊き出しの申し出については、避難所班が関係する班と調整をしたらうえで実施する。

イ 炊き出し場所

炊き出しの実施場所は、原則として指定避難所の屋外とする。

(6) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、避難所班は自衛隊と協力し、炊き出しを行う。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 生活関連物資の供給 <福祉班、物資供給班、避難所班、管財・財政班>

被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 供給の対象者

住宅に被害を受け、被服・寝具その他の日用品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常

生活を営むことが困難な者とする。

(2) 物資の供給

- ① 避難所班等からの要請に基づいて、物資供給班は必要数量の把握を行い、適切かつ計画的な供給に努める。
- ② 物資の供給は、原則として指定避難所及び指定避難所外の避難者は避難所班が、指定福祉避難所の避難者は福祉班が実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、物資供給班と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 指定避難所等での受入れ配布については、指定避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(3) 物資の調達・搬送

① 備蓄物資

物資供給班は、備蓄物資を備蓄倉庫より搬出して指定避難所等へ配布する。備蓄倉庫は市内に分散配置する。

② 調達物資

物資供給班は以下の方法により物資を調達する。

- a 協定を結んでいる大規模小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品を調達する。
- b 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- c 調達物資は指定避難所等へ直接搬送することを原則とする。

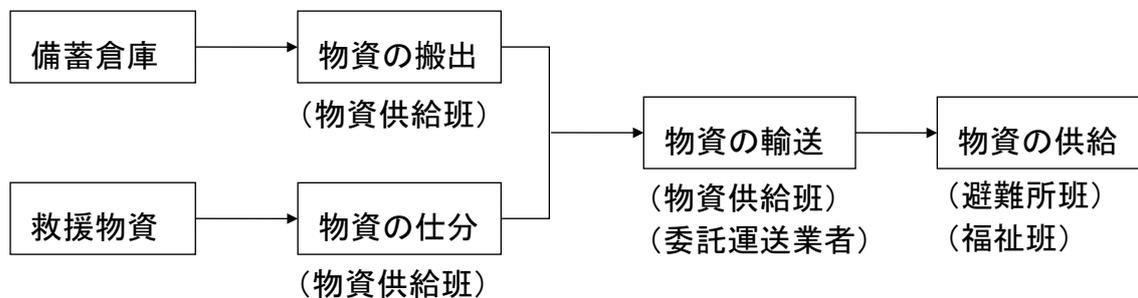
これにより難しい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分のうえ、各指定避難所等へ搬送する。

③ 救援物資

- a 市において物資の調達が困難な場合は、県やその他の市町村に要請する。
- b 県やその他の市町村等からの救援物資は、テント所有者や倉庫業者と協定を締結し、物資の適正な保管管理に努める。
- c 一時集積所は、受入れ物資を種類ごとに分別し保管する。
- d 一時集積所に屋根がない場合、テント所有者等の支援を受ける。

- ④ 市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

■物資供給の主な流れ



(4) 物資受払の管理

物資の受領又は供給について、物資の種類、数量、供給先名等を確認のうえ、物資受払簿等を作成して適切な管理を行う。

(5) 自衛隊との協力

自衛隊が派遣された場合、物資供給班は自衛隊と協力し、物資の搬送を行う。

(6) プッシュ型支援への対応

- ① 情報の寸断や行政機能の低下等、市が県に対して必要物資等の状況を伝えることが困難な状況の場合に、県、国が市からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行うプッシュ型支援を想定し、物資等の備蓄状況や集積拠点等について、県との情報共有を図る。
- ② 一時集積所に物資が過剰集中することで当該施設が利用できないことが考えられるため、市内倉庫・運送業者と協定を締結し、災害時にプッシュ型支援物資の受入れ及び保管、各指定避難所までの運送を委託する。

(7) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第9節 建築物・住宅の応急対策

災害により住宅が焼失、又は倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、県、市の連携のもとに応急仮設住宅の建設、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等を行う。

また、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急仮設住宅の建設	建築班、管財・財政班
(1) 入居対象者	
(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）	
(3) 応急仮設住宅の管理等	
(4) 災害救助法の手続き	
2 被災住宅の応急修理	建築班、管財・財政班
(1) 応急修理の対象者	
(2) 修理方法	
(3) 修理の範囲	
(4) 災害救助法の手続き	
3 住宅敷地内障害物の除去	土木班、建築班、管財・財政班
(1) 障害物除去の対象者	
(2) 障害物除去の方法	
(3) 災害救助法の手続き	

【自助・共助の役割】

市民	・危険度の高い建築物・宅地の立入制限への協力に関すること
----	------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	2 被災住宅の応急修理
応急復旧	1 応急仮設住宅の建設、3 住宅敷地内障害物の除去

1 応急仮設住宅の建設 <建築班、管財・財政班>

応急仮設住宅の建設は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 入居対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が焼失、倒壊又は流失した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保できない者
- ④ 被災時に四街道市に居住していた者（住民登録の有無は問わない）

(2) 応急仮設住宅の設置（災害救助法による設置基準等）

ア 設営地の選定

公共用地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、土砂災害等の危険地でないこと等を考慮して選定する。

イ 応急仮設住宅の着工期間

着工期間は、災害等により迅速な処理が困難である場合を除き、災害発生の日から20日以内とし、必要に応じて建設業組合等に応援を求める等、迅速な措置を図る。

ウ 応急仮設住宅の規模

一戸当たりの規模は29.7m²（9坪）を基準とし、軽量鉄骨等の組立住宅とする。

(3) 応急仮設住宅の管理等

- ① 県知事が設置する応急仮設住宅の管理について、本部長(市長)は、これに協力する。
- ② 災害救助法による応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から2年（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の規定に基づき、特定行政庁が建築基準法第85条第4項後段の規定に関わらず同項の許可の期間を延長した場合においてはその期間）以内とする。
- ③ 応急仮設住宅の入居者に対し、以下の対策を行う。
 - a 一般住宅等への転居を勧める。
 - b 公営住宅等に空き室がある場合は、被災者の入居あっせんを実施する。
 - c 公営住宅等に空き室がない場合は、他の市町村の公営住宅等への入居あっせんを県へ要請する。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

2 被災住宅の応急修理 <建築班、管財・財政班>

住宅の応急修理は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 応急修理の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力では応急修理ができない者

(2) 修理方法

修理方法は、市と建設業者との請負契約により建築班の監督指導のもとに実施する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 住宅敷地内障害物の除去 <土木班、建築班、管財・財政班>

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 障害物除去の対象者

以下のいずれにも該当する者であること。

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ② 住宅の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③ 自らの資力では、障害の除去ができない者

(2) 障害物除去の方法

実施機関は、人夫又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限る（応急的救助に限る）。

(3) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

第10節 都市施設等の応急対策

災害時において、道路・橋梁等の公共施設や、上下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが被災した場合、物資の輸送等の応急対策や市民生活へ及ぼす影響が大きく、その後の復旧の遅れにつながることから、施設管理者及び事業者は速やかに応急対策を実施し、機能の復旧を図る。

第1 公共施設の応急対策

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路・橋梁	土木班、道路班、関係機関
(1) 災害時の応急措置	
(2) 応急復旧対策	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路・橋梁
------------	---------

災害が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路・橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置等の利用者の安全対策及び応急措置並びに復旧対策を講じる。

1 道路・橋梁 <土木班、道路班、関係機関>

(1) 災害時の応急措置

- ① 県（印旛土木事務所）は、千葉県地域防災計画に基づき市の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い、応急措置を行う。市からの道路・橋梁被害報告をまとめ、緊急度に応じ応急復旧、障害物の除去等総合対策の検討及び調整を行う。
- ② 市及び関係機関は、道路の亀裂、陥没、損壊、倒壊物、落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに通行止め等の応急措置を行う。

(2) 応急復旧対策

- ① 国・県は、被害を受けた国・県道を速やかに応急復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路に指定されている路線を最優先に応急復旧を行う。
- ② 東日本高速道路㈱は、同社の防災業務計画の定めるところにより、直ちに災害応急活動を行う。
- ③ 市及び関係機関は、被害を受けた市道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救援活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。
- ④ 市は、緊急輸送道路として指定した路線を最優先に障害物を除去し、その後逐次一般市道の復旧作業を実施する。

第2 ライフライン施設の応急対応

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 水道施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 災害時の広報	水道供給班
2 下水道施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急復旧対策 (3) 災害時の広報	下水道班
3 電力施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 災害時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設 (1) 実施担当機関 (2) 非常災害対策	東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)
5 LPガス施設 (1) 供給設備の点検 (2) 消費設備の調査 (3) 二次災害の防止 (4) 応急復旧対策	LPガス販売事業者
6 通信施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 災害時の応急措置 (3) 応急復旧対策	東日本電信電話(株)
7 通信施設 (1) 災害時の活動体制 (2) 応急措置 (3) 応急復旧対策	(株)NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 水道施設、2 下水道施設、3 電力施設、4 都市ガス施設、5 LPガス施設、6 通信施設、7 通信施設
------------	---

上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が災害により被害を受けた場合、都市機能そのものの麻痺につながるとともに、市民の生活への影響が極めて大きい。そのため、市及び各ライフライン機関では、これらの施設の応急復旧体制を確立し、相互に緊密な連携を図りながら迅速な応急対策を行う。

1 水道施設 <水道供給班>

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報の収集連絡体制を確立し、給水拠点への応急給水、復旧を実施する。また、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 災害時の活動体制

水道供給班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定管工事業協同組合及び公益社団法人日本水道協会千葉県支部を通じて他の水道事業者に応援を要請する。また、不足する車両・資機材等については、関係機関、関係業者等に応援を求める。

(2) 応急復旧対策

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

- ① 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。
- ② 主要な配水管や病院、指定避難所等の応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を確保し、材料が不足した場合は、メーカーやその他水道事業者等から調達する。

(3) 災害時の広報

災害直後、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。広報手段については、水道供給班が本部事務局を通じてマスコミ機関への情報提供を行う。広報内容については、以下のとおりである。

■水道施設の被害に係る広報

- 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- 水質についての注意事項

2 下水道施設 <下水道班>

災害時における下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の疎通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、下水機能の回復を図って排水に万全を期する。

(1) 災害時の活動体制

災害対策本部の配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を実施する。

なお、本部長（市長）は、市の体制で早期の応急復旧が困難と判断される場合、公益社団法人日本下水道協会に支援を要請する。

(2) 応急復旧対策

ア 災害復旧資機材の確保・調達

災害時必要となる資機材を確保する。また、資機材が不足する場合は、他の市町村や下水道関係業者等から調達する。

イ 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高いところから点検を行う。被災箇所が多く、下水道班職員だけで対応できない場合は、他の市町村や施工業者等の支援を求め、緊急に施設の点検を行う。

ウ 応急復旧の優先順位

下水道施設は上水道とともに市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については緊急性・重要性の高いものから復旧する。また、被害程度にもよるが重要幹線管渠、その他特に危険箇所としてあらかじめ被害が想定できるところから作業を行い、二次災害等が発生しないよう応急復旧に努める。

エ 応急復旧方法

① 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水等の二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価をし、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

② マンホールポンプ

流水機能の確保が最優先であり、被害状況の把握と施工業者の手配と割振り及び電力の確保を行う。

③ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工業者を紹介する。

オ 県下水道施設の応急復旧

市は、流域下水道の上流であるため、県の管理する流域幹線管渠の応急復旧対策は、千葉県地域防災計画により県が実施する。

(3) 災害時の広報

災害対策本部と連携を密にして、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

3 電力施設 <東京電力パワーグリッド(株)>

非常災害時においても原則として電力の供給は継続される。

災害により電気の供給が停止したとき、又は停止するおそれのあるときは、四街道市を管轄する千葉総支社は非常災害対策支部を設置し、応急対策及び復旧措置を講じる。

(1) 災害時の活動体制

ア 活動体制

災害が発生したとき、四街道市を管轄する千葉総支社は、非常災害対策支部を設置する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

イ 情報連絡ルート

東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社が災害時に実施する情報連絡ルートは、主に以下

の2系統になる

- ① 災害に関する情報は給電所、制御所等の社内機関との連絡並びにラジオ、テレビ等による情報把握
- ② 市災害対策本部、消防署、警察署及び各防災関係機関との情報連絡

(2) 災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ① 第一線機関等相互の流用
- ② 現地調達
- ③ 千葉総支社非常災害対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、千葉総支社非常災害対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部宛緊急出荷のうえ、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

- ① 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ② 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

① 送電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 全回線送電不能の主要線路b 全回線送電不能のその他の線路c 一部回線送電不能の重要線路d 一部回線送電不能のその他の線路 |
|---|

② 変電設備

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所b 都心部に送電する系統の送電用変電所c 重要施設に供給する配電用変電所 |
|---|

③ 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

④ 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

- ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、以下の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

■感電事故並びに漏電による出火防止に係る広報

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターに連絡すること。
- 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- 建物の浸水等により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。
- 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- 停電時は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
- その他事故防止のための留意すべき事項

- エ 災害時における市民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行う。

- オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておく。

4 都市ガス施設 <東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱>

災害により都市ガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

特に、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 実施担当機関

東京ガス㈱・東京ガスネットワーク㈱防災非常事態対策関係諸規則による。

(2) 非常災害対策

ア 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、本部長（市長）は、必要に応じ、勤務時間外にある社員等に対して即時に出動を命じ、あるいは他の業務に従事中の社員等に対し、その業務を中止して非常事態の対応にあたるよう命ずる。

また、特別編成を必要とする非常災害が予想され又は発生した場合は、当社の非常事態対策関係諸規則並びに対策要綱に基づき動員体制をとり、処理にあたる。

- ① 第1次非常体制……第2次非常体制以外の場合
- ② 第2次非常体制……当社事業への影響度が特に甚大である場合

イ 非常事態の発令及び解除

- ① 非常事態が発生、又は予想される場合、防災供給部は、別途定める「非常事態対策要綱」で指定する者を通じて、社長に具申する。対策本部の設置は、社長が別に命ずるところによる。
- ② 事業所等の長は、緊急を要する場合等必要に応じ、当該所管内の非常体制を発令することができる。
- ③ 非常事態が発令された場合は、速やかに非常事態対策本部及び非常事態対策支部を設置する。
- ④ 社長は、災害発生のおそれがなくなった場合又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。

ウ 情報収集、連絡体制

災害等の予知情報は、ラジオ、テレビ等で入手するとともに、本社との連絡をとりつつ、非常体制発令準備、その他情報分析を行う。

エ ガス供給遮断対策

ガスの漏えいがある場合は、社内の各班との連携をとり状況に応じて各所のバルブを遮断し、市民に対する二次的災害を防止する。

オ 需要家に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について適切に広報及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及事故の防止を行うため、巡回のほか、消防署、四街道警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。供給を停止した場合は、以下について広報及び連絡を行い、周知に努める。

■ガスの供給停止に係る広報

- ガスメータの復帰操作を試みてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

5 LPガス施設 <LPガス販売事業者>

LPガス販売事業者は、災害の発生とともに、以下のとおりLPガス供給設備の点検、応急復旧対策等を行う。

(1) 供給設備の点検

- ① LPガス容器バルブの閉止確認及び転倒容器の修復
- ② LPガス容器及び供給設備の損傷点検並びに漏えい検査

(2) 消費設備の調査

- ① 消費設備（配管、燃焼器具等）の損傷点検並びに漏えい検査

② 末端閉止弁、器具栓の閉止

(3) 二次災害の防止

- ① 危険箇所（倒壊家屋、焼失家屋等）からの容器の撤収
- ② 放置容器等の回収

(4) 応急復旧対策

- ① LPガス供給、消費設備の応急復旧
- ② LPガス消費設備の安全総点検の実施及び早期安全供給の実施
- ③ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

6 通信施設 <東日本電信電話株>

災害時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、東日本電信電話株式会社の災害対策規程の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市町村及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 災害時の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、以下のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- ① 電源の確保
- ② 災害対策用無線機装置類の発動準備
- ③ 非常用電話局装置等の発動準備
- ④ 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- ⑤ 局舎建築物の防災設備の点検
- ⑥ 工事用車両、工具等の点検
- ⑦ 保有資材、物資の点検
- ⑧ 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最大限の通信を確保するため、以下のとおり応急措置を行う。

- ① 通信の利用制限
- ② 非常通話、緊急通話の優先、確保
- ③ 無線設備の使用
- ④ 特設公衆電話の設置
- ⑤ 非常用可搬型電話局装置等の設置
- ⑥ 臨時電報、電話受付所の開設
- ⑦ 回線の応急復旧

⑧ 伝言・取次サービスの実施

ウ 災害時の広報

災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

■災害時の広報

- 通信途絶、利用制限の理由と内容
- 災害復旧措置と復旧見込時期
- 通信利用者に協力を要請する事項
- 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(3) 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、以下により工事を実施する。

- ① 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- ② 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

7 通信施設 <㈱NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱>

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、輻輳等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報や連絡等が不可能になる。

また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害時には、災害対策本部や対策室等の対策組織を設置し、通信ネットワーク復旧対策を講じる。

イ 情報連絡体制

情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) 応急措置

ア 重要通信の疎通確保

災害等に際し、以下の臨機の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。
- ③ 非常、緊急通話は、電気事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般通話に優先して取り扱うこと。

イ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努め

る。

(3) 応急復旧対策

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。また、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。

ア 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

イ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況等について、WEBサイト等を用いた情報公開に努める。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第11節 交通対策及び災害警備

災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、緊急輸送道路の確保に努める。また、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱も予想されることから、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図る。

第1 緊急輸送体制の整備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 緊急通行車両の確保	管財・財政班
(1) 緊急通行車両の確認	
(2) 標章及び確認証明書の交付	
(3) 標章の貼付等	
(4) 事務手続き	
(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認	
2 緊急輸送体制	本部事務局、管財・財政班、関係機関
(1) 車両輸送	
(2) 鉄道輸送	
(3) ヘリコプターによる輸送	

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 緊急通行車両の確保、2 緊急輸送体制
---------------	----------------------

大規模な災害が発生した場合の応急対策に必要な人員、物資及び被災者の避難輸送は、応急対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ的確に確保し、有効かつ円滑に活用するため、車両等の調達、配車を行う。

1 緊急通行車両の確保 <管財・財政班>

(1) 緊急通行車両の確認

車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求められることができる。

(2) 標章及び確認証明書の交付

前項の確認をしたときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用자에게対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(3) 標章の貼付等

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウィンドウガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときには、これを提示する。

(4) 事務手続き

この届出に関する事務手続きは、四街道警察署長（当該車両の本拠地を管轄する警察署）又は交通部交通規制課長を經由し、公安委員会に行う。

(5) 事前届出済証の交付を受けてある車両の確認

事前届出済証の交付を受けてある車両の確認は、県警本部、四街道警察署、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

※緊急通行車両確認関係様式 (資料集 資料 4-1)

※緊急通行車両等事前届出車両一覧表 (資料集 資料 4-2)

2 緊急輸送体制 <本部事務局、管財・財政班、関係機関>

応急対策活動のための輸送方法は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに地域の交通状況等を勘案し、以下の方法により柔軟かつ適切な輸送を行う。

(1) 車両輸送

緊急通行車両による人員及び資材の輸送は、災害対策本部長の指揮の下、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

ア 緊急通行車両の確保

事前届出済の車両については、本部事務局が速やかに四街道警察署等に緊急通行車両の確認を行い、標章及び確認証明書の交付を受け、緊急通行車両を確保する。

イ 車両の管理（上下水道部所管の車両は除く）

緊急輸送車両の管理は、管財・財政班が集中管理する。ただし、既に各班において応急活動に使用されている車両は、管財・財政班から返却の要請があるまではそのまま使用することができる。

ウ 車両の運行

車両の運行は、管財・財政班が常に配車状況を把握し、各班の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

エ 市内運送業者等の車両の確保

管財・財政班が管理する車両だけでは不足が生じる場合、管財・財政班は市内運送業者等より借上げの措置を行い配車する。また、市内での車両の確保が困難な場合、その他市町村又は県に協力要請を行い、車両を確保する。

(2) 鉄道輸送

車両による輸送が渋滞等により著しく困難な場合、東日本旅客鉄道株の最寄りの駅に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

車両、鉄道輸送だけでは対応が困難であり、特に緊急を要する場合は、県知事を通じて自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

第2 障害物の除去

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 障害物の除去	環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関

【自助・共助の役割】

障害物の管理・所有者	・障害物の除去への協力に関すること
------------	-------------------

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 障害物の除去
------------	----------

市は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送道路を最優先とした交通の確保に努める。

1 障害物の除去 <環境衛生班、土木班、建築班、道路班、関係機関>

緊急を要するため、各道路管理者等に通報する時間的余裕がないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡する。

また、自衛隊が派遣された場合、関係各班は自衛隊と協力し、障害物の除去を行う。

- ① 道路上のがれき等障害物は、道路管理者と連絡調整のうえ、あらかじめ協定を結んだ市内建設業者等に指示して除去する。
- ② 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市内建設業者に指示し、埋め戻し等の応急復旧を実施する。
- ③ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に障害や危険箇所が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置を講じ、所管の占用者に連絡する。
- ④ 災害により生じた損壊家屋等のうち、道路交通安全上危険性が高く、緊急を要するものについては直ちに除去する。
- ⑤ 除去作業を実施するにあたっては、可能な限り障害物の管理者、もしくは所有者の同意を得る。
- ⑥ 一般廃棄物最終処分場が整備された場合、仮置場として使用する。また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別、焼却、破砕等の中間処理（積出）基地を確保する。

第3 交通規制

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 道路管理者の通行禁止又は制限	道路班、関係機関
2 公安委員会の交通規制	四街道警察署
3 警察署長の交通規制	四街道警察署
4 警察官の交通規制等	四街道警察署
5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	消防本部班
6 交通情報の収集及び提供	土木班、建築班、道路班、四街道警察署

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の自動車使用の自粛に関すること ・災害発生時における運転者のとるべき行為に関すること
----	---

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 道路管理者の通行禁止又は制限、2 公安委員会の交通規制、3 警察署長の交通規制、4 警察官の交通規制等、5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等、6 交通情報の収集及び提供
------------	--

災害時における交通規制に関する事項は、千葉県地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり実施する。

■交通規制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ●災害時において応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、市民に対し自動車利用を控えるよう広報を行い、周知徹底を図る。 ●災害時、交通規制もしくは緊急交通路の確保を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を講じる。
--

1 道路管理者の通行禁止又は制限 <道路班、関係機関>

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

2 公安委員会の交通規制 <四街道警察署>

- ① 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- ② 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそ

れがある場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する等、緊急交通路の確保にあたる。

3 警察署長の交通規制 <四街道警察署>

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

4 警察官の交通規制等 <四街道警察署>

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。

この場合、信号機の表示する信号に関わらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

- ② 警察官は、通行禁止区域（前記2の②により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。

この場合、警察官の命令に従わないときや運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項に基づき警察官は、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等 <消防本部班>

- ① 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記4の②の職務の執行について行うことができる。
- ② 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

6 交通情報の収集及び提供 <土木班、建築班、道路班、四街道警察署>

- ① 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。なお、四街道警察署は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
- ② 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第4 災害警備

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 千葉県警察災害警備実施計画	県警本部、四街道警察署
(1) 基本方針	
(2) 警備体制	
(3) 災害警備活動要領	

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 千葉県警察災害警備実施計画
------------	-----------------

災害警備は、千葉県警察災害警備実施計画に基づき、県が実施する。

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

1 千葉県警察災害警備実施計画 <県警本部、四街道警察署>

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持にあたるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

(2) 警備体制

ア 災害警備連絡室

県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等

イ 災害警備対策室

県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等

ウ 災害警備本部

県内に特別警報が発表された場合等

(3) 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表

- ⑩ 行方不明者の捜索や迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、死体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第12節 遺体の収容、処置

災害により行方不明の者、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索を実施するとともに、死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及び遺体の処理に必要な物資を確保し、必要に応じて応急的な埋葬等を実施する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 遭難者等の捜索	土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署
2 遺体の検案	保健医療班、関係機関
3 遺体の収容・安置	市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署
4 火葬・埋葬	環境衛生班

【自助・共助の役割】

区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・遭難者等の捜索に関すること ・身元確認等の協力に関すること
--------------	---

【活動目標】

初動～緊急～応急～応急復旧	1 遭難者等の捜索、2 遺体の検案、3 遺体の収容・安置、4 火葬・埋葬
---------------	--------------------------------------

遺体の捜索、収容、埋葬は、市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助する。

また、市は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

なお、市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

1 遭難者等の捜索 <土木班、建築班、道路班、消防署班、消防団班、四街道警察署>

遭難者の捜索は、消防署班、消防団班が、四街道警察署、その他区・自治会、自主防災組織等の協力を得て以下のとおり実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、消防署班、消防団班、四街道警察署は自衛隊と協力し、遭難者の捜索を行う。

なお、災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、警察、自衛隊等が連携して実施する。

- ① 捜索活動は、消防署班、消防団班が四街道警察署、自衛隊等と連絡を密接にとりながら、実施する。
- ② 捜索活動中に遺体を発見したときは、本部事務局及び四街道警察署に連絡する。
- ③ 発見した遺体は、現地の一定した場所に集め、警戒員を配置し監視を行う。

2 遺体の検案 <保健医療班、関係機関>

原則として、現地において警察官が検視(見分)した後の遺体は、保健医療班がその処理を引き継ぎ、以下のとおり、遺体の検案を実施できる体制を整える。

- ① 遺体の検案は、警察における計画を除き、本部長(市長)は検案医師等について、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。
- ② 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
- ③ 身元不明者については、遺体や所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- ④ 検案を終えた遺体は、保健医療班が各部、関係機関等の協力を得て、本部長(市長)が指定する遺体収容所(安置所)へ搬送し、環境衛生班へ引き継ぐ。

3 遺体の収容・安置 <市民窓口班、環境衛生班、四街道警察署>

環境衛生班は、四街道警察署、区・自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、以下のとおり収容・安置する。

- ① 環境衛生班は、本部長(市長)の指示に基づき市内の病院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定して、遺体収容所(安置所)を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。
- ② 市内葬儀業者に協力を構築し、遺体収容所や納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。
- ③ 遺体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。
- ④ 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- ⑤ 市民窓口班に対して死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。
- ⑥ 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、死体処理台帳により整理のうえ引き渡す。

※死体処理台帳

(資料集 資料4-5)

4 火葬・埋葬 <環境衛生班>

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

- ① 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- ② 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- ③ 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理表を添付のうえ、保管所に一時保管する。
- ④ 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理表により整理のうえ、引き渡す。
- ⑤ 火葬場の所在、名称を以下に示す。

■火葬場

名 称	所 在 地	規 模	連 絡 先
佐倉市、四街道市、酒々井町 葬祭組合・さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	8基	484-0846

⑥ 応援要請

環境衛生班は、市で使用する火葬場が災害により使用できない場合及び火葬場の能力を上回る死者が発生した場合は、県に対し火葬場のあっせんを要請する。

⑦ 遺体の搬送

市外や県外の火葬場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等の車両等による搬送を要請する。また、知事に要請し、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班は自衛隊と協力して遺体の搬送を行う。

※遺留品処理票

(資料集 資料 4-6)

※火葬・埋葬台帳

(資料集 資料 4-7)

第13節 保健衛生・防疫・廃棄物対策

災害により医療機関が被災する等、市民生活に著しい影響があるとき、また、感染症等が流行するおそれがある場合、市は関係機関と連携して被災者に対し、保健衛生及び防疫活動を行う。また、災害により、家屋の倒壊・流出や多量のごみ等が排出されるなど、生活面で不都合が生じてくるため、被災地の市民生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 防疫・保健衛生

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 防疫活動	保健医療班、環境衛生班
2 保健衛生活動	保健医療班、福祉班
3 ペット対策	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴う健康管理に関すること ・感染症対策に関すること
区・自治会、自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の衛生管理に関すること ・避難者の健康把握の協力に関すること

【活動目標】

応急復旧	1 防疫活動、2 保健衛生活動、3 ペット対策
------	-------------------------

災害時における感染症や食中毒の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ強力で防疫・保健衛生対策を実施する。

1 防疫活動 <保健医療班、環境衛生班>

市は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、被災地域の家屋周辺において感染症が発生し、又は、発生するおそれがあるときはその地域を重点的に消毒し、同時にネズミや害虫等の駆除を実施する。

また、自衛隊が派遣された場合、環境衛生班、保健医療班は自衛隊と協力し、防疫活動を行う。

- ① 防疫は、被災状況に応じて印旛保健所（印旛健康福祉センター）や市医師会等にも協力を求めて環境衛生班が実施する。
- ② 地域住民の協力を得て、市内の道路、公園、その他必要な場所を消毒する。また、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等の協力を得て、検病調査、指定避難所の防疫指導及び予防宣伝の業務を迅速かつ的確に行う。
- ③ 感染症患者又は病原体保有者を確認したときは、速やかに印旛保健所（印旛健康福祉センター）へ連絡するとともに、患者の家屋付近の消毒活動を行う等の予防措置を講ずる。また、知事は感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

- ④ 地域住民の協力を得て情報の把握に努めるとともに、被災地域に必要な薬剤の配布を行う。
- ⑤ 衛生状態の悪化や感染地域の拡大により、防疫に必要な人員・器具機材等が不足する場合は、県及びその他関係機関に応援要請を行う。
- ⑥ 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況について随時、印旛保健所（印旛健康福祉センター）に報告する。

2 保健衛生活動 <保健医療班、福祉班>

市及び印旛保健所（印旛健康福祉センター）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、以下のとおり保健対策を講じる。

- ① 市医師会、市歯科医師会、印旛保健所（印旛健康福祉センター）等と、班に関わらず市看護職の連携の下に保健活動班を編成し、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持、口腔ケアの指導、健康相談等を実施し被災者の健康管理を行う。特に、高齢者は生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる環境やコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。
- ② 市の把握する要配慮者に関する情報と印旛保健所（印旛健康福祉センター）の把握している要配慮者の健康状態に関する情報の共有・交換を行う。
- ③ 避難生活における重要な健康課題となる、感染症、熱中症、心の健康、車中泊等によるエコノミークラス症候群について、早期からの積極的な予防活動に努める。また、避難者に対して定期的な運動などを推奨する。
- ④ 巡回時には、避難生活での衛生状態、食料等物資の配給状況等についても把握し、関係する各班に、被災者の健康保持の観点から必要な助言や要請を行う。

3 ペット対策 <環境衛生班>

- ① 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所（印旛健康福祉センター）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。
- ② 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。

第2 廃棄物処理

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 生活ごみの処理	環境衛生班
(1) ごみ処理計画	
(2) ごみの収集方法	
(3) クリーンセンターの復旧等	
2 し尿の収集・処理	環境衛生班
3 倒壊家屋の除去	環境衛生班、管財・財政班
(1) 災害廃棄物処理計画	
(2) がれきの処理方針	
(3) 粗大ごみ(片付けごみ)の処理方針	
(4) 分別方法	
(5) 中間処理・最終処分方法	
(6) 災害救助法の手続き	
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行	環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・生活ごみの適切な処理に関する事
区・自治会、自主防災組織	・指定避難所での適切なごみ処理に関する事

【活動目標】

応急～応急復旧	1 生活ごみの処理、2 し尿の収集・処理、3 倒壊家屋の除去、4 環境大臣による廃棄物の処理の代行
---------	---

災害により発生するごみやし尿及び損壊家屋等災害廃棄物の収集・処理を実施する。

1 生活ごみの処理 <環境衛生班>

(1) ごみ処理計画

ア 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準)及び四街道市災害廃棄物処理計画に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し処分する。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、市の処理方針に応じて排出するよう協力を呼びかける。

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を広報する。

イ 広域応援の受入れ

ごみの収集及び処分について、必要に応じ、県を通じて応援要請する。その場合、環境衛

生班が受入れ窓口となり、効率的な業務を実施する。

(2) ごみの収集方法

- ① 腐敗性の高い可燃ごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は基本的には平常通りとするが、特例的な分別が必要な場合には適宜検討する。

(3) クリーンセンターの復旧等

ア 被害の把握と応急措置

クリーンセンター長は、災害発生直後に建物、プラントの被害、浸水等を速やかに点検し、直ちに稼働できるよう応急措置を講じる。

イ 施設状況の報告

クリーンセンター長は、施設被害状況や応急措置の内容について、速やかに総括班長を経て本部事務局へ連絡する。

ウ 応急復旧措置

クリーンセンター長は、被害の状況を踏まえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講ずる。

エ 応援要請等

処理施設での処理能力を上回る大量のごみが生じた場合、周辺の環境に留意して、市有地又は市域内の未利用地等を臨時集積地として利用するとともに、その他市町村に対し、ごみ処理について応援要請を行う。

2 し尿の収集・処理 <環境衛生班>

指定避難所等に必要に応じて貯留式の仮設トイレを設置するとともに、委託業者の協力を得て、し尿の収集・処理を実施する。

また、被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

3 倒壊家屋の除去 <環境衛生班、管財・財政班>

(1) 災害廃棄物処理計画

四街道市災害廃棄物処理計画により、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

災害時における被災地域で発生する廃棄物は、行政、市民、事業者が連携を図りながら、適正かつ円滑な処理にあたる。

市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき相互に協力要請を行う。

イ 廃棄物の処理

環境衛生班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(2) がれきの処理方針

がれきは、膨大な量の発生が想定されるため、市域内の未利用地を仮置き場として確保し、いったん仮置き場に保管したうえで、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、民間施設や他市町村の協力により適正に処分する。

(3) 粗大ごみ（片付けごみ）の処理方針

市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される粗大ごみ（片付けごみ）が多量に発生することから、特例的な排出、収集、処理方法を実情に応じて検討する。

(4) 分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場における第1次の分別を行ったのち、仮置き場に収集する。

ア 木造家屋

木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材、金属、可燃物等、不燃物等の粗分別を行った後、仮置き場へ搬入する。

イ ビル、マンション等

ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、可燃物等の粗分別を行ったのち、仮置き場へ搬入する。

(5) 中間処理・最終処分方法

- ① 可燃物のうち木造家屋等の柱材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとし、必要に応じ民間施設や他市町村の協力を要請する。
- ② コンクリート片は、民間の再資源化施設により、リサイクルを行うことを基本とする。
- ③ 粗分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行う。

(6) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

4 環境大臣による廃棄物の処理の代行 <環境衛生班>

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、本部長（市長）の指示により、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

第14節 教育対策

文教施設の被災、又は児童生徒の被災により、通常の教育を行うことができない場合、文教施設の応急復旧及び被災した児童生徒に対する学用品等の供与を速やかに実施し、就学に支障のないよう応急措置を講ずる。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急教育・保育の実施	子育て支援班、教育復旧班、各教育施設
(1) 保育施設及び学童保育施設	
(2) 公立小中学校	
2 学用品の調達・支給	教育復旧班、管財・財政班
(1) 実施機関	
(2) 支給の方法	
(3) 学用品の調達	
(4) 災害救助法の準用	
(5) 災害救助法の手続き	
3 学校給食の措置	教育復旧班
4 文化財の保護	教育復旧班

【活動目標】

緊急～応急～応急復旧	1 応急教育・保育の実施
応急～応急復旧	2 学用品の調達・支給、3 学校給食の措置、4 文化財の保護

1 応急教育・保育の実施 <子育て支援班、教育復旧班、各教育施設>

(1) 保育施設及び学童保育施設

- ① 施設長等は、状況に応じ児童及び職員に適切な避難指示を与える。
- ② 施設長等は、災害の規模並びに児童、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、子育て支援班へ報告する。
- ③ 子育て支援班は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、施設長等は、その指示事項の徹底を図る。
- ④ 勤務時間外に災害が発生したときは、職員は所属の施設に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力し、応急保育の実施や施設の管理等のための万全な体制を確立する。
- ⑤ 施設長等は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の保育体制の編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑥ 応急保育計画に基づき、受入れ可能な児童は、施設において保育する。また、被災により通所できない児童については地域ごとに実情を把握するよう努める。
- ⑦ 施設を避難場所等に提供したため、長期間施設として使用不可能な場合、子育て支援班は早急に保育等が再開できるよう措置を行うとともに、施設長等に指示して、平常保育等の開始される時期を早急に保護者に連絡する。

- ⑧ 管理者は、災害の推移を把握し、子育て支援班と緊密に連絡のうえ、通常保育に戻るよう努める。

(2) 公立小中学校

- ① 学校長は、状況に応じ児童生徒及び職員に適切な緊急避難の指示を与える。
- ② 学校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被災状況を速やかに把握するとともに、教育復旧班（教育部）へ報告する。
- ③ 教育復旧班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ④ 学校長は、状況に応じ、教育復旧班と連絡のうえ、臨時休校等必要な措置をとる。
- ⑤ 学校長は、指定避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を作成する等、指定避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- ⑥ 学校長は、準備した学校安全計画に基づき、学校へ収容可能な児童生徒については臨時の学級編成を行う等、災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- ⑦ 学校長は、疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、平常時に準じた指導を行うよう努める。
- ⑧ 学校長は、教室等を避難場所等として使用されることになった場合は、避難所班と協議して、避難場所等のスペースのほかに応急教育の場を確保し、相互の機能を妨げないように配慮する。
- ⑨ 学校長は、災害の推移を把握し、教育復旧班と緊密に連絡のうえ、平常授業に戻るよう努める。

2 学用品の調達・支給 <教育復旧班、管財・財政班>

(1) 実施機関

- ① 学用品の供与は、本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助する。
- ② 本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、本部長（市長）に救助を行わせることができる。

(2) 支給の方法

教育復旧班は各学校長と緊密な連絡をとり、支給の対象となる児童生徒を調査、把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて支給する。

(3) 学用品の調達

教科書については、県教育委員会と協議のうえ指定業者に納入させる。その他の学用品については、教育復旧班、市内業者、学校の三者間で協議のうえ購入する。

(4) 災害救助法の準用

学用品の供与対象者、学用品の品目、学用品の費用限度、学用品の供与期間については、災害救助法が適用された場合に準じる。

(5) 災害救助法の手続き

災害救助法の事務手続きは管財・財政班が行う（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

3 学校給食の措置 <教育復旧班>

- (1) 教育復旧班は、学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。
- (2) 学校給食は、以下の場合には一時中止する。
- ① 感染症その他危険の発生が予測される場合
 - ② 災害により給食物資が入手困難な場合。
 - ③ 給食施設が被災するなど、給食の実施が不可能となった場合。
 - ④ その他給食の実施が適当でないと認められる場合。

4 文化財の保護 <教育復旧班>

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに教育復旧班に通報するとともに災害の拡大防止に努める。

第15節 被災者の支援

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、市は、速やかに罹災証明書を発行する。また、各地から寄せられる義援金品については、適切な管理の下、公平な分配に努める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 罹災証明書の発行	調査班、消防本部班
(1) 罹災証明の申請	
(2) 被害の調査	
(3) 発行の手続き	
(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行	
(5) 証明の範囲	
(6) その他	
2 義援金品	福祉班
(1) 義援金品の受入れ	
(2) 義援金品の保管	
(3) 義援金品の配分	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明についての情報収集に関すること ・ 罹災証明の発行に必要な被害状況の記録に関すること
----	---

【活動目標】

応急～応急復旧	1 罹災証明書の発行、2 義援金品
---------	-------------------

1 罹災証明書の発行 <調査班、消防本部班>

(1) 罹災証明の申請

災害により被害を受けた被災者に対し、罹災証明書の発行を行う。受付窓口は焼損建物については消防本部班、倒壊又は破損建物については調査班が担当する。

(2) 被害の調査

被災者から申請された被害の状況を消防本部班又は調査班が現地調査し、確認する。

また、被害の規模等を調査する際に、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を必要に応じて活用する。

(3) 発行の手続き

被災者の「罹災証明書」発行申請に対して、「土地家屋現況管理図」により確認のうえ、発行する。なお、「土地家屋現況管理図」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

なお、災害により情報端末又は通信回線等が被害を受け、「土地家屋現況管理図」の使用が

できない場合は、「土地家屋現況管理図」の必要な部分の印刷を業者に委託するものとし、併せて情報班に対してシステムの早期復旧の協力を要請する。

(4) 広域に被害が生じた場合の調査、発行

広域に被害が生じ、被災者の罹災証明の発行申請が混雑すると予想される場合、以下の方法により、消防本部班、調査班は現地調査し、罹災証明書の発行を行う。

- ① 調査班及び消防本部班は災害の規模等により必要と認められるときは、災害対策本部に対して市内全域又は一部の航空写真撮影を要請することができる。撮影した航空写真については「土地家屋現況管理図」上で管理するほか、災害対策本部でも利用する。
- ② 現地調査を行う期間を定め、外観目視による被災地域全域の調査を行う。「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ③ 「罹災台帳」の作成期間を定め、「土地家屋現況管理図」に被害の程度を表示し、「罹災台帳」を作成する。
- ④ 市民に対し、罹災証明書の申請・交付窓口を開設する。
- ⑤ 焼損建物については消防本部班が、倒壊又は破損建物については調査班が「罹災証明書」を発行する。

(5) 証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、以下の事項について、証明する。

ア 消防本部班が発行する罹災証明

- ① 火災による焼損及び水損

イ 調査班が発行する罹災証明

- ① 風水害等による全壊
- ② 風水害等による半壊（大規模半壊、中規模半壊、準半壊）
- ③ 風水害等による一部破損
- ④ 風水害等による床上浸水、床下浸水

※被害の認定基準は災害救助法による「被害の認定基準」を準用する（本章第3節「災害救助法の適用」参照）。

(6) その他

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。なお、罹災証明の様式は以下に示すとおりとする。

※罹災証明様式

（資料集 資料4-9）

2 義援金品 <福祉班>

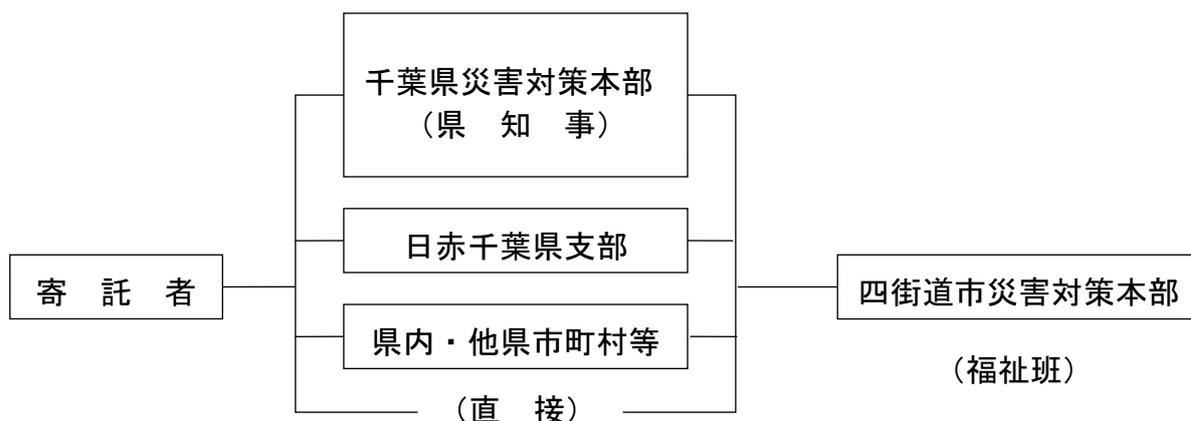
市に委託された被災者あての義援金品を、有効、適切に被災者に配分するため、受付、保管、配分について定める。

(1) 義援金品の受入れ

市に届けられる義援金品の受入れは、福祉班が担当する。福祉班は、受付窓口を開設し受付を行う。

なお、義援金品の受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者又はその搬送者に受領書を発行する。

■義援金品の受入れ経路



(2) 義援金品の保管

- ① 義援金については、被災者に配分するまでの間、福祉班が出納機関の協力や市指定金融機関への一時預託により、所定の手続きをとり保管する。なお、管理に際しては、受払簿を作成しなければならない。
- ② 義援品については、福祉班が市役所内を一時集積場所として保管するが、状況により物資供給班に要請し、一般救援物資と同様の保管場所に保管する。

(3) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分計画は、被害状況確定後、本部長（市長）が決定する。
- ② 配分計画は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等勘案のうえ、世帯及び人員を単位として、福祉班が立案する。
- ③ 応急対策上不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長（市長）の指示により福祉班が有効に活用する。
- ④ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ区・自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

※義援金品領収書

（資料集 資料4-8）

第16節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に、鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行う。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部事務局、関係機関
2 大規模集客施設、駅等における対応	本部事務局、関係機関
3 帰宅困難者等の把握と情報提供	本部事務局、関係機関
(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止	
(2) 情報提供	
4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局、避難所班、関係機関
(1) 一時滞在施設の開設	
(2) 帰宅困難者の受入れ	
5 帰宅困難者支援等	本部事務局、企画調整・広報班、関係機関
(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション	
(2) 帰宅困難者支援	

【自助・共助の役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅抑制の呼びかけへの協力に関すること 信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	---

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ、2 大規模集客施設、駅等における対応、3 帰宅困難者等の把握と情報提供、4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導、5 帰宅困難者支援等
----------	--

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ <本部事務局、関係機関>

鉄道事業者、駅周辺事業者等は、鉄道等の交通機関の不通によって、帰宅することが困難な帰宅困難者や駅前滞留者等に対して、「むやみに移動を開始しない」という基本方針を基に、むやみに移動せず施設内に留まるよう呼びかけを行う。

市は、防災行政無線等を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

2 大規模集客施設、駅等における対応 <本部事務局、関係機関>

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認したうえで利用者を可能な限り施設内の安全な場所において保護し、帰宅困難者発生の抑制に努める。

災害が発生又は発生するおそれがあり、かつ利用者に被害が及ぶと判断したときは、管理する施設及び周辺の安全を確認したうえで、利用者を施設内又は屋外の安全な場所（一時滞在ス

ペース)に誘導し、安全を確保する。

大規模集客施設や駅、学校等では、従業員や児童等の一斉帰宅行動を抑制するため、食料や飲料水等の備蓄物資の可能な範囲での提供、安否情報等の提供・収集に努める。

また、事業所や学校などにおいて、従業員、顧客、児童等が自力で帰宅することが困難となった場合は、各施設の管理者が対応することを原則とする。

3 帰宅困難者等の把握と情報提供 <本部事務局、関係機関>

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

市は、駅、大規模集客施設等と可能な手段で連絡を取り、被害状況、運行状況、帰宅困難者等の発生状況を把握する。また、一時滞在施設、避難所、大型店等から被害状況を確認し、収集した情報は、FAX、市ホームページ等により関係機関へ提供する。

(2) 情報提供

市、鉄道事業者、駅周辺事業者、施設管理者等は、広域的な被災状況や道路、交通機関の状況、家族等との安否確認方法などの帰宅支援情報について、帰宅困難者等に提供する。

また、各施設において、情報の掲示やアナウンス放送、駅周辺等におけるデジタルサイネージ等を活用し、一時滞在施設の開設状況など必要な情報を提供する。

4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 <本部事務局、避難所班、関係機関>

(1) 一時滞在施設の開設

市は、帰宅困難者の滞留状況により、安全安心ステーション(災害時帰宅支援ステーション)及び四街道市文化センターを一時滞在施設として開設し、鉄道事業者や大規模集客施設、並び県に対し、その旨を連絡する。

一時滞在施設で受け入れた帰宅困難者のうち、一時滞在施設の滞在中に特別な配慮が必要となる要配慮者は、帰宅困難要配慮者支援施設における受け入れを検討する。

なお、大規模集客施設・駅等で待機している利用客については、原則として、施設管理者が警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(2) 帰宅困難者の受け入れ

鉄道事業者、駅周辺事業者や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導する。

一時滞在施設では、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。また、飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

5 帰宅困難者支援等 <本部事務局、企画調整・広報班、関係機関>

(1) 公設の災害時帰宅支援ステーション

市では、平成23年5月より四街道市安全安心ステーションを設置し、市内における防犯拠点として活動を行っている。当該施設は帰宅困難者等の発生が予想される四街道駅の駅前に立地していることから、公設の「災害時帰宅支援ステーション」として位置づけ、帰宅困難者に対する必要な支援を行う。

ア 運営体制

四街道市安全安心ステーションには四街道市防犯協会事務局があり、夜間を除き年間無休体制で運営している。災害発生時、公設の「災害時帰宅支援ステーション」の運営においても、市との協定に基づき、市防犯協会が主体的に運営する。

イ 支援の内容

- ① 飲料水の提供
- ② トイレの提供
- ③ 休憩所の提供（施設2階会議室の開放）
- ④ 各種災害情報の提供

(2) 帰宅困難者支援

本部事務局は、事業者が任意の協力のもと開設する災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、企画調整・広報班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等へ、道路状況、沿道の被害、混雑状況、一時滞在施設の開設情報などをメール、SNS、ホームページ等により情報提供を行う。

第3章 火山噴火対策計画

火山噴火による、主に降灰による被害の拡大を防止するため、市や防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定める。

※事務分掌については、第1章及び第2章で定める「災害対策本部の事務分掌」に準じる。

第1節 富士山等の降灰対策

富士山や近隣の活火山（以下、「富士山等」という。）の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、降灰予報等の情報を収集するとともに、県と連携をとりながら、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局
2 火山情報の収集	本部事務局
3 火山情報の伝達	本部事務局
4 降灰対策	本部事務局、企画調整・広報班、保健医療班、環境衛生班、土木班、道路班、水道供給班、四街道警察署
（1）降灰に係る広報	
（2）降灰・被害状況の調査	
（3）交通対策	
（4）帰宅困難者への対応	
（5）水道の対応	
（6）火山灰の除去	
（7）火山灰の処理	
（8）健康被害等への対応	
（9）学校運営への対応	
（10）農作物等への対応	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 火山情報の収集、3 火山情報の伝達、4 降灰対策
----------	-------------------------------------

1 応急活動体制 <本部事務局>

気象庁から、富士山等の「噴火警報」又は「噴火速報」が発表された場合、市は警戒配備体制（第1号配備）を確立し、情報収集、関係機関との連絡を行う。

市付近の降灰予報が「やや多量」と発表され、広域的な被害の発生が想定される場合等は、配備体制の引き上げについて検討する。

2 火山情報の収集 <本部事務局>

市は、気象庁の発表する噴火警報・予報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報や風向き等の情報を収集する。

■降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さキーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなる※ほか、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※

※富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定資料「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」（令和4年3月、千葉県）

災害
応急
対策
編

3 火山情報の伝達 <本部事務局>

市は、市域に影響のある火山情報を把握したときは、防災行政無線等で降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する

4 降灰対策 <本部事務局、企画調整・広報班、保健医療班、環境衛生班、土木班、道路班、水道供給班、四街道警察署>

(1) 降灰に係る広報

市は、気象庁をはじめとする防災関係機関等が提供する情報から、市民の健康・生活等に影響の大きい、健康、食品、水道、電力、通信、交通に関する情報等について、注意喚起及び情報提供を行う。

(2) 降灰・被害状況の調査

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰を確認した場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害状況を収集する。

(3) 交通対策

各道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

(4) 帰宅困難者への対応

降灰による公共交通機関の計画運休については、事前の広報により周知されるが、ある程度の帰宅困難者の発生は想定されるため、各関係局区及び各関係機関は、帰宅困難者の把握、一時滞在施設の開設等を適切に実施する。

(5) 水道の対応

降灰により、印旛広域水道用水供給事業者からの受水に水質異常（健康被害を生じる場合又はそのおそれがある場合）が生じた場合は以下の措置を行う。

- ① 直ちに第2浄水場及び第3浄水場の受水を停止する。既に水質異常の水を受水している場合は給水を停止する。
- ② 給水停止した場合は、その水が危険であることを市防災行政無線及び広報車により、広報を行い、給水車による給水活動を行う。
- ③ 給水停止の状況に応じて、千葉県水道災害相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(6) 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。
市は火山灰の仮置き場を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収する。

(7) 火山灰の処理

収集された火山灰の量を勘案して、必要に応じて県からの助言、支援により処分場を選定・確保するとともに、広域的な処分について、国や県との協議を進めていく。

(8) 健康被害等への対応

市は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

(9) 学校運営への対応

降灰又は降灰が予測され、児童生徒の登下校に支障や危険があると判断した場合は、学校長の判断により、臨時休業措置をとる。

降灰が継続し、市又は県から外出自粛の要請等がある場合は原則として休校とする。ただし、降灰量がわずかである等、児童生徒の安全確保や学校活動に支障がない場合は、学校長の判断で教育活動の継続・再開を可能とする。

(10) 農作物等への対応

市は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第4章 大規模事故対策計画

市域で想定される事故災害から、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、それぞれの事故災害に対応する応急対策等について定める。

※事務分掌については、第1章及び第2章で定める「災害対策本部の事務分掌」に準じる。

第1節 市で想定される大規模事故災害

市域で発生が懸念される大規模事故災害について、その対象を整理するとともに、大規模事故災害への活動体制や情報収集・報告について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 対象とする大規模事故災害	本部事務局
2 大規模事故災害時の体制	本部事務局、消防本部班
(1) 応急対策の実施者及び役割	
(2) 配備体制	
(3) 合同調整所の設置	
3 情報収集・報告	本部事務局、消防本部班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 対象とする大規模事故災害、2 大規模事故災害時の体制、 3 情報収集・報告
----------	--

1 対象とする大規模事故災害 <本部事務局>

本計画で対象とする大規模事故災害は、「災害対策基本法」(昭和36年11月15日法律第223号)第2条及び「災害対策基本法施行令」(昭和37年7月9日政令第288号)第1条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害とする。

■本計画で対象とする大規模事故災害

① 大規模火災	⑤ 道路事故災害
② 危険物等災害	⑥ 放射性物質事故災害
③ 航空機事故災害	⑦ 大規模停電事故
④ 鉄道事故災害	

2 大規模事故災害時の体制 <本部事務局、消防本部班>

(1) 応急対策の実施者及び役割

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市や防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる。

なお、防災関係機関の業務大綱及び所掌事務について、本計画に記載のない事項は、防災関係機関が策定する防災計画等を準用する。

(2) 配備体制

大規模事故災害が発生した場合は、早急に警戒配備体制（第1号配備）を確立し、必要な職員を動員して情報収集、連絡を行うとともに、以下の体制に移行するための準備を行う。

大規模事故の状況により各班における対策が必要な場合は、警戒本部（第2号配備）又は事故災害対策本部（第3号配備又は第4号配備）を設置し、必要な職員を動員する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営は、災害対策本部の規定を準用する。

■活動体制と配備基準

活動体制	配備種別	配備基準
警戒配備体制	第1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●市域及びその周辺で大規模事故が発生し、情報収集等が必要なとき ●その他状況により市長が必要と認めたとき
警戒本部体制	第2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●市域及びその周辺で大規模事故が発生し、現場での事故対応以外の対策が必要と市長が認めたとき ●その他状況により市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	第3号配備 第4号配備	<ul style="list-style-type: none"> ●重大な事故災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき

(3) 合同調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき、市又は県は、合同調整所を速やかに設置し、必要に応じて関係機関からの連絡要員を受け入れ、現地関係機関間の連絡調整を図る。

3 情報収集・報告 <本部事務局、消防本部班>

市、ちば消防共同指令センター及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は以下の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

■消防庁への直接即報基準

- 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
- 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
- 119番通報の殺到状況時にその状況を報告

■大規模事故災害に係る直接即報基準（市関連事項を抜粋）

火災等即報	交通機関の火災	●航空機火災、列車火災
	危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ●死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ●負傷者が5名以上発生したもの ●危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ●危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、以下に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ●市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ●市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> ●放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ●放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	その他の特定の事故	<ul style="list-style-type: none"> ●ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ●爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
救急・救助事故即報	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●列車、航空機による救急・救助事故 ●バスの転落等による救急・救助事故 ●ハイジャックによる救急・救助事故 ●映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ●その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	

第2節 大規模火災対策計画

大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、災害時の救急・救助活動や避難誘導等の応急対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防本部班
3 災害救助法の適用	管財・財政班
4 消防活動	消防本部班、消防署班、消防団班、関係機関
5 救急・救助	保健医療班、消防署班、消防団班、関係機関
6 交通規制	四街道警察署、関係機関
7 避難	福祉班、土木班、避難所班、消防団班、事業所、関係機関
8 救援・救護	福祉班、保健医療班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 情報収集・伝達体制、3 災害救助法の適用、4 消防活動、5 救急・救助、6 交通規制、7 避難、8 救援・救護
----------	--

1 応急活動体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市は、災害の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制 <本部事務局、消防本部班>

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用 <管財・財政班>

災害救助法の適用については、第1章第3節「災害救助法の適用」に準じる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に

危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

4 消防活動 <消防本部班、消防署班、消防団班、関係機関>

消防本部は、速やかに火災や死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救急・救助 <保健医療班、消防署班、消防団班、関係機関>

市は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、応援を要請する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難 <福祉班、土木班、避難所班、消防団班、事業所、関係機関>

発災時には、市や警察等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

市は、必要に応じて避難場所を開設する。

8 救援・救護 <福祉班、保健医療班>

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、第1章第7節第2「飲料水、食料、生活関連物資の供給」、医療救護計画については、第1章第7節第1「医療救護体制」に準じる。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物・火薬類・高圧ガス・毒物劇物等の流出・火災・爆発等により災害が発生した場合、その影響は多大なものとなり、従業員や周辺地域住民に対して重大な被害を与えるおそれがある。

このため、本計画では、これら危険物等を取り扱う事業所等の施設災害、危険物等の輸送時の事故による災害における応急対策について必要な事項を定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本章第6節「道路事故災害対策計画」による。

※高圧ガス関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等 (資料集 資料3-22)

第1 危険物（消防法第2条第7号）

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 事故の通報	
(2) 初期活動	
(3) 避難	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署
(1) 災害情報の収集及び報告	
(2) 救急医療	
(3) 消防活動	
(4) 避難	
(5) 警備	
(6) 交通対策	
(7) 原因の究明	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

危険物（石油等）による災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、以下の措置をとる。

(1) 事故の通報

責任者は、災害が発生した場合、直ちに消防機関に通報するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、消防本部へ通報する。

(2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(3) 避難

責任者は、事業所自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、福祉班、保健医療班、道路班、避難所班、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに以下の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防本部、市、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。また、警察、その他関係機関の協力を行う。

(3) 消防活動

消防本部は、危険物の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

市は、警察と協力し、避難指示を発令し、指定避難所等の開設並びに指定避難所等への収容を行う。

(5) 警備

警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(6) 交通対策

道路管理者、警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(7) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第2 高圧ガス

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 緊急通報	
(2) 災害対策本部等の措置	
(3) 応急措置の実施	
(4) 防災資機材の調達	
(5) 被害の拡大防止措置	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署
(1) 緊急通報	
(2) 応急措置の実施	
(3) 応急資機材の調達	
(4) 被害の拡大防止措置及び避難	
(5) 原因の究明	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

高圧ガスによる災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事務所>

(1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、県と協力して防災資機材を調達する。

警察及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、付近住民等の避難について協議する。

市は、必要に応じ避難指示を発令する。

(5) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第3 火薬類

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置 (1) 緊急通報 (2) 災害対策本部等の措置 (3) 応急措置の実施	関係事業所
2 市及び関係機関の措置 (1) 緊急通報 (2) 応急措置の実施 (3) 被害の拡大防止措置及び避難 (4) 原因の究明	本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

火薬類による災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

(1) 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、付

近住民等の避難について協議する。

市は、必要に応じ避難指示を発令する。

(4) 原因の究明

県、労働局、消防本部、学識経験者は、災害の発生原因の究明にあたる。

第4 毒物劇物

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 事業所等の措置	関係事業所
(1) 通報	
(2) 応急措置の実施	
2 市及び関係機関の措置	本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署
(1) 緊急通報	
(2) 被害の拡大防止措置及び避難	
(3) 救急医療	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 事業所等の措置、2 市及び関係機関の措置
---------	------------------------

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の災害時における応急対策について定める。

1 事業所等の措置 <関係事業所>

(1) 通報

毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、保健所、警察署、又は消防本部へ通報を行う。

(2) 応急措置の実施

毒物劇物が流出等により市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

2 市及び関係機関の措置 <本部事務局、消防本部班、消防署班、四街道警察署>

(1) 緊急通報

消防本部等は、毒物劇物製造業者や輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止及び避難

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

市は、県や関係機関等と協議のうえ、必要があると認める場合は、避難指示を発令する。

(3) 救急医療

消防本部等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

第4節 航空機事故災害対策計画

本計画は、成田空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びに羽田空港その他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策を定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 情報の収集・伝達	本部事務局、消防本部班、関係機関
3 消防活動	消防本部班、消防署班、関係機関
4 救出救護活動	保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関
5 遺体の収容	環境衛生班、四街道警察署
6 交通規制	四街道警察署、関係機関
7 広報	本部事務局、企画調整・広報班
8 防疫及び清掃	保健医療班、環境衛生班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 応急活動体制、2 情報の収集、伝達、3 消防活動、4 救出救護活動、5 遺体の収容、6 交通規制、7 広報
応急復旧	8 防疫及び清掃

発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株式会社、国、県、関係市町村等の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、富里市、栄町、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

1 応急活動体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

5 遺体の収容 <環境衛生班、四街道警察署>

原則として市が、遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第1章第11節「遺体の収容、処置」に準じる。

6 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

市は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用や広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者、地域住民等に対して以下のとおり広報を行う。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難の指示及び避難先の指示
- ③ 地域住民等への協力依頼
- ④ その他必要な事項

8 防疫及び清掃 <保健医療班、環境衛生班>

防疫については、事故機が国際線である場合には、成田空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第1章第12節第1「防疫・保健衛生」に準じ、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、成田空港区域内の場合は成田国際空港株式会社が、その他(市内)の場合は第1章第12節第2「廃棄物処理」に準じて応急対策を講ずることとする。

第5節 鉄道事故災害対策計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報収集・伝達体制	本部事務局、消防本部班、関係機関
2 相互協力・派遣要請	本部事務局、総務班、関係機関
3 消防活動	消防本部班、消防署班、関係機関
4 救急・救助	保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関
5 交通規制	四街道警察署、関係機関
6 避難	福祉班、土木班、四街道警察署、関係機関
7 事業者による応急・復旧対策	関係事業所

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

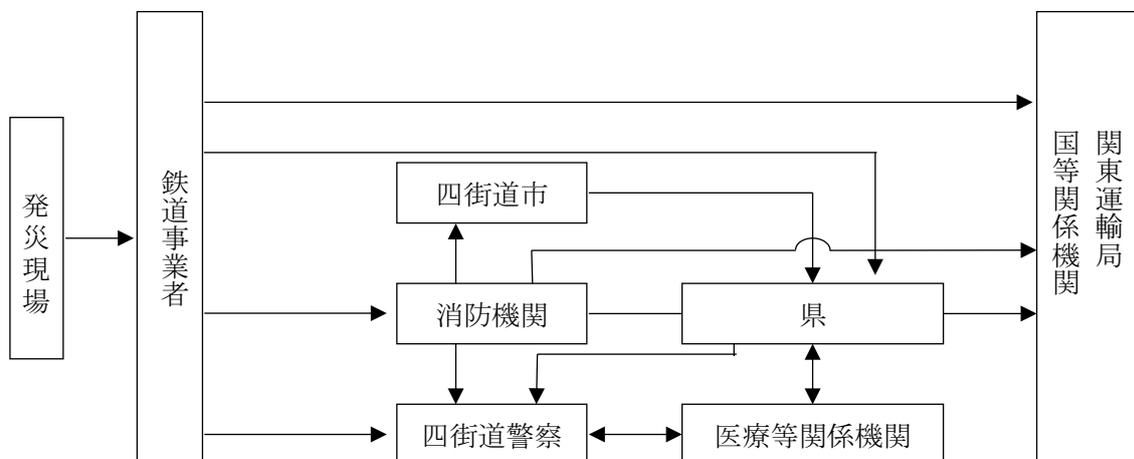
【活動目標】

応急～応急復旧	1 情報収集・伝達体制、2 相互協力・派遣要請、3 消防活動、4 救急・救助、5 交通規制、6 避難、7 事業者による応急・復旧対策
---------	--

1 情報収集・伝達体制 <本部事務局、消防本部班、関係機関>

市及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

■鉄道事故災害時の情報収集及び伝達体制



■関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
総務部安全防災・ 危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全指導課。(NTT電話：045-211-7240)

鉄道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客 鉄道(株)千葉 支社	千葉総合 指令室	640- 721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

2 相互協力・派遣要請 <本部事務局、総務班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、バス事業者等においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

市及び県は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 消防活動 <消防本部班、消防署班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防機関は、速やかに事故等の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

4 救急・救助 <保健医療班、消防本部班、消防署班、関係機関>

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、必要に応じて救急・救助活動を実施機関に協力要請する。

市や県、国等は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材等を確保し効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

5 交通規制 <四街道警察署、関係機関>

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

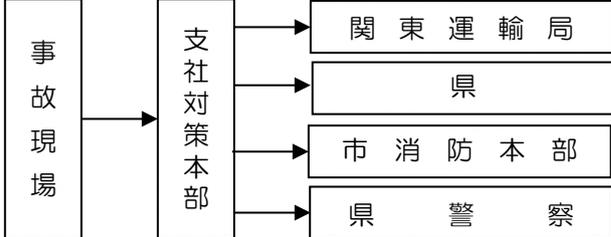
6 避難 <福祉班、土木班、四街道警察署、関係機関>

発災時には、市や警察等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他

の避難に資する情報の提供に努める。市は、必要に応じて避難所を開設する。

7 事業者による応急・復旧対策 <関係事業所>

事業者	概要
<p>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</p>	<p>[応急・復旧対策]</p> <p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</p> <p>(1)災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生により輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を的確に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2)自衛消防隊</p> <p>自衛消防隊は、市の消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</p> <p>(3)救護</p> <p>千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</p> <p>[情報連絡体制]</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --> B[支社対策本部] B --> C[関東運輸局] B --> D[県] B --> E[市消防本部] B --> F[県警察] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び市消防本部に連絡する。</p>

災害
応急
対策
編

第6節 道路事故災害対策計画

多数の死傷者等が出るおそれのある道路災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

想定する道路事故は、橋梁の落下、斜面や擁壁の崩落、落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 活動体制	本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、関係機関
2 応急活動	本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関

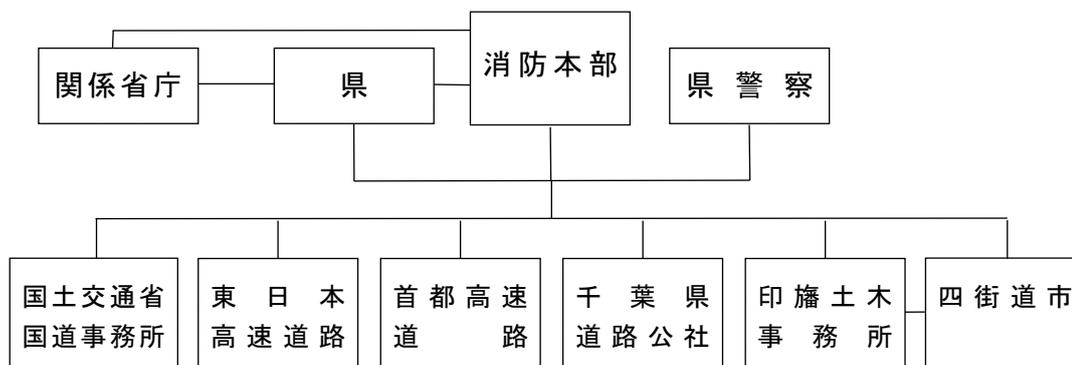
【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 活動体制、2 応急活動
---------	---------------

■情報連絡系統



1 活動体制 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、関係機関>

道路災害の発生に伴う人命の救助や被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとる。また、県及び市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとる。

2 応急活動 <本部事務局、土木班、道路班、消防本部班、消防署班、四街道警察署、関係機関>

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者や消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく消防本部及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

災害
応急
対策
編

第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報連絡	本部事務局、道路班、消防本部班、関係機関
2 流出危険物等の拡散防止及び除去	道路班、消防本部班、関係機関
3 交通規制	道路班、四街道警察署、関係機関
4 避難	本部事務局、四街道警察署
5 広報	本部事務局、企画調整・広報班

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

応急～応急復旧	1 情報連絡、2 流出危険物等の拡散防止及び除去、3 交通規制、4 避難、5 広報
---------	---

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故における応急対策を実施する。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

1 情報連絡 <本部事務局、道路班、消防本部班、関係機関>

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

2 流出危険物等の拡散防止及び除去 <道路班、消防本部班、関係機関>

輸送事業者や道路管理者等は、防除活動を実施する。

3 交通規制 <道路班、四街道警察署、関係機関>

道路管理者及び警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

4 避難 <本部事務局、四街道警察署>

市及び警察は、流出した危険物等の性質、量、気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

5 広報 <本部事務局、企画調整・広報班>

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示を踏まえた警戒情報を広報する。

第7節 放射性物質事故対策計画

県内には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に規定される原子力事業者の立地はないが、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在し、市内にも、少数ながらも放射性物質取扱事業所が存在している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、拡散した放射性物質により、市においても、農産物の出荷制限、局所的な土壌汚染及び汚染された廃棄物の処分方法の問題といったことが生じ、市民生活や社会活動等にさまざまな影響が及んだ。

さらには、核燃料物質の輸送途中の車両が不慮の事故により、放射線物質事故が起こることも懸念される。

これらのことから、事故発生時の影響の甚大性を考慮し、放射性物質事故対策について定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 情報の収集・連絡	本部事務局、消防本部班、県、四街道警察署、関係事業所
(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡	
(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡	
(3) 県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡	
2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	本部事務局、県
3 応急活動体制	本部事務局
4 事業者による応急対策活動の実施	関係事業所
5 避難等の防護対策	本部事務局、県
6 広域避難	本部事務局、建築班
(1) 広域避難の調整手続き等	
(2) 広域避難者への支援	
7 緊急時被ばく医療体制	保健医療班、県、関係機関
8 広報相談活動	本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班
9 飲料水や飲食物の摂取制限等	本部事務局、水道供給班、県
10 災害復旧対策	本部事務局、保健医療班、環境衛生班、水道供給班、県、関係事業所、関係機関
(1) 汚染された土壌等の除去等の措置	
(2) 各種制限措置等の解除	
(3) 被災市民の健康管理	
(4) 風評被害対策	
(5) 廃棄物等の適正な処理	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

<p>応急～応急復旧</p>	<p>1 情報の収集・連絡、2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施、3 応急活動体制、4 事業者による応急対策活動の実施、5 避難等の防護対策、6 広域避難、7 緊急時被ばく医療体制、8 広報相談活動、9 飲料水や飲食物の摂取制限等、10 災害復旧対策</p>
----------------	---

■想定する放射性物質事故

種別	想定する事象
市内の放射性物質取扱事業所からの漏えい	市内の放射性物質取扱事業所は、原子力災害対策特別措置法の対象事業所には該当せず、大量の放射線が放出される事故の可能性はないが、人為的ミスや地震、火災等の自然災害などにより、放射性物質の漏えいによる放射線障害の発生を想定する。
核燃料物質の輸送中における事故の想定	燃料物質の運搬については、そのルートや時期等は非公開であるが、市は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出する事態を想定する。
茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故の想定	茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

災害
応急
対策
編

1 情報の収集・連絡 <本部事務局、消防本部班、県、四街道警察署、関係事業所>

(1) 市内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、県、市、消防本部、警察及び国の関係機関に通報する。事故情報等については、随時、連絡を行う。

(2) 放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における放射性物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、ちば消防共同指令センター、県、警察及び国の関係機関に通報する。

(3) 県外の原子力事業所に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は、県と連携し、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うこととする。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施 <本部事務局、県>

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、調査実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

市は、県が実施したモニタリングの活動状況を把握するとともに、必要に応じて放射線量の測定等を実施する。

3 応急活動体制 <本部事務局>

放射性物質事故により被害が発生又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

4 事業者による応急対策活動の実施 <関係事業所>

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がりや汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

5 避難等の防護対策 <本部事務局、県>

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護するため、状況により防護措置が必要と判断したとき、又は県より要請があったときは、市民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

6 広域避難 <本部事務局、建築班>

(1) 広域避難の調整手続き等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、他の市町村長と協議を行う。市町村間による協議が困難な場合は、県に受入先市町村の選定等を要請する。

なお、他の市町村長より広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。

イ 都道府県域を超える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、市は、県に要請する。この場合、県は他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援する。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受ける。

市は、県より他の広域避難者の受入れの要請があったときは、市内の被災状況から受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れる。

(2) 広域避難者への支援

ア 避難者情報の提供

住所地(避難前住所地)の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となる。市は、市外からの避難者を受け入れた場合、避難者から避難先等に関する情報を収集し、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

7 緊急時被ばく医療体制 <保健医療班、県、関係機関>

県は、必要に応じ、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

市は、県の実情があった場合は、これに必要な協力を行う。

8 広報相談活動 <本部事務局、企画調整・広報班、市民窓口班>

市は、放射性物質事故が発生した場合、市民等が動揺と混乱を起こすことなく、秩序ある行動がとれるよう、モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

9 飲料水や飲食物の摂取制限等 <本部事務局、水道供給班、県>

市は、県と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

10 災害復旧対策 <本部事務局、保健医療班、環境衛生班、水道供給班、県、関係事業所、関係機関>

(1) 汚染された土壌等の除去等の措置

市は、県と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。また、放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 被災市民の健康管理

市は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談やこころのケアを実施する。

(4) 風評被害対策

市は、県・国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、県・国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう必要な措置を講ずる。

第8節 大規模停電事故対策計画

市域において大規模停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切に応急対策等を講じるため、市や事業者等がとるべき行動を定める。

【実施機関】

項目	担当(所属等)
1 応急活動体制	本部事務局
2 情報収集・伝達	本部事務局、東京電力パワーグリッド(株)
3 電力事業者の応急対策	東京電力パワーグリッド(株)
(1) 停電情報の広報	
(2) 停電復旧作業	
4 市の応急対策	本部事務局、企画調整・広報班、土木班、道路班、水道供給班、関係機関
(1) 市による支援	
(2) 通信手段の確保	
(3) 燃料、電源等の確保	
(4) 応急給水	
(5) 市民等への広報	

【自助・共助の役割】

市民	・信頼できる情報提供機関による正しい情報の把握に関すること
----	-------------------------------

【活動目標】

初動～緊急～応急	1 応急活動体制、2 情報収集・伝達、3 電力事業者の応急対策、4 市の応急対策
----------	--

1 応急活動体制 <本部事務局>

市は、停電事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達 <本部事務局、東京電力パワーグリッド(株)>

市は、東京電力パワーグリッド(株)から停電状況について情報を収集するとともに、市への通報による情報等により、戸別の停電状況を把握するよう努め、それらの情報を東京電力パワーグリッド(株)と共有する。

3 電力事業者の応急対策 <東京電力パワーグリッド(株)>

(1) 停電情報の広報

東京電力パワーグリッド(株)は、市民からの通報などのさまざまな停電に関する情報について収集するとともに、関係機関に連絡・ホームページへの情報公開に努める。

また、停電の復旧見込時間について、可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

(2) 停電復旧作業

東京電力パワーグリッド(株)は、復旧作業に注力する。なお、早期電力復旧が困難と判断したときは、他エリア・他電力からの支援を要請するなど、可能な限り迅速な復旧に努める。

4 市の応急対策<本部事務局、企画調整・広報班、土木班、道路班、水道供給班、関係機関>

(1) 市による支援

停電復旧の妨げとなる倒木等が多数あり、東京電力パワーグリッド(株)の復旧作業に支障となる場合は、市は、復旧作業を支援する。また、状況によっては、県知事へ自衛隊の派遣を要請する。

(2) 通信手段の確保

ア 非常用電源の利用

非常用電源を備える各施設においては、電源設備の速やかな稼働により給電機能を維持し、通信手段及び非常時の業務継続性を確保する。

イ 市民等への通信環境の提供

① 通信機器等の提供

各避難所において、災害時用公衆電話を設置することにより、市民の通信手段の確保に努める。

市は、通信事業者に対し、不通地域における特設公衆電話の運用・追加設置や電源車・移動基地局車等の配備等を要請する。

② 充電環境の提供

市民の通信手段の要である携帯電話やスマートフォンの充電等に対応するため、市役所や指定避難所等において、充電環境を整備、提供する。

(3) 燃料、電源等の確保

ア 燃料の確保

市は、停電により燃料供給が滞ることに備えるため、協定その他の方法により、非常用発電機や自動車等への給油用の燃料の確保、調達に努める。

イ 電源車等による電力供給

電源を喪失した施設に対し、電源車の配備を検討する。その際、医療機関や要配慮者利用施設については優先的に手配する。

なお、電源車の配備にあたり、高圧電源車の場合は、電気主任技術者の立会いが必要であることに留意する。

(4) 応急給水

停電により断水する地域への飲料水供給については、第1章第7節第2「1 応急給水」に準じる。

(5) 市民等への広報

市は、上記内容をはじめとする応急対策の実施状況について、防災行政無線、広報車等を通じて広報する。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊、折損等による感電事故及び電気火災を未然に防止するため、市民に対し、以下の事項を中心に広報を行う。

① 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報する。

- ② 断線垂下している電線には、絶対にさわらない。
- ③ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しない。
- ④ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切る。
- ⑤ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れがないことや、器具の安全を確認する。
- ⑥ その他事故防止のため留意すべき事項。

■共通項目

部	担当項目		頁	
各班	第 1 章 震災対策計画		1	
	第 1 節 応急活動体制	1 防災配備指令と配備体制	2	
		2 災害警戒本部	5	
		3 災害対策本部	7	
	第 2 節 情報の収集・ 伝達	第 1 非常時の通信体制		17
		2 有線通信網の利用方法	20	
		3 有線通信が途絶した場合の措置	21	
		4 無線通信の運用	21	
		第 2 災害情報の収集・伝達		23
		2 被害情報の収集・伝達	24	
		3 被害調査及び報告	25	
	第 3 節 災害救助法の 適用	2 救助業務の実施者	36	
	第 4 節 避難活動	7 広域避難等への対応	47	
	第 16 節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第 2 活動体制の確立		112
		2 災害警戒本部の設置	112	
	第 17 節 日本海溝・千 島海溝周辺海 溝型地震防災 対策推進計画	第 5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項		116
		1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	116	
		2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	116	
		3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等	116	
		4 市のとるべき措置	117	
	第 2 章 風水害対策計画		119	
	第 1 節 応急活動体制	1 防災配備指令と配備体制	120	
		2 災害警戒本部	123	
3 災害対策本部		125		
第 2 節 情報の収集・ 伝達	第 1 非常時の通信体制		135	
	2 有線通信網の利用方法	137		
	3 有線通信が途絶した場合の措置	138		
	4 無線通信の運用	138		

		第2 災害情報の収集・伝達	140
		4 被害情報の収集・伝達	147
		5 被害調査及び報告	148
	第3節 災害救助法の 適用	2 救助業務の実施者	158
	第5節 避難活動	7 広域避難等への対応	175

■各班

部	担当項目		頁
第1章 震災対策計画			
本部事務局	第1節 応急活動体制	3 災害対策本部	7
	第2節 情報の収集・ 伝達	第1 非常時の通信体制	17
		1 通信連絡系統	17
		2 有線通信網の利用方法	20
		3 有線通信が途絶した場合の措置	21
		4 無線通信の運用	21
		第2 災害情報の収集・伝達	23
		1 地震情報の収集・伝達	23
		2 被害情報の収集・伝達	24
		3 被害調査及び報告	25
		4 県に対する被害報告	28
		5 国に対する被害報告	28
		第3 広報活動	29
		1 広報内容	30
		2 報道機関への発表	31
		3 市民への広報	32
	5 市民等の各種相談窓口	32	
	第4節 避難活動	1 避難の指示等	40
		3 指定避難所の開設	44
		7 広域避難等への対応	47
第5節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49	
第10節 交通対策及び 震災警備	第1 緊急輸送体制の整備	85	
	2 緊急輸送体制	86	
第15節 帰宅困難者等 対策	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	106	
	2 大規模集客施設、駅等における対応	106	
	3 帰宅困難者等の把握と情報提供	107	

		4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	107
		5 帰宅困難者支援等	107
	第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	第2 活動体制の確立	112
		警戒体制<危機管理監>	112
		第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	112
		1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達	113
		2 広報活動	113
		3 広聴活動	114
	第17節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第5 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	116
		1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	116
市民窓口班	第2節 情報の収集・伝達	第3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32
		5 市民等の各種相談窓口	32
	第11節 遺体の収容、処置	3 遺体の収容・安置	93
	第16節 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	112
		3 広聴活動	114
調査班	第14節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	103
管財・財政班	第3節 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用基準・条件	34
		3 災害救助法の適用手続き	37
		4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	38
	第6節 消防活動	6 行方不明者の搜索	59
	第7節 救援・救護活動	第1 医療・救護	60
		8 震災時医療の費用負担	63
		第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	65
		1 応急給水	66
		2 食料の供給	66
		3 生活関連物資の供給	68
	第8節 建築物・住宅の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	71
		2 被災住宅の応急修理	72
		3 住宅敷地内障害物の除去	73

	第10節 交通対策及び 震災警備	第1 緊急輸送体制の整備	85
		1 緊急通行車両の確保	85
		2 緊急輸送体制	86
	第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第2 廃棄物処理	97
		3 倒壊家屋の除去	98
	第13節 教育対策	2 学用品の調達・支給	101
企画調整・ 広報班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	29
		1 広報内容	30
		2 報道機関への発表	31
		3 市民への広報	32
		5 市民等の各種相談窓口	32
	第15節 帰宅困難者等 対策	5 帰宅困難者支援等	107
第16節 南海トラフ地 震に係る周辺 地域としての 対応計画	第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に伴う情報収集・伝達	112	
	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達	113	
	2 広報活動	113	
福祉班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32
	第4節 避難活動	4 指定避難所の運営	44
		6 指定福祉避難所の開設及び運営	46
	第5節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49
		2 指定避難所生活への対応	49
	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	65
		2 食料の供給	66
		3 生活関連物資の供給	68
	第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	95
2 保健衛生活動		96	
第14節 被災者の支援	2 義援金品	104	
保健医療班	第4節 避難活動	4 指定避難所の運営	44
		5 避難所外避難者への対応	46
	第5節 要配慮者対策	2 指定避難所生活への対応	49

	第7節 救援・救護活動	第1 医療・救護	60
		1 医療救護体制	61
		2 災害医療情報の収集	62
		3 救護班等の応援の要請	62
		4 救護所の開設	62
		5 後方医療機関への応援要請	63
		6 医薬品等の応援要請	63
		7 傷病者等の搬送	63
	8 震災時医療の費用負担	63	
	第11節 遺体の収容、 処置	2 遺体の検案	93
第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	95	
	1 防疫活動	95	
	2 保健衛生活動	96	
子育て支援 班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動	29
		4 要配慮者への広報	32
	第5節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	49
	第13節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	100
環境衛生班	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	87
		1 障害物の除去	87
	第11節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	93
		4 火葬・埋葬	93
	第12節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生	95
		1 防疫活動	95
		3 ペット対策	96
		第2 廃棄物処理	97
		1 生活ごみの処理	97
		2 し尿の収集・処理	98
3 倒壊家屋の除去		98	
4 環境大臣による廃棄物の処理の代行		99	
物資供給班	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	65
		2 食料の供給	66
		3 生活関連物資の供給	68
土木班	第4節 避難活動	2 避難	42

	第8節 建築物・住宅 の応急対策	3 住宅敷地内障害物の除去	73	
		4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動	73	
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	75	
		1 道路・橋梁	75	
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	87	
		1 障害物の除去	87	
		第3 交通規制	88	
		6 交通情報の収集及び提供	89	
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	92	
	建築班	第8節 建築物・住宅 の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	71
2 被災住宅の応急修理			72	
3 住宅敷地内障害物の除去			73	
4 建築物の応急危険度判定活動・被災宅地の危険度判定活動			73	
第10節 交通対策及び 震災警備		第2 障害物の除去	87	
		1 障害物の除去	87	
		第3 交通規制	88	
		6 交通情報の収集及び提供	89	
第11節 遺体の収容、 処置		1 遭難者等の搜索	92	
道路班		第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	75
	1 道路・橋梁		75	
	第10節 交通対策及び 震災警備	第2 障害物の除去	87	
		1 障害物の除去	87	
		第3 交通規制	88	
		1 道路管理者の通行禁止又は制限	88	
		6 交通情報の収集及び提供	89	
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	92	
	水道供給班	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	65
			1 応急給水	66
第9節 都市施設等の 応急対策		第2 ライフライン施設の応急対応	76	
		1 水道施設	77	

下水道班	第9節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	76
		2 下水道施設	77
避難所班	第4節 避難活動	3 指定避難所の開設	44
		4 指定避難所の運営	44
		5 避難所外避難者への対応	46
	第7節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	65
		2 食料の供給	66
	3 生活関連物資の供給	68	
第15節 帰宅困難者等 対策	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	107	
教育復旧班	第13節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	100
		2 学用品の調達・支給	101
		3 学校給食の措置	102
		4 文化財の保護	102
消防本部班	第2節 情報の収集・ 伝達	第2 災害情報の収集・伝達	23
		1 地震情報の収集・伝達	23
		4 県に対する被害報告	28
	第6節 消防活動	1 消防通信施設の現況	52
		2 初動体制	52
		3 火災防ぎょ活動	54
		4 危険物施設等の応急対策	55
		5 救急・救助活動	56
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	75
		2 水防活動	75
第10節 交通対策及び 震災警備	第3 交通規制	88	
	5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	89	
第14節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	103	
消防署班	第4節 避難活動	2 避難	42
		1 消防通信施設の現況	52
	第6節 消防活動	2 初動体制	52
		3 火災防ぎょ活動	54
		5 救急・救助活動	56
		6 行方不明者の搜索	59
	第7節 救援・救護活 動	第1 医療・救護	60
7 傷病者等の搬送		63	

	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	75
		2 水防活動	75
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	92
消防団班	第4節 避難活動	2 避難	42
	第6節 消防活動	2 初動体制	52
		3 火災防ぎょ活動	54
		5 救急・救助活動	56
		6 行方不明者の搜索	59
	第9節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	75
		2 水防活動	75
	第11節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	92
第2章 風水害対策計画			
本部事務局	第1節 応急活動体制	3 災害対策本部	125
	第2節 情報の収集・ 伝達	第1 非常時の通信体制	135
		1 通信連絡系統	135
		2 有線通信網の利用方法	137
		3 有線通信が途絶した場合の措置	138
		4 無線通信の運用	138
		第2 災害情報の収集・伝達	140
		1 風水害に関する情報の収集	141
		2 気象注意報・警報等の種類、発表基準等	141
		3 水防情報	146
		4 被害情報の収集・伝達	147
		5 被害調査及び報告	148
		6 県に対する被害報告	151
		7 国に対する被害報告	151
		第3 広報活動	152
		1 広報内容	153
		2 報道機関への発表	154
		3 市民への広報	155
		5 市民等の各種相談窓口	155
		第4節 水防活動	3 水防配備体制

	第5節 避難活動	1 警戒レベルを用いた避難情報の発令	165	
		3 指定避難所の開設	172	
		7 広域避難等への対応	175	
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	177	
	第11節 交通対策及び 災害警備	第1 緊急輸送体制の整備		212
		2 緊急輸送体制	213	
	第16節 帰宅困難者等 対策	1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	233	
		2 大規模集客施設、駅等における対応	233	
		3 帰宅困難者等の把握と情報提供	234	
		4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	234	
		5 帰宅困難者支援等	234	
市民窓口班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動		152
		4 要配慮者への広報	155	
	5 市民等の各種相談窓口	155		
	第12節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置	220	
調査班	第15節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	230	
管財・財政 班	第3節 災害救助法の 適用	1 災害救助法の適用基準・条件	156	
		3 災害救助法の適用手続き	159	
		4 災害救助法による救助の種類、方法、費用の範囲	160	
	第7節 消防活動	6 行方不明者の搜索	187	
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護		188
		8 災害時医療の費用負担	191	
		第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給		193
		1 応急給水	194	
		2 食料の供給	194	
	第9節 建築物・住宅 の応急対策	3 生活関連物資の供給	196	
		1 応急仮設住宅の建設	199	
		2 被災住宅の応急修理	200	
	第11節 交通対策及び 災害警備	3 住宅敷地内障害物の除去	201	
		第1 緊急輸送体制の整備		212
		1 緊急通行車両の確保	212	
第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	2 緊急輸送体制	213		
	第2 廃棄物処理		224	
		3 倒壊家屋の除去	225	

	第14節 教育対策		2 学用品の調達・支給	228
企画調整・ 広報班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動		152
		1 広報内容	153	
		2 報道機関への発表	154	
		3 市民への広報	155	
	5 市民等の各種相談窓口	155		
第16節 帰宅困難者等 対策		5 帰宅困難者支援等	234	
福祉班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動		152
		4 要配慮者への広報	155	
	第5節 避難活動	4 指定避難所の運営	172	
		6 指定福祉避難所の開設及び運営	174	
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応	177	
		2 指定避難所生活への対応	177	
	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給		193
		2 食料の供給	194	
		3 生活関連物資の供給	196	
	第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生		222
2 保健衛生活動		223		
第15節 被災者の支援		2 義援金品	231	
保健医療班	第5節 避難活動	4 指定避難所の運営	172	
		5 避難所外避難者への対応	174	
	第6節 要配慮者対策	2 指定避難所生活への対応	177	
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護		188
		1 医療救護体制	189	
		2 災害医療情報の収集	190	
		3 救護班等の応援の要請	190	
		4 救護所の開設	190	
		5 後方医療機関への応援要請	191	
		6 医薬品等の応援要請	191	
7 傷病者等の搬送		191		
8 災害時医療の費用負担	191			

	第12節 遺体の収容、 処置		2 遺体の検案	220
	第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生		222
		1 防疫活動		222
		2 保健衛生活動		223
子育て支援 班	第2節 情報の収集・ 伝達	第3 広報活動		152
		4 要配慮者への広報		155
	第6節 要配慮者対策	1 要配慮者への対応		177
	第14節 教育対策	1 応急教育・保育の実施		227
環境衛生班	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去		214
		1 障害物の除去		214
	第12節 遺体の収容、 処置	3 遺体の収容・安置		220
		4 火葬・埋葬		220
	第13節 保健衛生・防 疫・廃棄物対 策	第1 防疫・保健衛生		222
		1 防疫活動		222
		3 ペット対策		223
		第2 廃棄物処理		224
		1 生活ごみの処理		224
		2 し尿の収集・処理		225
	3 倒壊家屋の除去		225	
	4 環境大臣による廃棄物の処理の代行		226	
物資供給班	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給		193
		2 食料の供給		194
		3 生活関連物資の供給		196
土木班	第4節 水防活動	2 水防組織		161
		3 水防配備体制		162
	第5節 避難活動	2 避難		170
	第9節 建築物・住宅 の応急対策	3 住宅敷地内障害物の除去		201
	第10節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策		202
	1 道路・橋梁		202	

	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	214
		1 障害物の除去	214
		第3 交通規制	215
		6 交通情報の収集及び提供	216
		1 遭難者等の搜索	219
建築班	第9節 建築物・住宅 の応急対策	1 応急仮設住宅の建設	199
		2 被災住宅の応急修理	200
		3 住宅敷地内障害物の除去	201
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	214
		1 障害物の除去	214
第3 交通規制	215		
6 交通情報の収集及び提供	216		
第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	219	
道路班	第10節 都市施設等の 応急対策	第1 公共施設の応急対策	202
		1 道路・橋梁	202
	第11節 交通対策及び 災害警備	第2 障害物の除去	214
		1 障害物の除去	214
		第3 交通規制	215
	1 道路管理者の通行禁止又は制限	215	
	6 交通情報の収集及び提供	216	
第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	219	
水道供給班	第8節 救援・救護活 動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	193
		1 応急給水	194
	第10節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	203
1 水道施設		204	
下水道班	第10節 都市施設等の 応急対策	第2 ライフライン施設の応急対応	203
		2 下水道施設	204
避難所班	第5節 避難活動	3 指定避難所の開設	172
		4 指定避難所の運営	172
		5 避難所外避難者への対応	174

	第8節 救援・救護活動	第2 飲料水、食料、生活関連物資の供給	193
		2 食料の供給	194
		3 生活関連物資の供給	196
	第16節 帰宅困難者等 対策	4 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	234
教育復旧班	第14節 教育対策	1 応急教育・保育の実施	227
		2 学用品の調達・支給	228
		3 学校給食の措置	229
		4 文化財の保護	229
消防本部班	第2節 情報の収集・ 伝達	第2 災害情報の収集・伝達	140
		6 県に対する被害報告	151
	第4節 水防活動	1 水防計画	161
		2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第7節 消防活動	1 消防通信施設の現況	180
		2 初動体制	180
		3 火災防ぎょ活動	182
		4 危険物施設等の応急対策	183
		5 救急・救助活動	184
	第11節 交通対策及び 災害警備	第3 交通規制	215
		5 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等	216
	第15節 被災者の支援	1 罹災証明書の発行	230
消防署班	第4節 水防活動	1 水防計画	161
		2 水防組織	161
		3 水防配備体制	162
	第5節 避難活動	2 避難	170
	第7節 消防活動	1 消防通信施設の現況	180
		2 初動体制	180
		3 火災防ぎょ活動	182
		5 救急・救助活動	184
		6 行方不明者の搜索	187
	第8節 救援・救護活 動	第1 医療・救護	188
		7 傷病者等の搬送	191
第12節 遺体の収容、 処置	1 遭難者等の搜索	219	

消防団班	第4節 水防活動	1	水防計画	161
		2	水防組織	161
		3	水防配備体制	162
	第5節 避難活動	2	避難	170
	第7節 消防活動	2	初動体制	180
		3	火災防ぎょ活動	182
		5	救急・救助活動	184
		6	行方不明者の搜索	187
	第12節 遺体の収容、 処置	1	遭難者等の搜索	219
	第3章 火山噴火対策計画			
本部事務局	第1節 富士山等の降 灰対策	1	応急活動体制	236
		2	火山情報の収集	237
		3	火山情報の伝達	238
		4	降灰対策	238
企画調整・ 広報班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
保健医療班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
環境衛生班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
土木班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
道路班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
水道供給班	第1節 富士山等の降 灰対策	4	降灰対策	238
第4章 大規模事故対策計画				
本部事務局	第1節 市で想定され る大規模事故 災害	1	対象とする大規模事故災害	240
		2	大規模事故災害時の体制	241
		3	情報収集・報告	241

	第2節 大規模火災対策計画	1 応急活動体制	243	
		2 情報収集・伝達体制	243	
	第3節 危険物等災害対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）	245	
		2 市及び関係機関の措置	246	
		第2 高压ガス	247	
		2 市及び関係機関の措置	248	
		第3 火薬類	249	
		2 市及び関係機関の措置	249	
		第4 毒物劇物	251	
		2 市及び関係機関の措置	251	
		第4節 航空機事故災害対策計画	1 応急活動体制	252
			2 情報の収集・伝達	253
7 広報	254			
第5節 鉄道事故災害対策計画	1 情報収集・伝達体制	255		
	2 相互協力・派遣要請	256		
第6節 道路事故災害対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	258		
	1 活動体制	258		
	2 応急活動	259		
	第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	260		
	1 情報連絡	260		
	4 避難	260		
	5 広報	261		
第7節 放射性物質事故対策計画	1 情報の収集・連絡	263		
	2 緊急時における放射線モニタリング等活動の実施	263		
	3 応急活動体制	264		
	5 避難等の防護対策	264		
	6 広域避難	264		
	8 広報相談活動	265		
	9 飲料水や飲食物の摂取制限等	265		
	10 災害復旧対策	265		
	第8節 大規模停電事故対策計画	1 応急活動体制	267	
2 情報収集・伝達		267		
4 市の応急対策		268		
総務班	第5節 鉄道事故災害対策計画	2 相互協力・派遣要請	256	
市民窓口班	第7節 放射性物質事故対策計画	8 広報相談活動	265	

管財・財政班	第2節 大規模火災対策計画		3 災害救助法の適用	243
企画調整・ 広報班	第4節 航空機事故災害対策計画		7 広報	254
	第6節 道路事故災害対策計画	第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画	5 広報	260
	第7節 放射性物質事故対策計画		8 広報相談活動	265
	第8節 大規模停電事故対策計画		4 市の応急対策	268
	福祉班	第2節 大規模火災対策計画		7 避難
			8 救援・救護	244
第3節 危険物等災害対策計画		第1 危険物（消防法第2条第7号）		245
			2 市及び関係機関の措置	246
第5節 鉄道事故災害対策計画			6 避難	256
保健医療班	第2節 大規模火災対策計画		5 救急・救助	244
			8 救援・救護	244
	第3節 危険物等災害対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		245
			2 市及び関係機関の措置	246
	第4節 航空機事故災害対策計画		4 救出救護活動	253
			8 防疫及び清掃	254
	第5節 鉄道事故災害対策計画		4 救急・救助	256
	第7節 放射性物質事故対策計画		7 緊急時被ばく医療体制	265
		10 災害復旧対策	265	
環境衛生班	第4節 航空機事故災害対策計画		5 遺体の収容	254
			8 防疫及び清掃	254

	第7節 放射性物質事 故対策計画	10 災害復旧対策	265	
土木班	第2節 大規模火災対 策計画	7 避難	244	
	第5節 鉄道事故災害 対策計画	6 避難	256	
	第6節 道路事故災害 対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処 するための計画		258
		1 活動体制	258	
		2 応急活動	259	
第8節 大規模停電事 故対策計画	4 市の応急対策	268		
建築班	第7節 放射性物質事 故対策計画	6 広域避難	264	
道路班	第3節 危険物等災害 対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		245
		2 市及び関係機関の措置	246	
	第6節 道路事故災害 対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処 するための計画		258
		1 活動体制	258	
		2 応急活動	259	
		第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の 流出に対処するための計画		260
		1 情報連絡	260	
		2 流出危険物等の拡散防止及び除去	260	
		3 交通規制	260	
	第8節 大規模停電事 故対策計画	4 市の応急対策	268	
	水道供給班	第7節 放射性物質事 故対策計画	9 飲料水や飲食物の摂取制限等	265
10 災害復旧対策			265	
第8節 大規模停電事 故対策計画		4 市の応急対策	268	

避難所班	第2節 大規模火災対策計画	7 避難	244
	第3節 危険物等災害対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）	245
		2 市及び関係機関の措置	246
消防本部班	第1節 市で想定される大規模事故災害	2 大規模事故災害時の体制	241
		3 情報収集・報告	241
	第2節 大規模火災対策計画	1 応急活動体制	243
		2 情報収集・伝達体制	243
		4 消防活動	244
	第3節 危険物等災害対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）	245
		2 市及び関係機関の措置	246
		第2 高圧ガス	247
		2 市及び関係機関の措置	248
		第3 火薬類	249
		2 市及び関係機関の措置	249
		第4 毒物劇物	251
	2 市及び関係機関の措置	251	
	第4節 航空機事故災害対策計画	1 応急活動体制	252
		2 情報の収集・伝達	253
		3 消防活動	253
		4 救出救護活動	253
	第5節 鉄道事故災害対策計画	1 情報収集・伝達体制	255
		3 消防活動	256
		4 救急・救助	256
	第6節 道路事故災害対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画	258
1 活動体制		258	
2 応急活動		259	
第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画		260	
1 情報連絡		260	
2 流出危険物等の拡散防止及び除去	260		
第7節 放射性物質事故対策計画	1 情報の収集・連絡	263	

災害応急対策編
実施機関別取組み一覧

消防署班	第2節 大規模火災対策計画	4 消防活動	244	
		5 救急・救助	244	
	第3節 危険物等災害対策計画	第1 危険物（消防法第2条第7号）		245
		2 市及び関係機関の措置	246	
		第2 高圧ガス		247
		2 市及び関係機関の措置	248	
		第3 火薬類		249
		2 市及び関係機関の措置	249	
		第4 毒物劇物		251
		2 市及び関係機関の措置	251	
	第4節 航空機事故災害対策計画	3 消防活動	253	
		4 救出救護活動	253	
	第5節 鉄道事故災害対策計画	3 消防活動	256	
		4 救急・救助	256	
第6節 道路事故災害対策計画	第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画		258	
	2 応急活動	259		
消防団班	第2節 大規模火災対策計画	4 消防活動	244	
		5 救急・救助	244	
		7 避難	244	